

# 非行問題 2019

ISSN 0288-8548 No.225

巻頭論文

「育て直し」と「育ち合い」

～児童自立支援施設の支援のあり方とは～

林 功 三

特 集

これからの社会的養育に向けた、

児童自立支援施設における支援のあり方とは

全国児童自立支援施設協議会



# 非行問題

2019

---



## 児童自立支援施設

児童自立支援施設は、犯罪などの不良行為をしたり、するおそれがある児童や、家庭環境等から生活指導を要する児童を入所または通所させ、必要な指導を行って自立を支援する児童福祉施設です。全国に五十八施設あり、約千四百人の児童が入所しています。

非行問題の対応に加え、他の児童福祉施設では対応が難しいケースの受け皿としての役割もあり、退所後の児童に対しての必要な相談や援助も行っています。

歴史的には、「感化院」「少年教護院」「教護院」という名称の変遷があり、平成十年四月に「児童自立支援施設」となりました。

名称は変わっても、家庭環境に恵まれない子どもたちと、それを支える各施設の営みは変わらず、『枠のある生活』を基盤とし、子どもの育て直しや立ち直り、社会的自立に向けた支援を実施しています。

# 目次

巻頭言 ..... 三浦辰也 1

## 巻頭論文

「育て直し」と「育ち合い」

「児童自立支援施設の支援のあり方とは」 ..... 林功三 4

## 特集 これからの社会的養育に向けた、

### 児童自立支援施設における支援のあり方とは

① 入所児童の複雑化によって求められる

支援のあり方について ..... 青木昭宏 51

② これからの社会的養育に向けた、

児童自立支援施設における支援のあり方とは

役割演技と集団凝集への取り組み

～クリスマスコンサートでの実践～

宮川 哲弥  
鈴木 雅典  
61

③ これからの社会的養育に向けた

自立支援施設における支援のあり方とは

～崩壊からの立て直しを中心にして～

玄間 正彦  
80

④ これからの社会的養育に向けた

児童自立支援施設における支援のあり方とは

「新しい社会的養育ビジョン」を通して考える

東山 美代乃  
97

⑤ 「新しい社会的養育ビジョン」を通して考える

今後の児童自立支援施設における支援のあり方

田中 浩之  
106

⑥ 家庭からの支援が得られにくい児童への支援について

～個別のケアと里親制度の活用～

砂川 えり  
130

⑦ 私見「若駒学園の課題と将来像」

.....

野間 穰  
144

特別寄稿

① 非行領域における家族合同ミーティング (Family Group Meeting in Juvenile delinquency : FGJM) の理論と実際

～家族再統合の支援の一形態～ ……………

大原 天青 155

笠松 将成

笠松 聡子

② 私的な研究会

「小さな会」の活動について……………

熊本 敬一 172

海外視察報告

第四十三回資生堂児童福祉海外研修報告

～ルーマニア・ドイツを訪れて～ ……………

森田 修平 190

全国児童自立支援施設職員研修会報告

児童自立支援施設の現状課題への対応 ……………

重國 弘太郎 206

随  
想

① 歴史から学ぶこと	.....	叶原土筆	228
② 折にふれ思うこと	.....	石原早織	232
③ 甲陽学園桜木分校	.....	仲沢一雄	236
～甲陽学園と桜木分校の連携～	.....		

食  
育  
に  
つ  
い  
て

甲陽学園における食育支援について	.....	給食委員会	243
------------------	-------	-------	-----

る  
ぼ

施設見学報告	.....		
～生活クラブ風の村はぐくみの杜君津	.....		
赤ちゃんの家を訪ねて～	.....	税所栄理子	247

きゆう（外部の声）

① これまでの生活を振り返って	福島県福島学園退園生 N・T	252
② 実習生を受け入れて	浅見 有理子	254
③ 「縁」あつて	津田 良和	255
④ 淡海学園と私	森 真紀子	258
⑤ ある試験観察事例	小川 光長	260

全児協転退職者交友会の報告

文献賞（平成三十年度文献賞）

ぷりずむ（書評）

編集後記

全児協転退職者交友会の報告	263
文献賞（平成三十年度文献賞）	271
ぷりずむ（書評）	273
編集後記	282



## 巻頭言

今号の特集テーマは「これからの社会的養育に向けた、児童自立支援施設における支援のあり方」です。近刊では「愛着形成」「人材育成と今後の展望」がテーマでした。いずれも児童自立支援施設に与えられた今日のテーマであるばかりか、子ども支援をおこなう施設の共通のテーマでもあります。

一世紀の歴史を有するこの施設が継続してこられたのは我が国独自とも言える教護理念である「感化」と「教護」の血であると感じています。「名は体を表す」と申しますが、児童福祉施設にあって大きく改称したのは、教護院と情緒障害児短期治療施設のみです。平成二十八年児童福祉法改正法により情緒障害児短期治療施設は「児童心理治療施設」となりました。そもそも「情緒障害」は行政用語でした。「情緒障害児」はあたかも情緒に欠損があるかのような印象を与え、子どもの心理的な困難さに着目していなかったのではないかということが改称の趣旨だそうです。この視点からすれば、「感化」も「教護」も子ども視点からの施設名称であり「児童自立支援施設」への改称は行政的な着眼からの名称変更ではなかったのかと感じております。

私たちはあくまでも「感化」と「教護」にこだわり続けたいと思います。

感化院、教護院の時代には入所児童は「不良行為をなし或いはなす虞のある児童」と規定されていまし

た。平成九年児童福祉法改正法は「教護院」から「児童自立支援施設」への名称変更、通所指導、アフターケアの義務化、さらに対象規程に「その他家庭環境上の理由により生活指導等を必要とする児童」が付記されました。結果、今日「児童自立支援施設」と近接領域である「児童養護施設」「児童心理治療施設」との入所児童の様態は近似してしまいました。

これからの児童自立支援施設の支援のあり方。

施設名称の変更により支援内容に何か新しい物を見つけなければならぬのでしょうか。そもそも、先人やそれを引き継いだ我々は何を手掛かりに今この地にいるのでしょうか。

「無為の感化」を信じ、その力を借りて子どもの「育ち」をじっくりと生活の中で育んできたのではないのでしょうか。職員が子どもとの関わりの中で悩み、苦しむこと。そして、子ども自身にこそ課題を解決する力があるのだと信じ続けることではなかったでしょうか。羽織物を変えたとして、帯の結び方まで変える必要はない。教護院時代に比し、児童の入所期間も平均一年半程度と短くなり、職員の在職期間も長く平均5年です。我々には昭和から平成、そして次の時代に「感化」と「教護」の血、後進に系譜を伝達する責務があります。血脈は施設の門をくぐる子どもたちが教えてくれます。「感化」「教護」は理念的価値、情緒的な言説の色彩が濃厚と感じていますが、専門職といわれる己こそは「凡夫」である。その凡夫の最大限の努力を惜しまず、良き相談相手となって親切に教護の任務に当たること、近接領域との相違を検討すること、支援の課題は退園生の歩みが指し示してくれるものと確信しています。

最後になりましたが、本誌発刊にあたりご尽力いただきました福島県福島学園の皆様、各地区編集員の皆様方、原稿をお寄せいただきました皆様方に心からお礼を申し上げます。

東北・北海道地区児童自立支援施設協議会会長

北海道立大沼学園長 三浦辰也

## 「育て直し」と「育ち合い」

### 「児童自立支援施設の支援のあり方とは」

全国児童自立支援施設協議会 会長

(大阪市立阿武山学園長)

林 功 三

#### I 一人の女子児童の入所から

ある日、一人の少女が当園、大阪市立阿武山学園に入所することになった。その子は養護施設からの措置変更児童で、施設や学校で暴力行為、万引き、無断外泊等を繰り返してきた。人生のほとんどを施設で暮らしてきて、母には事情があり、養護施設での面会は滞りがちになる。その後、母とは全く面会ができない状況になってしまっている。

この仕事に長く携わり、子どもとの関係性を成立させにくいタイプが、大きく二ケースあると思っている。一つはその子どもが親子関係を全く、あるいはほとんど成立することができなかったケースで、もう一つはひどい虐待にさらされてきたケースだ。

まさに、本児は施設生活が長期に渡り、母に失望を覚えてきた前者のケース。母との愛着関係は当然、育っていない難しいケースと考えられた。

生後数か月で施設入所している。弟も同じ養護施設にいて、本児とは仲が良く、気にかけてきたという。

確かに、自分がしでかしたことが「非行・問題行動」であることに間違いは無い。けれど故郷である施設を追われ、またかろうじて愛着関係を成立させてきた弟とも引き裂かれる。

問題行動があつて一時保護された時に、「なんで、私はもともと施設にいかないといけなかったのか」と本児は述べたとの記録がある。哀しい運命を抱える子ども達が、最後にたどり着く場所が児童自立支援施設なのだ。

その女の子は入所のために、児童相談所の公用車で当園に到着した。パーカーを着て、少し男子のような、スポーティーな印象だった。でも「フン」という近寄りたくない表情をして、インタークをするための園長室のソファにドタツと座った。

さて当園の入所の際には近年、「インターク」を行うようになっていく。以前は、「とにかく阿武山まで子どもを連れて行ったら、なんとかしてくれる」といったようなケースワークが散見された。しかし、このような泥縄式のケースワークのせいで、子どもが「ケースワーカーが言ってくれたことと話が違う」とか、「だまされた」などと入所した後、すぐに不安定になってしまうケースが生じてしまうことがあった。

こうなると、当園の寮担当にはかなりの負担がかかる。もちろん、子どもの人権を考えた時にも、だまされたと受け取れるようなケースワークは本来、不適切だろう。

だから、児童の入所依頼の受付簿をケースワーカー（以後CW）から送ってもらい、プロフィールや問題行動の非行記録、成育歴等を確認し、ケース上の課題を明記してもらい、その上で、事前協議として当園にCWと児相の心理士（以後CP）とに来てもらい、担当予定の寮担当や園のCP、家庭支援専門相談担当等が加わり、ケースの課題を整理しながら、現時点でのケースワーク上の疑問点等を洗い出す。場合によっては、当園の見学を、子どもに先にさせるCWもいる。また、当園のホームページでは、入所に当たっては必要とされる文書やきまりごとを明記した書面を揃え、CWが事前にダウンロードでき、子どもや保護者に「阿武山学園とは、こんな場所です」と導入しやすい体制が整えられてきた。このような流れを

もちながら、子どもや保護者が納得し覚悟して入所に至るように整備された。

余談だが、大阪市の新採CWには、一泊程度の当園の研修が義務付けられて、兎相として「児童自立支援施設は見たこともない」というようなCWを作らないように工夫してもらっていることは、当園にとってもありがたいことである。自分が行ったことも、知りもしない施設に、担当の子どもを措置しようなどと、誰も思わないはずだ。

新入生入所当日。本人と保護者、前籍学校やCWに参加してもらい、当園・併設分校からは、園長・副校長・寮担当・分校の担任・園のCP・寮の補佐のフリー職員など、比較的大人数で応接室にてインタビューを行う（全員が完全に揃う訳ではないが）。これから入所しようとする子どもにとって、緊張して当たり前の場面となる。

まず阿武山学園の「三つの大きな役割」を説明する。頑張って自信をつけることは自分の成長の支えとなること。そして、人は信頼関係の中で生きている。あなたは学園・分校で信頼関係を作る必要があるということ。それと、みんな一人ひとりに課題があり、それを解決、解消することも学園での生活であるあなたが取り組まないといけないことだと子どもに述べる。

特にこの三点で、「信頼関係をつくる」ということを強調するようにしている。「なぜ夫婦が住み込んでいるのか、それは、私達（阿武山学園職員や分校教員）があなた（入所した子ども）を応援したい、好きになりたいと思っていて、特に住み込んでいる寮の先生夫婦は、朝起きて夜寝る時まで、全面的にあなたを応援したいと思ってくれる存在なのだ」と新入生に説明する。「子どもとは愛されなければならない。愛されることで勇気や希望を持つことができるのだ：」、場合によってはこの言葉も、インテークの席で本人の隣に座っている、適切には愛してこなかった保護者に対して、それとなく言うこともある。

もちろん、入所したての子どもは強烈な大人不信を抱えているので、このような説明が簡単に心に届くなどとは思っていないが、でも揺るがない当園の職員集団としてのスピリッツを子どもに伝える必要がある

る。今はこの子は分からなくても、ある程度生活が過ぎた後に、このことは必ず感じてくれるはずだと私は自分にも言い聞かせるのだ。このような愛着関係が前提の心の交流のことを簡単に「信頼関係」という言葉で表現することも、後になって、この子は分かってくれるはずだ、と。

また、このインタークでは、子どもに「阿武山で生活する目標は？」と聞き、子どもがそれにある程度答えることができることを強いている。当然、あらかじめ学園長からその質問を受けることが分かっている。CWには知らせているので、事前にCWは本人と予習をしてくれている。子ども自身が「〇〇することを、阿武山で頑張りたい」と述べ、「あなたが頑張りたいのなら、私達は歓迎する」との、言わば、契約に近いような儀式になっている。つまり「あなたが頑張りたいたいと言ったから、私達は受けたのだ」との図式をインタークで成立させ、「話が違う」などとは子どもに言わせない形にしてきた。

もう一つ大事なことがあり、「阿武山学園は、職員も子どもも脱暴力の生活をしている」とインターク場で表明している。特に、(本児のように)これまで暴力をしてきた子どもには、このことは重々、押さえないといけないことになる。

さて、話を戻したい。冒頭の新入生の女子。入所インタークに母は来るはずもないが、前施設より保育士と指導員が来てくれた。また、前籍校の教諭も来てくれている。大人が多いことで、やはり子どもには緊張感がのしかかる。

各自の自己紹介が終わり、最初に、「阿武山ってどんなところと聞いていますか？」と私が新入生に聞くと、「わからん」とぶつきらばうに答えた。あまり良くないインタークになるかもしれないと、その時思った。私は前述の学園の役割について説明し、分校の副校長は分校の教育体制の説明や学校生活での注意点を話してくれる。その後、いよいよ本題に入る。どんなことをしてここに来てしまったのかと、私が問いかけた時は、「施設に戻らなかつた(無断外出をしたということ)。暴力をしてきた」などと言葉少なに答えることはできた。

そして、いよいよ「学園に来て、生活での目標は？」と聞く段になるが、ここでも最初、本児は「わからん」と述べた。対応困難な子どもの場合、このような返しがり起きうることを私は想定していて、こういふときに、大人側がどぎまぎしてはいけなさと準備するようになっている。「この質問に答えられないと阿武山で（あなたのことを）受けられないのだよ」と静かにたしなめて、本人はCWの方を一瞥し、やや挑戦的な視線をこちらに投げて「勉強」と面倒くさそうに答えた。

私は、同席する担当の寮長を見て苦笑いをし、「これでいい？」との合図を送った。大きい懐を持つその寮担当は、「仕方ないですよね」と笑いを浮かべ、「寮に行きます」と言ってくれた。まあ、「ギリギリ合格」という流れの中で、入所となったのだった。前述した、脱暴力の話など、ルーリ的な確認をしてインテークは終了した。

このインテーク方式を始めたのは前園長で、適当な目標を述べる子どもには、しつかり突っ込んで、きちんとした目標を述べさせることもあったし、「分らない」などときちんと述べようとしないう子どもには「隣の部屋に移動して、CWときちんと考えなさい」と時間を与えることも時々あった。だが、私が園長になってからは、とりあえず目標が言えたら良しとして、柔らかい対応に変えるようになってきた。不信を抱える子ども達にまず「受容」という形で応えてやる、当園の原点に戻りたかったからだ。

## Ⅱ ケアニーズの高い子ども

無事に寮に行っただと思っていた矢先、私の携帯に寮長から「先ほどの新入生が逃げました」との緊急メール（職員全員に知れる一斉メール）が入る。どうやら、同伴してくれた前施設の職員が帰ったと分かった時、急に心細くなったのか、寮に入る直前に玄関から本児は飛び出したようだった。すぐに追いかけた寮長が施設のそばで見つけてくれ、保護できた。ところが、本館棟に一旦連れ戻された本児は、そこで「（児

相の)「一保に返せ」と大暴れの状態になっていた。職員がドアの前に立ち、部屋から出て行かないように立ちふさがるが、本児は壁や扉を蹴り、こちらが何を言っても「もう一回、一保に戻せ、一保に返せ」の一点張りになっていた。そして、「そんなことは無理や」と私達は述べ、「またCWに連絡したるから」と職員が言ったところ、「いつやねん。すぐにさせろ」と興奮が収まらない。このような乱れ方をする子どもは久しぶりだったが、この体で前施設でも暴れてきたのだろうと、私はその子の怒りでつり上がった目を見ながら思っていた。それでも今回、本児は私達職員に直接、暴力まではしなかった。人への暴力が絶対にダメであることは、これまでの経験でインプットされていたのだと思う。

結果的に、もう一度、CWには当園にとんぼ返りしてもらい、本人の言い分を聞き、その日は一時保護所に戻ったのだった。

「よくないパターンやな」と私は思った。得てして、子どものがまままに流され、施設に戻れないパターンになるのではないか、入所が長引くのではないか、そんな予感がした。

ところが翌朝、寮長は「もう今日、連れてきてもらいます」と言った。「とりあえず、本人の言い分は飲んだけど、長くなると良くないです。今日、できれば連れてきてもらって、寮には入れたいです」

昨日の大暴れを知っている私には、無謀なことのように思えた。おそらくその場面を見ていた他の何人かの職員も同感ではなかっただろうか。もちろん寮長もその場面は見ているし、それを見て、「仕方ないから、また学園に戻ってもらえませんか」とCWに頼んだのも寮長だ。

寮長は「あんなに暴れていても、寮の子どもの前では、多分シユンとなりますよ」と笑っている。しかし、新入生は中学三年だし、開き直ったらどうなるのかと、私は危惧した。寮長は、「もうインテークは昨日、終わっているのです、児相から直接、寮に連れてきてもらい、寮の集団に入れますね」とこともなげに言った。

その日、当該児童は結局、無事に入所した。心配をしていた私は、夜に寮長に連絡すると、「まあ、やっ

てますよ。なんとかなりますよ」との返事。

昨日の姿を見せられた翌日、普通なら寮担当はなかなかすぐに入所させる気持ちにはなれないのではないか。CWに、「もう一度、児相で再導入してください」と強く依頼し、整ってからの入所とするのが一般的だろう。

このように暴力に簡単に結びつくような子どもに対して、現在、各施設はかなりリスク管理が図られるのではないだろうか。このような子どもを、一寮長の判断ですぐに受けるのはどうなのか、ここまでお読みの専門員や管理職の方は、そう思われたかもしれない。特に「交替制」では考えにくい判断だろう。ただ、担当寮長のこれまでの実践力が、それを凌駕するのだ。「夫婦制」とはそんな職人芸により支えられてきた側面がある。結局、人を支えるのは人なのだ、体制やシステムが支えるのではない。

そして、私の中にも「できれば当園で受けてやれたら」との思いがあった。当園には子どもを愛することのできる職員がたくさんいると自負している。子どもは必ず愛着関係によって回復する、むしろ愛着によってしか回復しないことを、あの暴れた子どもにも経験させてやりたいと、彼女の怒りでつり上がった目を思い出していた。

さらに、実はこの次の週にも、その次の週にも新入生の予定がすでに決まっていて、児童自立支援施設は困難児童を受けるのが当たり前という感覚は、児相にも私達にも感覚として存在する。「結局、阿武山は受けてくれんじゃないか」そんな児相の思惑もあり、それを受けて立つ私達との信頼関係が成立する。また、大阪市の一時保護所は満杯が常態化しており、一旦一保から出た子どもが戻ってくると計算が立たず、一保に迷惑がかかることも当該寮長は計算してくれたのだろう。

それにしても、まず子どもに対して、肯定的な感覚から入ろうとしてくれること、そして愛着関係が作れたらなんとかなると思ってくれている寮長の懐の大きさに、私は感動すら覚えたのだ。同時に、その寮長は自分の寮の子ども達の集団をとても信用していて、当該児童のような逸脱しやすい存在でも吸収

し、「なんとかかしてくれる」と思っているのだなと、確信した。

平成二十九年八月に、厚生労働省（以後厚生省）は「新しい社会的養育ビジョン」を発表した。すでに二十八年の児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であることが確認されたのだが、さらに踏み込み、全ての子どもに家庭養育優先の理念をまず規定しようとするもので、実親による養育困難なケースは特別養子縁組、里親による養育を推進し、養育の問題の永続的解決を保障しようとする。

この「新しい社会的養育ビジョン（以後「ビジョン」）」は、これまでの社会的養護の関係施設を中心にシフトしてきた日本の児童福祉行政の構造改革とも言えるような提言になっていて、各関係団体からの批判が噴出したことは周知の通りだ。

遅ればせながら全児協においても、平成三十年二月に意見書を提出しているのだが（全児協HPを参照）、児童自立支援施設がどのような位置づけで、ビジョンの中に組み込まれるのかは今後の協議ということに、一旦はなっている（厚生労働省「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」二〇一八、七月）。

ここで気になるのは、ビジョンに明記される「家庭環境では養育が困難となる問題も持つケアニーズの高い子ども」についての支援である。「それまでの育ちの中で他者への不信感や怒りが強く、最大限の努力を行っても、家庭での養育が困難である」ようなケース等のこととし（詳しくは後述する）、現行の児童自立支援施設・児童心理治療施設入所児童を想定すると推察できる。この場合、高度専門的な手厚いケアを前提に小規模化し四人程度で、生活単位も四カ所程度が適切で、措置は当面三年まで、最終は一年以内で、と考えている点だ。

このあたりを、児童自立支援施設関係者の皆さんはどのように考えるだろうか。もちろん、このようなことも含め、「今後の協議」ではあるのだが、「小規模、分散型」がケアニーズの高い子どもには最も有効であるとの考えは、ビジョン全体に流れる「一貫した」とも感じ取れる文脈になっている。

冒頭で述べた女子児童も、ケアニーズの高い子どもと言っても全く問題ないはずだ。もし彼女を小規模

の二～三人の集団で見なければならなかったとしたら、さすがの愛情深い寮長でも、かなり手を焼く結果になったのではないか。もし、迎える子どもも集団が中二や中一しかいない二～三人だったとしたら、力が強く、問題性も大きい中三を迎えることで、寮崩壊に近い形が起きるかもしれない。私はビジョンを再読しながら、ふとそんな感覚にとられるのだった。

### Ⅲ 非行問題二二五号のテーマ選定にあたり

非行問題のテーマは、各施設からの前年度の非行問題読後アンケートによるリクエストをもとに全児協役員会で協議される。その中で多数決等で決めることが多い。

しかし、実は今回のテーマの選定は、私が平成二十八年から全国児童自立支援施設協議会の会長職を拝命してきて、前述のビジョンの「ケアニーズの高い子どもについては、高度専門的な手厚いケアを前提に小規模化し四人程度で、生活単位も四カ所程度が適切で、最終的には措置期間は一年以内で」との意見に対して、児童自立支援施設の中で、どのようなコンセンサスを得ることができるのか、児童自立支援施設の職員の皆様に問いかける一冊にしたいと思ったことが発端だ。平成二十九年度の第二回全児協役員会に諮り、他の役員の皆様からも賛同を得ることができた。だから、児童自立支援施設は、「小規模、分散型」で本来の役割を果たせるのか、これまでの集団支援は無用なのか等、集団支援の持つ意味を職員の方々に改めて考えていただきたいと考えた。

ただ、テーマの文言は集団支援のみならず、今後の児童自立支援施設の支援のあり方全般について問いかけるテーマ設定にした方が、論文が集まるのではないかと、他の役員の判断が加味され、「これから社会的養育に向けた、児童自立支援施設の支援のあり方とは」に決定した。

実際のところ、ビジョンにおける「ケアニーズの高い子どもについての取り扱いはいは小規模化で」を肯定

する論文も提出されるかもしれない。また、私の意図したテーマ設定とは異なる視点の論文もあるだろう。いずれにしても、これから児童自立支援施設を背負う世代には、真剣に今後を考えていただきたいという発想だ。

ここでもう一度、ビジョンの中のケアニーズの高い子どもについての定義、そして当該児童への対応を整理したい。ビジョンの二十七ページでは、「家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合」とし、(1)家庭環境では養育が困難となる問題を持つケアニーズが高い子ども、(2)家庭内でのトラウマ体験や里親不調を経験した子どもで、子ども本人の家庭環境に対する拒否感が強く、「できるだけ良好な家庭環境」の提供が適切であると判断される場合、と定義されている。

つまりビジョンでは、「家庭環境と同様の養育環境」を提供しようとするが、それが困難である場合には、「できるだけ良好な家庭環境（つまりこれが代替養育のスタイルということ）」の提供の二者択一しか想定しないと考えている。

そして「できるだけ良好な家庭環境」というのは、①「家庭における養育環境と同様の養育環境」としての機能を有すること、②「家庭における養育環境と同様の養育環境」では不利益が生じる子どもへの適切なケア機能があること、そのケアは、子どもの個別のニーズに応ずるもので、他者への信頼感や自尊心の回復を含めた、子どもの逆境体験による影響からの回復につながり、「家庭における養育環境と同様の養育環境」での生活を可能にするとの指向性を有する必要がある、と記述されている。

さらに、「家庭における養育環境と同様の養育環境」と見なされる要件として、以下を挙げている。要約する形で記載する。

- ① 生活単位は小規模であること。最大で六人まで。困難な問題を抱える子どもがいる施設は四人以下
- ② 子どもの最善の利益のために満たせない要件を除き、「家庭における養育環境と同様の養育環境」

の要件を満たす

- ③ 集団規則などによらない個々の子どものニーズに合った丁寧なケアの提供を行う
- ④ 養育者が複数であってもケアが一貫している、養育者の頻回な変更がない
- ⑤ 子どもの権利保障
- ⑥ 家庭同様の養育環境での養育が可能になれば、移行する
- ⑦ この環境からの社会的自立は例外的だが、その場合はアフターケアを行う

これらの点の特に①と③について、児童自立支援施設の職員の方々は、どのような感想を持たれるのだろうか。またさらに、おそらく児童自立支援施設への批判とも思える記述がビジョンには散見される。

- 生活単位も大きくしない（四カ所?）。措置は長くとも二年まで
- ケアニーズが高い子どもには子ども一人に対して職員を二名にすべきではないか
- 家族との関係性の問題についての解決を目指す支援を模索する高度な支援
- 集団力動に過度に依存した養育、個別関係性を軽視した養育、ルールによる集団管理に依拠した生活は不適切

あらためて、「家庭環境と同様の養育環境」の提供が困難である場合には、「できるだけ良好な家庭環境」の提供が必須となれば、児童自立支援施設で言えば、夫婦制の施設はまだこの範疇なのか。交替制でしかも十人レベルで支援している場合には、良好な家庭環境なのか。夫婦制で十人以上の施設ならばどうか、など、文言で不透明な部分が多いうえに、さらに、ケアニーズが高い子どもに対して、問題や課題の改善が容易に図れるかのような安易なアセスメントだと感じてしまうところに、豊富な臨床経験に基づい

た判断であるのかの疑念を私は持つてしまふ。

しかも、実は国がこのビジョンを挙げることで、財政が豊かなフットワークの軽い自治体は早めに反応するので、「家庭環境と同様の養育環境」もしくは、「できるだけ良好な家庭環境」の提供ができていない施設には、児相レベルで子どもの入所を控えるようなコントロールを、すでに行いつつあるかもしれない。児相は、このようなコントロールを比較的容易に行える力があり、だから、私は児童自立は児相の信頼を失つてはいけなはずと言ってきたつもりだ。いずれにしても、「できるだけ良好な家庭環境」との枠組みは、今後の児童自立支援施設と厚労省との話し合いの中でも変化しない、ビジョンにおける基本的スタンスと感ぜられる。このことを意識した今後の施設運営やマネジメントが望まれるのだろう。

さらに実は、地方の比較的、子どもが居室を個室使用しない児童自立支援施設においては、このビジョンに則つて、小規模による（子どもが居室を個室使用する形での）支援にシフトしようとする施設もすでに散見されている（居室の個別使用が「できるだけ良好な家庭環境」となるかどうかについてはここでは記述を控える）。

#### Ⅳ 「育て直し」の支援

話が変わり、私はこれまで児童自立支援施設は「育て直し・育ち直し」の支援をするべき場所だと様々な場所でお話させていただいてきた。これは阿武山学園において、寮担当から最後は園長として私達を指導いただいた下川隆士先生からずつと言われてきた教えであり、非行問題二二三号の下川先生による「支援者のあり方と子どもたちが求めているもの」にはその真髓が披露されている。また、当園での経緯は非行問題二二三号の「『育て直し』の真実」で書かせていただいた。二二三号の当園の松井係長の「児童自立支援施設の愛着形成の一考察」は、子どもを支援する上で力関係の指導から脱却する考えとして、職員

と子どもとの「育て直し」による愛着形成に基づいた関係のあり方に焦点を当てた論文になっている。「育て直し・育ち直し」を、本来の意味で理解していただくために、未読の方には、お読みいただけると嬉しい。

改めて、「育て直し・育ち直し」（以後「育て直し」）の支援を要約すると、人間信頼を回復する支援だと言える。もともと生まれもって、悪い子どもなどいるはずはない。しかし、子ども達は適切には愛されてこなかった養育環境にあり、さらに簡単に人には言えないような様々な傷つきや見捨てられ体験を成育歴の中で背負っており、根底に「大人など信用するか」という強烈な不信感を持つに至っている。子どもが非行化する最も大きな要因は、この不信感だと考えられ、大人を、他人を信用できないから、比較的安易に反社会的な行動にも踏み出せたと考えられる。

つまり児童自立支援施設は、入所児童の内面にある他者への不信感を減らし、人と人とは愛着関係・信頼関係に基づく肯定的なやり取りが大切であることを体感させないと無意味な場所になってしまう。換言すると、入所児童の人間信頼を回復させることが、私達の最も大事な役割と言えるのだ。だから、施設の中で「自分は大事にされている」、「先生たちは大切に思ってくれている」と子ども達自身が感じることができないといけない。そのために、職員が、子ども達に惜しめない愛情をかけることが必要だと教えられてきた。

結果として、子ども達との愛着形成を図る必要がある。目指すのは、「非行少年を「矯正する」という捉え方ではなくて、「育てる」視点なのだ。しかもただの一般の中学生として育てようとしても困難があり、非行少年に対して虐待等で欠けてきたものを補おうとしながら育てる考え方がとても重要になると伝えられてきた。

そこでは職員と子どもが受け入れ合う関係性がポイントになる。子どもは、過去の傷つき体験や見捨てられ体験、虐待などから深い大人不信に陥っており、安心できる大人にのみ心を開く。だから職員は子ども

もと愛着関係を成立させようと、入所当初はとにかく受容し、愛情をかけようとするだろう。

肝に銘じなければならぬのは、職員は、自分が愛情を注いだからもう信頼につながっているだろうと、タカをくくつてはいけない、そんな簡単なものではないということだ。子どもにとって、親によって適切には愛されてこなかった事実と、その後降りかかってきた虐待・マルトリートメント等の連続した養育は、深刻で取り返しつかないほどの心の傷を残している。

職員が愛着形成を図ろうと考え、子どもに愛情をもってアプローチすることは「育て直し」の始まりに過ぎない。その後、重要になるのは子ども自身がその職員に「安心感」を感じることができているのか、ということだ。つまり職員がどれだけ愛情をかけたのかの職員目線ではなく、どれだけ子ども自身が対応する職員に安心感を持つことができているかとの、子ども目線が重要なのだと下川先生は語られた。安心感を持った子どもがやがて信頼を少しずつ意識できるように変化していき、最終的には信頼関係につながるることができるとしている。子どもにとっては、どれだけ大切にしてくれたのか、信頼関係を結べるのかどうか、最後は職員が子どもを信用しようとする力が試される。

「愛着」と言えば、やはり英国の精神分析学者、ボウルビイのアタッチメント理論が基本となる。ボウルビイは戦災孤児などの、母性的養育の剥奪によるダメージの研究から始まり、アタッチメント理論にたどり着く。「乳児が危機的な状況に瀕した時、特定の対象である養育者に近接を求め、安心感を得ようとする行動システム」論と言われるが、彼の研究の一貫したテーマは、乳幼児と母親との関係性が精神衛生の基本になっているとの主張である。自らの発信が母親によって安定的に敏感に応答してもらえた子どもは、やがて母がいなくても、必要であればいつでもそばに来てくれるだろうことを想定して、母親不在でも一人で遊べるようになる。しかも、このことがその子どもに永続的な概念として獲得される、とした。つまりアタッチメントの獲得は、結果的には子どもを強くさせ、自立（むしろ自律か？）に向かわせる力となる。そして、一連の論文の中では、愛着人物からの分離による恐怖や不安についても述べられており、

その中で回復のための「安心感」の必要性が述べられている。

さらに米国発達心理学者エインスワースは、乳児に対して養育者が「安全基地」としての役割を果たすことで、乳児の心身が健全に発達するとしたが、そのためには探索活動で危機的な状況に陥った乳児が、養育者に抱きかかえてもらうなどよって「安心感」を回復することが必須であるとしている。

ちなみに、アタッチメントではないのだが、米国発達心理学者エリクソンは、心理社会的発達理論を提唱し、乳児期の養育者との授乳関係は揺るがない基本的信頼関係を乳児に築かせることができるとし、これがその後、人との親密な信頼関係を築く土台になるとした。

いずれにしても、親子の関係とは言うまでもなく重要なものであるからこそ、そこで発生する不信感は、とてつもなく大きなダメージとなり得る。アタッチメントを獲得できなかった子ども、基本的信頼関係を築けなかった子どもに対して、回復のキーワードの「安心感」、それは「あらためて愛される」ということでしか獲得できないことなのだろう。

余談だが、ボウルビイは後半生において、「母性的養育の剥奪がどのようにして精神障害を引き起こすのか」との命題に取り掛かる。その三部作、第一巻が「アタッチメント（愛着行動）」で、第二巻「セパレーション（愛着人物との分離）」、第三巻が「ロス（愛着対象喪失）」と続く。

非行問題二二二号の「『育て直し』の真実」でも記述した、精神科医、岡田尊司氏の多くの愛着関係の著書は、ボウルビイやエインスワースのアタッチメント理論をベースにしながらも、実際に多くのクライアントに接してきた臨床やケースを元に、精神科医レベルで今風に書き換えたとも見ることができ、学術論文ではないので読みやすくなじみやすい。また、著書『母という病』では、現代社会の課題である虐待・マルトリートメントによる傷つきに多くの紙面が割かれていることも、共感できる点だ。

彼はいくつかの著書で、愛着に傷を受けている（これは、愛着関係が損なわれ、その期間が継続している状況と私は理解している）ケースでは、共感的で安心感を回復してくれる安全基地に相当する人が必要

だとしてゐる。そして自分の思いを受け止めてもらえらる体験や甘え直すことを経験し直すことが大切だと述べてゐる。しかもその安全基地は、困った時にすぐに対応してくれ、一貫性があることが基本となる。その上で、当該クライアントは愛着に傷を受けてきた、自分の未解決な問題にも、最終的に目を向けるべきだとする。

回りくどくなつたが、私達に求められる「育て直し」の支援も、このような安心感をもたらすことのできる安全基地の役割を担うということなのだ。つまり、もつと私達は愛着を深く理解して、ハンディキャップを背負う子どもに愛情を注ぎ、さらに安心感を与え続けながら対応に当たることが望まれる。最終的には、氷が溶けるように、子ども達の不信感を減らし、それによつて少しずつ入所児童は人間信頼を取り戻す（あるいは確立する）ことになる。

岡田氏は、著書『回避性愛着障害』において、「(クライアントの)愛着を安定化させることが、生きづらさや社会不適応といった問題を改善する鍵を握つてゐる。問題にあまり囚われず、愛着の改善に努めることが重要だ。その人の安全基地であり続けること自体が、治療にも支援にも最も役立つのだ」と記してゐる。この言葉は、私達、ケアワーカーである専門員にとつては金言だ。そして、私達はこれを支援の中で達成しようとするのでプライドを持つべきなのだ。この愛着というものの理解が、専門員にとつて最大の専門性になるはずだと私は思つてきた。東京大学、遠藤利彦氏もアタッチメント理論を「グラウンドセオリー（あらゆる領域で応用できる一般理論）」との言い方をしてゐるほどだ。

また、この勉強をすればするほど、逆に専門員として、皆さん一人ひとりが自分自身への問いかけを始めるだろう。自分が親から受けた養育はどうだったのか、子どもを支援する上で、なぜこんなどちらでもいいことにこだわつて叱つてしまうのか、逆に、子ども一人ひとりの人生に真剣に向き合えないのはなぜなのか、しかしこの問いかけが始まつた時に、真の専門員としての道が始まるのかもしれない。

## V 問題行動への向き合い

愛着というものの理解が、専門員としての自分を高め、子どもへの「育て直し」という真実の支援に結びつくことができると述べた。だが一方で児童自立支援施設の支援には、正反対のベクトルにもう一つの重要な側面がある。

それは、入所している子ども達は非行という反社会的な行為をしてきてしまっているという厳然たる事実だ。

話をひっくり返すようだが、寮で愛着形成を考え、子どもへの配慮を高めようとし、安心感を与えたいと考えて生活を始めることはとても大事で基本的なことなのだが、児童自立支援施設では、生活の中で問題や争い、事件が起きてしまう。しかも、けっこうトラブルが頻発する。入所児童は、保護者の自己中心的な養育の中で育っており、他者への迷惑や配慮を考えることなくこれまでできてしまっているために、仕方のないことなのだ。

おまけに、非行少年は大人不信、他者不信を募らせている。不信の念を相手に持っていて、その相手に好意的に振る舞える人などいないだろう。

また現在、代替養育における支援困難児童には、愛着とトラウマに基づく視点が必要だとの考え方が見受けられることが多くなった。

『興奮しやすい子どもには愛着とトラウマの問題があるのかも』（西田他、二〇一七）は、児童心理治療施設である静岡県立吉原林間学園での実践を紹介した書籍である。それには、「愛着の問題を抱える子どもは、周囲への不信感が強く、自分のピンチで他人を頼りにはしないという問題を持つ。不安を常に抱き、人との関係を取ることが苦手になり、トラブルの際に傷口を広げるような言動をする」と、明快にまとめられている。さらに、同書では、「トラウマを内面に抱える子どもは、3F反応（Fight：戦う、Flight：逃走、

Freeze・凍結)が些細なことで条件反射として起きる。脳の扁桃体が異常に興奮する影響でパニックに陥りやすく、記憶が途切れるなどを発生し、失敗を通じて成長することが困難になる場合がある」との記載がある。すでに述べたように、児童自立支援施設入所児童は、適切には愛されなかった子どもであり、さらに虐待やマルチトリートメントの養育にさらされていた点で、同様の課題が顕著な子どもが散見される。このように考えた時、児童自立支援施設では、問題行動やトラブルに対する向き合いが頻繁に起きるものだと覚悟せざるを得なくなる。この時、子どものことを支援しようとする真摯な職員であればあるほど、子どもの持つ反社会的行動や対人関係の不調を、早期になんとかしたいとの方向にシフトするケースがある。また、児童自立支援施設は、生活場面で集団支援を行っている施設が多いため、集団の安全・安心を全面的に考えた時、問題の継続は回避したいと職員が考えるのは当然の流れでもある。

子どもの変化は一朝一夕ではなく、ある程度時間のかかることだ。そんなことは職員は分かっているつもりでも、子どもの変化を感じる前に問題がしばしば起きるので、結局は子ども達から、反社会的行動をしてきた「非行少年」との側面を見せつけられるかのような思いになる。そして、問題を改善しようと躍起になるがあまり、その行動を焦点化して、注意や叱責を繰り返すのだが、あまり効果がなく、子ども達はさらにたびたび失敗を重ねてしまう。叱責を繰り返しても「効果が出ない」と職員は感じてしまい、逆に職員によっては焦燥感に駆られたり、ひどいトラブルが重なったりすると「子どもに裏切られる」との感覚に至り、それが職員自身の傷つきとなり、ダメージを感じてしまう悪循環になることがある。このように子ども達が様々な問題を抱え、結果的に非行をしてしまっているという厳然たる事実が、職員との愛着形成を阻んでしまうことが往々にしてある。

当園の教えの中には、「窮鼠猫を噛む」のことわざのように、子ども達は追い詰められた事態や状況になっているという理解が必要だと伝えられてきた。普段はネズミが猫を攻撃することなどできるはずもないのに、追い詰められたネズミはそこまでしてしまふ。つまり「非行」とは追い詰められた子どもが生き延び

ようとするための手段であったとも考えられる面がある。前述の3F反応にもつながるだろうが、このような行動パターンが染み付いていることも、対人関係不調の要因となる。

この点を下川先生は、職員一人ひとりが子どもに対する視点をどう持てるかで、明暗を分けると語られた。非行少年というフィルターを排除して、被虐待児あるいは、とても心に大きな傷を持つ子どもとして、最初に捉える必要がある。心に大きな傷を抱える子どもとして捉えることで、職員が自分の内面に、子どもへ寄り添う感性を増幅させる効果をもたらす。そして、なぜもともと問題行動に至ることになったのか、その原因はなんだったのかを探る感性も磨かれるとした。下川先生は、この点を踏まえ、これまで述べてきた「育て直し」の理念を説いてくれたことはお分かりだと思ふ。

当園の教えの中には、「寮担当は子ども達みんなが寄り添いたくなるような、どつしりとした大きな木のような存在になるべきだ」との言葉がある。あまりに小さなことに囚われ、いつも叱ったり、小言を言ったりする職員ではなく、小さなことはある程度目をつぶりながら（完全にスルーするわけではない）、子どもと生活を楽しもうとする雰囲気を持ち、どつしりと構える、その器の大きさが大事だと言われてきた。このことは、前述してきた子どもに安心感を与える「安全基地」としての役割とも符合するだろう。

しかし、である。ひとたび、看過することのできない、それなりの問題が起きた時は、必ず解決するために、向き合わねばならないのだ。このバランス感覚に、どの職員も苦悩する。特に寮を預かり、寮の秩序を仕切る寮長には重くのしかかることになる。愛着関係・信頼関係を重要視するあまり、この解決が鈍ること子ども集団の雰囲気が変わったりする。

下川先生の「育て直し」の支援の教えの中には、職員が子どもから信頼されなくなる要素の一つとして、「自分たち（子ども一人ひとり）のことに一生懸命さが無い職員」という項目がある。問題が起きているのに、何もしようとしない職員に子ども達は失望してしまうのだ。

これまでの経験で言えば（このような書き方は、「上から目線」な感じで嫌なのだが）、子ども達への配

慮や思いを軽んじてしまう、職員があまりに自己中心的になってしまっているパターンと、子どもの問題への向き合いに弱く、手を打つのが遅かったり、あるいはどうしたらいいのか職員が分からなかったりするパターンとが、寮の不調を招きやすいと感じることが多かった。どちらとも結果的には子ども自身はどう思っているか、どう感じているかの視点に乏しいということになる。もしくは、職員が自分に自信がなく、積極的な支援に踏み出せないこともあるかもしれない。

ここまで書くと、「大きな木の様にどっしりと構え、小さなことはこまごま言うなど言っておいて、問題を看過すると子どもが失望し、寮が荒れるとは、いったいどっちなのだ！」と思う方がいらつしやるだろう。やはり、大事になってくるのは、子どもに起きている問題のアセスメント力になってくる。

本文の初めに書いた、入所児童のインテーク時、園長の私から新入生に話をする「阿武山学園の三つの大きな役割」についての三番目、「みんな一人ひとりに課題があり、それを解決、解消することも学園での生活であなたが取り組まないといけない」との、その子どもの課題とは何なのかを職員が整理できているか、ということが基本になるだろう。子ども一人ひとりに事情が違い、成育歴がもちろん異なり、持っている課題が異なる。「適切には愛されてこなかった子ども」との視点で非行少年を見た時に、例えば、愛着の課題は、ほぼどの子どもにも共通することは疑いのない事実だが、それがどのような状況からスタートしているかはそれぞれだ。生まれてすぐに、施設での生活を余儀なくされた子どもは、アタッチメントでさえ構築されていないかもしれない。しかし、小学校の時に両親の離婚を経験した子どもは、乳幼児期のアタッチメントは獲得しているが、離婚時のダメージにより愛着に傷を負う状況かもしれない。このような場合、アタッチメント形成がなされていない前者は、一般的には、より人間関係に困難を抱えやすく、ハンディキャップを持ちやすいケースが多いと判断されるだろう。それぞれが、様々な課題を持っていて、その度合いも異なる。子ども一人ひとりの課題の整理と、彼らの問題行動や生きづらさにつながってきた直接の原因だと考えられることは把握しておきたい（分かりにくいケースもあるが）。

そのような課題を抱える子ども達の集合体である「寮」として考えた時に、生活の部分で何を許容して、何にはストップをかけるべきなのか、簡単なことではなく、職員（あるいは職員チーム）による、客観的で冷静な感覚と人間の育ちに基づく適正な考え方による判断をしつつ、それでいて大きな問題になる可能性を防ぐ工夫が望まれるだろう。また、事案によっては、子ども集団を含めみんなで、寮で起きてしまったトラブルを振り返り、考えてみることも、生活の大事な進め方になると思われる。

多くの問題が起きる可能性のある場所で、すべてこまごま言っていると、子どもも職員も疲弊してしまう。大きくゆったりと構えながら、しかし子どもの失望にはつながらないためにも、起きたトラブルに対し「ここは許せない」とのラインは持たねばならない。子ども一人ひとりの安全基地である立場を意識しながら、それでも、子ども全体への安心・安全も念頭に置き、集団で起きている出来事を見渡し、子どもの言葉に耳を傾ける。このようなことを、一人の職員がパーフェクトにこなせるわけではない。だから、寮母は愛着形成に関わり、子どもの内面を引き受け安心感をもたらす安全基地の役割を全面に担い、寮長や男性の専門員は、心の中に安全基地の意識は持ちながらも、子ども集団の安心・安全に腐心せざるを得なくなるために、出てきた問題をタイムリーに解決する能力が求められる。

その子どもの「課題」と考えていることに抵触するような場合は、職員は看過するべきではないと強く考えるだろう。また、トラブルや問題は、加害と被害（被害というほどでなくとも不快感を持った場合など）が発生するケースが多いはずだ。特定の子どもの被害を受けているなどの状況が見られたら、解決には全力で臨もうとするのは当然のことだ。集団の安全・安心を全面的に考えることも、集団を預かる職員には責務であることは間違いない。

## VI トラブルは成長のチャンス

集団の安心・安全を保障し、トラブルを回避するためある程度のルールの設定を行わざるを得ない。先述した『興奮しやすい子どもには愛着とトラウマの問題があるのかも』の中で、職員の姿勢として、施設でのルールに対する考え方が記されていて、それがとても叡智にあふれている。次のように記述されている。

ルールには「こうすればケンカにならないで済む」という「衝突を避けるための知恵」という側面があるし、発達障害傾向の子どもには、ルールが詳細で明確なことが生活のしやすさにもつながる側面がある一方で、取り締まる人、取り締まれる人のような関係性に職員と子どもがなってしまう可能性も生み出す。

施設でのルールについて、その決まりの意味や成り立ちを忘れて、「決まりだから、ルールだから」とそれを守らせることに気を取られてしまうと、子どもの訴えや気持を聞かなくなり、子どもと職員と一緒に解決しなければいけない問題を見逃してしまうリスクがある。決まりを盾に子どもと距離を作り、子どもの抱える悩みに向き合わない、ということのないようにしないといけない。

生活場面で起こる、逸脱行動やトラブルを完全にルールで封じ込めてしまえば、支援や指導の機会の多くを逸してしまうことになる。逸脱やトラブルでは振り返りをするが、それによって何がきっかけだったのか、何がきっかけかかって大きなトラブルになったのかなど、子どもと一緒に聞くことで、認知のゆがみに気付くことができたり、それがトラウマ体験のもののかなど、明らかになつたりすることがある。そのような取り取りが支援の糸口になることがある。ルールは全体に示すものだが、子どもの成長の段階や課題に応じて、柔軟に運用すべきものである。本書はルールについてこのような要旨になっている。

トラブルが多いがために、つついルールに頼ろうとしてしまうことが、児童自立支援施設でもありが

ちだ。本来はそうではなくて、トラブルこそ子どもの問題に介入するチャンスなのだとこの視点は、我々児童自立支援施設の考え方でも「不安定さを楽しむ態度」「後手をひく姿勢」(厚生労働省「児童自立支援施設運営ハンドブック」の「専門的態度」との言葉で語られてきたが、そうであっても、問題行動には職員もネガティブな感覚に支配されてしまう。特に夫婦制の施設であれば、子どもの問題を寮長寮母は自分たちの指導のせいだとの思いに囚われる感覚がある。交替制であっても、誰もそんなことは言わないが、その寮担当チームの失敗だとの感覚が広がる可能性があるのでないのだろうか。しかし、トラブル解決の中でこそ、子ども一人ひとりの課題が見えて、成長につながっていくのだ。繰り返すが、トラブルは子どもにとって、成長のチャンスでもあるのだ。

児童自立支援施設では、問題が起きた時こそ、その職員の本質が問われると言っても過言ではない。トラブルは確かに職員への負荷がかかり、ストレスにつながる。職員自身がストレスを負った時に、どのような行動を取れるかが問われる。そして、そのような場面でも、最終的には安全基地でいられるのかも問われる。愛着の視点で子どものことを考え、愛着関係・信頼関係をそこなわず、子どもが問題を振り返り、責任を取ろうとできるのかの視点である。全く真逆の二つの価値観が要求されるために、冷静にならなければ対処できないことになる。

エインスワースは、かつて幼児にストレンジシチュエーション法を使用し、愛着スタイルを判別した。つまり、ストレスを幼児に与えて、その時にどのような行動を取るかで、その子ども固有の愛着スタイルを判別している。ということは、ストレス場面ではその人の愛着スタイルが発現しやすい。自身の自分が出てしまうのだ。私は、このことは大人でも気付かなければ、ストレス場面で同様の傾向が出る可能性があると思う。子どもの問題を自分の失敗のように感じて、それによって、職員がダメージを受けふさぎこみたいような気持ちや逃避したい気持ちになる人がいるだろう。逆に、子どもの問題が自身の怒りに変わったりする人もいると思う。その一方で、「この子の持つ課題なら、これくらいは起きるだろう」とどっ

しり構える人もいるだろう。

そのようなトラブル等で目指すべき職員の姿勢は、冷静さを失わないことと、繰り返しになるが、その子どもを大事にしてやりたいとの根源的な思いだと考える。もちろん、職員が自分の失敗として自己を責める必要などない。

専門員・支援員であるあなたの前に、何度も寮や学校で問題を繰り返し、「何回言っても、この子は分らない子だ」とつい考えてしまう子どもが、一人くらいはいるのではないだろうか。このような子どもは愛着の問題かトラウマの問題を大きく抱えているのでは、と見るべきだろう。そして、そのことを本人が意識化できていないこともあるし、また心の奥深くに傷が刻まれ「自分の人生に何があつたかの事実は、絶対に人には言いたくはない」と固く決意しているかもしれない。私にだって、人に言いたくはない思いがある。これをお読みのあなたにはないのだろうか。非行少年は、それが不信感と結びつき、心の奥にカタマリとなって住み着いている。このカタマリを、時間をかけてゆっくり根気良く、溶かせることができるか。ただ、児童自立支援施設の生活は期間が限定される。「できなくても仕方がない」くらいの割り切りもいる。焦ってもどうにもならないこともあるのだ。

しかしできれば、何度も失敗し、「何回、言っても……」と思ってしまうがちなその子どもを、あなたの手で、なんとか育ててやっていただけにだろうか。もう、児童自立支援施設まで来てしまうと、後は受けてもらえる場所など残っていないのだ。あなたの不屈の根気と愛情が、子どもを変ええる力となる。たつたそれだけが頼りなのだ。

確認しておきたい。児童自立支援施設は必ず問題が発生し、「指導」が必要になる。だがそれは「懲罰」ではなく、子どもが自分の行動を振り返り、してしまったことを理解し課題解決を考え、責任をどう取るのかを学ばせる重要な機会なのだ。このことを職員が理解しているのがとても大切だ。児童自立支援施設での、職員の重要な専門性の一つにつながるとも言える。

軽微なトラブルであれば、「ごめんなさい」との謝罪で終わらせて解決すればいい。しかし、片方が被害感を募らせるような事案、全体の安心・安全を損なうような事案、またはその子どもの課題に関わることで看過できない事案であれば、簡単に終わらせるべきではないと考え、その後、職員がトラブルを起こした児童と一緒に作業活動などの「特別指導」に入るケースがあるだろう。これは「懲罰」ではなく、被害児童側が納得するような取組み、頑張りを見せることで、被害児童に「これだけ頑張ってるんだっただけ許してやってもいいんじゃないか」と思わせないといけないということだ。そのことで「責任を取る」ということを学ばせるのだ。この時に、必ず職員も一緒に特別活動に取組み、当該児童の頑張りを確認しないといけない。その上で、トラブルの被害児童に「この子は、これだけ頑張った」と報告してやるべきだ。職員が一緒にせずに、子どもだけさせていたとしたら、それは「懲罰」の意味合いしか持たなくなってしまう。

非行少年が児童自立支援施設に来てしまうが、これまで述べたように、少年たちは様々な被害体験や心の傷を背負っているだろう。だとしても加害行為を簡単に許せるわけがなく、特に近年、性問題の加害少年も増えており、被害を受けた年少の女兒などはまだまだその被害に苦しんでいると考えるべきだ。被害の子どもがどこかにいて、その人に思いを馳せるような練習は、生活の中で問題やトラブルが発生した時に大切なタイミングとなる。

そして、もう一つ、指導の中で必ず振り返りをして、今回のトラブルが自分の課題とどうつながっているのか、この課題を無くすことが自分の生きづらさを、どう変えていくのかを職員と子どもとが、共に必ず確認すべきだ（ハンドブックにも記載されていて、だいたいどこもされているだろうが）。子どもは、「自分の課題」など真剣に向き合ったこともないし、散々非行をしてきたにもかかわらず、「課題なんて自分にあるか」とさえ思っている子どももいるだろう。自分の課題に気付くだけでも成長だし、さらに取り組みを継続し、例えば、「いつも人に流されてきた」という課題があるとされた子どもにとって、最終的に「人

に自分の気持を主張したことなんてなかったけど、それができるようになった」などの感覚を獲得できることは、大人にすれば大したことに思えなくても、子ども自身、実はとても変わったとの実感にもつながっているケースがしばしばある。このような思いにさせてくれた、一緒に特別指導をしたり、話を聞いてくれたりした寮担当のことを、問題をしてしまった当該児童は必ず最後は信頼するようになるだろう。

以前、「僕は阿武山に来たけど、これで許してもらえんですよね」などと言った、入所間もない子どももいた。自分の起こしたことをまだ何も振り返りもしていないのに、児童自立支援施設に来て、これだけで「すべてチャラになる」との考えは、その子どもたちの成長というレベルで考えた時、あまりに浅はかである。責任という感覚のかけらも持っていない。

また、現在、ほとんどの児童自立支援施設で学校教育が導入されている。このことは、子どもの成長にとって重要な側面になっている。私自身も、当園に分校が入ってくれて感謝の気持ちが大い。学習活動による子どもたちの自信もさることながら、学校活動により、様々な活動の場面が子ども達に発生し、役割等を与えてもらえる達成感も大きい。また、分校教諭からも、承認してもらえた子ども達はやはり自信を深める。

ただ、このような中、前述のトラブル時の「特別指導」のような取り組みは、学校の中で賛同を得られないケースがあるかもしれない。なぜ義務教育をせずに、「特別指導」なのかと。このような時に、施設側が学校に「特別指導」の意味やあり方を説明し、納得してもらうことが必要だ。その説明を施設側はできるのだろうか。

また、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（いわゆる、最低基準と呼ばれる）」における第八四条の中で、「児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、すべて児童が自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるように支援することを目的として行わねばならない」としている。この条文は、教護院時代は、「生活指導、学習指導及び職業指導は、全ての児童の不良性を除くことが目的」

との文章だったものが変更されたのだが、いずれにしても問題行動にあまり職員が手を入れずに、子ども自身が、自己の課題克服という視点を全く持たない場所だとすれば、非行・問題行動からの立ち直りは、ほとんど進まないだろうし、子どもは自身へのネガティブな視点から逃避したまま、結果として、健全な社会生活を送る力などほとんど育たないだろう。当園の第三者委員の弁護士も、職員が子どもの持つ非行・反社会的行動と向き合い、それを無くそうとすることは、非行少年への大事な人権保障だとの見解を述べてくれている。

それでも、注意しなければいけないことがある。一回の特別指導が発生し、それで、当該児童の完璧な課題克服を目指す必要はないということだ。また、それは不可能だろう。要求が大き過ぎても、子どもの心は職員から離れる。それは、絶対に避けねばならない。

また、あまりに、子どもの問題性に目がいき過ぎて、厳罰主義になってしまふことも、寮担当と子どもとの愛着関係が成立しなくなり、ひいては子どもの自尊心が育たない。その場合、子どもは職員との関係性に限界を感じて諦めに入り、疑似適応する結果になるだろう。

「ある程度、この子は分かったんじゃないか」そのくらいで、指導を判断すべきだ。もし、同じような事案や失敗が後に起きたとしても、「また、してしまつたなあ」と語り、「また責任取らないといけないよなあ」と冷静に特別指導を重ねてやって、そして一緒に振り返りをしてやってほしい。このような場合、本人が、一番悔しいかもしれない。もし、子どもが悔しくないのなら、この指導のそのものの意味がきちんと分かるように説明されていないのではないだろうか。

## Ⅶ 「ケアニーズの高い子どもへの対応」におけるビジョンの欠点

さて、ビジョンの中では、社会的養育において、「家庭環境と同様の養育環境」、もしくは「できるだけ

良好な家庭環境」の提供の、二者択一しか厚労省は考えていないようだと述べた。これは養育にあたる大人と子どもとの愛着関係を重要視した判断だろう。重大な決断であると認識する。社会的養育に関わる子どもは、愛着面で多かれ少なかれハンディキャップを抱えており、愛着の傷を修復しない限り、その回復は考えられないということを、前述の岡田尊司氏も著書で述べ懐している。私自身も、ハンディキャップを背負う子どもとして見た時に、岡田氏の考えに共感するし、大事なことだと考える。子どもの人生を左右する養育者との愛着関係が永続的に保障され、一定で良好なものになることはその面だけを見れば素晴らしいことだ。

だが、その子ども自身が大きな課題を抱え、それについて支援するという体制や仕組みも考察した時、話は変わってくる。特に、ビジョンを検討していただいた有識者の皆さんは、児童自立支援施設のことを、正しくは理解していただけていないことに失望する。児童自立支援施設は、もともと「問題行動の改善」の側面があり、「できるだけ良好な家庭環境」を志向する生活支援がベースになるが、システムとして、治療的な側面を組み込まざるを得ない場所である。ビジョンにおける「ケアニーズの高い子どもへの対応」について、特に非行少年を想定した時には、児童自立支援施設として見落としてはならない欠点が存在する。つまり、「ケアニーズの高い子どもについては、高度専門的な手厚いケアを前提に小規模化し四人程度で、生活単位も四カ所程度が適切で、最終的には措置期間は一年以内で」としている点について、このまま、児童自立支援施設に当てはめると、現行の施設能力を大きく減退させてしまう可能性が高くなるのだ。

児童自立支援施設は、入所児童が、非行・反社会的行動などの大きな問題行動を持つがために、教護院の時代から施設内での学習体制を組むなど、福祉施設でありながら、施設を簡単に出ることはできないという枠組みを持たざるを得なかった。他の代替養育であれば、施設職員の許可で、子ども達は外部にも出ていくなどが可能だろう。また地域の学校に通い、集団生活にも加わることができる。しかし、児童自立

支援施設は一日が施設内だけで完結する。

子ども達は、長年の大人不信、他者不信により、自己中心の生活をしてきており、その中で反社会的行動をエスカレートさせていて、数回の問題事案ではなく、抜き差しならない問題にまでつながってしまった子どもが多く入所していることは、紛れもない事実である。施設での一定の枠組みの中で、実際に子どもが問題を起こさず生活できているという期間を意図的に作り出してやることは立ち直りのきっかけとなる。小集団の中でのきめ細かい大人の視線により、問題行動の機会を減らし実際に問題を起こさないで生活ができていると実感させてやることはとても重要なことなのだ。

ところが、一カ所が四人程度、計四カ所で最大が十六名程度の施設形態。一般的には、各施設、男女とも支援するので、男子八名、女子八名になるのだろうか。愛着を重要視することは賛成だが、それにシフトするがあまり、その場所には「社会」の形がなくなり、むしろ「孤立」となってしまっただろう。

思春期になり、外部に向けたエネルギーが高まり、もともとハンディキャップを抱える子どもの非行化傾向がより顕著になる。現行、児童自立支援施設は入所児童の七八・九%が中学生（平成二十九年十二月統計）であり、施設内での各自の成長を促すとともに課題改善を支援し、中学卒業と同時に退所する方法をとる施設が多いだろう。この流れをビジョンに当てはめると、年度末には最大十六名の施設で、四月は七〜八名しか施設にいないことになるのだろうか。おそらく、コストパフォーマンスを考え、想定するのは、常時ほぼ十三名程度は入れながら、ある程度課題解決したと判断できれば、一年以内で退所させ、すぐにまた施設に新入生を入所させる形を想定するのだろうか。もう、そうなるとその施設は子どもにとって、「腰かけ」程度にしかならず、じっくり物事に取り組み生活支援の場というより、ほぼ「治療」と呼ばれるだけの場所になってしまう。また、大都市圏では、反社会的行動を持つ子どもはそれなりの割合で出るのに、入所が立て込んで間に合わない（容易に入所できない）、全く社会のオーダーにそぐわない状況になってしまう。当園では、年間三十〜四十名の子どもが入所し、そして同様の数が退園していく。兎相は、こ

のレベルの循環を、当園に要求するのだ。

しかも、これまで述べてきたように、強烈な大人不信を抱える子どもにとって、一年で大人不信がほぼ無くなり、また自分の課題にも目を向けられて解消できるなどということが、かなり困難なことだと、児童自立支援施設の職員であれば心に沁みついている。「腰かけ」程度の生活になれば、最も重要なビジョンの「強み」として想定したはずの愛着形成でさえ、子どもと職員の中で十分には成立しない可能性が高くなる。当然、「育て直し」の支援の重要な目的の人間信頼の回復など、見込めないのではないか。

さらに、一定期間児童自立支援施設で頑張った子どもでも、他の代替養育で受けていただくことに、まだまだ抵抗は大きい。非行少年であったという事実が措置変更を難しくする。

そして「もと」非行少年であったとしても、その動向に社会もそれほど寛容ではない。小学校で入所してきた子どもを中学二年で地元で復学させることでも、大きな反対に合うケースがあるほどだ。

また、実際は、児童自立支援施設に来る前にも施設を経験している子どもが一定割合入所しており、彼らは戻れる場所が乏しいために一年では到底退所に結びつくことのできない子どもとして施設に長く在籍する形になり、施設内でさっと出ていく子どもとそうではない子どもとの意識の乖離がより激しくなり、一年で戻れると考える子どもは前向きになりやすく、そうではない子どもは、いつもしらけていて意欲が乏しく、問題にしばしば顔を出すような存在になるだろう。当園の現状では、毎年、二十五%程度が他の施設にいた経験を有する子どもとなっており、当園の入所児童状況は、ここ数年六十〜七十名で推移していて、その二十五%は、十六名前後になるろうか。これは前述した四名×四ヶ所を飽和させる数字であり、ビジョンのストーリーの一年では出せないタイプの子どもばかり、当園に入所し、当初の一年で退園させるという、思惑通りには全く運べないということになるだろう。

仮に、ある程度の里親数が確保でき、非行少年の行き先の里親を一年後には決めているから、その前に児童自立支援施設でというような仕組みになると、さほど改善しているわけでもない子どもが児童

自立支援施設から里親に措置変更され、たった一人の問題行動に里親が振り回され、疲弊していく姿が想像できる。結果的に、里親の離脱を招くだろう。

先ほど少し触れたが、現在、性問題の加害児童が緩やかな増加傾向にあると考えている。子どもが性問題を起こした場合、その支援に児相は窮する。性加害の子どもは、再犯の危険性が高いため、要保護性が高い割に、一方で措置先が乏しい。軽度の非行少年を抱えるとされる児童心理治療施設は、全面的に被虐待児童を受け入れており、その中には性被害児も入所している関係上、その上に、性加害の子どもを同時に支援はできないというのが、児童心理治療施設の考えと判明している（『性暴力行動に対する治療的介入の現状と課題』藤岡、野坂他、二〇一七）。児童心理治療施設で、性問題の再犯が起きると大きな混乱とダメージが生じるからである。他の施設ではなおさら、性問題児童の入所を拒否するだろう。結果的には、児童自立支援施設がその受け皿となる。

児童自立支援施設は、非行少年を受け入れる施設。覚悟を持って、性問題児童の受け入れにあたらねばならない。しかし、内部での再犯は絶対困る。性問題児童の割合が徐々に高くなっていく現状は、施設内での再犯リスクも高くなるというストレスを寮担当に増加させることになる。

ちなみに、当園では性問題を行って来た子どもには、当園の二名のCPと児相のCPとが協働し、性問題治療教育プログラムを行い退所させている。平成三十年八月現在で、過去五年間（平成二十五～二十九）で三十名をプログラム履行し退所させたが、その内、再犯の報告は三名であり、改善率は九十％のエビデンスとしている。

これは大阪大学藤岡淳子教授に監修をいただき、これまで進めてきたプログラムであるが、プログラムを始めるには、カウンセリングを受けることができる態勢に子どもがなっていないといけないために、入所半年以上を経過し、生活が安定期に入っていることが条件とされる。プログラムは複数あり、対象児童の特性に合わせ、心理士が決めていくのだが、一プログラム十二～十六章のポリウムがあり、心理士と

のセッションの前に、事前に取組むべき「宿題」と呼ばれる課題を子どもに設定することもあり、じっくり取り組ませるためには、通常、週に一回程度のセッション頻度とされていて、トータル三十〜四十週をかけている。

もし、ビジョンにおける「ケアニーズの高い子どもへの対応」とされるシステムに、児童自立支援施設が組み込まれるとしたら、このようなプログラムは、入所期間を一年と決めてしまうと満足に取り組めなくなり、適当にしてしまつて退所させることになるのだろうか。さらに、当園では、今年度十月では、男子五十名が入所していて、性問題の加害を持つ子どもは二十五名の五十%になっている。近隣の幼児に加害をしてきたり、妹に加害したりしてしまつたケースなど、起こしてしまつた性問題のために、退園時に家庭に戻せない事案も増えつつある。ずっと当園で抱えるわけではなく、他の代替養育に高校入学で措置変更を依頼するが、そのときに少なくとも、プログラムが終了しているかどうかは、続いて措置を受けてもらう場所への担保になっているのだ。これを中途半端にしてしまい、児童自立支援施設退所後、簡単に性問題再犯に結びついてしまうとしたら、児童自立支援施設の社会的な信頼を著しく損なうことになる。それは性問題児を、引き続き代替養育で支援することの行きづまりを意味する。

反社会的な行動にまみれてきた、非行少年の「育て直し」や回復は、愛着関係だけを頼みにして、支援するには大きな困難がある。「育て直し」の支援でも述べたように、愛着形成が柱になることに間違いないのだが、それに様々な要素を取り入れて、他者不信の深刻な入所児童の問題に向き合う柔軟さが求められる。さらに一方で、閉ざされた場所であっても、その中でできる子どもの良好な「育ち」の保障も考へる必要がある。

## Ⅷ 児童自立支援施設における集団生活の意味

児童精神科医の佐々木正美氏は、自身の著書において、「一体、人間はどのように成長を遂げていくべきなのか、その理想的な成長段階とはいかなるものなのか」を、読者、特に目の前にわが子を置いて、子育てをどのようにしようか、これでいいのかと逡巡する親に向けて、とても温かなまなざしで語りかけ、教えてくれる。

考えてみれば、問題行動を持つ子どもを目の前にして、私達、専門員・支援員は「一体なぜそうなってしまったのか」の視点に囚われすぎてしまう傾向にないだろうか。別的外れなことではないのだが、「問題行動を持つ子ども」として考える前に、一般的には人はどのように成長していくのが、頭に入っていることが大切だと佐々木氏の著書を読む中で、強く考えさせられる。特に子ども時代に、人は何を獲得してステップアップしていくのか。そして、普通の子育てとはどのような心構えが望ましいか、思いやりの気持ちとはどのようにして育つのかなど、基本的なことだが、あらためて問われた時に、子育ての専門家でもある、専門員・支援員の皆さんはどのように答えることができるだろうか。

彼の著書『はじめは愛着から』では、「子どもが健全な社会的存在として育つには母性的なものと父性的なものが両方必要だ」とし、「母性性とは家庭の中で子どもや家族を受容、許容、承認する力だ。子どもに包み込まれている安定感や安心感を実感させるものだ」とし、また、「父性性は、子どもの成長にしたがって、さまざまな規律、約束、義務、努力、緊張などを教えること」そして「約束を破ったりすれば罰せられるのだと教えることだ」としている。しかも、その順序が大切で、母性性が十分に与えられた後、徐々に父性性が機能していく育ちが必要だとしている。愛着の視点で考えても納得できることだ。さらに、「学童期には、多くの友達から学び、多くの友達に教える経験によって、感情の基盤が成熟する」と佐々木氏は記している。

特にこの学童期以降について、名著『子どもへのまなざし』の中で、「子どもとは、他の子どもと育ち合うのだ」と述べて、「仲間とコミュニケーションしながら発達する自発性や自主性が社会性となる」、また「友達への共感や理解が深まるほど、自分のことを良くみつめることができる子どもになる」としている。つまり「知識や生活体験を、仲間と共有し合うことで、子どもは社会的に勤勉な活動ができる機能を発達させ、成熟させる」とし、一方「大人たちは、子どもが大人から学ぶことを過大評価しすぎる」と警鐘を鳴らし、「小学校時代は、多くの子ども同士で学ぶこと、友達にものを教えること、友達との会話に入っていくことが大切だ」としている。簡単に言うと、子どもは子ども同士の中でないと社会性が備わらないということだ。

子どもが、思春期に入ると、「自分の内面を客観視しようとする時期。自分が親しくする仲間からの感想や評価や反応で、自分はこのような人間だと確かめようとする」、「小学校時代（の広く浅い関係）」とは違い、価値観を共有できる友達が必要になる」と規定している。

この佐々木氏の考えは、エリクソンの心理社会的発達理論に基づいている。エリクソンについてはハンドブックでの記載もあり、ここで詳しく述べないが、つまり学童期以上の子どもになると、本来は集団における、子ども同士の関係性の中での成長が欠かせないということなのだ。

児童自立支援施設は、その昔の創設期より集団の中で子どもを育ててきた。もちろん、かつては非行少年がとて多かつたから、施設の運営上、集団支援は仕方のないことでもあった。だが、それだけではなく、子どもの育ちを考える上でも集団の中の「育ち合い」は実は適正で、重要なことなのだ。佐々木氏は、学童期以上で、子どもが多くの友達といいき楽しく交われないと、自分の気持ちをコミュニケーションすることができず、人との関係にストレスを感じて、不登校や引きこもりなどの非社会的行動を発生・助長する危険性を示唆している。

あらためて繰り返すが、「ケアニーズの高い子どもについては、高度専門的な手厚いケアを前提に小規

模化し四人程度で、生活単位も四カ所程度が適切」としている点について、これを児童自立支援施設に当てはめることは、先述したように、社会の中で児童自立支援施設が孤立化するだけではなく、さらに子ども「育ち」の側面でも考えた時にも不適切だと言えるだろう。

本来は、学齢期の子どもは集団での支援を試みるべきなのだ。確かに困難児童が児童自立支援施設には来るだろう。人数が多いとトラブルの頻度は上がる。しかし、トラブルの懸念から集団化をキャンセルし、個別の対応でしか支援しない児童自立支援施設が出てきている印象がある。それは、本来は成長を限定してしまいかねないのだ。

そして、もう一点。児童自立支援施設が、閉ざされた空間であるということから、施設そのものが入所児童にとつてはコミュニティとして存在しなければならぬという点である。

何度も言うように児童自立支援施設は、子どもの持つ問題性のために、外に出ることは困難であるので、施設内で社会性の獲得を図らねばならない。現在、ほとんどの施設に公教育が導入されており、学校教諭との接点が頻繁である。また心理士や看護師なども存在し、様々な大人との関係の中で、子ども達はいろいろな価値観を学び、成長していくことができるようになってきた。様々な人の応援を受け、少しづつ価値観を修正し、また褒めてもらえる機会や場面がふえてきたために、自信を深めることは、以前より機会が増えた。このような中で、自尊心・自己肯定感の萌芽につながり、そして健全な社会性の獲得につながっていくことが、以前にも増してできるようになった。

また適正な集団に属し、子ども達の中においても認められ、承認されることが非行少年にとつては、さらに自信を深める。そして子ども同士においても、寮という生活の場でチームワークを高め、お互いを尊重し合う関係に成熟することができた時、一層、自尊心や自己肯定感は育まれ、各自の社会性についても高度化できる可能性が高くなる。このように、子ども達は擬似家庭という寮の小集団に属しながら、子ども集団での連帯や協調を学び、学校に登校する中で様々な価値観の大人と触れ合い、さらに子ども集団も

寮の場面より規模が大きくなる中で、切磋琢磨し合ったり、認め合ったりなどの小さな社会を形成していることがふさわしい。この家庭の機能と、社会の縮図を施設で呈している、二つの側面は児童自立支援施設を矯正施設ではない、児童福祉施設としての価値に押し上げることができる。

このような論点を加味しても、施設に子どもの入所依頼が来ないならともかく、自分たちで、施設のコミュニティを崩壊させるべきではないのだ。

しばしば余談を重ねるが、児童自立支援施設は集団支援ではなく、どれだけ子どもの個別のニーズに応えることができるかが重要だとのご指摘を受けたことがあった。子どもの個別のニーズに応えることは、児童自立支援施設の子どもの支援で考えても、重要な側面だ。前述した、寮が荒れるパターンで、子どもの問題への向き合いに弱く、手を打つのが遅かったり、あるいはどうしたらいいのか職員が分からなかったりするパターンは不調を招くと述べたが、子どものニーズに応えられないのも、結果的に適切な手を打てていないことになり、子どもの心は離れる。

子どもは、自分のニーズに応えてくれる職員を本当に信頼するようになる。とても大事なことなのだが、このことと集団支援とは別物だ。集団という言葉は社会的な枠組みの中で経験する（限定されてはいるが）社会性の獲得をさせながら、職員は子どものニーズには応え、そして一方、子ども自身が自分のニーズだとは思ってはいないが客観的に見てその子の課題と思えることを減らすような努力を強いことも、この場所の支援では必要になる。

## Ⅸ 「育ち合い」のグループワーク

保育等の場面で良く使われる「育ち合い」とは、特に家庭から、保育園や幼稚園などの移行期で、子ども同士が関わり合うことで目覚ましい発達を遂げる、まさに社会参加を始めるようとする過程をさす言葉と

して使われる印象がある。しかし、学童期以降を担当する代替養育の施設職員等の中でも、「育ち合い」がしばしば使われるケースもあり、子ども同士が、集団を形成しながら、社会性を獲得することを表現する、うってつけの言葉だと考える。本稿でも、この意味で「育ち合い」を使用したい。

もともと児童自立支援施設は集団支援を大切にしてきた歴史がある。非行問題二二一号の巻頭論文の厚生労働省専門官、田中浩之氏（現喜多原学園長）の「児童自立支援施設の職員に求められる専門性とその育成について」においても、「集団の雰囲気」との言葉で語られている。職員は集団全体を気に掛ける必要があるし、子ども同士、お互いがどのような関係性になっているのか把握することはとても重要なことだ。「育て直し」の人間信頼を回復する営みの中で、子ども一人ひとりとの愛着関係・信頼関係を重視している職員であったとしても、集団のもっていき方が稚拙なために、寮の不調を招くこともある。子どもは子ども同士で、どのように扱われるかをとても気にする。このことに職員は敏感になる必要がある。

まず、下川先生は、良好な「育て直し」の支援につながるためには、大事な三つの側面があるとしている。①支援者が子どもから受ける信頼の獲得、②「育ち合い」につながる良質な集団形成、③良質な生活が保証される「場」の雰囲気の設定、を挙げている。下川先生は、②に対して、「育ち合い」のグループワークと呼んでいて、良質な子どもの集団形成を構築できるかは、児童自立支援施設の生活の重要な生命線となると述べられた。

入所した子ども達は、これまでに良質な人間関係を経験できておらず、いじめたり、いじめられたりなどの経験が多く、施設に来てさらにいじめにあわないかなど、力関係に敏感になり、不安になっている。また自己コントロールなどは備わっておらず、規範意識も乏しい。下川先生は、生活の場を持つ枠組みや雰囲気、入所当初は特に大切になるとして、子ども集団がどれくらい寮担当への信頼を寄せているか、また新入生を受け入れようとする良好な雰囲気を作ることができているかが左右するとしている。

まず、子どもが入所し、最もインパクトを与えるのは大人の言葉ではなく、子ども集団の振る舞いであ

る。入所時の新入生は「こんなところへ来させられた」としか考えていない。職員は愛着関係を構築したいために、新入生にあまり指導的な言葉は入れないように工夫し、受容を中心にアプローチする。いきなり、「しなさい」などの強い命令口調で指示すると、大人不信でここまで来てしまっている子どもは、瞬間に大人へ反目するか擬似適応でごまかすかのどちらかになるだろう。

大人が見守る中で、子どもも集団が自律した雰囲気では生活をしていることに、新入生は大きなインパクトを感じるはずだ。大人に対して、これまで信用することのなかった非行少年は、児童集団が頑張って生活していることに心が大きく動く。そして寮担当から、新入生の世話役を任された年長児は、生活のスキルを新入生に伝えてくれるだろう。不安でたまらなかつた新入生は「集団に受け入れてもらっている」感覚を、一種の嬉しさを感じながら受け止める。初めは様子見の生活から始まるが、周囲の動き方を学びながら、だんだんと溶け込もうと変化していくのだ。

職員は、「あなたは大事な子どもだ」とのメッセージや思いを新入生に与え続け、子どもも集団に受け入れてもらえた心地良さとも相まって、非行少年だった彼は少しずつ、施設で生活する覚悟が決まってくる。集団の中で「育ち合い」の始まりだ。この「育ち合い」を軽視している職員は、寮運営が軌道に乗りにくいだろう。

「育ち合い」の適正なグループワークは、現在、職員が子どもの問題に向き合う時に、とても大きな効果をもたらす。

当園での一例だが、深刻な虐待経験を有し、ADHDもある小学生の子どもが、寮担当の代わりに寮を見てくれていた若い専門員に、言いがかりのような悪態をついた。ひどくエスカレートした時に、中三の児童ら数人から「態度が良くないぞ。謝ったほうがいい」と、その後諭され、結果的に当該児童は専門員に謝ることができた事案があった。

この例のように、小学生であっても、被虐待児は大人不信が強く、また簡単に怒りが湧き起こる。その

向き合いには手間がかかり、このような積み重ねが職員を疲弊させる。適正なグループワークの中で子ども同士で「育ち合い」を行うことが、その場面や対人関係などの助けとなることがしばしばある。

また、力のある中学三年生が問題やトラブルに関わることもあるだろう。影響力のある子どもが、明らかに反則をしてしまったのに、謝れず開き直り、素直には職員の言うことも聞けない状況が起きれば、職員は寮の他児の意見を集約して当該児童に示しながら、自分の非を認めさせることも行う。

あるいは、何かの当番活動をしようにとしない子どもに対して、職員が注意したとき、反抗的な態度に子どもが出るようなケースもあるかもしれない。時間が経過しても、子どもが素直にはなれないとき、他児も交えて話し合いをすることを、職員は企画する。他児から「当番をしないのは勝手すぎる」などの意見が出て、ようやく当該児童の心が沈静化することがある。

本稿の「V問題行動への向き合い」でも述べたように、子どもは生活の中で失敗やトラブルを重ねる。確かに、その解決が、当該児童の成長を図る重要なタイミングになる。ただし、その自分の失敗を素直にすぐ認めないことで、解決が簡単には進まないケースも往々にしてあるのだ。

児童自立支援施設はかつてのように力任せの指導はしなくなり、職員による話し込みと子どものグループワークの中でのお互いの注意喚起や性向改善にシフトしているはずだ。本稿、冒頭の女子児童のように、大暴れする年長の子どもも出るかもしれない。あるいは、非行集団にどっぷり漬かってきたような子どもは、弱者を自分の配下に従わせようとするかもしれないし、逆にそれほど力が強くない者は、わざと強い者にこびて、弱者をスケープゴートにしながら集団をコントロールしようとするかもしれない。このような不適切な価値観を排除するためにも、寮担当は、適正なグループワークを意識し、メンバー構成を常に念頭に置き、子どもが年下のときから丁寧に育てることをしてきた。年長になったときに、良い価値観をもって年下を迎えるように成長してほしいからだ。

「育ち合い」のグループワークとの言葉を使わずとも、集団機能を適正に運用する中で、安心・安全の

感覚を保全し、さらに子どもの成長、特に社会性の獲得を図ることは、多くの施設で志向していると考えられる。本来的には児童自立支援施設では、なくてはならない施設機能だ。特に、力任せの指導ができない現在、グループにおける適正な価値観の浸透とグループの運営は生活の生命線になるだろう。

もともと「育ち合い」のグループワークとは、ネガティブな場面に対しての抑止力との意味で機能させることが主旨ではない。

子ども同士の中で、生き生きとした集団を作りあげることが、子ども一人ひとりの生きる希望や意欲につながる生活場面を提供するための基盤になる。

下川先生は、たまにだが、余暇の時間に寮の子どもと「鬼ごっこ」をすることがあった。表情が生き生きして、子ども達は遊んでいた。その時、私は学園全体の生活指導を担当し、子どもの「管理」に腐心していたので、下川先生の行動に快く思わなかった。今考えると、子どもの問題ばかりを取り上げて、子どもの管理に躍起になる私達への無言のアンチテーゼだったのかもしれない。下川先生は子ども一人ひとりの育ちを考えていた。遊びの中で、子どもと親和的になることで、一気に愛着関係は近づき、集団の帰属意識や集団への誇りも高まることになる。

また、先生は「作業での野菜作りもとっても大切だけど、子ども達と協力して、大きなことを成し遂げて、喜び合いたい」とおっしゃることがあった。空いている土地を子ども達と開墾したり、寮の建替え工事の際には、木の植え替えを職員と子ども達と協力して行った。

余暇で、子ども達と山歩きに行ったりもしていた。「育ち合い」のグループワークが目指す価値観とは、大事にされている子ども達の中で、自然に湧き上がる感情とも言えるかもしれない。大事にされていれば、自分が関与するその集団やグループも大事にしたいという気持ち湧きあがるのは、必然なのだろう。だからグループを良いものにしてしまうと、結果的に作り上げたルールにも、子ども達は従うようになるのだ。そして、そうすることで他者との関係が重要であることに気づき、協調や協力などが大切であること

に思いが至る。ただ、集団生活をするだけで社会性が養われるわけではないのだ。

下川先生は、現在、他の養護施設の施設長をされている。当園の隣の敷地に畑を借りていて、繁忙期は朝六時頃にその畑の手入れをした後に、出勤されるようだ。そして、養護施設の子ども達を、月に一度くらしいの割合で、畑に呼んで手伝わせたり収穫したり。それは何もトレーニングじゃなく、子どもに生きる喜びを感じてもらいたいのだろう。養護施設の子ども達は、畑に来るのをとても楽しみにしているようだ。私は、「育ち合い」のグループワークの意識を職員自身が持ちにくい時代になっているかもしれないと危惧する。SNSが盛んになっていて、生きた対人関係を持ちにくい時代になっているのではないだろうか。職員自身が、集団での活動をさほど経験していない人もいるかもしれない（学校こそ行っていただろうが）。結果として、集団を上手に良い方向へ持っていく志向（発想とも言えるか）が乏しい、という職員が多くなっていかないか懸念する。

また、施設の中で発達障害の入所児童の割合が増加傾向にあることも、集団支援を難しくさせているだろう。もともと発達障害が原因で非行をすることは無いというのが、発達障害に多く関わってきた精神科医に共通するところだ。当園でも、発達の問題を抱える子どもが、平成三十年三月で、四十六・八％に達しているが、どの子どもも、適切には愛されてきていない、愛着の問題を抱える。言い換えると、愛着の問題を抱える子どもに、発達障害の側面があれば、人間関係のとり方が難しい、対応の難しいパターンになりやすい。そのような子どもでも、集団への所属感、やはり安心感につながったりはするのだが、認知に偏りがある分、トラブル解決に時間がかかる。

また、施設の中で、子ども自身が忙しくなっていて、一日の日課を追いかけただけで精一杯ではないだろうか（当園では、その傾向にある）。下川先生がされていたような、生き生きとした活力ある生活ができる余裕もなくなってしまうことは、淋しいことではある。

いずれにしても、今の時代に適応するような「育ち合い」のグループワークを目指す方法を探る必要が

ある。まず、職員自身が集団を活性化させるスキルを持ちたい。施設機能の中で子ども集団を引っ張っていきける得意分野を持ち、子どもとの活動に使う。

当園では、伝統的に作業活動を日課で重視してきた。若い職員も増え、「作業スキルは、男性職員は絶対に身につけてほしい」と、常に私は言うようにしている。そしてその極意は、作業そのものを好きになることだ。子ども達は、職員の熱意に触れて変化が起きる。最初はやる気が起きなくても、職員が熱意をもって取り組んでいて、感化されていくのだ。作業が好きな職員に教えられると、子ども達は作業を好きになっていくものなのだ。

スポーツ活動が得意な職員なら、その活動では生き生きとした集団にできるように工夫をすることができらるだろう。子どもは職員の本気度に影響され、そして子ども自身が、その活動でうまくなれたり、褒められたりすることでその職員に「この先生はすごい」とリスペクトを感じる。このような土台の中で「育ち合い」は熟成していく。

もう一つは施設での行事の利用だろう。生活のリズムを変えたり、生活の中で目標を持たせたりと、各施設は行事をかかなりの頻度で行っているはずだ。協力や協働を学び、「育ち合い」の社会性の獲得の一助になるだろうし、また、時節に適合した行事を経験することで、乏しい養育環境にあった子ども達に、日本の文化に触れることを経験する機会にもなる。

そして、行事を利用しながら、寮集団の結束を高めようと寮担当は考える。寮対抗のスポーツ大会などを行う施設もまだあるだろう。行事を通して同じ目標に進もうとすることは、非行少年が経験することが乏しかった、助け合う心やチームワークを学ぶ好機とできる。行事がツールとなり、子ども同士の関係性も活性化していくのだ。「育ち合い」の視点でも、とても大切な位置づけになると考える。そして、大事なことは、職員自身が行事を子どもと一緒に、生き生き楽しんでリードしてやることだ。

「育ち合い」のグループワークを寮の集団で活性化させる導火線の役割は、言うまでもなく職員の心構

えだ。子どもが、自分達から進んでグループを活性化できることは施設では稀である。そのような経験値を持つていない子ども達だ。

そして、クラブ活動はいつの時代も重要な「育ち合い」の機能を提供してくれるだろう。児童自立支援施設では野球大会を全国レベルで推進してきた歴史がある。ほとんどの施設が男子中心に夏までは野球活動に取り組むのではと考える。全国大会出場施設の選手には、かけがえのない達成感となり、ひと夏の思い出がずっと心に刻まれるのではないだろうか。

ビジョンでの小規模・地域分散の施設形態では、人数が少なすぎて、行事やクラブ活動による活性化は期待できず、その閉塞感はより高まり、施設の「孤立化」はより高まるだろう。このことも、入所児童の社会性が育めない結果となってしまうと同時に、落ち着きのないADHDなどを持ち合わせる子どもたちにとっては、活動の減少により、逆に不安定さに拍車をかける可能性さえある。

## X やさしい

ビジョンの中では「集団力動に過度に依存した養育、個別的関係性を軽視した養育、ルールによる集団管理に依拠した生活は不適切」としている。児童自立支援施設はこのように見られているのだなあと、つくづく感じる。

これまで述べてきたように、児童自立支援施設の根幹となる「育て直し」の支援、それを支える「育ち合い」の機能は、個別の関係を軽視するのではなく、またルールによる集団管理を前提にするものでもない。

もちろん、繰り返し返すように、子どもとの愛着関係という個別的関係性を重視しながらも、トラブルが起きた時には必ず解決が必要なため、当該児童に対してルールを前面に出す生活が発生する場合があるだろ

う。しかし、これは子どもの問題行動につながる課題を減らすための取り組みとして、仕方がないことだ。弁護士も認める課題克服なのだ。

一方、限られた生活空間の中で、社会性を育むためには、「育ち合い」のグループワークの適正な機能が必要だとの考えはこれまで述べたとおりだ。それでも、確かにルールによる集団管理に陥らないように、職員集団が見直していくような柔軟性や客観的な視点は持つべきだろう。

ビジョンにおける児童自立支援施設としてのあり方を、全児協として今後、厚労省と詰めていかねばならない。

ただ、本稿は、あくまで私個人の私見に過ぎないし、本文では今後の児童自立支援施設の将来像は、どのようなスタイルなのかまで言及できていない。また「育ち合い」のグループワークとは、何人程度が適正なのかも検証できてはいない。

そして実は、子どもの本質的な立ち直りは、家族との関係修復、もしくは措置変更先の代替養育との関係性が肝になる。しかし、アフターケアに満足に人を割けるほど、児童自立支援施設は人員が潤沢ではないという脆弱性に、今のところ劇的な変化は期待できない。C Pの配置でさえ、いまだ満足ではない。厚労省に全児協として要望書を提出するが動きはない。

当施設が「家庭環境では養育が困難となる問題も持つケアニーズの高い子ども」を取り扱う施設であることはどの人も認めるところだろう。だが本当に「小規模、分散型」で本来の役割を果たせるのか、改めて皆さんはどう思われるのだろうか。

児童自立支援施設長の皆さんとお話すると、「児童自立支援施設がいらなと思うなら、淘汰されても仕方がない」との言葉をおっしゃる方がいる。確かにそれはそうだが、現場のリーダーからの言葉としては、とても淋しい気持ちになる。今、現場を預かる専門員・支援員、そして心理士や看護師、あるいは併設学校の教員などの、子どもとの真摯な向き合いをされている方々に、聞かせたくはないフレーズだ。

「ケアニーズの高い子どもについては、高度専門的な手厚いケアを前提に小規模化し四人程度で、生活単位も四カ所程度が適切で、最終的には措置期間は一年以内で」との意見を、ぜひ、あなたの中で咀嚼しつつ、今後の児童自立支援施設の将来について、考えてもらえたら嬉しい。

しかし、「うちには、そもそも子どもが入ってこないから」との意見が出る施設もあるかもしれないが、でもそれも本当にそうなのだろうか。

全国自立援助ホーム協議会の全国大会に全児協の立場で参加した際に、その地区の複数の児相所長から、「児童自立支援施設はすぐに、もう子どもは入れられないとの言葉を言う」との不満を聞いた。子どもがたくさんいるのに、入れてはくれないとの評価だ。

私は「すみません」と頭を下げるしかなかった。

各施設の皆さんは、今ひとたび、自施設を振り返ってもらえないだろうか。まだ、できるんじゃないか、私の寮はまだやれる、私達のチームはまだ子どもを入れることができる。少なくとも、その施設の「エース」の寮であれば、そのようなたくましさも持っていただけないだろうか。そんなギブアップしない存在が、児童自立支援施設には必要だ。

当園に何度も無断外出をしようとして、保護され、さらに無断外出を企てることを繰り返す子どもがいた。ひどい虐待によりトラウマを抱え、他者に暴力を繰り返してきた生育歴。ある時、目の前から無断外出をしようとし、寮長が追っかけることになった。日曜で手薄であり、また私自身も別な用件があり、無断外出対応ができなかった。寮長からの時折のメールは落ち着いていて、本人が目の前にいるかのような記述で、すぐ保護して連れ戻るイメージを私は持った。

しかし、そのメールの場所が、だんだん当園から遠くなる。歩きながら、学園を離れる本児に、後ろから歩きながらついていく寮長の図式。

園から十五キロメートルほど離れたコンビニで、疲れて動けなくなった本児に、「戻るか」との言葉で

終止符を打った寮長。学園から公用車に来てもらい、連れ戻った。

目の前で逃げようとすると子どもに何ができるだろうか。力づくで押さえて、不適切との判断を受ける某施設のケースもあった。私は、前述の若い寮長の粘り強さに感動した。無理に連れ帰ったところで、また無断外出を繰り返す子ども。子どものギブアップを取り付けた解決はなかなかできるものではない。「逃げてムダだ」子どもは、そう思っただろう。

冷静で粘り強い、不屈の愛情が、やっと子どもにも届く。児童自立支援施設とはそのような場所だ。このような場所で、自分の生い立ちに苦しむ子どもがいる。

あなたができるか、何をすべきなのか、もう一度、振り返ってもらえたら、幸甚である。そして、私達はあなた方に、児童自立支援施設の将来を託すのだ。

#### 参考文献

- ・ 佐々木正美（二九九八）子どもへのまなざし、福音館書店
- ・ 佐々木正美（二〇一七）はじまりは愛着から一人を信じ、自分を信じる子どもに、福音館書店
- ・ 岡田尊司（二〇一三）回避性愛着障害 - 絆が稀薄な人たち - 光文社（光文社新書）
- ・ 岡田尊司（二〇一四）母という病 ポプラ社（ポプラ新書）
- ・ 岡田尊司（二〇一六）愛着障害の克服、光文社（光文社新書）
- ・ 西田泰子・中垣真通・市原真記（二〇一七）興奮しやすい子どもには愛着とトラウマの問題があるかも - 教育・保育・福祉の現場での対応と理解のヒント -
- ・ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課（二〇一四）児童自立支援施設運営ハンドブック

・全国児童自立支援施設協議会

(二〇一五) 非行問題二二一号

(二〇一六) 非行問題二二二号

(二〇一七) 非行問題二二三号

これからの社会的養育に向けた、

児童自立支援施設における支援のあり方とは

特集 ①

入所児童の複雑化によって求められる支援のあり方について

福島県福島学園

副主任児童自立支援専門員（兼）心理判定員 青木 昭 宏

I はじめに

私は福島県の心理職として採用されてから、児童相談所に心理判定員として勤務していました。男性の心理判定員であることから、非行系の児童を担当することが多く、中には児童自立支援施設に措置するケースもありました。児童自立支援施設は平成九年に施設の設置やその対象を規定した児童福祉法の改正が行われ、『教護院』から『児童自立支援施設』に名称が変わっています。「不良行為をなす、またはなすおそ

れのある児童」に加えて、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」も対象となりましたが、私が採用された平成二十二年時点では児童自立支援施設に措置された児童の多くは反社会的な非行系の児童であり、そこに不登校などの非社会的な児童が加わり始めた時期であったと記憶しています。それから三年ほどして私は会津児童相談所の出先である南会津相談室に異動することとなりました。南会津相談室には一時保護所が設置されていないため、一時保護ケースは初期対応こそするものの、一時保護されるタイミングで本所のケースとなります。こうして私は措置ケースとはほぼ無縁の環境で支援に従事することとなりました。南会津相談室では障害相談に明け暮れる日々を送りました。担当の地区町村は就学前までには障害精査を行い、必要な支援に繋げられるようにしようとする意識が高く、南会津相談室も障害精査や研修といった形で町村の保健・福祉、学校、教育委員会と連携して支援にあたっていました。児童相談所が対応する前段のケースに対して町村の職員と連携して取り組み、その経過を数年にわたって縦断的に見守ることができたのはとても貴重な経験でした。必要な支援が必要な時期に、必要な家庭に行うことで予後が良好となること、逆に介入が上手くいかなかったケースは学習やいじめによる失敗体験を積み重ねやすく、家庭では虐待のリスクが増加することを目の当たりにしました。児童相談所では障害精査は単発の支援であり、実はその予後を把握する機会が乏しく、虐待の影響が表面化する頃には担当は異動していることも少なくありません。虐待防止は出生前からすでに始まっていることを重く受け止めた頃、私は福島学園に異動することとなりました。入庁時の初仕事は非行児童に対して一時保護の動機付けをすることでしたが、その動機付けや心理面接、その後の指導に大変苦労したことを覚えています。当時の苦々しい記憶を抱えたまま福島学園に異動し、着任の挨拶を迎えたわけですが、眼前に立っていた児童等はどこか弱々しく、内向的で、私が入庁時に関わっていた非行少年とは質の異なるものでした。

## Ⅱ 入所児童の質の変化

現在、福島学園に入所中の児童の七割がASD（内五割がADHDを合併）、四割がADHDの診断を受けていますが、疑いも含めれば大半の児童が何らかの発達障害の行動特徴を示しています。知的能力で言えば、知能指数が知的障害の範疇が三割、境界域の児童が一割、平均の範疇の児童が六割となっています。全体としては正常知能が大半を占めていますが、平均IQは男女ともに年齢平均を下回る結果であり、能力間のばらつきが大きいのが特徴です。入所児童の大半がこうした発達障害の行動特徴を有し、認知面での課題を抱えているのが現状ですが、生育歴を見るとその多くが何らかの虐待環境に置かれていることが明らかとなっています。主訴はぐ犯、触法でも、大半の児童が被虐待児というのが現実です。数年ぶりに関わることとなった福島学園は非行児童よりも発達障害と虐待によるトラウマ症状が複雑に絡み合い、生活指導を要する児童が中心となっている施設でした。

## Ⅲ 発達障害か愛着障害か

入所児童の質の変化によって、我々は様々な課題に直面しています。児童自立支援施設では入所児童は児童自立支援専門員と食住を共にし、家庭的な雰囲気のある大人との愛着関係の再構築を目指してきました。「Withの精神」のもとに児童と生活、学習、作業などの日課をこなす中で、自立に必要な生活スキル、対人関係スキル、自己コントロール力を自然と身に着けられるように支援することを理念としています。集団生活の中で児童は大人への信頼感をベースに自己肯定感を育み、入所期間を重ねるにつれて集団を意識して生活していきます。後輩たちはそうした先輩等を手本としながら、次は自分が寮を引っ張っていくという意識が芽生え、集団の中でもまれ成長していくという力動が働いていくのです。

しかし、入所児童の質の変化に伴い、集団が自然と成熟しにくくなっているのが現状です。現在の入所児童の多くはASDの行動特性を有するが故に、自己中心的で、共感性が乏しいために先輩や同級生の取り組みに感じ入り、自分の中に取り入れていくことが難しい児童が増えています。こうした社会的な読み取りの困難さは被虐待経験のある児童にも共通する特徴の一つですが、易刺激性が高く、歩けば棒にあたるといったように対人トラブルという地雷を踏んでいく児童、余暇時間を上手くすこせない児童、社会性の問題から集団生活に安心感を抱きにくく過剰適応から疲弊してしまう児童、認知や理解の幅が狭いため、例えば「職員が隣に座らない＝嫌われている」いったように被害的に受け止めてしまい対人関係不良となる児童などがいます。このように発達障害と虐待による愛着障害が複雑に絡まる児童が増えたことで、個別支援の必要性が増しました。

これらのことで、我々の苦悩と葛藤が生じてきます。児童自立支援施設では集団処遇による変容を目指すことを中心と考えるきましたが、発達障害と愛着障害が複雑に絡み合った児童には、大人との信頼関係や愛着の再形成を基盤とした従来の支援のみでは問題が改善しにくくなっているのです。

例えば、ぐ犯（窃盗）を主訴に入園した児童のケースがありました。このケースは元々父からの虐待（身体的虐待とネグレクト）があり、ぐ犯（窃盗）に至ったものです。児童自身は、知的障害、発達障害の診断を受けていましたので家庭から分離し、福祉型障害児入所施設に入所することとなりました。

しかし、福祉型障害児入所施設でも窃盗が繰り返され、施設不適応として福島学園に措置変更されることとなりました。児童相談所と我々はこの児童が父から虐待を受けた経過があり、幼少期から十分なしつけと愛情を受けてこなかったために欲求不満の代替行為としての窃盗に至ったものと見立てました。情緒的な基盤が形成されれば問題は改善傾向に向かうと仮定し支援を組み立てたのです。まずは施設に安心安全を感じ、大人との信頼関係を構築することを意識しました。毎日、職員と面談する時間を設けたり、遊んだりする機会を設け、情緒的な基盤を形成できるよう支援しました。このような試行錯誤を重ねる中、

入園後にしばしば見られていた窃盗も次第に見られなくなっていくたのです。支援の効果も見られ、もとの福祉型障害児入所施設への措置変更に向けて具体的に動き出したちょうどその頃、窃盗の事実が発覚しました。当然、措置変更は実現せず、入園を継続することとなりました。児童自立支援施設は集団の中での変容を目指す施設であり、個別支援を想定した施設ではありません。問題が複雑に絡み合った現在の入所児童を支援するに当たり、頭では入所児童の変化に合わせていかなければならないと意識しつつも、我々の中には集団処遇の中における個別指導のあり方について葛藤を抱え、試行錯誤の中で支援に取り組んでいました。改めて支援を組み直し、特性に応じた支援を組み込んでいきました。内省が深まらず、善悪の判断が苦手であることから、望ましい行動に対してシールを与え、一定の条件を満たすことで報酬を得られるような行動療法的な支援を入れました。

また、余暇時間に対人トラブルが頻発していたため、余暇時間を充実できるように職員が関わったり、一人で過ごせるように折り紙や木工を教えたりする支援を組み立てました。その後、対人トラブルが減少し、窃盗の事実も見られなくなってきたこともあり、措置変更を考え始めた頃、児童の引き出しから他児のシャーペン、他児が持ち込んだスマートフォン、充電器が出てきたとの報告を受けた時には言葉が出ませんでした。ASD特有のコレクターの特性と生きるためにゴミ捨て場をあさってきたネグレクト環境が相まって、もはや条件が揃えば窃盗に及んでしまうという状況となっていたのです。「この子のためにこの施設で何ができるのだろうか」、我々の葛藤と試行錯誤は続きます。

このケース以外にも解離とひどい自傷行為といったトラウマ症状を呈する社交不安障害と診断された女児、支配―被支配の関係とは異なった同意の上で性的逸脱行為に及んでしまう男児、条件が揃えば窃盗や無断外出してしまう男児、興味を抱く対象に執着して不適切な形で注目を引いてしまうストーリーカー傾向のある男児など発達障害と被虐待経験によるトラウマ症状が絡み合ったケースに次々と対応していかねばなりません。児童自立支援施設は大人との信頼関係と愛着関係の再構築を目指す生活支援をベースに

した集団の中での変容を目指しつつ、特別支援の視点を入れた個別支援で変容を目指す必要があることを痛感させられました。

また、個別支援という視点で考えれば、発達障害に対する支援についてもより生活に即した内容を組み込んでいく必要性を感じています。それは施設という枠があり、見通しのある環境ではそれなりに適応できても、特性に振り回されるが故に退園後に不適応を呈する児童も存在するからです。例えば、学力の問題から通信制高校に進学する児童が毎年一定数存在しますが、無事に卒業できるケールは決して多くはありません。通信制高校は自主学習やスクーリングを計画的にこなす必要がありますが、ADHDの児童の中には衝動性（思いついたことに真っ先に手を出してしまう）や不注意（気が散りやすい）、時間感覚の乏しさ、大きな仕事を細かいタスクに分けて段取りを立てる能力の弱さ故に、個人の努力が強く求められる通信制高校で失敗してしまうことが多々見られます。就労先では与えられた仕事をこなすことはできません、同僚とのコミュニケーションや休憩時間が苦痛であったり、他者の気持ちを察するという共感性が低いにも関わらず他者からどう見られているかを過度に気にしたりすることで精神的に疲弊し、突然仕事を辞めてしまうケースもあります。また、興味に没頭する児童はゲームやスマートフォンに夢中になることで生活リズムが崩れ、自立援助ホームで不適応を起こしてしまうケースも存在します。先の自立を考えたとき、指導の中心となるコミュニケーションや社会性といった側面に加え、こうした日常生活に作用する特性についても自覚を促し、対処法を教えることが必要なのでしょう。福島学園では、不適切なメモの使用を防止するためにメモ用紙などは使用させていませんでしたが、不注意な児童にメモ帳やカレンダー、ホワイトボードを活用させ、見通しをもって生活させるよう支援しています。退園後の自立を考えた時、児童自身が特性を自覚し、コントロールしていくことは重要な視点です。

#### Ⅳ ト라우マ症状の扱い

近年、MRIなどの発展に伴い、児童虐待が脳の機能や神経構造に影響を及ぼすことが明らかとなりました。発達障害に対する支援と共に重要となるのがトラウマ症状に対する支援です。例えば、福島学園では次のような事例がありました。女子寮では十八時過ぎから四十五分の学習が定められていますが、ある女子児童は十八時前後になると対人関係に対する不満を訴えて指導員室にやってきたのです。その女児は普段は明るく、良くも悪くも裏表がない性格をしています。しかし、学習については得意不得意の差が激しく、年齢相応の学習を独力でこなすことは難しい児童です。入園当初から情緒的な波は感じられる児童でしたが、次第に不安や不満の訴えが増え、対応が日課にずれ込むことが増えていきました。面談で一通り話を受け止めてあげると今までの悩みは何だったのかと思うほどに表情が一変し、ニコニコしながら日課に戻っていきます。そのような児童を見て、他児も職員自身も本児が日課を怠けているだけなのではないかと感じるようになります。次第に女児の訴えを受け止めるといふ関わりが減少し、日課に戻るように促すことが多くなっていきました。そのような関わりが続いた頃、心理面接では「大人を信用できない」という訴えが聞かれるようになります。私が夜勤に入った際にも、指導員室に籠もっていたわけですが、指導員室から出てきた本児の表情は暗いという程度では言い表せないほどに絶望的であり、まるで今ここで何かとてつもない事が起こっているかのような妙な生々しさがあったのです。もう一度先生と話をするように勧めてみるも、本児は無表情のまま「先生はわかってくれない」と言っただけで涙を流すのでした。この女児の主訴は「犯(家出)でありましたが、大好きな母を病気で亡くし、男手ひとつで育てられました。父は本児と会話することは少なく、十八時頃に帰宅するとパチンコに行くか交際相手宅に行ってしまったとのことです。学校では対人関係で上手くいかず、勉強にもついていけません。家庭にも学校にも居場所を見つけれない本児は次第に非行系の児童等とつるむようになり、後に性被害を受けま

す。この時私は、フラッシュバックが起きていたことに気づかされました。些細なきっかけによって生じる不快な記憶と感情を、大人を頼ることで解消しようとしていたにも関わらず、我々支援者側にトラウマ症状の視点が欠けたことによって、症状を悪化させるところだったのです。私たちはすぐさま支援の見直しをかけ、まずは生活に潜むトラウマ症状とそのきっかけについて整理しました。また、自傷行為や攻撃的な言動といった問題行動に目を向けた支援に陥らないように意識を統一し、大人が安心の対象になるよう児童の不安にきちんと付き合っていくことからやり直したのです。現在、その女兒は感情に波はありつつも、不穏時には職員を頼り、生活に戻れるようになってきました。大人への信頼感が構築されてきたわけですが、この児童はストレス耐性が非常に低く、回避傾向が強いため、面談を回避の理由にするようになっていきました。ここでも個別支援のバランスに直面することになったわけです。

私たちは児童等の問題の原因がわがままという性格の未熟さによるものか、発達障害による生きにくさによるものか、それともトラウマの症状によるものかの判断に迷い、葛藤しながら支援しています。集団処遇を基本としている施設なので、個別対応をすれば、それ以外の児童に不満が募り、その児童へのケアも必要となってきます。現に、ひどい自傷行為を呈する児童が在籍していた頃は、他児のケアを同時に行う必要があり、それぞれが自身の課題に向き合えるように持ち直すまでに一ヶ月ほどの時間を要しました。マンパワー不足の中で対応していくのは容易ではありませんが、この児童のように問題が外在化しやすい場合、指導対象になりやすく、ともすれば施設での生活そのものによって症状が悪化する可能性が生じてしまうのです。さらに、対人関係に安心感を抱けない、感情処理が困難な児童へのケアがなされなければ予後不良は目に見えています。

## V リービングケアの視点

複雑化する児童への丁寧なケアが求められる現状において、我々施設職員に求められる役割は増えているものの、一年という処遇期間でこれらの問題が解消するのは容易ではありません。施設内での適応は十分でも退園後に生活が崩れてしまう児童が一定数存在するのは事実です。福島学園は入所児童の三分の二が中卒児童であり、かつ家庭引取が望めずに自立してかなければいけない児童も少なくありません。生きにくさを抱えた児童が独力で生きていくのは簡単ではありません。退園後に住み込み就労に繋げて上手くいったケースは皆無と言っている状態です。個人の内的な努力に重きを置いた指導には限界があることを痛感しています。現在入所している児童の生きにくさを一朝一夕で改善することは容易ではありません。長期的に、中には一生付き合っていかなければならない特性や症状もあるでしょう。児童の自立を促すためには、児童の特徴を理解し、必要な支援がなされるように次の生活の場に丁寧に引き継いでいくことも重要な支援だと考えます。

先に述べたように、入所児童の大半が虐待を経験しているのが現実です。そして、入所児童の保護者の側にも診断はなくとも発達の凸凹があり、親世代からの虐待や学校での不適応などを経験したことで二次障害などの生きにくさを抱えているケースが増えているように感じます。家庭引き取りを想定した場合、親子共に困難さを抱えるケースに対して、これまでの面会・家庭訓練での親子関係の再構築を目指す支援のみでは不十分であると感じました。大人との信頼関係・愛着関係の再形成を目的にした従来の支援をベースに、発達障害やトラウマの症状に対する保護者の理解、そして同じく生きにくさを抱えた保護者に対するケアという視点も大切なのではないのでしょうか。福島学園では、面会や家庭訓練の機会に家族支援セミナーと称して心理職が保護者と面接し、保護者と児童の養育について振り返り、心理教育（発達障害・トラウマなど）を行い、関わり方について助言する機会を設けました（マンパワーの問題から全ケースに対

応できていません)。はじめは緊張していた保護者も、児童と生活を共にする施設職員の声だからこそ、我々の話に耳を傾けてくれるような印象を受けました。セミナーには保護者のみならず、寮職員と児童も参加し、課題と対処法を共有した上で、宿泊面会や家庭訓練を実施するため、より建設的な支援が組み立てられたように感じます。セミナーと並行して児童相談所には過去の養育の振り返りや保護者自身の課題についても振り返る機会を設定してもらいました。施設と児童相談所が両輪となって支援することで、問題へのアプローチが上手くいくだけでなく、保護者と良い関係を築くことができるため、社会から孤立しがちな保護者も退園後に支援機関に助けを求めやすくなったように思います。

## VI 社会的養護に求められる支援

入所児童の複雑化によって、児童自身に対してもより幅広い支援が求められるようになりました。児童の自立には最低でも①安心して生活できる場と人の存在、②児童の内的なバリア（善悪の判断・感情処理など）、③問題を再発させないような外的なバリア（受け入れ先の理解）が必要なのではないでしょうか。脆弱性を有する児童に対して②の内的なバリアのみを期待する支援は破綻しやすいといった印象です。児童を育てるインケア、それを引き継ぐリービングケア、自立を支えるアフターケアを充実させていくことが強く求められる時代になったと感じます。

これからの社会的養育に向けた、児童自立支援施設における支援のあり方とは

役割演技と集団凝集への取り組み

〈クリスマスコンサートでの実践〉

誠明学園 男子五寮

児童自立支援専門課長

宮川 哲 弥  
鈴木 雅 典

一 はじめに

近年の児童自立支援施設では、発達障害や虐待による愛着障害などの対応の難しい児童が増え、どの施設でも支援に苦慮している。そういった対応の難しい児童へは、教護院時代から脈々と受け継がれてきたグループダイナミクスを利用した集団支援では対応が難しくなっており、児童の特性に応じた個別的な支援が必要になっている。

平成二十八年年度の児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であることが明記され、この改正法の理念を具体化するために、「新しい社会的養育ビジョン」が示され、児童自立支援施設も支援の方法を大きく見直す時が来ている。「新しい社会的養育ビジョン」ではできる限り良好な家庭的な養育環境が求められ、

生活単位の小規模化、一か寮あたりの人数を六人。特に必要な場合は四人と提示され、より個別的な対応が求められている。

当誠明学園においても漏れることなく、様々な障害により一人ひとりの特性に応じた支援の必要な児童が増えている。被虐待九割、精神科受診三割、精神科薬の服薬二割（平成二十九年年度）の現状もあり、日々職員は悩みつつ対応している。

そんな中、今回紹介する支援は児童の個別性に配慮しつつも、従来からの集団の力を利用した取り組みである。そしてその支援の目標は、単に誠明学園での生活意欲の向上で終わるものでなく、退園後の児童の社会的な役割や集団協調などにおいて役立たせることを目指している。また児童と職員が共に劇を作り上げていく中で互いを認め合い、共感しながら、完成へとつなげていく過程は、児童自立支援施設の支援の根幹と言うべき共生共育の理念へと繋がるものと思う。今回はグループワーク支援の具体的な展開を、劇の題材にして、その支援と効果について論じていくが、何よりも児童自立支援施設職員の持つ熱い思いが、児童の本来持っていた特性を引き出し、それが児童の将来への期待、希望につなげていくことが最大の目的である。そしてこの取り組みが、これからの児童自立支援施設のあり方を考えていく上で、一つの題材となれば幸いである。

本稿は劇中の主人公A子が劇を通して、どのように内省をし、成長して行き、自らの課題と向き合い、感じていくのかを論じていく。

誠明学園では毎年年末にクリスマスコンサートと題して、各寮がそれぞれに練習をし、工夫を凝らして出場し、トーンチャムやダンス、合唱などが披露される。私の所属していた女子三寮では、毎年劇を披露している。この劇は、一般的な劇ではなく、その年の出来事を考える振り返り劇であり、その年に寮で起こった出来事を、シナリオに起こして演じ、その年の振り返りを行う。平成二十九年年度で四回目であり、毎年そのシナリオは変化をしていく。

## 二 グループワークとしての劇

グループワークの定義としては「コノブカ 一九六三年 ソーシャルグループワークとは、社会事業の一つの方法であり、意図的なグループ経験をを通じて、個人の社会的に機能する力を高め、また、個人、集団、地域社会の諸問題により効果的に対処し得るよう、人々を援助するものである」とある。この定義を参考に振り返り劇を用いたグループワークを展開していく。

展開過程として、(一) 準備期、(二) 開始期、(三) 作業期、(四) 終結・移行期の四段階がある。

(一) 準備期 … 利用者の問題・課題と、援助の内容を明確にする時期である。グループワーカーは、利用者の生活状況、感情、関心事、心配事を理解して、援助活動の過程で起こりうる出来事を予測しておくなければならない。

振り返り劇では、この段階において、劇のシナリオを各児童の課題や感情に合わせて、シナリオ作りを行う。それぞれが、劇を通して、感じ得てほしい問題に焦点が合うようにシナリオをグループワーカーが作成していく段階。

(二) 開始期 … 開始期は利用者(個人)を集団になじませることから始まる。集団の目的、援助活動の日時や回数、期間の予定、プログラム活動の内容、利用者同士の役割分担、約束事などを確認し、提供する援助活動が利用者の期待・要求と一致したものであるかどうかを確認する。

この時期においては、作成されたシナリオの輪読が行われる。そのシナリオに応じた児童それぞれの役割、セリフの言い回し、感情の出しかたなどを確認すると同時に、いよいよ演技に向けてのレディネスを醸成する段階

(三) 作業期 … 集団が発達する時期である。集団独特の行動の仕方や物の考え方が生まれ、集団内の個人は一致した行動をとることが要求される。グループリーダーは、このような集団内での個人の相互作用の様子を観察して、利用者個人の具体的な目標を明らかにする。

本格的な演技指導の中で、自らの振り返りと、相手の気持ちを汲むことを目標に演技に取り組む、演技者は同時に監督であり、児童、職員相互に意見を交わし合い開いながら、演技の修正をしていく。相互に、意見を言い合うことで、それぞれの内省を感じ始めるようになる。

(四) 終結・移行期 … 終結・移行期は、集団活動を終わらせて評価する。援助活動の意義、学んだことを明らかにして、援助後の個人のアフターケアを計画する。

劇をビデオカメラに撮影して、みんなで劇を観ることをする。また、劇を通して、身についたこと、感じたことを作文に書き、それぞれに発表して振り返りを行い、意見交換をする。劇で学んだこと、振り返ったことを自立支援計画に反映させて継続的な援助を行う。

### 三 六つの方針

劇を演じる前に職員チームで六つの方針を立てた。劇を通して、児童に獲得してほしい課題、感情、気持ちなどを話あった。この振り返り劇を行う背景と支援方針として、①役割演技を通して、自らの感情の振り返りを行う。②様々な行事で主人公になれなかった児童を主人公にする。③観られるものとして、相手の気持ちを汲む力を養う。④それぞれに役を持たせて、一人も欠けてはいけない状況を作る。(チームの凝集)⑤手作りにこだわる。⑥児童と職員の共同作業による集団凝集。この六つの支援方針を寮職員が理解して、グループワークを展開していく。

#### ① 役割演技

「役割演技(やくわりえんぎ)とは、現実起こる場面を想定して、複数の人がそれぞれ役を演じ、疑似体験を通じて、ある事柄が実際に起こったときに適切に対応できるようにする学習方法の一つである」とあるが、寮におけるシナリオは、過去に起きた出来事を振り返ることに重点を置いている。児童達が経験した感情や葛藤などを題材にして、その時の気持ちを振り返る。児童が問題を解決した時に、その思いに焦点を当てて、そのセリフを何度も繰り返すことで、内面化することを目的としている。

この劇を通して、児童は再度自らの起こした問題や感情と向き合うこととなる。前提としては、児童がこの問題をきちんと解決していることであるが、「先生、私酷かったですよね。信じられないことをしましたよ」と感想を漏らす。こうして過去の自分を現在の自分が客観的に振り返るようになる。そして、その行動は、自らの主訴への振り返りにも通じていくことを支援の狙いとしている。

#### ② 主人公になる

学園に措置される児童は、学校での行事など、そのほとんどが参加をしていないか、脇役などで日の目を見ることはないようである。周りからの役割期待もなく、そして、その演技を見学に来てくれる保護者もないのが現実ではないだろうか。人は経験の中で、自尊心や自己肯定感を養っていく。そのような経験に乏しい学園の児童にいかにして脚光を浴びさせるのかをシナリオで考える。それぞれにかけがいのない役割を与え、劇の中で重要人物にして行き、役割期待をかけることに心がける。

「あなたがいなければこの劇が成り立たない」という状況を作る中で、児童は主人公になりその自己効力を養っていく。「認められる、必要とされる」という経験がさらに児童を輝かせていくのである。

### ③ 演じる人は観客がいて成り立つ（心を汲む力）

監督として演出をしている職員がいつも児童に伝える言葉は「演じることができるのは、見てくれる観客がいるからなの、だから、自分がセリフを言っていない時の無言の演技が大切なのである。この劇において、重要なのはセリフを言っていない時の児童の振る舞いである。ここに演技指導を入れる。セリフを話している児童をどのように引き立たせるのか、観ている人が引き込まれるためにどのようにするのか。ここの指導の中に、人の気持ちを汲む力が求められるのである。

常に、演劇指導においては、「観客からどのように見られているのか」を大切に扱う。何度も演技をビデオに撮り、より現実味を持たせるために、セリフを言っていない時の仕草や雰囲気を考えさせる。その客観的に自分たちの演技を考える行為により、「人からどのように見られているのか、人にどのように魅せたいのか」人の気持ちを汲む力が養われていくのである。

### ④ 役割期待と問題行動防止へ

この劇の特徴は、一人一人が主人公になれるようにシナリオと役を配役することにある。劇は物語とし

て進行させて、一人が欠けると物語が繋がらないようにシナリオを作りこむ。児童に対して、一人一人がいかに大切かを伝える。役割期待を持たせる中で、自分がいなくてはいけないと、物語の中で居場所を作る。その過程において、集団は凝集化されていく。みんなで作る劇として動いていく。同時に、それは「誰かが欠けてはいけない」となり問題行動の防止にも寄与している。自分がいなければいけないという責任感から、安易に問題行動を起こさなくなる。勿論、この練習期間に問題行動が起これば、クリスマスコンサートの出演もできなくなるので、この期間の緊張感には児童も職員も特に感じている。

⑤ 手作りにこだわる（作業を通して愛を伝える）

この劇は、シナリオは勿論、大道具、衣装、音楽、振り付けなどすべて一から作る。そこには、手作りの思いその児童に合うようなセリフ、配役、衣装、音楽など、「この子のために」というメッセージをその作業を通して伝えていく。その子にあった衣装を、職員が子供とオーダーメイドで作る中で「似合っているよ。すごいいい感じ。」などと自然にやりとりが増えて行く。「もっとこうした方がいい」「私はこうしたいな」そのような建設的なやりとりを経て劇を作り込んでいく。

この過程の中で、愛着形成に必要な共感性、応答性、メンタライジング（心を汲む力）が養われていく。

⑥ 児童と職員の共同作業による集団凝集

劇の中では、児童が主導できるようなプログラムを取り入れる。今回の劇ではダンスを取り入れる。ダンスなどは、職員よりも児童の方が飲み込みが早く、何度も練習するので上手になる。そこで、職員が児童にダンスを教わる状況を作りながら、共同作業を作り上げる。常に職員主導ではなく、児童が職員に教えるという行動の中で、劇の一体感が強まっていくのである。

また、寮の全ての職員と児童の劇なので、必然として、寮全員での活動が多くなる。全てのキャストが

何度も練習する中で、「我が寮」という感覚が養われ、集団凝集が進んでいく。

#### 四 シナリオ（A子の内省とエンパワメントの物語）

A子の背景

年齢…十五歳 中学三年生

家族構成…実母（アジア系外国人）・長男・次男・A子

家族背景…母はダンサーとして来日して、元父と結婚してA子を産んだ。

離婚後はダンサーをやめて、飲食業で夜間から朝まで働いている。また、母には彼氏がおり、仕事後は彼氏の家で休むという生活。

主訴…不良交友、身体的虐待、深夜徘徊

A子の悩み…母親と関わる時間がなく、学校や友人関係などの悩みを受け止めてもらえない。（母親の日本語レベルが低く、意思疎通も難しい）彼氏と自分どちらが大事なのか。自分をわかってくれるのは、不良グループしかない。

A子への支援目標…大人への強い不信感の解消。信頼できる大人との話し合い。利他的な考え方から前向きな人生観を持たせること。

平成二十九年度 クリスマスコンサート 劇

今年のテーマは、自分を好きになれるのか？自分と向き合うこととはどういうことなのか？一緒に考えてみませんか？

おばさん…今日の夕飯は何がいいかしら。

子供…うーん からあげかな？

おばさん…唐揚げか！お肉と言ったらスーパーかしら。ねぎは？

子供…一二五円！

おばさん…この子ったら ふっふっふっ 【笑う】

A子…(子供に対して) いいもん持ってんじゃん？

おばさん…あなたは○さんちのA子ちゃん？

A子…はっ？ だったらなんだよ。

子供…お母さん、このおばさんこわーい。

A子…うるさいな。おばさんはそっちだろ。

不良…いいから早くその飴、よこせよ。

おばさん…はいはい。怖い怖い。子供…(飴を投げつける)

A子…くそばばあ。覚えてろ。

警察…うー うー こちら警察 容疑者を見つけてました。補導します。

不良…やべえ(一人でA子を置いて逃げる)

警察…キャンディーをとったのはお前か。

A子…うるせえなあ。お前らに關係ないだろ。

警察…お前には、誠明学園に行ってもらおう。そして、自分ときちんと向き合おうんだ。自分の弱さや、自分の課題を乗り越えてもらおう。

(警察とA子は退場)

A子…マジめんどくさい。とりあえず適当にやっていたらいいか。

A子…誠明学園に入所しました。A子です。よろしく願います。

ここで悪魔が登場

A子…あんたら何者？【悪魔登場】

悪魔リーダー…見ての通り悪魔さ。私が悪魔リーダー

悪魔子分一…そして私が悪魔子分一

悪魔子分二…おいらが悪魔子分二

悪魔…A子、入ったものは仕方がない。半年もあればでれるんだから、とりあえずこいつらに合わせとけ。

悪魔子分一…そうそう、いいんだよそれで、とりあえず表面的ないい子を演じろよ。

天使登場

A子…お宅らはだれ？

天使リーダー…見ての通り天使よ。そして私が天使リーダー

天使子分一…そして私が天使子分一

天使子分二…そして私が天使子分二

天使子分二…A子、せっかくのチャンスが無駄にしてはだめ。やり直すのよ。

天使子分一…そうよ。A子、表面だけでなく中身から変わるのよ。逃げちゃだめ。

●しかしA子は、なかなか変わる決心がつかずにいました。そうこうするうちに夏期錬成に向けての登山が始まりました。また、同時に水泳の練習も始まり、毎日が面倒くさい。そんなA子は、また悪いことを考えているようです。

(先生を先頭に、整列しながらリュックを背負い歩く)

職員…あと少しだよ。頑張つて。

全員…はい

A子…荷物も重いし、水泳も苦しいし、とりあえず、肩でも痛いことにしておくか。

天使子分一…A子、だめ。みんなだつて同じだよ。一緒に頑張ろう。

天使子分二…そんな自分を好きになれる？

悪魔…努力なんて意味がないだろ。頑張る必要はない。荷物なんて持たせておけばいいんだよ。

悪魔子分一…肩が痛いことにしておけば、水泳は見学できるんだし。

A子…先生。すみません。肩がどうしても痛いんです。我慢していたんですが、もう持てません。

女先生…大丈夫？でも痛いのに、よくここまで我慢したね。いいわ。私があなただの荷物を持つから、最後まで頑張つて。

A子…ありがとうございます。

天使子分一…A子。本当にいいの？人の優しさを無駄にしているんだよ。

●A子は、苦しい水泳の練習を逃げてしまいました。

□通院（三角巾をして登場）

女先生…なかなか、良くならないね。本当に心配だよ。

悪魔…当たり前だよなあ。そもそも痛くないんだから。

天使子分一…A子、みんな練習しているよ。それでいいの？

□水泳場面

A子は見学をしている。（三角巾を巻いている）

みんな…みんな、A子さんの分まで私たちががんばろう。

みんな…苦しいのは、みんな同じ。みんなで心一つにして優勝しようよ。

みんな…そうだね。

天使…A子さん、早く治してね。待っているから

男先生…いくぞみんな。息をしないで泳ぎ切れ。その一秒をしばらくだせ。

児童…せい せい せい せい

男先生…息をするな！ ノーブレスだ。

A子…みんな 頑張っている…。私は何をしてるんだろう。

天使子分二…そうだよ。A子だってできるんだよ。

ナレーター…苦しい練習を乗り越えて、女子三寮は水泳大会で優勝することができました。A子の心にも

少し変化があったのでしょうか

ナレーター…地域交流バレーボール大会の時期になりました。

(びブスを着て、みんなで円陣)

みんな…やった！優勝だ。

A子…みんなさあ。喜んでるけど。誰のおかげで優勝できたと思ってるの。

キャプテンの私がアタックしたからでしょ。

悪魔子分一…そうそう お前のおかげだよ。みんなわかってないよな。

天使子分一…違う。みんなあなたについてきたんじゃないの。チームワークだよ。

●大会が終わり、寮に戻りました。

職員…A子、びブス干しておいて。

A子…えっ 私がですか？私疲れているんですけど。B子さん、干しといて。

職員…A子、お前はいつからそんなに偉くなったんだ。お前が一人でビーチバレーしているんじゃない。

みんな疲れているんだ。それなのに、B子にやらせるとかおかしいだろ。

悪魔子分一… A子、面倒くさいから、とりあえず謝っておけよ。

天使子分二… 心のない謝罪なんて、意味はない。考えて。みんなだつて疲れているんだよ。中三がやらな  
いと。

悪魔… 上級生、中三とかまじで意味不明。いいんだよ。とりあえず謝っておけよ。

A子… (心無い感しで) すみませんでした。

ナレーター… 時間が過ぎてとある洗面所での会話です。

悪魔子分二… っていうかさあ、ここの職員まじでうざくない。前もさあ、私もさあ意味わからなく怒鳴られ  
てさあ。

悪魔子分一… A子、お前もそうだろう。ここで話しを合わせないとお前も嫌われてしまうぞ。

悪魔子分二… そうそう、A子だつて、うざいと思ってるんだろ

天使子分一… 本当にそう。先生たちは、あなたに強くなつてほしいから怒っているんじゃないの。

悪魔子分一… 大人なんて、信用したらだめだ。わかるだろ。

A子… 本当にそう。私もこの前怒られた。特に○○先生。あいつは意味がわからない。

悪魔子分二… だよ。中三上級生とか。まじ意味わからない。早くこんなところ出ていきたいよね。

A子… 本当に本当。

●その夜、二一… ○○すぎ。すべての職員が学園にきました。そして、A子と本気で向き合おうと職員で  
話し合いました。

男先生… A子 公務室に來い。

お前はいつまで自分から逃げているんだ。できない、できないばかり言つて。お前に幸せになつてもら  
いたいと思つて、怒ることがそんなにいけないのか。

悪魔子分一… A子、いつものことだよ。大人なんて信用してはいけない。どうせ口ばっかりだ。

天使子分二…A子、思い出してごらん。先生たちはいつもあなたのそばにいてくれた。あなたのことを真剣に考えているんじゃないの。

A子…確かに、仮病を使った時も、先生はいつも心配してくれた。荷物をもってくれたり休みなのにバレエの練習に付き合ってくれたり、本気で怒鳴ってくれた。なんでだろう。私なんて、必要のない子なのに。

悪魔子分二…A子、どうしたんだ。大人なんて口ばかりだろ。

天使子分一…本当にそう思っているの？今なら変わることができる。自分をみつめるの。

A子…そう、水泳大会、ビーチバレー、私たちは優勝できた。一人の力ではない。みんなが努力して頑張ったからだ。仲間を信頼したから。先生達を信頼したから。私は、悪ぶっていた。おらおらしたり、娑婆っ気をだして、無理やり悪い友達と付き合っていた。でも、もうやめよう。私は生まれ変わりたい。一生懸命生きたいんだ。

悪魔子分一…A子、どうかしちまったな。まだ間に合う。こんな意味のないことをやめろよ。

A子…(悪魔を押しながら)悪魔さん、さようなら、私は自分と向き合う。

天使子分二…ようやく、あなたは自分の素直な気持ちに気づいたみたい。そう、一生懸命にがんばろう。

A子…うん

全員整列

児童…ここは誠明学園

児童…二百建児が集う場所

児童…そして天使と悪魔が戦う場所

児童…みなさんはどうでしょうか、頑張っても頑張らなくても時間は同じ

児童…そうだからこそ一所懸命自分と向き合いませんか。自分を好きになるために。

## ● A子にとつての振り返り

この振り返り劇のシナリオを考える前に、A子との話し合いを持った。入所して間も無く、「なんで自分が施設なんかにいるんだ。」と不安定になり数回寮から飛び出したこと。問題が起こるたびに、過呼吸を起こしていたこと。生活やスポーツを通して、自己肯定感を高めていったこと。個別指導を通して、職員と向き合ったことなど、A子と振り返りを行った。支援効果もあり、A子自身が学園で起こした数々の問題行動を「過去の自分がやったこと」と捉えていること、「今の自分はそんなことはしない。」という自信の表れを感じることができていたこともあり、A子を主人公としたシナリオを作成した。

勿論、主人公を任せるにあたり児童集団から、自己肯定感が高く、振り返り劇に耐えられる、内省ができる力を持つ児童を選ぶことは必要である。職員と児童とが話し合う中で、役決めは行われる。

その意味では、A子はバレー部キャプテン、水泳大会優勝、寮日直など自己効力感を感じることができていたことと、過去と今の自分との感じ方の差が大きいことから適任であったと考える。

振り返り劇を披露するにあたり、何度も練習を行い、リハーサルを繰り返す。その過程の中で「そんなこともありましたね」「今考えると、かまって欲しかったんですね」とA子は振り返る。その言葉を捕まえて、A子と面接を行い、「きちんと謝ることができたよね」「よく相談することができたよね」とA子をエンパワメントしていくというのが振り返りなのである。

## 五 子供たちの感想 劇を終えて

(趣旨は変えずに、子供の書いた文章については校正しています)

A子の感想文の一部と、他の児童の感想文を掲載する。A子の振り返り劇を行ったのであるが、グループワークである以上、そのグループ構成員にも様々な支援効果があった。

「中学三年生」 A子

私たちの寮は、劇をやりました。今年のテーマは、自分を好きになれるのか？自分と向き合うこととはどういうことなのか？というのが今年の劇でのテーマでした。この劇をやってみて感じたことがいくつありますか。

一つ目は、一人一人が主役になり、ちゃんと役になりきっていて、とてもすごいなって思ったことです。二つ目は、この劇は私の寮でしか出来ない特別な劇だなと思いました。三つ目は、この劇を通してやっと自分のやってきた悪いことが改めてわかりました。それと、素直な気持ちを持つことは本当に大切なことなんだなって思いました。私の寮の先生や、学園中の先生は、私たち子どものことを本当によく見えて子どもの気持ちを誰よりもわかっています。すごいなって感じました。

「中学三年生」

無事に子供たち五人、職員五人でクリスマスコンサートに臨みました。今年の寮でのことや生活を見せる場面でした。私の寮がどのように、他の人に見えたのでしょうか？そして、何を感じたのでしょうか？私たちが伝えたかったものは、寮の子どもと大人が一緒に何かをすることの素晴らしさ。今年のテーマの自分と向き合うということがどういうことなのか。

「中学二年生」

このクリスマスコンサートを通して自信がついたんじゃないかなと思います。笑ってもらえたり、拍手をもらえたりすると嬉しいです。やって良かったと思います。私の夢は女優やタレントなどの芸能界の仕事をする事です。だからここで劇をして夢や希望を持てます。良いことばかりですね。劇でまた自

信がついたので、次の行事に向けて頑張り、さらに自信をつけていきたいです。それと、劇が終わった後に達成感を味わえます。この達成感をみんな味わえるから、みんなで共感できます。だから良いと思います。寮が良い雰囲気です。豊かになります。クリスマスコンサートをして、自信というプレゼントをもらえたし、寮がもっと良くなりそうです。

「中学一年生」

一つ目は、人の思いをくむことが少しできるようになったということです。私は今まで先生たちの思いがくめず人に優しくなれませんでした。でも、このクリコンを通して少しくめることができました。なんと先生は、子どものように大切に思っているのだろう、みんなやるから意味があるとかたたくさんの先生たちに言われてきました。最初は意味を考えなくてスルーしていたけど段々今、先生が言っていた意味ってこんななのかなと考えるようになり、劇を通していろんな人の思いを少しでもくめるようになりました。

二つ目は、達成感です。すごく大きなものを得られたと思います。劇が始まる前と終わった後では、全然肩の重さや表情が違いました。たくさんの緊張がありました。やってみれば早く終わってしまいました。みんなが笑ってくれて、やりがいを感じました。みんなというところにもたくさんの意味があると思います。誰か一人でもいなくなったらできないもの、先生たち、そしてみんな女子三寮の劇は、とても素晴らしいです。そして心に残るものがたくさんありました。

「小学六年生」

私は、クリコンを通して分かったことがあります。それは、自分自身にも相手にも、この劇の大切な意味です。みんないつかここを出ていきます。社会に出ます。先生がいない社会で生きていきます。怒る人

がないという事です。私は、この劇に出てくる天使と悪魔。A子がどっちがいいか迷うところで、良いか悪いかの判断をしているように思えました。この誠明学園には、怒る人がいる。どっちが正解か教えてくれる。だけど、社会には教えてくれる人はいない。自分で判断しなければならぬのです。私は、このクリコンで学んだことを今後の生活に生かそうと思います。ここを退園してからも。

## 六 終わりに

A子が退園する際に、「学園での一番の思い出は？」と問いかけると「クリスマスコンサート劇です。先生、私絶対、この劇のこと忘れませんよ。ありがとうございました」と答えていた。A子がこの劇のことを思い出す時に、仲間の大切さ、大人との関わりなどなど思い出すのだろう。思い出し、社会に出た時に何かの力になることを祈るばかりである。

グループワークを実施することは、非常に労力がかかる。その準備から始まり、児童とのやりとり、集団を凝集させること、チームワークなど。しかしながら、それを達成した時の自尊心や自己効力感などは、比類なく現れるのではないだろうか。特に、大切なことは、職員が目をキラキラさせてグループワークを行なっていることであるのではないか。率先垂範と言うべき、職員が仕事としてやらされているグループワーク、毎年の行事だからとマンネリ化したグループワークは児童の心には届かない。まさに、流汗悟道であり、職員が必死に汗をかいているものに、児童はついてくるのではないだろうか。

発達障害や様々な集団処遇が難しくなってきた今だからこそ、職員が引っ張って行かないといけないと考える日々である。

参考文献

- 1) 福田垂穂「ソーシャル・グループワーク」新日本法規出版、一九六四年、八一〇
- 2) 野村武夫著「はじめて学ぶグループワーク」ミネルバ書房 一九九九年 二一〇

## これからの社会的養育に向けた

## 自立支援施設における支援のあり方とは

〈崩壊からの立て直しを中心にして〉

山梨県立甲陽学園 園長 玄 間 正 彦

## I はじめに

私が、山梨県立甲陽学園(以下、「学園」という)の園長として着任して二年が過ぎようとしている。初めて学園に異動が決まった時は、まだ教護院として非行児童の指導を、先輩方が熱い心で行っていた。男子寮に配属されてからは、先輩の全てを真似て、児童と向き合い指導していたように思う。五年間、児童を信頼しながらも決して油断しない姿勢を当時の園長から助言され、無断外出やその他の園内での問題行動を防ぐ努力を怠らなかつた。その後、別の施設に異動したり、児童相談所の児童福祉司を経験する中で、学園とも間接的に関わりを持つことはあったりと連携はしていたので、再度、学園に異動が決まった時に、「児童自立支援施設」と名称が変更になっているのは承知していたが、配属されて不登校児や被虐待により素行不良になった児童等、教護院の頃とは少し入所児童の変化に違和感を覚えた程度だった。その頃の担当児童の中には、中度の知的障害と触法行為で家裁から送致された経過を持つ大変な児童もいて、かな

り苦勞しながら支援したのを覚えてゐる。その後、二年で異動となり、再度、副園長として戻つた時には、再整備が終了し、公教育が導入されており、入所児童もほとんどが発達障害や被虐待の特性を持つ児童ばかりであった。そして、男子寮が崩壊し、立て直しを図つた後であった。今回は、園長としてこの崩壊からの立て直しの報告書を、今後の参考にして更なる児童自立支援施設の今後の在り方を考えたいと思ひ筆をとつたものである。

## Ⅱ 新しい社会的養育の在り方について

平成二十八年五月二十七日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成二十八年法律第六十三号）に新設された児童福祉法第三条の二において、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難または適当でない場合には、まず養子縁組や里親等への委託を進めることとし、それが適当でない場合には、できる限り、児童養護施設等における小規模グループケアなどの良好な家庭環境で養育されるよう、必要な措置を講ずることとされた。また、新しい社会的養育ビジョンでは、具体的に愛着形成に最も重要な時期である三歳未満について概ね五年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね七年以内に里親委託率七十五%以上を実現し、学童期以降は概ね十年以内を目的に里親委託率五十%以上を実現する。施設での滞在期間は、原則として乳児院は数か月以内、学童期以降は一年以内。（特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても三年以内を原則とする。）概ね五年以内に、現状の約二倍である千人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図ると数値目標が掲げられている。

しかしながら、これらの数値目標が、家庭的養育環境の推進を加速させるものとして注目されているところであるが、「里親やファミリーホーム」の実態やその支援体制・養成等はどうなのか明確ではない。

乃至は、各都道府県市の児童相談所が実態を全て把握しているかというところと心許ない感じはする。これらのことが明確にされ、理解させなければ「数」の確保や「質」の保障はあり得ないのではないかと懸念するところではある。

ともかく、第一条において、児童の権利に関する条約にのっとり、全ての子どもが等しく権利を有すること、つまり子どもが権利の主体であることが明記されたことは、最も優れた点であると評価したい。

### Ⅲ 児童自立支援施設の役割について

子どもの行動上の問題、特に非行問題を中心に対応する児童自立支援施設は、平成九年の児童福祉法改正により、教護院から名称変更し、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」も対象に加え、非行ケースへの対応はもとより、他の施設では対応が難しいケースの受け皿として「枠のある生活」を基盤とする中で、子どもの育て直しや立ち直り、社会的自立に向けた支援を実施している。

職員体制としては、夫婦とその家族が小舎に住み込み、家庭的な生活の中で入所児童に一貫性・継続性のある支援を行う伝統的な小舎夫婦制や、職員が通いながら支援を行う小舎交代制という支援形態で展開してきた。

学園においては、男子寮定員十五人、女子寮定員十人の合計二十五人で中・小舎交替制を行っている。しかし、年々非行児は減り、発達障害、情緒障害、知的障害、被虐待等の問題を併せ持った児童の入所が増加する中でどこにも行き場がない児童も受け入れ、児童福祉施設における最後の砦としての役割を担っている。取り分け各寮に自活訓練室が設置されており、高校進学しても家庭引き取りができない場合、六か月を目処に学園から通学可能な高校であれば自活訓練室で自立した生活が可能となっている。または、高校進学を断念し就職の道を選んだ児童についても六か月を目処にあすなる学級における就労訓練、その

後の社会訓練(アルバイト等)時に自活訓練室において自立した生活をする事が可能となっている。

また、個別支援寮もあり、通常は心理治療や面接を行っているところであるが、親子訓練室が併設されており、親子再統合プログラム等児童相談所との連携により対応可能となっている。

#### IV 甲陽学園の状況

学園は、昭和十年四月、少年教護院として現在地に開所した。地理的には雑木林の中で自然環境に恵まれ、当時からある桜は県内でも有数の桜の名所となり人々の関心を集めている。創立から八十三年が経過する中で昭和四十六年に建築した園舎等が老朽化し、耐震対策として平成二十二年四月には、個別化・自立支援を考慮した建物構造へと再整備を行い現在に至っている。平成二十年四月には、教育面でも大きな変化があった。これまで地元の小・中学校から教員が派遣されていたが、分校として正式に許可され「桜木分校」として公教育の導入がされ、教育面でも充実が図られた。

しかし、平成二十三年四月から六月にかけて、男子寮に入所している児童全員が全く指導に従わない状況に陥った。その過程において、男子寮の職員が児童から暴力を受けたり、寮内の建具等が破損されたりすることが度々生じ、最終的には六月二十二日に中心となっていた高校生の児童Kが逮捕される事態となった。この間の状況を端的に表現すると、①児童が職員の支援・指導に全く応じない状態となった、②児童は職員の支援・指導に暴力で対応した、と言う二点に集約される。本来、児童の問題行動に対して同じようなことをしないように指導すべき施設において、児童集団のほぼ全員に対して全く指導ができなくなってしまうことは、施設の役割を全く果たせていない状況であったということが出来る。そのため男子寮崩壊となってしまう。学園においては、これらの状況を踏まえて、外部委員を含めた「甲陽学園の立て直し検討委員会」を設置し、平成二十三年七月から十一月にかけて六回にわたって、事態に至る経緯や課題

の分析、具体的対応策について議論を行った。また、男子寮正規職員四名が、八月から九月にかけて、それぞれ東京都立誠明学園、静岡県立三方原学園において、長期研修を行った。その中で実際に寮での勤務を行って、県外の児童自立支援施設において、どのように児童への支援を行ったり、寮の運営を行ったりしているかについて研修し、その内容を学園に持ち帰って報告し、具体的対応策の検討等で活用した。

ここで、学園が崩壊し、いかに立て直しを図ったか参考のために記載したいと思う。

## 一 平成二十二年度からの経緯と要因

児童と職員の関係の変化の端緒として、平成二十二年五月十二日の夜間に女子二名が男子寮に侵入し、うち一名が男子児童と性的関係を持つてしまう事件が発生した。この時期においては、ある特定の入所女子児童を中心に毎日のように無断外出をしたり、在園していても職員の指導に全く従わなかったり、というような状態であった。

この事件の当日の男子寮の当直職員は新任の非常勤職員であったが、この事件以前から児童のいいなりであり、問題行動を制止するべき立場にありながら部分的に荷担するような状況であった。この事件を機に児童が職員を自分の都合の良いようにコントロールしようとするようになったのではないかと考えられる。

また、この事件への対応として、男子寮・女子寮ともに児童に反省を促す対応を行ったが、当事者となった女子児童が児童相談所への一時保護等を含めて厳しい対応となったのと比較して、男子児童については通常の問題行動に対する内省日課に準じたものであり、相対的に軽いものとなった。

さらに、当該非常勤職員が退職した際に、児童への説明不十分であったため、児童Kは他の職員が（自分に都合の良い）当該非常勤職員を辞めさせたと考え、職員に敵対心を抱くきっかけの一つとなったので

はないかと考えられる。

その後も、男子寮で生活している児童の不安定な状態は続き、平成二十二年七月から九月にかけて入園してきた児童(平成二十二年七月から十二月在籍)による影響もあって、無断外出等の問題行動が頻発する状況となった。

本来、無断外出等の問題行動があった場合には、その理由等の聞き取り調査を行い、児童に反省を促すための内省日課を課すとともに、その背景にあるものの分析を行って、全体像を把握する必要がある。

しかしながら、この時期においては、あまりにも頻発するために、本来は特に必要であった原因分析が十分に行えなかった。この一連の問題行動の背景には、児童Kによる他の児童へのいじめ行為もあったと思われるが、そのことについては十分に聞き出すことができず、対応できなかったことから、聞いてもらえなかった児童の信頼を失ってしまうという問題も発生していた。

このような状況の中で、職員も疲労から日課をこなすことで精一杯という状態に陥ってしまい、内省日課も機能不全となってしまった。特に、九月に非常勤職員の一名が退職し、十月には非常勤職員が一か月休職したため、実質的に四人で寮を運営していかざるをえず、残った職員への負担が非常に重くなった。

なお、女子寮については、問題行動の中心的存在であった女子児童が六月に家庭引き取りとなって退園し、性的関係を持ってしまった女子児童は一時保護等を通じて十分な反省を促すことができ、寮における対応も十分に検討できたため、落ち着いた状態となっていった。

一方、男子寮では、問題行動がエスカレートしていく中で、職員への暴力事件が発生したため、これ以降の対応の考え方(暴力があった場合には被害届を警察に提出する等)を児童に示した。当該事件自体については、内省日課以外の対応は行われなかったが、児童による暴力は一旦沈静化した。

その後、十二月に入園した児童Aの影響から寮内での暴力的行為が再び頻発するようになり、一月に児童Sによる男子寮リーダーへの暴力が起こった際に、九月に策定した基準に基づいて警察に被害届を提出

した。しかしながら一回目であることもあり、警察として鑑別所への収容等の措置は行われず、引き続き学園で生活を続けることとなった。

また、加害者となった児童と被害者となった職員の関係をどう考えるか、当直業務など一対一となる可能性がある支援業務をどうするのか等について十分に考慮していなかったため、勤務体制等に無理が生じてしまい、当該児童を含めた入所児童に対して十分な支援を提供できない状態となった。

このような状態で新年度を迎え児童の問題行動は更にエスカレートし、男子寮の崩壊となってしまったのである。

## 二 日常的な支援における問題点

児童自立支援施設において、児童が全く問題行動を起こさないということは非常にまれであり、問題行動をおこしたとしても、その後の内省日課や日常生活に戻った後の支援を通じて一定のブレーキがかけられる。しかしながら、今回の場合には、そのブレーキが十分に機能せず、問題行動がエスカレートしてしまつた。

(一) 内省日課がブレーキとしての機能を果たさなくなつた。内省日課の取り組み方法の変更等を寮職員に十分周知せず導入したため、内省日課が始まるまでのクールダウンの期間が長くなりすぎた。物理的に分離してそれぞれに職員がつくためには、必要な職員を確保しなければならず、平成二十二年度は一度に複数の児童を個別支援寮も活用して行つたため、当日勤務職員だけでは対応できず、休日であった職員まで勤務変更して対応する等職員の負担が増加した。また、無断外出があまりにも頻発したため、内省日課がルーチン化してしまい、児童も日課をこなせば良いというように意識化されてしまい、内省日課が実質的に機能していなかつた。

(二) 日常生活における支援・指導は、問題行動を未然に防ぐブレーキと考えるが、ここでの問題点は二つある。一つ目は、児童間のいじめを見つけ、対応することが不十分であり、児童の信頼を失ってしまったということ。二つ目は職員間の連携が不足し、支援するためのチームとして十分に機能していなかったという点であり、これも結果として児童の信頼を失ってしまう要因となった。「個人としての職員が、組織としての児童に圧倒されてしまった」と職員側の反省の弁が象徴するように、職員がチームとして機能していなかった要因としては、三つがあげられる。一つ目は、児童自立支援計画、児童記録、寮会議等の情報共有・意識共有の手段の機能不全。二つ目は、職員同士で相談しにくい雰囲気があった。「問題が起ころはその時の職員の力量不足」という感覚が強くなったため、職員同士で相談ができなかった。三つ目、厳しい勤務体制による職員の疲労の蓄積。目の前の日課をこなすだけで精一杯という状態であり、他の職員と連携したり、相談したり、問題行動を未然に防いだり、問題解決をしていこうという意識が薄れてしまった。

### 三 役割分担に関する問題点

内省日課が十分に機能しなくなったり、日常生活における支援・指導において問題行動を未然に防げないような状態に陥ってしまった場合、個々に対応している職員は目の前の状況に対応することで精一杯になってしまう。そのため、現場で全体を見渡せる職員や現場から離れて業務全体を統括する職員が、状況改善のための手立てを考え、必要であれば外部機関に働きかけながら、実行していく必要がある。

しかしながら、その役割分担が明確になっていない場合が多く、それぞれの職員の役割のすりあわせも不十分であったため、必要な役割が抜け落ちてしまったり、同じ内容について別々に働きかけてしまったり、伝えるべき情報が伝わらない等の問題が生じたりして、事態を改善することができなかった。

(一) 学園内の組織としての役割分担については、児童が生活している寮において、寮内の状況を把握して全体を見渡しながら、必要な調整や方針について判断を現場で行うのは、寮の担当リーダーの役割となっている。しかしながら、寮内での問題行動が頻発し、なかなか収束しない中で、個々の児童への対応に比重が重くなってしまい、児童や職員の状態を含めた寮内の様子を把握し、根本的な改善策を検討する役割が不十分になってしまった。この過程の中で、自立支援課の業務全体を統括する自立支援課長や学園全体の責任者である園長、その補佐を行う副園長は、その都度、必要と思われる指導や助言を個別に行っていた。しかしながら、相互の情報共有の不備もあって、根本的な見直し等についての体系的な働きかけや指示が十分ではなく、積極的な対応が行われなかった。また、現場の寮職員への説明が不十分な場合が多く、学園全体として状況の改善にどのように取り組んでいるのかという情報が現場に伝わっていなかった。

(二) 児童が学園を退園するためには外部機関との連携が不可欠であり、特に複雑な家庭環境等を持つ児童の場合には非常に重要となる。中でも、児童相談所は施設と家庭や他の機関との橋渡しを行う役割を果たしており、密接に連携していかなければならない機関である。この連携方法については、当初、男子寮の担当者が窓口となり、入退園に関する連絡・調整等を行っていた。しかしながら、もともと週一回の当直勤務のために、児童相談所への連絡や寮の担当職員等との連絡が取りにくい状態であり、個別支援の増加によって不規則な勤務が増加し、ますます連絡が取りにくくなってしまった。また、右記の学園内の役割分担の不徹底により、児童相談所との連携も右記の担当職員以外にも複数の窓口ができてしまい、誰が誰に何を連絡し、何を相談しているのが学園内でも十分に把握できない状態となってしまう、結果として児童相談所にも状況が正確に伝わらないという問題が生じていた。

#### 四 課題について

##### (一) 支援上の課題

児童が職員と直接接する中で生じている課題であり、職員と児童の間の信頼関係が崩壊して敵対的な関係になってしまったり、児童が何度も同じ問題行動を起こしてしまうことを防げなかった直接的な原因となったりしている。具体的には、次のような課題があげられる。

○児童間でのいじめや暴力に対する体系的な対応が不十分であった。

○支援の基本的姿勢が明文化されておらず、共有されていなかった。

##### (二) 暴力への対応に関する課題

暴力への対応方法は、今回の事態を悪化させた大きな要因の一つであると考えられ、職員の暴力に対する姿勢や事後の対応方法等について、十分な共通認識を形成した上で支援を行っていなかったことが大きな課題と考えられる。具体的には次のような課題があげられる。

○児童が安全と思える環境を十分に提供できていなかった。

○暴力等の問題行動に対する反省の日課が形式的なものとなっていた。

○暴力の事後の対応方法について定めたが、当事者となった児童と職員の関係をどう考えるか等の考察が不十分であった。

##### (三) 職員間の情報共有と一貫した支援

日常的な支援における問題点及び役割分担に関する問題点に示したように、職員間の情報共有が十分でなく、結果として児童に対して一貫した支援を行うことができなかったり、寮内の事態を収拾するための根本的な対策を行うことができなかったりした。具体的には、次のような課題があげられた。

○一貫した支援を行うために必要な児童自立支援計画について、日常的な支援に反映させるような仕組み

みが不十分であった。

○職員間で相談できる雰囲気は乏しかった。

○寮会議が報告の場となつてしまい、個々の児童への支援方法等の検討が十分にできなかった。

○根本的な問題解決のために必要な情報共有ができず、積極的・体系的な対策を行わなかつた。

#### (四) 役割分担に関する課題

入所した児童には、それぞれ担当職員が決められるが、交替制勤務であるため担当者が不在の場合も多い。しかしながら、出勤している職員の誰が何をするか、何については誰に確認するか等の内容が明確になつていない部分も多く、担当職員が個人で抱え込んでしまつたり、決めるべきことが決まらないため児童が不安定になつてしまつたり等の問題が深刻化してしまつた。具体的には次のような課題があげられた。

○担当職員が問題を抱え込んでしまつた。

○日課の各時間帯における職員の役割分担が明確になつていなかった。

○担当職員、寮担当リーダー、自立支援課長の役割が明確になつていない部分があつた。

○職員相互が問題に対してどのように取り組んでいるかの情報共有がされていない部分があつた。

○園長、副園長、自立支援課長等が主導して問題解決に向けての体系的・積極的な取り組みが行われていなかった。

#### (五) 職員体制・勤務体制における課題

自立支援課に所属している児童を直接支援する職員の半数は非常勤嘱託職員であり、二年程度で転職のために退職することが多く、ノウハウが蓄積しにくい。また、後任となつた新任職員が不慣れであるために児童への対応が不適切になつてしまうことがある。今回についても、新任の非常勤嘱託職員の不適切な対応がきっかけの一つと考えられる。また、児童の活動内容に応じて、時間帯ごとに職員体制を厚くすべき時間帯と薄くても対応ができる時間帯があるが、それらが十分に検討されていなかった。具体的には、

次のような課題があげられた。

○児童が不安定になりやすい夕方や休日、トラブルが起きやすい入浴等の時間帯の職員配置が薄かった。

○内省日課において個別対応を徹底したため、勤務変更が頻繁に生じ、職員の疲労につながった。

○非常勤嘱託職員が半数を占め、在籍期間が短く、ノウハウが蓄積しにくい。

#### (六) 職員研修に関する課題

職員体制と関連する内容であるが、四月に異動や採用により入ってきた職員に対する初期研修や多様化する入所児童を理解して適切な支援を行っていくために必要な知識等を蓄えるための研修が不足しており、そのために適切な支援ができない場合があった。具体的には、次のような課題があげられた。

○新任職員研修、特に当直勤務等に関する研修が十分ではなかった。

○多様な児童について個々の特性に応じた支援が十分ではなかった。

#### (七) 外部機関との連携に関する課題

多様な児童が入所してくるようになったため、児童相談所や病院、警察等と事前や事後の連携をする必要が増加しているが、どのような場合にどのような連携をするか、どのような支援をしてもらうか等について検討が不十分であった。具体的には、次のような課題があげられた。

○連携のための窓口が混乱してしまい、円滑な情報共有ができなかった。

○多様な児童の特性に応じた支援を行うための事前の調整が不十分だった。

○退園に向けての調整が遅れてしまい、児童の不安感につながった。

## 五 立て直しに向けての基本方針

① 児童が安心して笑顔で生活できる寮を目指す。

- ② 児童とともに考え、ともに歩み、児童が自分の目標を見つけられる学園を目指す。
- ③ 目的に向かって一丸となって、一貫した支援ができる職員チームを目指す。
- ④ 職員が支えられ、安心して笑顔で働くことができる組織を目指す。
- ⑤ 関係機関に頼りにされ、必要なときに連携できる関係を目指す。

## 六 学園運営理念と基本的姿勢の策定

再発防止に向けての基本方針とともに、それらを含めた全体を包括する学園理念と、具体的な対応策を含めた今後の学園における支援等に対する基本的姿勢についても議論を行い、整理を行った。

学園が果たすべき役割や、具体的な支援の場面においてどのような姿勢で児童の支援を行うか等については、園内研修で示されたり、日々の支援の中で伝達されてきたりしたが、明文化されたものがなく、職員、特に非常勤嘱託職員等、短期間で交替していく職員などには、必ずしも共通の認識となっていなかった。

また、今回の問題の中で、組織として問題の根本的な解決のために必要な対策を行わなかったことにより、問題が悪化してしまった面がある。その中で、現場の職員は孤立感を感じ、それが疲労感につながっていた。福祉施設において最大の資源は職員であり、それが有効に機能するためには職員のやる気が非常に重要となる。このためには、組織として職員を支えていくという姿勢を明確化し、職員が安心して児童と向き合える環境を作らなければならない。

以上のような考え方から、学園の運営理念、支援における基本的姿勢や組織としての基本的姿勢を次のように整理した。

### (一) 学園運営理念

「学園は、児童が社会の一員として自立するために必要な支援・指導を行う施設である。この実現に向け、私たちは『暮らしの支援』『学びの支援』『働く支援』『心の支援』の四つの支援を柱に、児童が安心して自分と向き合える環境づくりや個々の児童のニーズに合った対応を行っていく」

## (二) 基本的姿勢

○児童と向き合い寄り添うことは、「児童を理解すること」である。児童の理解から個々にあった支援方法を模索し実践するとともに、立ち返り評価をしていくことで、その児童が持つ課題を解決する手助けとなる。

○児童と向き合い寄り添うことは、「児童と同じ目線に立つ」ことである。同じ目線に立つことで、児童と同じ気持ちを感じることができ、児童が何を求めているのかを感じ取ることが出来る。

○児童と向き合い寄り添うことは、「児童と一緒に取り組む」ことである。一緒に取り組むことで、児童と職員は感動を共有することが出来る。児童にとってその感動は、将来の財産となる。

## (三) チームとして支援する

○チームとして支援することは、「支援に必要な情報を共有すること」である。情報を共有することで、課題や目標に対してチームで取り組むことができる。一人で悩まずに職員同士で支え合うことで、より良い支援方法を見つけることができる。

○チームとして支援することは、「失敗を隠さない」ことである。失敗を隠さないことにより、チームで助け合うことができる。それは失敗を最小限に抑えることにつながる。

○チームとして支援することは、「支援計画に沿った支援をする」ことである。支援計画に沿うことで、統一性を持った支援をすることができる。職員が同じ目標に向かい、同質の支援をすることが、児童に対して一番大きな影響力となる。

## (四) 組織として職員を支える

○組織として職員を支えることは、「管理職が状況を把握し、現場の職員と認識を共有する」ことである。現場の状況を把握し、職員と認識を共有することは、職員を支えていくために何が必要であるかを把握するための前提であり、知ってもらふことで職員は安心して支援を行うことができる。

○組織として職員を支えることは、「管理職が明確な意思決定を行う」ことである。明確な意思決定を行うことは、組織としての一体感を生み、職員が支援を行う上での大きな自信となり、これにより一貫性のある支援を行うことができる。

○組織として職員を支えることは、「管理職が広い視野で助言し、育成する」ことである。広い視野で全体を見渡して、必要な助言を行い、職員を育成していくことで、職員の意欲や能力、支援の質が向上し、組織としてのレベルアップにつながる。

以上、学園の男子寮の崩壊から立て直しに向けての記録を全てではないが掲載した。参考になったでしょうか。

私は、これまでの支援をしつかりと見詰め直した上で、新たな社会的養育に向けた、児童自立支援施設の支援を考察するべきではないかと思う。

## V これからの社会的養育とは

「施設は、社会的養護の地域の拠点として、家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化。」とある。児童自立支援施設の課題と将来像の中でも、今後の課題として、次のように示されている。

### (一) 専門的機能の充実等

○虐待を受けた経験をもつ子どもが六十六%、発達障害・行為障害等の障害を持つ子どもが三十五%で

あり、特別なケアが必要なケースが増加している。子どもの抱える問題の複雑さに対応し、個別支援や心理治療的なケアなど、より高度で専門的なケアを提供する機能強化が課題。

○このため、手厚い人員配置を行うとともに、職員の専門性の向上を図る養成研修を充実しながら、運営と支援の質の一層の向上が必要。

○被虐待経験や発達障害等を有する子どもへの支援のため、心理療法担当職員の複数配置が必要。

○中卒、高校生に対応していない施設もあり、年長の対応の難しい児童の自立支援機能を充実する必要。

○施設内の分校、分教室の設置等、学校教育への就学義務への対応。

## (二) 相談、通所、アフターケア機能

○施設が蓄積してきた非行相談等の知見や経験を生かし、地域の子どもの非行や生活について相談援助を実施するため、相談、通所、アフターケア機能などの自立支援機能の充実。

○子どもの立ち直りや社会的自立には、保護者や関係者・関係機関の理解と協力が不可欠であり、家族との交流・関係調整などの支援や、地域社会におけるネットワークなどの資源を活用したサポート体制の確立。

このことから児童自立支援施設の支援のあり方の方向性が見えてくるのではないかとと思われる。それは、各児童自立支援施設でそれぞれの考え方の違いはあるでしょうが、学園では、既にご覧いただいた崩壊からの立て直しには、更に、具体的な支援のあり方が細分化されたものがあり、これを基本として専門的な機能の充実を図る必要があると思われる。また、相談、通所、アフターケアをどのように取り組むか検討を要するところである。

最後に、ここまでとりとめもなく書いてきたが、児童福祉を志すものとして児童の最善の利益を主とした支援を常に心していかなければならないとあらためて考えさせられた。これまでも先輩方がご苦労されて学

園をここまでにしてきたのであるから、今後は、私たち後を継ぐ者として、今を新たな転換点としてとらえ、できることから少しずつでもきちんと取り組んでいかねばならないと身の引き締まる思いでいる。また、これからの若い職員にも、より高い専門性を身につけてもらい、質の良い支援ができるように自己研鑽や養成研修を積極的に受けてもらいたいと考えるところである。

#### 引用文献

- ・厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 「社会養育の推進に向けて」 二〇一七
- ・厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課 「児童自立支援施設運営ハンドブック」 二〇一四
- ・甲陽学園 立て直し検討委員会報告書 二〇一一

## これからの社会的養育に向けた

## 児童自立支援施設における支援のあり方とは

兵庫県立明石学園 課長補佐

東山 美代乃

## I はじめに

兵庫県立明石学園は、明治四二年三月に感化法に基づく「兵庫県立土山学園」として発足しました。何度かの法律改正等を経て、現在は児童自立支援施設として、二〇一九年に創立一一〇年の節目を迎えます。夫婦職員が家族ぐるみで寮舎に住み込む「夫婦小舎制」の運営形態をとり、生活寮七寮・特別指導寮三寮で子どもの支援を行っています。家庭的な雰囲気の中で日常生活の役割分担や助け合い等を通じた基本的な生活習慣の習得や学校教育、野球・バレーボール・卓球などのスポーツ活動、陶芸・茶道・美術などの文化活動、農園芸作業等を通じて、子どもが地域社会で自立する力を身につけることを目標にしています。このたび取り上げられた「社会的養育」というテーマは、子どもが家庭で養育されることの重要性とすべての子どもを社会全体で養育するという社会的養護の将来像につながっています。どちらも、児童自立支援施設が担う大切な役割でもあります。

近年の入園傾向は、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童」が減少し、知的障害や発達障害などの問題を抱えている子どもが増え、家庭での愛着形成が不十分であったり、虐待を受けたりするなど、育つ

てきた家庭環境にも問題がある子どもが多くなっています。家族関係の弱体化により、実家庭での養育力がますます低下している現状もあります。困難な状況にいる子どもたちに必要な支援と自立するためのスキルは、時代の流れとともに変化してきています。児童自立支援施設が、長い歴史の中で確立してきた支援を踏まえて、これからの取り組みについて、考えます。

## Ⅱ 社会的養護から社会的養育へ

社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として、「養育機能」「心理的ケア等の機能」「地域支援等の機能」の三つを柱としています。児童自立支援施設は社会的養護の施設として位置づけられ、非行ケースにとどまらず、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」も対象となり、他施設での不適応や対応困難なケースの受け皿ともなっています。平成九年の児童福祉法改正から始まる、数回の法律改正や、逐次の予算充実を経て、取り組みの充実が図られてきました。そして、保護者のもとで暮らせなくなった子どもたちを、公的な責任として社会的に養育することにつながってきています。

社会的養育は、施設養育と家庭養育の二つに分類されます。児童自立支援施設は、施設養育に分類されるのですが、他施設と違い、生活や学校教育、クラブ活動まで全部を施設で実施しています。施設職員と学校教諭・心理士などの関係職員が、子どもに対する共通認識を持ち、常に情報交換しながら、支援しています。寮生活で不安定になれば、教室でも落ちついて授業を受けられなくなります。逆に、教室でうまくいかないと寮生活にも影響が出ることもあります。しかし、同じ敷地内にあることで、教諭が寮を訪問し子どもと納得できるまで話し合うことができます。また、子どもが放課後に職員室を尋ね、授業中に教諭に迷惑をかけたことを謝罪することもあります。何かトラブルが起こった時、早急に対応することで、

子どもに解決の方法を教えることができ、トラブルを長引かせないことの大切さを学ばせることができます。そういったきめ細かい支援ができる面では、児童自立支援施設は、家庭支援に最も近い施設だと思います。

それぞれの担当者が連携を密にしながら子どもへの支援を行っていますが、それでも問題行動を起こす子どもはいますし、同じ失敗を繰り返す子どもがたくさんいます。何度も同じことを繰り返す子どもと向き合う時、「これがいつまで続くんだろう。これって意味あるのかな？ いつか伝わるのかな．．．」と、弱気になってしまう時もあります。その時、思い出すのが先輩支援員の言葉です。

「そんなに焦ったってだめ。十四歳で入所したなら、家庭や学校のわくから外れるのに十四年かかったってこと。そのわくに戻っていくのに十四年かかると思ったほうがいいよ。学園にいるわずか一、二年で十四年分の修正は無理だけど、人に大切にされることと自分にもできることがあるっていう経験をさせてあげることが大事なんだよ。」

教えてもらった時は、寮を持たせてもらって間もないころだったので、漠然と受け止めることしかできませんでしたが、今ならこの言葉の意味が身に沁みます。子どもの人生を考えた時、児童自立支援施設で過ごすのは、思春期のわずかな時間です。このわずかな時間でも、何かきっかけがあれば、子どもは変わるし成長します。そして、後の人生をこころ豊かに過ごすことができるようになります。子どもが変わるための手がかりを見つけることが児童自立支援施設の役割であると言えます。

### Ⅲ 児童自立支援施設の取り組み

児童福祉法の改正により、教護院から児童自立支援施設に変わり、二〇年が経過しました。この間に子どもの様子は様変わりし、どの施設でも、寮担当職員の支援のあり方が変わってきていると思います。

明石学園も、支援方法について試行錯誤しているのですが、児童相談所からの措置書には、「枠組みのある生活が必要」と書かれています。私の考える「枠組みのある生活」とは、規則正しい生活と衣食住を整え、特定の職員とのかかわりの中で生活基盤の立て直しを図るといえるものです。そして、それが育て直しにつながっていると思います。自分の気持ちばかり優先してしまい、相手の気持ちが理解できず、トラブルが絶えない子ども、感謝する気持ちがわからない子ども、自分が困った時どう対処していいかわからない子ども、謝り方がわからない子ども、自分の気持ちを伝えられない子ども・・・本当に何も教えてもらっていない子どもが増えたと思います。教えてもらっていても正しく理解できないまま入所している場合もあります。その子どもたちに、かみ合わない会話の整理をして、相手の気持ちを考えることを伝え、自分の気持ちを伝える手順を教えます。問題が起るたびに、困った時は大人に相談し助けを求めることの大切さ、謝ること、お礼を言うことを教えます。社会で生きていくために必要なことを何度も何度も気が遠くなるくらい繰り返し教えることが、育て直すということだと思っています。

そして、たくさんさんの成功体験と失敗体験が必要だと考えます。昨日より少しでもできることが多くなっていたら気づいてあげる、さぼっていたら見つけてあげる、誰かを励ましていたらほめてあげる等、生活のなかで、職員の発見を子どもにも伝える作業が必要だと思えます。そして、時間を共有していると、子どもから発見させられることもあります。

女子寮を担当していた時のことです。バレーボールの近畿大会では惜しくも準優勝で、子どもたちは次の駅伝大会で優勝することを目標に頑張っていました。一番走るのが速い中卒生のA子が陸上部のキャプテンとなり、厳しい練習メニューも前向きに取り組み、良い雰囲気練習できていました。大会前日、監督からメンバー発表がありました。当然タイムの良い順で五人が選ばれるとみんな思っていました。一区・二区・三区は、予想通りのメンバーでしたが四区の発表後少しざわつききました。まじめに練習していたB子は試走会では上位に入るタイムを出せたのですが、それ以降タイムが下がるばかりで、すごく悩み消極

的になっていました。監督は、もう一度自信を持つてほしいという気持ちでB子を四区にし、アンカー五区をA子に託したのでした。レースがスタートし、一区が一位で二区にタスキを渡し、二位との差を広げながら三区・四区につなぎました。こんなに差があれば大丈夫と、祈るような気持ちでB子の帰りを待ちました。しかし、順位は逆転され、かなり距離をあげられていました。タスキをもらったA子は、猛ダッシュで走り出しました。部員が必死で応援する中、号泣するB子を見て、無茶なことをさせてしまったと後悔していました。A子の健闘もあと一歩及ばず、準優勝に終わりました。A子が区間賞を取ってくれたことが嬉しかったです。

翌日の陸上部の打ち上げで、部員一人一人が気持ちを発表しました。それぞれが自分の努力と達成感を表現できていたので褒めるべきなのですが、私の心は優勝できなくてみんなと違って悲しく嫌な思い出になるのではないかとということでした。頑張ったのに優勝できなかったという失敗体験にしかないのではないかと、そのことで頭がいっぱいでした。いよいよA子の番になりました。

「B子が走ることに悩んでいたのはわかってたから、タスキを渡してくれて、すごい嬉しかった。私がベストタイム出せて区間賞をもらえたのはB子の頑張ってるところを見たからだし、B子のおかげだと思います。」

私は、頭を殴られたような衝撃でした。私は、目の前の勝ち負けにばかりこだわって、すべてにおいて失敗したとしか考えられなかったのです。でも、A子はもっと大事なことに気づいていたのです。おやすみ前に、「私が救われたよ」と伝えると「そんな言われたら、泣いてまう〜」と言いながら、A子は笑い泣きをしていました。

私の中では失敗体験になっていたことを、子どもにも成功体験に変えてもらったことも嬉しかったですし、どんな体験も振り返ったり、伝え合ったりすることで、成長につながると改めて思いました。周りの人をおいやる気持ちが育つと、「自分はひとりぼっちではない」と気づくことができます。その気づきを少し

でも多くの子どもに経験させることが、児童自立支援施設の得意とするところだと思います。そして、この気づきを伸ばすことが、子どもの自立と安定した生活につながります。子どもが児童自立支援施設を退園し生活する中で、必ずピンチになる時が訪れます。自分が問題を起こしてしまう時、気がつかないうちに誰かのトラブルに巻き込まれてしまう場合、誰かを助けるつもりが問題を複雑にしてしまうなど、いろんなことが予想されます。その時、成功体験・失敗体験があれば、最悪の事態を回避することができるのです。児童自立支援施設での体験が、子どもの将来未来に活かされるのです。

#### IV 社会的養育ビジョンについて

増加する子どもの虐待をきっかけに、二〇一五年九月に「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」が立ち上がり、子どもの家庭養育の重要性が議論されました。そして、二〇一六年五月、国会で改正児童福祉法が全会一致で可決・成立し、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育を推進することを明確にしました。何らかの事情により実の親が育てられない子どもに「永続的な家庭」を提供することを目標とし、特別養子縁組をその重要な手段・選択肢として明確に位置づけられました。「永続的な家庭」とは、施設や里親など期間が一八歳までと定められた養育ではなく、一生続く親子関係を意味しています。子どもは、一八歳で自立を迫られることなく、安定・安心できる環境で生活できることになりました。二〇一七年八月にまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」では、児童自立支援施設にも触れられていますが、「児童自立支援施設でも、ケアの個別化が保障できる小規模な生活単位とする（必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現）」にとどまっています。

「新しい社会的養育ビジョン」の施策では、子どもや家庭に一番近い児童相談所の機能を多様化し、それぞれの体制で必要とされる人材の育成が急がれています。中でも里親への支援と特別養子縁組を推進することで、実家庭の代わりに永続的に子どもを養育することを重要課題としています。児童自立支援施設においても、家庭復帰を見込めない子どもがいます。その子どもの状態や生活する力を見極める時、一八歳という期限はとて短く、自立や将来の生活設計を考えるまでには、とても時間が足りません。また、施設の中だけではなく、社会にでなければ学べないことも多くあります。子どもが安定した生活を送れるまで寄り添い、支えることは、児童自立支援施設が大切にしてきた「WITHの精神」に通じており、社会的養育の原型だと言えます。

児童自立支援施設では、パーマネンシー保障は難しいですが、退園生が何かの折に訪ねてくれることがあります。高校入学・大学入学・卒業・結婚・離婚・出産などの節目であったり、野球大会やバレーボール大会の結果を気にかけてくれたりする時もあります。どの退園生にも共通するのが、寮舎や教室、グラウンド、畑を見てなつかしがり、気持ちは一瞬で学園生活をしていたころに戻ることです。「〇〇先生によく叱られた」「個別日課が大変だった」「調理棟のご飯が楽しみだった」「真夏の作業の後のスイカが最高だった」「冬の作業は寒すぎる」など、児童自立支援施設ならではの思い出話がつきません。一緒に生活する年月は短いですが、濃密な時間や思い出を共有することで、人生の根幹に関わることがあります。子どもたちが学園で落ち着いて生活できるようになると会話の中で出てくるのが、入所して初めて食べた食事のメニューのことです。どの子どもも絶対忘れられないと言います。これを初めて聞いた時、児童自立支援施設入所が、子どもにとって大きな衝撃になっていると改めて気づきました。入所した子どもは、初対面の大人や子どもとの集団生活と、慣れない規則正しい生活日課についていくことからスタートします。経験したことのない生活にどの子どもも「こんなこと、したって意味ない。何もならへん、変わらへん。」とはじめは言います。子どもたちには「学園の生活に体が慣れるのに一か月かかる。気持ちが慣れるのに

二か月、どちらも慣れるのに三か月かかって、そこから自分のことがわかってくるよ。」と話します。子どもは、最初は半信半疑ですが、日々の生活が子どもたちにも積み重ねができることを実感させてくれます。当たり前のことですが、朝は「おはようございます。」と声を掛け合うことから始まり、それぞれが決められた当番を遂行することで日課が滞りなく進みます。教室に入れば自分の宿題を確認してくれる教諭がいます。みんながそろってテーブルについて食事をとることが日常になれば、誰かが体調を崩して休んでいると、心配になってお互い気にかけるようになります。誰かを思いやることで、集団の輪の中に自分の居場所があると気づくことができ、自分の居場所が認識できると安定した生活ができるようになります。そして、一度でも自分の居場所があると実感できたら、そこはいつになっても自分のホームだと思えるのです。

「学園って変わらんない。先生の言ってることも変わらんない。昔と同じこと言ってる。」と退園生がよく言います。「言ってることがころころ変わったら、誰にも信用されなくなるでしょ。」と返すと、妙に納得した顔つきになります。そして、「学園って変わらんない。」ということが重要で、このことが児童自立支援施設のパーマネンシーであると考えます。いつ訪ねてきても、あたたかく受け入れてくれる場所があることは、何歳になっても心の支えになります。児童自立支援施設には、信頼できて助けてくれる先生がいることを覚えていてくれたら、社会に出て困った時・迷った時に、大人を頼ることができ、リスクの少ない解決方法を見つけれられると思うのです。

## V あとがき

この度の原稿の依頼を受けたのは七月の猛暑日で、エアコンのない陶芸室で子どもたちと粘土を練っている時でした。「社会的養育について」と聞いた時、自分もその役割を担う施設にいながら、日々の子ど

もの対応しか考えられていなかったことを痛感しました。子どもと関わる中で、絶対にブレてはいけない要素と、これからのために体得していかなければならない課題を整理したいと思いました。よい機会をいただけて感謝しています。

明石学園の教育管理棟の二階に、釣り鐘があります。子どもは、自分の誕生日に年齢の回数だけ鐘を鳴らすのが恒例行事になっています。一回目の鐘が鳴り始めると、教育管理棟にいる職員・子どもは自然と二階に集まってきます。そして、最後の鐘が鳴り終わると、みんなで拍手をし「おめでとー」と声をかけます。自分の誕生日をたくさんの方が祝ってくれることは、何よりも励ましになります。どの子どもにも「生まれてきてくれてありがとう、幸せになってね」と思ってくれている職員がいることを気づいてもらえたら、それが一番の支援だと思えます。

#### 参考文献

・新しい社会的養育ビジョン（二〇一七）新たな社会的養育のあり方に関する検討委員会

「新しい社会的養育ビジョン」を通して考える

## 今後の児童自立支援施設における支援のあり方

鳥取県立喜多原学園 園長 田中浩之

### I 近年の社会的養護施策の経緯

日本が「児童の権利に関する条約」（以下「権利条約」という。）を批准した平成六年からこれまでの二十数年間は、児童自立支援施設にとつて、明治維新を思わせるような変化、変革の連続の日々でした。条約批准から三年後の平成九年に児童福祉法が改正され、教護院から児童自立支援施設に名称変更がなされ、その対象も「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童」に加えて、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」に拡がりました。それと共に学校教育を実施することが取り決められたのです。

続いて、平成十二年に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されます。平成十六年に再び児童福祉法が改正され、施設によるアフターケアが義務化されました。平成十九年には、少年法が改正され、少年院送致年齢が引き下げとなったことも、対象児童の質の変化ということで、児童自立支援施設に影響を及ぼします。更に平成二十年に児童福祉法が改正され、「被措置児童等虐待」が定義されることとなりました。

そして、平成二十三年、児童相談所や児童養護施設にランドセル等が届けられたタイガーマスク運動をきっかけに、国の社会保障審議会等において「社会的養護の課題と将来像」（以下「課題と将来像」という。）がまとめられました。この報告書を基に施設の小規模化や里親委託推進、社会的養護の質と量の変革が活発化し、日本における社会的養護の方向性が確定していくこととなります。

そういった経過の中で、平成二十八年に、児童福祉法が再び改正されたのです。

平成九年の児童福祉法改正から直近の平成二十八年の児童福祉法の改正までの激動の変革には、平成六年に批准した「権利条約」が、大きく影響しています。そして、平成二十一年にこの条約を基に策定された「児童の代替的養護に関する指針」が、国連総会で採択決議されます。そして、平成二十二年に「国連子どもの権利委員会」（条約による義務の実施について締約国が行った進捗状況を審査し、これらの義務をいかに果たすかについて政府に勧告する。）から日本に向け、勧告が出されるわけですが、この指針と勧告も、児童自立支援施設を含む社会的養護関係施設全体に大きな影響を与えているのです。

#### 子どもの権利委員会 第三回日本政府報告書審査 最終見解（平成二十二年六月二十日の勧告）

五十二 委員会は、親の養護のない児童を対象とする家族基盤型の代替的児童養護についての政策の不足、家族による養護から引き離された児童数の増加、小規模で家族型の養護を提供する取組にかかわらず多くの施設の不十分な基準、代替児童養護施設において広く虐待が行われているとの報告に懸念を有する。この点に関し、委員会は、残念ながら広く実施されていない通報制度の確立に留意する。（以下、省略）

「権利条約」と、それに伴う「児童の代替的養護に関する指針」、「国連子どもの権利委員会勧告」は、国際社会の法規とその解釈の仕方ですが、それらが日本国内のこれまでの児童福祉の制度や方法に大きく作用し、それを変革しているのです。当然、戦後から続く児童福祉の制度が、近年の社会情勢に対応しき

れなくなっている現実もあるのですが、最近二十数年間の社会的養護の動向を明治維新に喩えたのは、国外からの刺激により、国内が変化していくという状況が同じ様に見えるからです。

## Ⅱ 「できるだけ良好な家庭的環境」の機能と要件

さて、平成二十八年の児童福祉法改正では、児童福祉理念の明確化が改正の重要なポイントとなっています。第一条で「権利条約」を基に児童の権利保障を考えていくこととなっており、第二条でも「児童の意見の尊重（意見表明権の確保）」と「最善の利益」という条約のキーワードが使われています。この法改正により権利条約が児童福祉法の上位にあることが明瞭となり、日本の社会的養護も国際社会と歩調を揃え、歩んでいくことが確定したのです。

そして、第二条には健全育成の第一義的責任が保護者にあることも明記されました。理念の明確化の中でも次の第三条の二は、児童自立支援施設にとって、重要な条文だと言えます。

第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

まず、児童は家庭において保護者に養育されることが基本です。しかし、児童や保護者、環境の状況を勘案して、養育が困難な場合、適当でない場合は、「家庭における養育環境と同様の養育環境」（が整えら

れている里親家庭や養子縁組家庭等)で養育します。それが適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」(が整えられている施設)で養育することが原則となっています。

児童自立支援施設に入所する児童は、家庭や里親等での養育が適当でなく、「できる限り良好な家庭的環境」である児童養護施設においても養育が適当でない状況にあります。適当でない理由が家庭や環境だけでなく、児童本人にある場合もありますが、そういった児童であっても、原則は守られなければなりません。児童自立支援施設も「できる限り良好な家庭的環境」でなければならぬということです。

平成二十九年にまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」(以下「新ビジョン」という。)では、この「できる限り良好な家庭的環境」がどういったものなのか論じられています。「新ビジョン」は、前述した「課題と将来像」の見直しと、平成二十八年の児童福祉法改正内容の具体化のために、国が平成二十八年七月から平成二十九年八月までに十六回の検討会(新たな社会的養育の在り方に関する検討会)を開催し、まとめた報告書です。

「新ビジョン」については、「課題と将来像」で言われていた「代替養育の中の里親委託率を十五年後には、三分の一とする」という計画を見直し、「愛着形成に最も重要な時期である三歳未満については概ね五年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね七年以内に里親委託率七十五パーセント以上を實現し、学童期以降は概ね十年以内を目的に里親委託率五十パーセント以上を實現すべきである」としており、現在、この具体的目標値は、乳児院や児童養護施設に大変な戸惑いや動揺を与えています。

このように里親委託の推進に力点が置かれ論じられている「新ビジョン」ですが、具体的な数値目標については、一先ず置いておき、今後の児童自立支援施設における支援のあり方について、「できるだけ良好な家庭的環境」という観点を通し、「新ビジョン」がどのように述べているか見ていきたいと思います。

「新ビジョン」では、「Ⅲ. 新しい養育ビジョンの詳細 4. 代替養育」や「Ⅳ. 新しい社会的養育ビジョンの実現に向けた工程 1. 代替養育」の中で、児童自立支援施設を含む社会的養護関係施設において整えられていることが前提の「できる限り良好な家庭的環境」について詳しく言及しています。

まず、「できる限り良好な家庭的環境」（施設）は、「家庭における養育環境と同様の養育環境」（里親等）と同じ機能を有すると述べていますので、その九つの機能を挙げてみます。

**「できる限り良好な家庭的環境の機能」（Ⅱ家庭における養育環境と同様の養育環境の機能）**

- ・ 心身ともに安全が確保され、安心して生活できる機能
- ・ 継続的で特定のな人間関係による「心の安全基地」としての機能
- ・ 生活単位としての生活基盤を提供する機能
- ・ 発育及び心身の発達を保障する機能
- ・ 社会化の基盤としての機能
- ・ 病んだ時の心身の癒しと回復を促進する機能
- ・ トラウマ体験や分離・喪失体験からの回復を促進する機能
- ・ 新たな対象とのアタッチメント形成を促進する機能
- ・ 発達を促し、生活課題の解決が意図的・計画的に図られる機能

どの機能についても妥当性があり、一般家庭でも里親家庭でも、施設においても機能については、原則的には同じだと言えます。これは、児童自立支援施設が基本的には、矯正施設や訓練施設、治療施設ではなく養育施設であるためだからです。現在の児童自立支援施設が以前から有している機能、今後、有さなければならぬ機能だとも言えるでしょう。

次に「できる限り良好な家庭的環境」とみなされる要件について、以下のように記されています。

### 【できる限り良好な家庭的環境の要件】

- ① 生活の単位は小規模であること。具体的には、子供の人数は最大で六人までとし、困難な問題を抱えた子どもがいる施設は、四人以下で運営できるようにすべきである。また、子どものニーズに応じて養育できる専門性を持った養育者が、夜間を含め子どもが在宅する時間帯では複数名で対応できることが必要である。
- ② 子どもの最善の利益のために満たせない要件を除き、「家庭における養育環境と同様の養育環境」の要件を満たすこと
- ③ 集団規則などによらない個々の子どものニーズに合った丁寧なケアの提供が行えること
- ④ 養育者は複数となってもそのケアの在り方は一貫しており、養育者の頻回な変更がおこなわれないこと
- ⑤ 子どもの権利が保障されていること
- ⑥ そのケアによって家庭同様の養育環境での養育が可能になれば、家庭同様の養育環境に移行するものであり、この環境からの社会的自立は例外的であること
- ⑦ ただし、年長児等でこの環境からの社会的自立がやむを得ない場合は適切な自立支援及びアフターケアが行えること

これらの要件については、機能と違い、少し考えてみる必要があります。ただし、「できる限り良好な家庭環境」の要件①の生活単位の小規模化に関わることについては、「新ビジョン」の中で更に詳細に述べられているので、後ほど考えることにします。

まず、「できる限り良好な家庭的環境」の要件②です。「家庭における養育環境と同様の養育環境」(里親等での養育)の要件を満たすとあるので、その十一の要件を抜き出してみると以下のようになっています。

【家庭における養育環境と同様の養育環境の要件】（Ⅱできる限り良好な家庭的環境の要件②）

- ・ 子どもと継続的な関係を持ち、親密で信頼できる関係を形成して養育を行うことができる特定の養育者がいること
- ・ 子どもの安全が守られる「家」という物理的環境が提供されること
- ・ 特定の養育者と生活基盤を共有すること
- ・ 同居する他の子どもたちと生活を共有すること。同居する子どもたちの構成が可能な限り安定していること
- ・ 生活が、明確な構造を持ちつつ、一方で、子どもたちのニーズに応じて柔軟に営まれること
- ・ 子どものニーズに敏感で、ニーズに応じた適切なケアを提供できること
- ・ 社会的に受け入れられる価値を共有し、かつ子どもの自律や選択が尊重されること
- ・ 地域社会に位置付いており、子どもと養育者が地域社会に参加していること
- ・ 子どもの権利を守る場になっていること
- ・ 養育者が、子どものトラウマや関係性の問題に関する知識と対応方法を習得しており、必要に応じて専門家の助言を求めることができること
- ・ 子どもの状況に応じて適切な家庭教育を提供できること

「できる限り良好な家庭的環境」の要件②には、この「家庭における養育環境と同様の養育環境」とみなされる要件から「子どもの最善の利益のために満たせない要件を除く」と述べられています。満たせない要件として、児童自立支援施設の場合、八つ目の要件の地域社会との関係等では、地域小規模児童養護施設のように、友人が遊びに来たり、行ったりすることが出来なかつたりします。しかし、地域社会には何らかの形で施設が参加しよう、児童を参加させようとしたりもするわけです。

十一項目のその他の要件のどれもが程度の差はあれ、どの施設でも満たそうと努力している要件なので

はないでしょうか。最後の要件の「家庭教育の提供」ですが、私自身も小舎夫婦制で勤務していた時に常々、「児童自立支援施設の教育＝家庭教育」と強く感じていたのですが、重要な要件だと思えます。

「できる限り良好な家庭的環境」の要件③です。

児童自立支援施設の現状として、どの施設においても集団規則は必ず存在しています。児童が複数集まれば、集団生活ということになり、トラブルや摩擦が必ず発生します。児童の安全や安心に関わる問題が生じるかもしれません。こういった状況の中で規則が必然的に生じてくるでしょう。

全国五十八の児童自立支援施設を見ていくと、どの施設にも規則は必ずあります。ただし、集団規則の多さや明確さについては、施設により温度差があります。しかし、「課題と将来像」や平成十七年度にまとめられた「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」報告書では、「粹のある生活」を基盤とする中で、子どもの健全で自主的な生活を志向しながら、規則の押しつけではなく、家庭的・福祉的なアプローチをもって支援することが重要である。」と記されています。このことは、昭和三十年代にすでに、石原登（国立きぬ川学院初代院長）が「トラブルについては、規則ではなく良識をもって解決すること」と述べていたりするわけです。集団規則が全くない状況はありませんが、志向性としては極力なくしていくべきであり、個別的なケアを念頭に置き、集団内の問題や個人的な問題を解決していくと考えると良いように思えます。

次に「できる限り良好な家庭的環境」の要件④です。寮担当の職員が複数になってもケアの在り方は一貫するというのは、通勤交代制勤務である施設では必要条件だと言われています。「ケアの在り方は一貫している」を「ケアの方法を同じにする」を誤解してしまうと、支援が教条的になったり、大変窮屈になったりします。ついには、要件③で否定されている集団規則に頼る支援になってしまいます。ケアの在り方は、個々の児童に対する理解の在り方と個々のニーズに対する支援の在り方のことなので、そこに一貫性

があることですから、厳格にルールを守ることではないと思います。

ところで、自治体の人事異動の方針も関係し、寮担当の職員の頻回な変更がある施設がいくつも見受けられるのが現状です。児童の側から見て、このことが不安定要素であることは間違いありません。頻回な変更により、職員の支援力が低下し、施設全体にある力も低下してしまう状況も見られます。

児童自立支援施設の支援は、他の施設等の福祉的な対人支援と共通する点も多々ありますが、不良行為、非行行為等への支援として、相違する点もあります。最終的には人格的な部分が支援力に影響するのですが、そういったものが育っていくためには、経験値も重要になります。多くの児童と対峙し、少しずつ体得していくことも多いのです。そのためにも、寮担当の職員にはじっくりと腰を据えて子どもとの生活を共にしてもらい、頻回な変更はすべきではありません。

しかし、寮担当の職員に全く異動がない状況も、職員自身の視野や思考が硬直化、偏狭化してしまい、マイナス面も出てきます。それを阻止するのが、研修や施設間の交流を充実させることでしよう。

「できる限り良好な家庭的環境」の要件⑤については、社会的養護の制度も児童自立支援施設の存在そのものも児童の権利保障のためにあるわけですが、毎年、被措置児童等虐待の事実が確認されていることは何とかしなければならぬことだと思えます。児童自立支援施設は、行動化する児童が多く入所して行く施設なので、身体的虐待が起ってしまうリスクがあるのですが、ここ数年、性的虐待の事例が続いて起きていることも気になるところです。

表1は、平成二十年度の児童福祉法改正で被措置児童等虐待が定義されて以降の厚生労働省の調査結果の集計です。八年間の事例の合計件数を見ると、児童養護施設が三二五件で、児童自立支援施設は四六件ですが、児童養護施設は全国に六一五施設（平成二十九年三月時点）あるのに対し、児童自立支援施設は五八施設で、割合からすると児童養護施設が〇・五一に対し、児童自立支援施設は〇・七九と高い割合になっ

ています。児童心理治療施設は、全国に四六施設（平成二十八年十月時点）ありますから、〇・一五と大差少ない割合となります。児童心理治療施設も行動化する児童が多い施設であることを考えると、虐待が起さる原因や背景をもっと検証していく必要があります。

「できる限り良好な家庭的環境」の要件⑥で、施設からの自立は例外的とあります。そして、要件⑦では、年長児ではやむを得ない場合、自立もあり得るとしています。記されている通り、自立した場合も家庭に戻った場合も適切な自立支援やアフターケアをどう行えるかは、確かに重要であり、児童自立支援施設が近年ずっとテーマとしてしていることです。

「そのケアによって家庭同様の養育環境での養育が可能になれば、家庭同様の養育環境に移行する」とありますが、児童自立支援施設の場合は、表2のように、直接自立するケースが、児童養護施設の約五十五パーセントに比べて約十二パーセントと低く、家庭に戻るケースが六十パーセントを超えている（児童養護施設は、三十パーセントに達しない。）ので、児童養護施設ほど意識される要件ではないように思えます。それでも、家庭に戻せない児童で、まだ就学中の児童もいる場合には、児童の置かれている状況を検討して、可能であれば里親や児童養護施設への措置変更も積極的に考えていくべきでしょう。

表 1. 被措置児童等虐待の事実が確認された事例の施設等の種別

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	合計
乳児院	2	0	1	1	0	0	5	0	9
児童養護施設	29	27	28	51	49	38	40	53	315
児童心理治療施設	2	0	0	0	2	0	1	2	7
児童自立支援施設	9	1	4	4	11	4	8	5	46
里親・ファミリーホーム	9	8	6	7	13	8	11	13	75
障害児入所施設等	4	1	4	7	11	10	15	6	58
児童相談所一時保護所	4	2	3	1	1	2	3	8	24

※厚生労働省「被措置児童等虐待への各都道府県市の対応状況について」より集計

表 2. 児童の今後の見通し別児童数（乳児院児除く）：厚生労働省児童養護施設入所児童等調査結果（平成 25 年 2 月 1 日現在）

	総数	保護者のもとへ復帰	親類等の家庭への引き取り	自立まで現在のままで養育	養子縁組又は里親・ファミリーホーム委託	現在のままで養育困難	その他	不詳
里親委託児	4,534	485	55	3,105	578	112	191	8
	100.0%	10.7%	1.2%	68.5%	12.7%	2.5%	4.2%	0.2%
養護施設児	29,979	8,328	499	16,522	395	2,420	1,756	59
	100.0%	27.8%	1.7%	55.1%	1.3%	8.1%	5.9%	0.2%
情緒障害児	1,235	547	11	238	14	96	327	2
	100.0%	44.3%	0.9%	19.3%	1.1%	7.8%	26.5%	0.2%
自立施設児	1,670	997	32	206	38	53	337	7
	100.0%	59.7%	1.9%	12.3%	2.3%	3.2%	20.2%	0.4%
ファミリーホーム児	829	158	5	580	5	31	43	7
	100.0%	19.1%	0.6%	70.0%	0.6%	3.7%	5.2%	0.8%
援助ホーム児	376	24	3	303	1	23	19	3
	100.0%	6.4%	0.6%	80.6%	0.3%	6.1%	5.1%	0.8%

### Ⅲ 「新ビジョン」の提言する「今後の児童自立支援施設のあり方」について

それでは、「できる限り良好な家庭的環境」の要件①の小規模化に関わることについて考えてみることにします。「新ビジョン」の中では、要件①について、具体的に詳細に述べられた内容については、「今後の児童自立支援施設の支援のあり方」を示す内容にもなっています。それらを抜粋して、児童自立支援施設に合わせた言葉で、簡潔にまとめてみると次のようになります。

- ア 原則では、地域小規模児童養護施設等と同様に、六人以下の寮が地域に点在すること
- イ 子どもが施設にいる時間帯は、複数の職員が勤務すること
- ウ ケアニーズが高い場合は、四人以下の寮が地域に分散せず、同じ敷地内に存在すること
- エ 同じ敷地内の寮は四か所程度し、規模が大きくならないこと
- オ ケアニーズが高い場合は、心理職や医師、看護師など多様な専門職の対応が即座にできること
- カ 最低月二回以上の医師の訪問相談を受けられる体制とすること
- キ 子どものニーズに合った多様な小規模施設が創設されること
- ② 施設は、入所機能のみならず、アセスメント機能、相談・通所機能、在宅支援機能及び里親支援機能を付加するなど、多機能化すること
- ③ 現状の社会的養護の種別体系の再編も視野に入れて行くこと
- ④ この原則は児童養護施設のみならず、児童心理治療施設、児童自立支援施設にも当てはめること

これらの支援のあり方についていくつかの観点から検討してみたいと思います。

## (1) 生活単位の小規模化

生活単位の小規模化は、多くの児童養護施設が大舎制で運営される中、児童がよりよく成長するための養育のあり方を見直す流れから生じてきました。その方法として、地域の住宅地に小さな施設を作り、近隣住民との適切な関係を持ち、家庭的な生活体験を積む方が児童の社会的自立につながると考えられるようになりました。そのため、平成十二年五月に厚生労働省は、通知「地域小規模児童養護施設の設置運営について」を発出し、生活単位の小規模化を行います。

平成十六年五月には、通知「児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について」が発出されます。これは、児童養護施設等に入所する児童の中に被虐待児童が多くなり、関係性の回復や愛着障害のケアには、大きな集団ケアでは限界があり、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアが重要と考えられたからです。

同通知には「児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱」が添付されており、その中に児童養護施設では六人、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設では五人とする小規模化の具体的な数値が掲げられていました。この数値は後に小規模化をより活発に推進するために児童養護施設で六人から八人、児童自立支援施設では五人から七人と弾力化して掲げられます。児童養護施設だけでなく、児童自立支援施設も十年以上前からすでに生活単位の小規模化が言われていたので、原則六人以下という数値やケアニーズの高い場合は四人以下という数値も、新ビジョンで唐突に言われているわけではないのです。

## (2) 個別支援と集団支援

以前、こういった小規模化の動きに対して、一部の児童養護施設から、「少人数養育は、養育にはなら

ない」「子どもは集団の中で切磋琢磨されていかなければいけない」という声が上がりました。「芋をがらがらと回しているうちに、汚い皮がむけ、きれいになっていく」という芋洗い理論、集団養育理論というものです。「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」で、奥山真紀子座長が「クルミとトマトとを一緒に洗ったらどうなるのか」と、この芋洗い理論を手厳しく批判しています。これに対し、同検討会で、加賀美尤祥委員が、「芋洗い理論は、児童養護施設の圧倒的な人手不足という条件の中で出てきた話である」と説明しています。そういった過程を経て、集団を否定して、個別化を推進し、その結果として小規模化が成立していったということですが、児童自立支援施設でも芋洗い理論は、かつて一部で提唱されてきました。

「芋洗い理論」や「十把一絡げ」という表現からイメージされる集団支援の印象はすこぶる悪いものです。しかし、芋洗い理論とは全く違う面から、集団支援が論じられ、評価されていたのも事実です。「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」報告書（平成十八年三月）には、児童自立支援施設の機能を「子どもや職員が施設を中心にした特定の生活環境・空間、生活時間という限定された枠の中で、生活や学びなどを共に行い、子どもの持つ生活力や子ども集団の持つ力を活用し、子ども同士あるいは職員と子ども、職員同士など相互に影響し、高め合いながら、よりよい問題解決を図り、自立する力を形成していくといった生活を基盤にした全人的な支援やケアを展開すること」と述べています。

アタッチメントの視点から、近年、個別支援が強調されてきました。その反面として、集団支援がないがしろにされている印象を感じています。他児の体験を自己体験として、あるいは他児を良いモデルとして、自身の成長の糧とすることなど、集団支援には個別支援では得られない養育面での有効性があります。四人以下という児童集団の持つ力は、ゼロではないと思うのですが、経験論的には四人より五人、六人、それよりも七人、八人の方が有効に働くように思えます。決して職員の個別的関わり合いを少なくする方向ではなく、個別支援と集団支援の割合（これは構成する児童で変わると思うのですが、）を事態に合わ

せて児童の人数を決定して、支援がなされていくものだと思います。新ビジョンには、施設での養育の原則を児童養護施設のみならず、児童自立支援施設にも当てはめることになっているのですが、生活単位を四人以下と限定してしまうと、そういった児童の成長に影響を与える良い要因も排除してしまうことになりかねません。

喜多原学園の理念は、「子どもが自立し、社会と調和して生活すること支援する」ですが、社会と調和して生活することには、個別的な信頼関係も必要ですが、その次に児童集団の調和した生活も重要なコンセプトとなります。そのため、学園の支援方針の一つに、「個別支援と集団支援のバランスを大切にする」という文言を入れていきます。安心感のある児童集団の中で「帰属意識」や「貢献感」を学ぶことは大変意味のあることだと思っております。

### (3) 施設の小規模化

施設の小規模化は、施設運営の向上化であるとともに施設入所児童総数の縮減化であるとも言えます。里親委託率の推進という方向性があるので、児童養護施設で考えようと、理解できないこともないのですが、児童自立支援施設で考えると、どうなのかを検討したいと思えます。

どの児童自立支援施設でも同一敷地内に寮が存在し、地域小規模施設はないのが現状です。そして、児童自立支援施設には、児童養護施設では困難な(ケアニーズが高い)児童が入所しています。そうすると、何の疑問もなく㊶と㊷に述べられているように、「一つの寮の定員は四人以下で、一つの施設は四か寮程度で規模が大きくならない」ということなので、一つ多めの五つの寮があったとして、施設の定員は最大で二十人程度という規模になります。

平成三十年十月現在で、喜多原学園には、男子十一人、女子三人、合計十四人の児童が生活しています。

鳥取県の人口規模を考えると、後で述べますが、入所のニーズは多くても二十人くらいと予測しているの  
で、新ビジョンが提示する施設は、丁度良い規模だと言えます。

ただ、鳥取県の人口は全国で一番少なく現在五十七万人を割ってしまっています。他の自治体の場合は  
どうかと考えてみると、例えば一番人口が多いのは東京都ですが、誠明学園と萩山学園を合わせると平成  
三十年度末には、百六十人以上の児童が生活しているわけです。「新ビジョン」の提言に従い、児童総数  
百六十人を施設定員二十人で割ると、都内に八つの施設を持つことになります。

ところで、児童自立支援施設の特徴は「枠のある生活」ですが、施設外に無断で出てはいけないという  
「空間の枠」(ルール)が存在します。この部分的には閉鎖系であるということが、児童養護施設との大き  
な違いなのです。そのため、児童の権利保障として、施設内に学校を併設し、グラウンドや運動設備、農地  
などを敷地内に備える必要があるわけです。そうすると施設の敷地面積がある程度必要となってきます。  
現在、喜多原学園では一万四千坪、武蔵野学院では三万四千坪、北海道家庭学校ではなんと百三十万坪の  
敷地面があるわけです。敷地が多分一番狭い香川県立斯道学園で四千七百坪と聞いていますが、最低でも  
そのくらいの敷地が必要となります。それを考えると、現行の閉鎖性がある児童自立支援施設のままでは、  
都内に二十人定員の施設を八つも作ることは現実的ではないように思えます。(児童自立支援施設が児童  
養護施設のように地域の学校に通える施設となれば話は別です。)

児童自立支援施設の場合、施設定員を減らし、小規模化したけれども、それまで入所措置していた児童  
を里親に委託することは難しいので、結局、措置するところがなくなってしまうという事態になってしま  
います。

そうになると、児童自立支援施設では、一つの寮定員を少なくし、寮数を増やすということで、生活単位  
の小規模化は可能ですが、施設の小規模化は現状の枠組みのままでは難しいということになります。東京  
都の場合、(地域に分散して施設が存在する場合の原則である)寮の定員を六人として、二つの施設(誠

明学園と萩山実務学校)のままで計算すると、一つの施設には十の寮舎が必要ということになります。

#### (4) 入所ニーズ

さて、刑法犯等による少年の検挙人員がここ三十年ほどで四分の一以下に激減しており、それに伴い、少年院の入所者数(犯罪白書参照)も半数以下に減少しています。表3を見ると児童自立支援施設の児童数(家庭福祉課調べ)についても減少しているのですが、少年院の入所者数に比して減少率が低く、十五年間で十八・六パーセント減(少年院は五十六・〇パーセント減)です。これは、対象が拡大されたことと関係があると推察できます。確かに入所児童の質が徐々に変化してきていることから、対象の拡大が実感できると思います。

そうは言っても、表4(全国児童自立支援施設協議会調べ)で、児童自立支援施設の入所児童数が一番多い三月を見ていくと、平成二十八年三月で一、六一四人、平成二十九年三月で一、五七四人、平成三十年三月で一、五二〇人とここ三年間でも減少傾向にあることが明確に分かります。

喜多原学園の最大在籍児童数は、表4を見ると、平成二十八年度は少ないのですが、ここ数年、十五人前後で推移しています。しかし、県内の児童相談所や小中学校関係者の話では、それ以上の潜在的な入所ニーズはあると聞いています。それらのケースが入所に結びつかない理由は、保護者の承諾をとるのが難しくかったり、保護者の承諾が得られて入所させたい場合でも、喜多原学園には男女各一つしか寮舎がないため、同じ時期に入所を受け入れることが出来なかつたりしていました。知り合いの児童を分離できず、他県にお願いしたりするケースもありました。そういったことを考慮して、男子寮が二寮体制であったと仮定すると、鳥取県には二十人程度の入所ニーズのある児童がいると考えています。

この数値は、表4を見ると、隣県にあるわかたけ学園が二十五人程度の在籍児童数ですから、人口比(鳥

表 3. 児童自立支援施設入所児童数と少年院入所者数

年 度	在籍児童数	少年院入所者
2003年度	1,714人	5,823人
2004年度	1,872人	5,300人
2005年度	1,828人	4,878人
2006年度	1,836人	4,482人
2007年度	1,889人	4,074人
2008年度	1,808人	3,971人
2009年度	1,781人	3,962人
2010年度	1,695人	3,619人
2011年度	1,631人	3,486人
2012年度	1,525人	3,498人
2013年度	1,544人	3,193人
2014年度	1,524人	2,872人
2015年度	1,397人	2,743人
2016年度	1,395人	2,563人

表 4. 児童自立支援施設入所児童数の推移

平成29年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全 国	1059	1070	1129	1188	1257	1299	1336	1385	1433	1467	1495	1520
喜多原学園	4	6	8	11	12	14	14	11	12	12	12	12
わかたけ学園	19	19	20	21	23	23	23	25	25	25	24	23
成徳学校	44	47	45	47	48	47	47	50	51	56	58	57
広島学園	13	12	12	15	15	17	18	20	19	21	22	24
育成学校	7	8	8	10	10	10	10	10	10	10	10	10

平成28年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全 国	1133	1150	1202	1271	1324	1359	1391	1413	1480	1496	1546	1574
喜多原学園	7	7	8	10	10	11	10	10	10	10	10	8
わかたけ学園	18	15	14	14	15	16	17	18	20	23	25	26
成徳学校	44	42	43	47	46	45	45	44	47	48	51	52
広島学園	22	23	25	24	21	20	22	22	22	21	21	22
育成学校	8	8	9	9	9	9	10	10	10	10	10	11

平成27年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全 国	1105	1146	1203	1262	1330	1353	1378	1440	1492	1527	1561	1614
喜多原学園	8	9	10	12	13	12	13	13	14	15	15	16
わかたけ学園	20	18	18	16	17	18	19	20	22	25	27	27
成徳学校	53	54	52	55	56	58	60	61	61	59	62	61
広島学園	26	23	25	24	23	21	21	23	25	24	24	26
育成学校	9	13	11	13	13	11	12	13	11	11	12	13

根拠は、全国四十七位で六十八・五万人）で考えても妥当な数値だと言えます。人口比だけで計算した場合、人口が千三百万人を超えている東京都では、五百人程度の入所ニーズがあることとなります。神奈川県や大阪府では、三百人以上の入所ニーズがあるということになります。日本の人口が一億二千六百七十万人として計算すると、全国で四千五百人前後の入所ニーズがあるということになるのです。四千五百人という、昭和四十二年辺りの児童自立支援施設（教護院）の在籍児童数です。

各施設とも定員割れをしている現状ですが、本当の入所のニーズがどのくらいあるのかは、それぞれの施設が各自自治体と一緒に真剣に検討する必要があります。

## (5) 勤務体制

新ビジョンでの職員の勤務体制は、「児童が施設内にいる場合は、複数の職員で勤務すること」が要件となっております。

喜多原学園の場合、通勤交代制勤務で、各寮の職員数は七人で運営しています。この人数がいれば、夜間に非常勤職員として学生を各寮に一人ずつ配置することで、二十四時間施設内に児童が生活していても、職員の複数対応という要件は満たせます。各寮の職員数を六人にする、それでも何とか回りそうですが、各寮を五人にすると、寮の会議や研修等もあるので、表5のように一人勤務がかなり多くなってしまい、要件を満たすことができなくなります。

したがって、東京都が新ビジョンに合わせた施設配置にする場合、現在各寮五人の職員で勤務しているので、六人に増員し、五か寮体制だとすると、全部で八施設ですから、二百四十人の寮担当の職員が必要になります。（平成二十八年の運営実態調査では、誠明学園、萩山実務学校合わせて寮担当の職員は百六人でした。）

表 5. 1 か寮職員 5 人の場合の勤務表

〇〇寮	日	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	宿直
	曜	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	14
男性1 (寮長)		→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	4
男性2		←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	3
男性3		←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	1
女性1		←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	4
女性2		←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	2
	～ 8:45	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	8:45～12:00	2	3	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	2
	12:00～14:15	2	4	2	2	1	1	2	2	3	1	2	2	2	2	2
	14:15～14:30	3	5	3	3	2	2	3	3	4	2	3	3	3	3	3
	14:30～17:30	2	4	2	2	1	1	2	2	3	1	2	2	2	2	2
	17:30～20:45	1	2	2	2	1	1	1	1	2	1	2	2	2	1	1
	20:45～	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

宿直 14:15～翌14:30  
日勤 8:45～17:30  
運営 12:00～20:45

施設が多機能化すれば、いろいろな職員が必要となっていきます。寮担当の職員の人数の他に、学習指導担当職員や行事担当職員、家庭支援専門相談員や個別対応職員、職業指導員、自立支援コーディネーター、心理療法担当職員、医師などが挙げられます。医師や心理療法担当職員のように施設間で兼務職員もいれば、できるだけ施設専属で勤務する職員も必要なので、施設数が増えることによって全体的に多くの職員が必要となります。

更に「新ビジョン」では、職員の要件として「特定の養育者の必要性」を挙げています。この「特定の養育者」として分かりやすいのは、実親や里親です。

喜多原学園は通勤交代勤務なので、一人の児童に対して一人の寮担当の職員を配置（担当制）する、あるいは、寮長がすべてを統括して「特定の養育者」となるなどの対応を行ってきました。しかし、時間勤務の壁（労働基準法）があり、誰でもがその役割を十分に果たしていたとは言い難いように思えます。良好な家庭的環境の要件である「複数の職員対応」のために職員数が増えた場合に、「特定の養育者」が明確になりにくくなります。そうすると、結果的に良好な家庭環境とは言えなくなります。「特定の養育者」という要件を満たすためには、寮担当の職員数はできるだけ少ない方がよいのだと思います。

そもそも、寮担当の職員が増えること自体が良好な家庭的環境と言えるのかどうか疑問に思います。「複数勤務」と「特定の養育者」の要件を同時に満たすことは、ただでさえ職員数が必要となる通勤交代制勤務では、難しい課題となります。そういったことを考えると、「特定の養育者」の要件を満たしやすい施設での勤務体制は、いくつかの児童養護施設で行われている「住み込み制勤務」や児童自立支援施設の「夫婦制勤務」です。「住み込み制勤務」や「夫婦制勤務」であれば、生活単位の小規模化をして、寮数を増やしたとしても、「通勤交代制勤務」のように職員数を増員せずに、「特定の養育者」も確保でき、「できる限り良好な家庭的環境」の要件を十分に満たすことが可能となります。

殆どの夫婦制勤務は、日勤職員の勤務終了時間の午後五時十五分から児童が就寝する午後十時頃までと、児童が起床する午前六時あるいは六時半頃から日勤者の勤務開始時間の八時半までを、児童の就寝時間と含めて、「宿直」や「当直」ではなく、「夜勤」でもなく、「常直」として日割りすると千円に満たない常直手当を受け取って、児童と共に生活しています。住み込み制勤務もこれと同じような状況だと思います。こういった住み込み制勤務や夫婦制勤務は、労働 (Labour) だと考えるとやっつけていけるものではありません。ペスタロッチが言った「生活が陶冶する」ことが「養育」の本質だという信念を持ち、「養育」のためにはボランティアが必要であると考えることができる人間にしか務まらない仕事 (Work) なのだと思います。こういったボランティアがなくなれば、児童自立支援施設が単なる治療や訓練、知識や技術教育の場所というものに変容してしまうかもしれないとさえ思います。だから、現在、通勤交代制勤務である喜多原学園でも、労働基準法と共存できる、職員が納得できるボランティアの可能性や勤務の方法を模索しているところです。

住み込み制や夫婦制などの勤務体制なら新ビジョンの要件をスムーズに満たすことが出来るようにも思いますが、こういった勤務体制で働くことができる後継者がなかなかいないと言われています。しかし、里親型自立援助ホームやファミリーホームのホーム長など、実際に児童と一緒に暮らし、そういった生活

に働き甲斐を感じる人材がいるわけです。住み込み制や夫婦制勤務の児童自立支援施設についても、関心を持ち、やってみたいと考える人たちが世の中には、必ずいると思うのです。

## (6) 多機能化

施設の多機能化は、新ビジョンの報告される以前から言われ続けている課題です。

施設でのインケアだけでは、自立は到底難しいということ、アフターケアとそのためのリーディングケアの重要性が指摘され続けているのですが、殆どの施設では、職員がインケアだけで手いっぱい状況で、「アフターケアをしなければ」と考えはするものの余裕がない現状にあります。それでも、連絡や相談のある児童については、何とか対応できるでしょうが、そうでない児童については関わることができない状況にあるように思います。施設によっては一年間や二年間と期限を決めて、事務的にアフターケアを行う場合もありますが、それ以降のケアについてはやはり児童からのアプローチがなければ、難しい限りです。

児童養護施設の場合、相互扶助的な意味でそれぞれの施設の出身者が自助団体を作っているところもありますが、児童自立支援施設の場合もこういった自助団体を作ることが出来れば良いと思います。少年院にセカンドチャンスという自助団体があるわけですから、児童自立支援施設も可能性はないわけではないと思います。自助的な方法は、児童の主体性という自立のための大きなテーマですが、考えてみる価値はありそうです。

平成九年の児童福祉法改正で、「通所相談機能」が義務付けられていますが、なかなか進んでいません。これもインケアの児童の手前、難しいと言われていることですが、退所生の通所相談であれば、実施している施設もあると思います。喜多原学園でも家庭舎を利用して退所生の日帰り、あるいは宿泊でのアフター

ケアを行っています。

児童養護施設等には児童家庭支援センターが併設されているところがあります。児童自立支援施設も施設外部に児童家庭支援センターを設置し、専属スタッフを配置し対応することができれば、退所児童以外の地域に暮らす児童や家族の通所機能にも対応しやすくなり、計画的なアフターケアも充実できると思います。また、訪問相談機能や一時保護機能を備えれば、更に地域貢献ができ、里親や児童養護施設等で不適応になった児童の短期的な支援も可能になるように思えます。

誠明学園が、高校に進学する児童を東京家庭学校（児童養護施設）のグループホームで提携して支援していることなども施設外で多機能化を図る方法だと思います。提携ではなく、ファミリーホームや自立援助ホームを組織的に持つことができると、⑦の「子どものニーズに合った多様な小規模施設の創設」ということにもなります。施設内だけで多機能化するも可能であれば、実行していくことが良いのですが、外部機関を設置し、あるいは他機関との連携で多機能化する方法が児童の自立支援の可能性を広げようと思えます。

北海道家庭学校は、開設初期に農村の貧困救済策として、施設が地主となり、敷地に小作農を在住させ、農業指導や生活指導を行う社会慈善事業も展開していました。その方法を留岡幸助は渡欧先で学んできたということですが、斬新さに大変驚かされます。当時の日本農業の制度事情もありますが、現在言われている施設と地域貢献の在り方についても、示唆するものがあるように思えます。地域包括支援が各方面で言われている現在ですが、児童自立支援施設が児童や家庭だけでなく、地域の中で意味を持つ施設となっていくことも考えていかなければならないと思います。

「新ビジョン」を通して、今後の児童自立支援施設のあり方を考えてみました。結果的には、「新ビジョン」の基本的な理念や方向性には賛同できますが、考えていかなければならない課題もいくつか出てきま

した。「小規模化による新たな施設増設の可能性」「今後の各自治体の入所ニーズ」「職員数の増加が家庭的環境に与える影響」「生活単位の小規模化による児童相互の影響力の低下」「勤務形態と労働基準法との折り合い」「里親委託推進施策との関係や少年法との制度上の関連による、児童養護施設等と一線を画する特性」「そのために児童養護施設等と全く同じ方針で描くことが難しいビジョン」などです。

今後、時代は急速に動いて行き、社会的養護も児童自立支援施設も大きな枠組みの変換を迎えることになるかもしれません。そういった中で世間の情勢を見つめ、歴史を振り返りながら、不易となるものと流行となるものを見定めていく必要があります。そして、児童の明日の幸せのために、児童にとって「拠り所」になる児童自立支援施設にしていかなければなりません。そのためには、職員一人一人が主体性を持って、前述の課題等に対して、どう対処すればよいのかを考え続けていくことが大切なのだろうと思います。

## 家庭からの支援が得られにくい児童への支援について

## ～ 個別的ケアと里親制度の活用 ～

愛媛県立えひめ学園 主任

砂川 えり

はじめに

平成二十八年に「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成二十八年法律第六三三号）により新設された、児童福祉法第三条の二を具現化するために、検討がなされている「新しい社会的養育ビジョン（八月二日案）」（※以下新ビジョンとする）が出され、それに準じて「えひめ学園としてどのような変化があり、どのような支援が今後できるのか考えてみてほしい」と言われて早一年。ざっくりとした内容は「児童福祉施設の小規模化」「里親制度の推進」だと理解しつつも、「うち（児童自立支援施設）の施設にはあまり関係ない話だなあ」と正直なところ思っていた。このところ、入所定員各寮九人に対して、多くても六人程度の入所で、私の担当している女子寮においてはここ数年、三人程度の児童での生活が続いており、実質は小規模化している。また、里親制度といっても、幼少期から里親さんにお世話になることがあっても、学園を経て里親に措置変更されるケースはあまり聞いたことがなく、例があってもなかなか難しいイメージがあった。新ビジョンの中に、「家庭養育が困難子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化を進める」とあるが、今回は私の担当する女子寮で実践した「家庭養育が困難」すなわち、「家庭の支

援が得にくく、復帰が極めて困難」なケースに対する「個別的ケア」と「里親制度」の利用について考察をしてみたい。この事例は、新しい養育ビジョンの趣旨を踏まえて意図的にアプローチをしたものではないが、今後の児童自立支援施設での支援の方法について参考になればと思う。

ちなみに私は、女子寮での勤務が五年目となる。先輩方から児童の処遇や支援について、「次はこうして、こういう時はああして」と指導されて、ただただ毎日の生活に追われる日々から、少しずつ自分でどのようなことをしたらいいのか考え立案することに非常にやりがいを感じるようになった。色々な方面にアンテナを張りながら「今この児童に何が必要か」「限られた社会的資源を活用して何ができるか」を試行錯誤してきた。これからあげる事例は、私がケース担当として約三年に亘って関わったものである。こんなこと、昔からやっている、何を今更、と思われる方もおられると思うが、改めてこのケースを自分なりに振り返る意味で述べていきたい。ぜひ、ご意見があれば教えていただきたい。

## 家庭内での性的虐待により、家庭の支援が得られにくいAのケース

### I ケース概要

Aは、中学一年の九月に入園してきた。当初は保護者の同意がとれずに、一時保護委託であり、その後約一か月後に正式に入園した。目立った非行歴はなかったが、家庭内での極めて重篤な性的虐待が主訴であり、児童養護施設等ではなく児童自立支援施設の方が本児の秘密が守られること、少し不登校気味で生活習慣の立て直しが必要という理由で本園に措置された。加害者が家庭内にいたため、当初から家庭復帰は困難と見立て、社会的養護の枠組みの中で継続的な支援が必要なケースである。

Aの知的能力は平均の下程度で学力も高くはないが、与えられた課題に対してはコツコツと取り組むこ

とができる。兄弟が多く、乳幼児の世話が得意で、姉御肌。家庭では家事や育児ほとんど任されていたところもあり、子どもらしい生活体験や同世代の子どもと人間関係を築くことは苦手としていた。

## Ⅱ えひめ学園における個別的ケア

### 一 自立支援プログラム

本園では、図1のような自立支援プログラムに則って処遇を進めている。家庭との調整に関する部分だけ簡単に概要を説明しておく。家庭・学校訪問は、入園してある程度生活が落ち着き、園内での児童の能力や特性等のアセスメントができた段階で、実施する。寮職員と分校の学級担任と一緒に、家庭や学校に行くことで、在園前の状況から、現在の児童を取り巻く状況について、実際にその場所の雰囲気や環境的な状況も踏まえて感じることができるとする。家庭や学校に帰るとしたら問題は何かを初期の段階で明らかにし、今後の処遇に活かしていく。

本園では、定期的な電話や面会等により保護者と児童との関係を調整するとともに、保護者と職員の間も密にとっている。

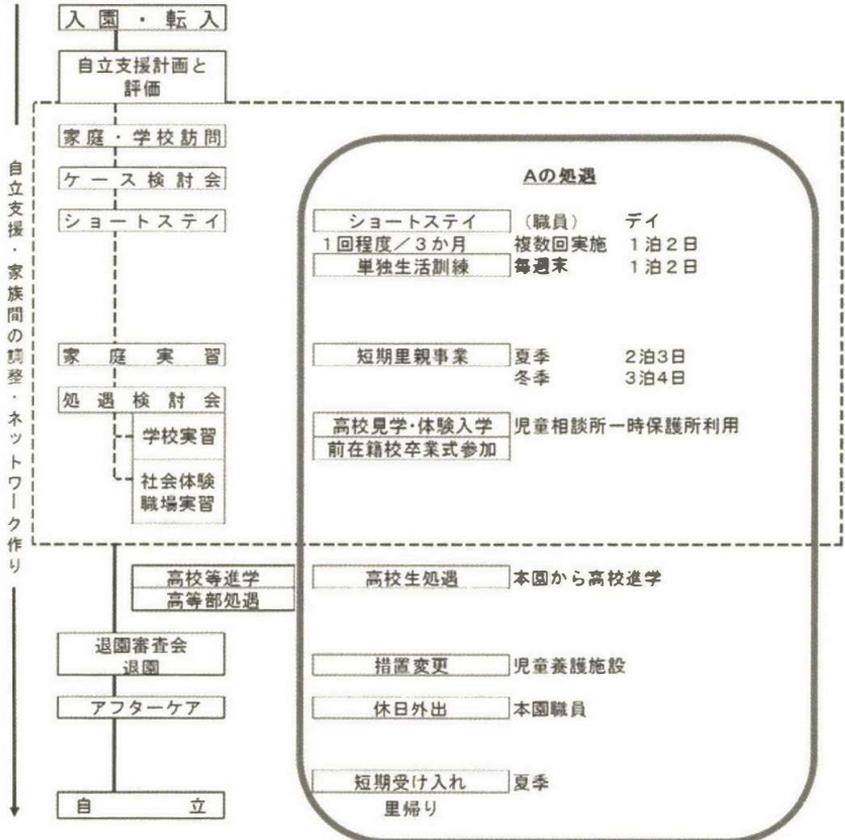
ショートステイとは、そういった通信に加えて、園内で保護者と児童と一緒に食事を作ったり、風呂に入ったりといった家庭的なふれ合いをさせながら、職員が介入し、児童と保護者の関係における強みや課題を見つけ、今後関係を調整、修復を図るための材料とする。日帰りで実施する場合と、宿泊を伴う場合や外出を織り込む場合もあり、保護者と児童の状況や実子の目的に応じて、回数やタイミングも様々である。また、実際に家庭に帰ったときのシミュレーションも兼ねている。

次に行われる、家庭実習とは、夏休みやお正月、ゴールデンウィークに実際に家庭に帰って生活訓練を

するものである。最近は、保護者の仕事の都合や、より現実的な児童の訓練の機会として時期にこだわらず週末帰省など必要に応じて実施している。

図 1

自立支援プログラム



## 二 Aに対する個別的ケアの事例

さて、Aの場合は、先に述べたような保護者との交流ができなかったため、在園が長くなり周囲は家庭実習に帰っていく中で、「自分は家族とも会えない」「家にも帰れない」と在園に対するやり場のない怒りや不安が表出することが多々あった。その不満を少しでも解消すべく、保護者に代わって職員と様々な体験を行った。

### (一) 職員とのショートステイ・外出

空き寮を利用して職員とAが個別の関わりを持つ時間を確保した。ショートステイは、本来ならば、保護者と相談して一緒にやりたいことをする機会であるため、なるべくAのやりたいことを尊重し、好きな物作りや食事作り等を中心にくつくりと時間を過ごした。周囲の目を気にする必要が無いので、これまでの成育歴や、しんどかった話など、内面的な話題もよく話した。Aの思考の中には、「自分はどちらかというと、性被害者であり、他の非行少年となぜ同じ生活を強いられてはいけないのか」と被害者意識が強く、自分の課題に素直に目を向けられないところがあったため、このような個別の機会に助言・指導することもあった。事件についての聞き取り等、精神的に負担になるような外部機関との面談の後に、そのフォローのとして実施することもあった。

さらに職員とのショートステイ用にノートを作り、自分の気持ちや成長、課題や希望などをその都度書き込んでいき、記録を残した。

### (ショートステイエピソード色々)

・大好物のペペロンチーノを作ってみよう！寮で採れたニンニクを使って作ったものの、唐辛子を入れます

ぎて目が痛くなる。

・高知県にそば&温泉旅行！日頃の喧騒を忘れてAも職員も山でリフレッシュできた。

・原籍校の先生や分校の先生に暑中見舞いを書こう！これまで大変な経験をしてきたけれど、色々な先生が関わってくれていること（大人も捨てたもんじゃない）を再確認できた。

Aは集団よりも個別での関わりを好む傾向にあったため、職員とのショートステイを毎回楽しみに実施することができた。

## （二）関係機関との連携

Aには、年齢にはそぐわないほどの法的手続きや、社会や大人の複雑な現実を突きつけられ、その都度、精神的な揺れや混乱があった。家庭との交流に制限をかげざるを得なかった分、本園職員だけでなく、様々な機関の大人が関わって、約三年という長い期間を何とか学園で過ごすことができた。主な関係機関を紹介したい。

### ①警察・家庭裁判所・検察等からの支援

性的虐待の事実が発覚した後から、事件の詳細を知っている担当の刑事や女性の少年補導職員がAの「味方」として定期的な面会や励ましの手紙を送ってくれた。Aにとっても警察の後ろ盾があることはとても心強く、特に女性の少年補導職員にはよく懐いて、本音を言える仲であった。運動会やスポーツの大会等の学園の行事にも毎回足を運んでくれ、Aの精神的な成長を学園職員と一緒に喜んでくれた。検察や家庭裁判所の方が事件の処理のためにAとの面談を実施した。面談の前後には必ず本園職員が関係機関の方と、Aの状況等を情報交換し、今後の支援について協議した。

### ②前在籍校からの支援

Aの入園は、中学一年の夏休み後であったため、原籍校に登校していた期間は非常に短かった。それで

も、学年主任や学担、生徒指導の先生を中心に、面会や手紙で中学校卒業までAを励ましてくれた。定期的に、原籍校のテストや課題を送ってもらい、力試しにやらせてみたり、受験前に学習支援をしてもらったりすることもあった。さらに、高校説明会にも同行し、進路選択に貴重な助言をいただくことができた。卒業式も、校長室でA一人のためにゆかりのある先生が集まり、立派に行うことができた。

### (二) 単独生活訓練

児童自立支援施設の枠のある生活は、児童の精神的な安定を生み、様々な活動の根幹になるのだが、退園してからの生活を見据えると少しずつ自分で考えて、律して行動する力も必要になってくる。そういう「単独生活訓練」を実施している。Aの場合も、入園が一年半程度経過した時点で実施した。職員や他児の目が無くなると、片付けが雑になったり、夜遅くまでテレビを見たりと多少生活がルーズになった。しかし、夜更かしをすれば翌日眠くなるし、片づけをさばれば撤収に手間がかかる、という経験を経て、多少のずれなら自分で調整する力をつけることも、この単独生活訓練で可能となった。また、寮自体が不安定な時期もあり、集団からの切り離しの目的や、受験シーズンには静かに落ち着いて勉強に集中する目的でも実施した。女子寮はここ五年程度、隣の職員居室(ワンルーム、お風呂トイレ、台所付)が空いており、有効に活用している。

### Ⅲ 児童相談所との連携と里親制度の活用

#### 一 児童相談所との連携

Aの場合、入園当初から児童相談所の担当福祉司が本児の最善の利益を考えて、保護者やAとの面談、調整を行ってくれた。入園後、Aと保護者とのやり取りは事件の裁判等のけりがつくまで直接的には行わず、全て児童相談所を通じた。ただし、完全に家族との関係を切るわけではなく、兄弟の誕生日には、手紙を送り、生活の近況報告や学園新聞はきちんと送付することで、保護者が本園に対して、必要以上の不信心を持つことがないよう配慮した。また、Aの精神的な負担を考慮して、月一回以上は担当福祉司や相談所の心理司が面会に訪れ、家族の状況を知らせたり、Aのありとあらゆる不満や不安について面接を実施したりした。

中学三年時の進路決定前に保護者の親権の停止が認められ、未成年後見人がつくこととなった。高校入学の手続きなどには保護者の代理を学園長が務めることと、財産の管理を未成年後見人が行うことが決まった。

#### 二 里親制度の活用

「児童養護施設では、夏休みやお正月に、短期で里親さんのところに行くことがあるらしい」という話を聞いたのは、いつだったか。同僚の中に、以前児童養護施設で働いていた職員がおり、「自分の実家で児童を預かったことがある」とも言っており目からウロコだった。

Aより一つ年上のBは、帰省できる親元がなく、これまでも児童養護施設で育ってきた。「家庭のお正月」

も過ごしたことはなく、当然家庭実習もできず、フラストレーションはたまる一方であった。そこで児童相談所を介して、里親制度を活用することにした。Bの場合は、退園後の措置変更先としてではなく、あくまで「今回きりの短期で」という前提で里親さんに打診し、ちょうど距離的にも実現可能な里親さんが見つかった。初めに本園にBと里親さんの面会を実施し、「気が合うかな？ いけそうかな？」というあくまで感覚的な判断を、両者に求めた。両者ともに抵抗感はなく、感触がよかったので、実施の方向で話が進んだ。迎えたお正月。遠足前の子供みために荷物を準備するときからルンルンと胸を躍らせ、Bは出発した。大みそかは紅白を見て、おせちを食べ、振袖を着て初詣に行つて……。ずっと施設で育ったBにとって、里親さんが本当の家族のように自分だけを見てくれて、手をかけて、愛情を注いでくれるという経験は本当にうれしかったようで、その後も、高校合格などのタイミングで里親さんと手紙のやり取りを続けた。

そんな姿を見ていたAも、「先生たちと過ごすのもいいけど、里親さんも経験してみたい」「退園先として、里親さんも選択肢になるかもしれないから、どんなものか体験してみたい」と自分から申し出てくるようになった。

児童相談所に、Aを短期で預かってくれる里親さんがいないか相談し、入園一年十か月が経過した、夏休みに二泊三日で実施した。

里親さんとの事前の情報交換には、本児の家族や入園に至った経緯や現状をよく理解している担当福祉司に行ってもらい、当日A、担当福祉司、本園職員で里親さん宅に訪問した。Aは、最初はとても緊張した面持ちで、職員が帰るまで不安そうな顔をしていたが、里親さん宅に自分より年下の子どもがいたことで宿題を教えてあげたり、遊んだり世話好きの自分を見せた。同年代の兄弟については苦手意識が強く、あまり話題には上がらなかった。そうめん流しやピザづくりといった夏休みらしい家族のイベントも良い思い出になった。しかし、実子と里子数人で既に「家族」となっている集団に入ることにAはやや疎外感

を感じ、退園先としての里親さんの利用には抵抗を示した。「短期間で、しかも楽しい夏休みやお正月の利用だとイベントがあつて楽しいけど、日常生活を一緒に送るイメージが湧かない、他人は他人だし、長期になるとしんどそう…」というのが本音の気持ちであった。

そうはいっても、学園生活から少し離れられることは、大いにリフレッシュになり、今後、他の施設で生活する可能性もあるため、色々な集団に慣れておきたいという意味で、お正月に三泊四日で再度短期里親事業を利用した。前回の里親さん宅の風習や同年代の児童がいることに戸惑いがあり、違う里親さんを利用した。

二回目の実施では、前回に比べて、肩の力が抜け、穏やかな表情で帰園してきた。里親さんは、Aが実子の面倒をよく見てくれて大変助かったとのこと、年下だけの方がAにとっては気が楽であることが分かった。Aが里親さんに宛てたお礼の手紙(次頁)にあるように、Aは、お正月らしく、地域の凧揚げ大会に参加したり、お寿司を食べに言ったりして楽しかった様子。また、家族みんなで川の字になって寝たことが大変印象に残ったようである。

拝啓 新春の候 みな様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

さて、先日は、三泊四日にわたってお世話になりました。初詣に行ったり、たこ揚げをしたりしてお正月らしいことができよかったです。また、川の字に寝て「家族っていいな。」と思い、心が温かくなりました。本当にありがとうございました。

これから先は、進路の実現に向けて受験勉強を頑張ります。○○家のみな様もこれからますます寒くなりますがお体に気を付けてお過ごしください。

□□ちゃん、△△ちゃん、××君も風邪をひかないように元気でね。

敬具

## Ⅳ 児童養護施設への措置変更とアフターケア

### 一 高校生処遇

中学三年生になったAは、高校進学を希望した。しかし、保護者の親権の停止が認められたため、家庭以外の場所からの進学を模索することとなった。夏休みには高校見学や体験入学、また児童養護施設の見学等に積極的に参加し、自分の進路について考えた。

最近、過疎化に悩む高校の中には、寮を整備し、小規模できめの細かい指導をすることで生徒数を確保しようとするところもある。周囲に知り合いがない新しい環境で、心機一転して高校生活を送ることが可能であり、本園の退園生の進学先としても前例がある。Aの場合、「措置変更可能な児童福祉施設」×「本人の行きたい高校」×「学力的に行ける高校」を調整するのは至難の業で、原籍校の先生、担当福祉司、分校の先生そして高校の先生等、色々な意見を参考にした。

結果、「本園と同市にある児童養護施設への措置変更」×「本人の高校（学科）への興味」×「何とか努力すればギリギリ受かるかも!？」という希望が見事になかった。退園の時期については、新しい施設での生活と、高校生活が四月に一気にスタートするのは負担が大きいとして、しばらくは本園から高校に通学、ゴールデンウィーク前の四月末に児童養護施設への措置変更とした。

学園では八年ぶりの高校生処遇で、毎朝自転車で門を出ていく姿はとても新鮮で、他の児童にとっても本児の姿はお手本となるような存在であった。私は、三十歳にして、高校生の娘ができたような気分です。毎日高校の手続きや準備物をチェックしながら、Aとの限られた時間を大切に過ごした。

入園当初、過酷な成育歴の中で育ってきたAに、私たちができることは、「せめて普通の中学校生活を送らせること。それしかできない。彼女の傷つき体験や背負ってきたものを浄化することははや不可能

…」と途方に暮れたことを思い出す。そんな彼女が高校生になって、毎日学校に行っている。嬉しい毎日だった。

Aが退園する前に書いた作文の一部である。これまで述べたように、数々の大人が個別に関わったことは、確かにAの励みになったようである。

学園で学んだこと。私はたくさんに人に支えられているということです。学園に来て色々な人に出会いました。地域の方との関わりや児童相談所や学園の先生たちと関わって、とても支えられているんだなと思いました。そして感謝の気持ちを忘れずに生活することの大切さも学びました。今までこんな私をあたたかく支えて下さった先生方、本当にありがとうございました。

## 二 アフターケア

措置変更先の児童養護施設が本園に近かったことや、施設からの要請もあり、電話での連絡の他に、本園職員と面会や外出をしたり、地域の行事で顔を合わせたりした。夏休みには、本園への里帰りと呼称して二泊三日で児童養護施設からの帰省の受け入れを実施した。久々に本園や分校の先生と、「高校では部活動（マネージャー）をそこそこ頑張っている」とか、「あの先生がどうで、こんな子がいる」とか、高校生らしい話題をよくしゃべった。本園の食事を食べて「やっぱり学園のご飯はおいしい」と口も里帰りしたようだった。本児の身だしなみや生活に問題がなかったため、在園児童とも交流を持ち、一緒にテニスをしたり、余暇を過ごしたりして、在園生にとってはよきモデルとなった。職員とデイキャンプにも出かけ、釣りや海水浴、バーベキューも楽しんだ。このように、今度は私たちが関係機関としてAに継続的な関わりを持った。

### 三 無念の家庭引取り

充実したかに見えた里帰りから十日後、措置変更先の児童養護施設から思いもよらぬ連絡が入った。本児が無断外出をし、家庭に帰ったというのである。「苦労して入学した高校も、施設での生活ももうどうでもいい」と言っているとのこと、表面的な理由は、児童養護施設への不満とのことだが、これまでの本児の生活ぶりからすると、それだけが原因とはとても考えられないことであった。無断外出の直前に、Aは児童相談所で母親と面会し、その時妹のことを目撃したことで、家族への気持ちが揺らいだのかも、れない。高校の先生も大変驚き、本園にどういふことなのか話を聞きに来た。高校生活には何ら問題なく、一学期は皆勤で友人もできていた矢先のことであった。

Aから本園への連絡も途絶えた。

### おわりに

新ビジョンへの「展望」を述べるつもりが、Aの記録を読み返しながら、結果的にAを守ることはできず、どんなにひどい（と周囲が思う）虐待があつたとしても「家族」の絆は計り知れぬほど強いということとを痛感し、「これが社会的養護の限界なのか」と「絶望」してしまった。

しかし、これはAの人生の一通過点に過ぎないと思えば、先は長い。どうにか幸せになれるよう祈るばかりである。

Aの事例を「個別的ケア」と「里親制度の推進」の観点から新しい社会的養育ビジョンの実現に向けて、児童自立支援施設がもっとこうであればいいのに、と思うところを簡単にまとめる。

様々な関係機関の協力を得て、自分なり、本園なりの「個別的ケア」を実施してみて、改めて、それに対応できる職員数と、場所の確保が必要であると感じる。先に述べたとおり、たまたま寮の児童数が少なく、職員に余裕があり、様々な支援方法を提案し、きめ細やかに対応できた面がある。場所についても職員の居室を代用している状況であり、個別的ケアのための設備が、寮の近くにあると便利である。

また、里親制度の活用について、退園後の措置変更先としての利用には、課題が多い（この課題についてここでは考察しないが）が、AやBの例のように、「短期」であれば、児童自立支援施設に在園する児童の利用の可能性が広がると思う。そのためには、里親さんと児童自立支援施設の交流がもう少し有ればよいのかなと思う。里親さんの研修として児童養護施設や乳児院だけではなく、児童自立支援施設や児童心理治療施設にも足を運んでもらい、様々な児童の特性を理解したり、支援のノウハウを伝えたりする機会があると、施設と里親さんが相互にとって支援の幅が広げられるのではないだろうか。

さて、本園では、Aのケースのように「家庭の支援が得にくく、復帰が極めて困難」で社会的養護での支援が必要なケースを慢性的に抱えている状態である。これからも、その支援の在り方については、模索し続けていきたい。

## 私見「若駒学園の課題と将来像」

鹿児島県立若駒学園 園長

野間

穰

はじめに

不覚にも「コードブルー」にはまってしまった。次々に運び込まれてくる重篤患者をとにかく受け入れ、果敢な措置ののちしかるべき医療関係者に繋ぐ、救命救急という「いのち」に直接関わる現場で繰り広げられる人間ドラマ。もちろん山Pやガッキーは抜群にカッコよかったのだ。でも、重篤患者を前に最善を尽くそうとする彼らの姿が、日々子どもたちと向き合っている我が若駒職員とダブって見えてくるから不思議だった。

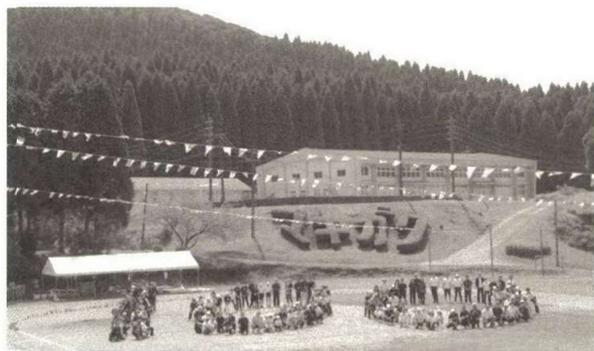
さて本題。「新しい社会的養育ビジョン」が示され、より家庭に近い環境での養育が優先されること等の理念が明確に示された。児童自立支援施設についても、ビジョンに沿ってどう変革させていくのかが目下の課題であろう。私は若駒学園という児童自立支援施設しか知らない。従って「若駒学園の課題と将来像」と題して、鹿児島県の社会的養護の現状を紹介しながら「私見」を述べることにしたい。

## I 若駒学園の概要

鹿児島市から北へ約五十キロ、海拔三百六十五メートル、今は国道十号線で敷地の一部が分断されているとはいえ、東京ドーム数個分の広大な高原の地に立地する学園は、大正七年に県立牧ノ原学校として創立され、平成三十年で創立百年を迎えた。当時の写真や資料を見ると、子どもたちと苦楽を共に支援する当時の姿を垣間見ることができ、遠い先達の存在がいっぺんで身近に感じられてくるから不思議である。

創立時からの小舎夫婦制は、昭和三十年代後半から徐々に小舎併立制に切り替えられていき、昭和四十八年には完全な小舎交替制となっている。全国においては、比較的早い時期に夫婦制を断念した児童自立支援施設といえる。その後平成二十年の寮舎立て替えと学校教育導入を契機に、男子女子各々一か寮とする中舎交替制の若駒学園となり現在に至っている。

職員体制については、従来は行政職、保育士職及び心理職で構成されていたが、平成十五年度から児童自立支援専門員の選考採用が始まり、現在の直接処遇職員十八名の構成は、選考採用職員九名、行政職三名、保育士職三名、教育委員会からの出向教員職二名、心理職一名となっている。ちなみに、選考採用職員については、学園の他児童相談所や本庁主務課への勤務も想定されており、現在学園以外に七名が



第100回記念 若駒学園運動会

児童相談所の児童福祉司等として勤務している。

## II 鹿児島県における社会的養護の概況

当県は、児童人口に占める社会的養護児童の割合が三・一九%と全国の二・〇二%に比べ一・五倍である。また、社会的養護児童数は減少傾向にあるものの、児童人口に占める社会的養護児童数の割合は増加傾向にあるなど、社会的養護ニーズの高い県といえる。

社会的養護の構成を見ると、里親等委託児童数は大幅に増加する一方で、児童養護施設入所児童数は減少傾向にあるなど、当県においても家庭的養護が進んでいる。なお、社会的養護児童数における児童自立支援施設入所児童数の割合は〇・九五%に留まり全国の三・六一%と比べると大幅に下回っているのが現状である。

## III 若駒学園の現状と課題

### 一 入所児童の状況

学園の入所児童数については、以前は数十名といった時代もあったが、現在は十名前後で推移している。新規に入所してくる児童の内訳をみると、近年は性加害児童に加え、児童養護施設や里親等他の社会

鹿児島県における社会的養護児童数の推移(月初日人員年間平均) 単位:人

種類 年度	児童養護施設	乳児院	里親等	児童心理治療施設	児童自立支援施設 ①	合計 ②	児童人口③ (18歳未満人口)	②/③ %	①/② %
H15	778	56	10	38	15	897	329,942	2.72	1.67
H20	749	48	27	45	11	881	298,030	2.96	1.25
H25	702	46	67	45	12	873	280,546	3.11	1.37
H29	644	43	110	39	8	843	264,540	3.19	0.95
全国 (H29.3)	26,449	2,801	6,546	1,399	1,395	38,590	19,127,000	2.02	3.61

社会的養護児童数:鹿児島県家庭の養護推進計画、鹿児島県子ども家庭課調べ及び厚生労働省「社会的養護の現状H29.12」  
児童人口:鹿児島県年報及び総務省統計局人口推計(H29.10.1)

的養育先での不適応を理由に入所してくる児童が増えており、今年度（平成三十年）はすでに半数以上がそれに該当する状況である。従来の家庭裁判所の審判を経て入所してくる児童は、数年に一人といった状況で、中卒児については少数であるが受け入れている。なお、今年度初めて、障害児入所施設で不適応を起こした児童を受け入れた。以前は、障害児は若駒の対象児童ではないとのスタンスであったが、現在は、可能な限り受け児童を入れる姿勢に変わってきている。

若駒学園の定員は男子寮二十名女子寮二十名計四十名であるが、入所児童の最近の傾向や寮舎の構造、人員体制等を考えると、男子寮、女子寮各十名計二十名が実質的な定員かと思っっている。それにしても、現在の入所児童十名弱はいかにも少ない。結果的とはいえ、小舎交替制で運営されているというのが実態である。

他の社会的養護施設等で不適応をおこした児童の入所については、まだ潜在的なニーズがあると考えている。特に里親等委託が進むに伴って、そのような子どもは増えると思われる、その受け入れ先として、いつでも対応できる施設でなければならぬと考えている。今回の障害児入所施設からの児童の受け入れは、学園が「社会的養護の最後の砦」として責務を全うできるかどうか試されているものと心している。

若駒学園の新規入所児童数の推移

単位：

区 分		H26	H27	H28	H29	H30 (11月)
新規入所児童数		10	6	7	7	7
うち性加害児童		1	0	1	2	2
うち発達障害児		2	0	0	2	1
うち家裁審判経由		0	0	0	1	0
うち中卒児童		0	1	1	1	0
うち他社会的養護施設等からの入所	児童養護施設	0	1	2	0	2
	里親等	0	0	0	1	1
	児童心理治療施設	0	0	0	1	1
	障害児入所施設	0	0	0	0	1
	小計	0	1	2	2	5

※うち数は重複あり

## 二 学園の支援力の現状

平成二十九年午後半、若駒学園は荒れに荒れた。おそらく学園百年の歴史の中で、懲戒の濫用によって子どもが死亡した昭和六十二年の事件に次ぐ大きな出来事ではなかったかと考えている。

児童相談所から約十年ぶりに学園に戻ってきた当初から悪い予感はしていた。子どもたちの職員との関係性は一見和やかではあるが、子どもたちの表情はどことも暗かった。職員集団も子ども集団に遠慮がちで、あまりイニシヤチブがとれていなかった。次第に力の強い子が子ども集団をコントロールするようになり徐々に日課くずしがあからさまになっていった。状況打開のため職員一丸となって幾度か立て直しを図るものの、抜本的に改善にはつながらなかった。このよう中、子どもたちの若手職員への些細な反抗をきっかけに雪崩のように寮が崩壊し、やがて学園全体に影響してしまった。その後のほぼ一か月間、学園としての機能は完全に麻痺状態となってしまったのだった。

崩壊を招いた要因はいろいろと考えられるが、児童自立支援施設の支援基盤である「枠のある生活」を職員集団がしっかり守り切れなかったことに尽きる。平成二十九年度の崩壊をきっかけに、児童自立支援施設の支援とは何なのか、枠のある生活とは何なのか、改めて問い直す作業が現在も学園で続いている。

## 三 切れ目のない支援

若駒には、生活の中での子どもの行動・活動状況について、職員と子どもが定期的に評価・診断する「自立達成度評価」のシステムがある。その目的は、子どもと職員とが子どもの変化・成長を一緒に確認することを通して、子どもたちに学園生活の意欲を持たせるためであり、退園に向けての参考基準にもなっている。

そもそも未成熟な子どもの自立とは何なのか。どん底の状態で学園に入所してくる子どもたちは、学園生活という「枠」の中で次第に落ち着きを取り戻し、ようやく自分の未来を前向きに考えられるようになる。子どもたちは、何かあったら「相談する」ことをまず教えられる。「適切な支援を受け入れる」練習を繰り返すのだ。他者からの適切な支援を上手に受けながら、自分自身を成長させていけるようになることが、学園が目指す「自立」という考え方である。その他者とは、最終的には、保護者、学校、地域などの支援者であり、その中継ぎとして施設や里親等がある。

子どもたちと同様に、保護者自身もさまざまな問題を抱えており、まわりからの支援に対する不信感も強い。学園では、子育ての悩み、地域や学校に対する不信感、配偶者（パートナー）に対する不満など、保護者の思いや悩みを職員は辛抱強く傾聴する。寮職員が感じるその子どもに対する支援の難しさを保護者に説明することもある。徐々に構築した信頼関係をベースに、子どもたちの家庭復帰に向けた保護者自身の改善を促しているのだ。同時に保護者世帯を支援する関係者とのネットワーク構築も進める必要もあり、学園のソーシャルワーク力の向上は目下の課題である。

近年は、性加害児童の入所が続いているが、入所後学園内で性的な問題行動を起こす子どもはあまりいない。むしろ一般的な行動上の問題に、職員は対応を迫られているのが実情である。退所時期を迎えてもほとんどのケースは、被害児童・保護者の感情を考慮して、直接家庭復帰ができない。従って児童養護施設や里親等が次の受け入れ先となるが、当然のことながら施設や里親等はその受け入れにかなり慎重だ。学園で試行錯誤を繰り返しながら続けてきた支援のプロセスを丁寧に説明するわけであるが、なかなか理解してもらえないことがもどかしい。学園を知ってもらうことだけでなく他の支援者と普段から顔の見える関係づくり（ネットワークづくり）が欠かせないと痛感している。

#### 四 学園・分校の協働支援

若駒に学校教育が導入されて十年が経過した。現在のところ学園と分校とで理想的な協働体制が出来上がっているのではないかと自負している。子どもたちに関する普段からの情報交換はもちろんであるが、それぞれの役割分担について、あえて明確な線引きはせず、互いの支援の範囲を部分的にオーバーラップさせていることが功を奏しているのではないかと思っている。例えば、特別な支援が必要な子どもには、必要に応じて寮職員が教室に入りチームティーチングに加わることもある。また、中卒児であっても、本人の希望があれば、中3生などの授業に参加させてもらうこともある。さらに、教室で子どもが不安定になり收拾がつかない非常事態になると、分校職員といっしょに寮職員も対応にあたる。一方、分校職員は、平日の給食を子どもたちと寮の食堂で摂るほか、夏休みなどの長期休暇の期間など、子どもたちの宿題指導を名目に寮を訪問し、子どもたちの寮での生活状況把握に余念がない。さらに、寮が非常事態になると、分校職員が寮職員のバックアップに入ることもある。ちなみに先に述べた男子寮崩壊の際は、関係性のこじれた寮職員に代わって、分校職員が子どもたちの間に立つてもらった場面もあり大いに助かった。

「子どもが抱えている問題性を改善」という児童自立支援施設の趣旨を、分校がよく理解していただいていることに加え、お互いに「同じ子どもたちを支援している」といった共通認識の存在が、協働支援に結びついていると思う。しかしながら、この理想的な体制は、お互いの風通しの良い人間関係に負っている部分が多い。今後転勤などで職員が入れ替わることによって、いつほころびがでてもおかしくない脆さも抱えているとも言える。学園・分校全体で構成する職員集団のまとまりを維持していくためには、普段からの相互努力が必要であろう。

#### Ⅳ 若駒における「家庭的養育」とは？

施設養育が必要とされる子どもに対して、子どもへの個別対応を基盤とした「できるだけ良好な家庭的環境」の提供が求められている。代替養育の中で最も「家庭的」な養育形態は里親委託であろう。では、児童自立支援施設はどうだろうか。「施設の中で生活しなければ抱えている問題は悪化し健全で健康な自己を形成できない子どもたち」を対象に、施設内に学校を備えるなど、すべてが施設内で完結する児童自立支援施設にとって、地域で生活する里親と同等の「家庭的な環境」を提供できるものではない。特定の大人による養育環境と言った点で「家庭的養育」といえるのが小舎夫婦制であるが、若駒においては今更夫婦制に戻るなど考えられない。

以前「家庭的養護推進計画」の策定業務に携わる中で、県内すべての児童養護施設・乳児院を訪問してスタッフと施設における家庭的養護について、直接意見を交わす機会を持ったことがある。どの施設も、十分な養育ができていない現状をなんとかしたいといった危機意識は持っているものの、具体的な変革には二の足を踏んでいる状況であったが、ある「大舎制」の児童養護施設がとても印象深かった。

その施設は、木造平屋の決して最新とはいえない建屋で、訪問時あいにくの雨天だったこともあり、なんとなく雰囲気は暗かった。しかし、児童居室、食堂、トイレどこもていねいに手入れされていて、生活している人たちの心遣いがなんとなく伝わってきた。やがて、学校が終わった子どもたちが次々に帰ってくると、とたんに賑やかな明るい雰囲気が変わったのには正直驚いた。施設長、直接処遇職員はもちろんであるが、事務職員、調理員など施設内のさまざまな職員が、親しげに子どもたちと明るいあいさつや冗談を交わす。子どもたちは三々五々畳の大部屋に集まってきて、学校での出来事を、先を争うように職員に報告し始め、やがてお気に入りの職員を中心に子どもたちの輪ができていった。職員集団が家族のようなまとまりをもち、子ども集団とふれあっている現場を目の当たりにして、これはまさに「大舎制

のファミリーホーム」ではなかと唸ってしまった。

若駒における「家庭的」とは何なのだろうか。いまだに模索が続いているが、定員や運営形式だけにとられず、まずはあたりまえの生活の中で治療していく児童自立支援施設の「強み」を活かした変革を進めていくことが大切ではないかと考えている。

## VI おわりに

都道府県社会的養育推進計画の策定要領にある「ケアニーズの高い子どもに対して、より短期間のうちに集中的なケアを提供する施設の重要性はむしろ増大する」とは、まさに社会的養護の最後の砦である児童自立支援施設にあてはまるのではないかと認識している。特に、社会的養護ニーズの高い当県においては、冒頭話題にした救命救急の現場のように、どんな状態の子どもでもとにかく引き受け、次のしかるべき支援者に切れ目なく繋いでいくといった社会的養護における役割をしっかりと担える学園となることが責務であろう。寮崩壊後、なんとか落ち着きを取り戻し、立て直し真最中の学園であるが、その勢いを「ビジョン」に沿った変革に繋げていけたらと思っている。

最後に、ある中卒児童が書いたふりかえり作文を紹介して、わたしの拙い文章を終えたい。

若駒

気がつけば若駒にいる。

もういやでいやでたまらなかった。

1日目

〇〇先生がオリエンテーションをする。

私は、がんばる気なんてなかったから、

「ふーん」と思っていたが、

だんだん話していく内にがんばろうに変わった。

そして特別日課が始まった。

ラジオ体操をしなければならなかった。

私は、3ヵ月とちょっとボランティアしてきたから、

そんなの「わかる・できる」と思っていたが

ちゃんとしているつもりでもできていなかったのです。

園訓しようわ（※唱和）。

大きな声を出さなければならない。

内心でできるわけないじゃんと思ったが、〇〇先生に声の出し方をおしえてもらいなんと大きな声が出せたのです。

それから、教場におりても、ラジオ体操をほめられとてもうれしかったです。

若駒祭では、△△先生が来てくれたり、とてもうれしかったです。

いつのまにか学校しゅうばんもしていて、すごいほめられ、うれしい気持ちでした。

勉強ではかけ算をようやく覚える事ができました。

そして原付も合格しました。

今までなんでしなかったんだろうと思いました。

こんどは、ラップをお金をため、家をかり無名から、スタートしようと決意。

私は、16年かけ気づいた。

できないんじゃない

しようとしなかったんだ

私が思う事。



草刈り

グラウンド整備



馬鈴薯収穫



## 非行領域における家族合同ミーティング (Family Group

Meeting in Juvenile delinquency : FGMI) の理論と実際

## 〈家族再統合支援の一形態〉

国立武蔵野学院 医務課 心理療法士

大原 天 青

国立武蔵野学院 教務課 第三寮 寮長

笠 松 将 成

国立武蔵野学院 教務課 第三寮 副寮長

笠 松 聡 子

## I はじめに

最近、児童自立支援施設について次のような意見を聞いた。「施設に入っているときは適応しているのに、外に出ると難しいですよね……。なにかよい方法はあるのでしょうか。」

児童自立支援施設は行動上の問題を示す子どもに対して、行動化させない強固な枠組みの中にまず適応させることによって、自ら行動を統制する力を徐々につけていくための支援を提供してきた。その支援は、「生活が陶冶する」という視点を大切にしているように、家庭的で安心でき自然豊かな環境を提供することによってなされてきた。実際子どもたちはこうした環境の中で一年半程度生活し、知的能力、学力、自尊心、トラウマ関連性の問題、怒り、精神的健康などの複数の心理・精神的な側面で大きな改善を示す

(Ohara,T. Maturana,N. Tomita,H. Aizawa,M. 2017)。<sup>1)</sup>ところが家庭や地元の生活に戻ると、あつという間に逸脱を行い不安定な状態になることがある。まさしく、冒頭の指摘にあるように施設内での適応と退所後の再非行化の現象である。

筆者らはこの要因について次の二点を考えてきた。第一に入所理由に関連する家族関係について、物理的条件等の影響もあり十分な働きかけがなされていないという点である。つまり子どもの状態が安定しても行動上の問題を形成する一因となった家族関係について十分に整理がなされずに家族との生活が再び開始される点にあるのではないかと仮定した。第二に施設環境と家庭環境のギャップの大きさである。児童自立支援施設という枠組みのある環境から、自由度が高く、信頼する対象や相談できる対象が変化し、友人関係、学校、居住環境などすべてが施設とは大きく異なる環境に移行する点で急激なギャップがあるのではないかと仮定した。つまり家族再統合をする過程で施設とのギャップを埋める働きかけが少ないのではないかという問題意識であった。

こうした点から筆者らは、過去の家族関係の調整および施設環境と家庭環境のギャップを埋めることで退所後の子どもの安定した生活を支援していく方法を検討してきた。本稿ではその手法の一つである「非行領域における家族合同ミーティング (Family Group Meeting in Juvenile delinquency, 以下、FGMJ)」について取り上げる。これは、当事者とその家族の問題解決の力を引き出し、過去をふり返る機会、現在を共有する機会、再犯防止やよりよい家族関係の再構築の機会を提供し、目標設定と評価を繰り返し、限定された回数の中で計画的に問題の解決を目指す短期アプローチである。

本稿ではこのFGMJについて、目的、対象、テーマ、特徴、具体的方法について説明し実際の導入方法について示す。

## Ⅱ 非行領域における家族合同ミーティング

FGMJとは、子どもと家族及び関係者が集い、これまでの出来事を振り返り共有し、現状を理解し、今後の生活に向けた準備をするための目的を持った対話の会である。このミーティングでは、ホワイトボードを活用し、家族のストレングスを引き出し、当事者が主体的に問題を解決していく力となることを促していく。子どもの問題行動の原因としての家族ではなく、解決手段としての家族の力を活用するための一つの具体的な方法を示している。

### 一．目的

FGMJの目的は、過去をふり返ること、今を共有すること、これから先の出来事への対応を準備することを通して、子どもと家族の関係を修復し新たな関係の構築を目指すことである。

行動上の問題を理由に入所してきた子どもたちにとって、主訴となる問題がこれまでの人生の過程の中でどのように引き起こされてきたのかをふり返ることは重要なテーマである。非行化した多くの子どもは家族の離婚や収監、被虐待等の逆境的体験がある。こうした子どもの被害と加害の時間的な経過を家族とともに振り返ることは、過去の関係性の修復と未来への展望を描くことにつながる。

次に「今を共有する」という点は、親元から離れて生活する中で成長してきた点や現在の課題を整理していくことで、今後につなげる目的がある。保護者にとっては、関わりが困難な状態で施設入所にいたった子どもが、成長していることが感じられることは大きな喜びになる。一方で現在の課題を共有することも保護者としての自覚を促す意味で重要になる。

最後に、今後起こりうる出来事への準備も重要な目的である。児童自立支援施設に入所している場合、

逸脱できない外的な環境が整えられているが、退所後は必ずしもそのような環境が保障されているわけではない。そのため、どのようなことが起こりやすいのか、どのような準備が必要なのかを整理していく。このようにFGMJは、過去・現在・未来を子どもと家族で共有していくことで関係の再構築を行う。

## 二. 効果的に機能する対象者や条件

FGMJが効果的に機能する対象者や条件について以下に示す。

- ① 子ども自身の生活が安定していること…本人が施設での生活に落ち着き、安定した生活を行っており、自分を振り返ることができるまで成長していることが必要である。
- ② 双方の動機づけがあること…保護者自身に「これまでの子どもとの関わりを振り返りたい」という動機があり、子ども自身にも関係修復への前向きな状態があることが必須である。FGMJの実施に当たっては、この動機づけを双方から引き出すという事前の準備段階が重要であるとも言える。この点が曖昧だと最悪の場合、FGMJがかえって子どもを傷つける結果に終わりがかねない。
- ③ 複数回の実施が可能であること…FGMJは短期アプローチであるものの最低三回の実施が必要であり、物理的、時間の確保を行えることが条件になる。そのため全国から入所を受け入れる国立施設以上に近隣県に家族が住む県立施設での応用の可能性がある。
- ④ 子どもおよび保護者の準備性…FGMJで子どもから語られる内容は、保護者にとって時に「聞いたことのない話」や「出来れば聞きたくない話」が含まれることがある。そういったすべての話を受け止め、耳を傾けることが出来る準備ができていることが必須である。同様に子ども自身も保護者からの厳しい意見を受け止めるだけの準備を行うことが大切である。

### 三. 参加者

FGMJでは、子どもとその両親、兄弟、祖父母などの拡大家族を含む形で実施される。参加者にはFGMJの全体をマネージメントする役割としての司会者、ホワイトボードへのメモをとる書記係、子どもの直接支援担当者、心理担当者、精神科医などが挙げられる。

### 四. 時間の設定・回数・期間

FGMJは、通常一回につき一時間～一時間半程度で設定される。目標設定をふまえて、各回で焦点を当てるテーマを絞り込み、限定的な回数で実施される。国立武蔵野学院の場合、全国から子どもが入所してくるため、FGMJに割ける時間や回数が限定されているという条件があったこと、また同程度の効果が期待できれば短期の方が効率的であるという考え方があったためである。

このような理由から、FGMJを実施する以前に参加者、実施者との入念な準備に時間をかける必要がある。この準備が十分にできていければ、短時間、少ない回数でFGMJを実施することが可能になる。

### 五. テーマ

FGMJでは、過去・現在・未来を家族とともに共有していくための具体的なテーマとして、家族の養育行動について振り返ること、家族に子どもの理解を深めてもらうこと、子どもと家族で発達・行動上の問題の経過を共有すること、子どもの感情や考えを家族と共有することなどが挙げられる。

### Ⅲ 非行領域における家族合同ミーティングの特徴

ここでは、一般的な家族面会とFGMJの比較を行いながら説明する。表一には、一般的な家族面会とFGMJの特徴について、目的の設定、目標の設定、計画の作成、当事者の参画、支援者関与度、準備、理論を活用する、実践の形、ホワイトボードの活用、フィードバック、宿題を出す、という点から示した。

#### 一．目標の設定

通常の家族面会の場合は、子どもおよび保護者の強みや課題、関係修復について、目標を設定し、共有し、実施することはあまり行っていない。一方でFGMJは、長期的な目標の設定、家族や子どもとの課題の設定、一回ごとのミーティングの目標設定を行い実施するという特徴がある。そのため、FGMJの開始時点で支援の終結までの目標設定と支援の過程を保護者および子どもと共有していく。こうした点で、FGMJは短期間で課題の解決を目指す意図的な家族療法モデルである。

#### 二．計画の作成

自立支援計画の中に家族支援について盛り込むことは多いが、

表1. 家族面会と家族合同ミーティングの比較

	一般的な家族面会	家族合同ミーティング
目的の設定	×	○
目標の設定	×	○
計画の作成	×	○
当事者の参画	△	○
支援者関与度	高い	低い
準備	△	○
理論を活用する	×	○
実践の形	対面方式	円卓形式
ホワイトボードの活用	×	○
フィードバック	△	○
宿題を出す	×	○

家族面会について計画を作成することは一般的に多くはないだろう。FGMJでは、短期間で焦点を絞り進めていくため、目標の設定、計画、評価の過程を重視している（伊藤 1998）。

支援者側は、子どもと家族のアセスメントに基づいて、課題の設定と焦点を定める。この時、当事者がどのようなニーズを持っているのか丁寧に引き出し、当事者が主体的に目標設定を行えるように促す。具体的なミーティングの計画は、達成時の大きな目標とそれに到達するための小さな目標設定（一回ごとのミーティングの目標）から成り立っている。また目標の設定は、子ども自身が取り組む課題と家族が取り組む課題を踏まえて、FGMJで具体的に何を扱うか設定する。計画は文書や視覚的な図で示し、参加者全員が共有出来るようにすることが重要である。

### 三．当事者の参画

支援における当事者の参画は、FGMJの理念に深く関わる重要な事項である。これまでの支援では、支援者が全てを理解し、子どもや家族のマネージメントを担うという考え方が主流であった。当事者参画の意味は、子どもと家族の問題を自分たち家族で力を結集し、解決していく姿勢を引き出していく視点を示している（伊藤 2004; 2005）。FGMJは、支援者の指導や助言に単に従うのではなく、当事者が主体的に問題解決する姿勢を引き出していくための機会を提供する。

### 四．支援者の関与度

一般的な家族面会における支援者の役割は、子どもの様子を伝えたり家族のニーズを汲み取ったりするなど、主体的な関与をすることが多い。確かに、FGMJの準備の段階では、参加者に対する双方の洞察や

入念なやり取りを確認していく関わりがあるため、支援者の関与の割合は高くなる。一方、実施段階では、支援者の関与は少なく、相互の対話を促すファシリテーターとしての役割を担う。

つまり、FGMJの場合は、準備段階と実施段階では支援者の関与の程度が徐々に弱くなるという特徴がある。

## 五・準備

FGMJの場合には、目標の設定、計画の作成を踏まえて、数回の合同ミーティングで課題の整理を実施するため、入念な準備を必要とする。特に子どもにとっては、FGMJがどのようなイメージで、どのように進められるのかイメージしにくいため、子どもと共に事前の練習を行うことが多い。

まずは、子ども自身に入所の理由や背景、家族関係などを整理する過程を通して、FGMJの必要性について話をしていくことになる。同様に、家族に対してもFGMJの必要性、具体的なテーマについて共有する。また支援者間でも、FGMJの必要性や共有するテーマについてコンセンサスが得られれば、実施に向けて準備が進められる。

具体的には、目標の設定、扱うテーマを絞り込むことを踏まえて、当日の一連の具体的な進めを共有する。

「今回のミーティングでどんなことが話し合えればいい？」など、子ども自身に必ず行う質問についても回答できるように練習しておく。また、家族の特徴を踏まえて、「○○のテーマには必ず××で、返ってくると思うから、どうやって答えようか」など、想定されるやりとりを事前に再現しておく。その際、「〜」て言う意味で聴いてくれると思うよ」など、親側の認識をリフレミネングしておくことも重要である。これによって、子どもがショックをうけることなく、肯定的な意味づけを共有することができる。

このように、家族の関係性が困難であるほど、事前の準備を丁寧に実施しておくことが必要になる。

## 六．多職種と協働して取り組む

FGMJでは各段階において多職種が関わる特徴がある。特に準備段階では、当事者のモチベーションを引き出し、協働していく地盤づくりを行う。その際、寮担当職員は、「〇〇のような時、Aくんはこんな風に考えていることが多いんです（職員）」→「うちでもそうでした！（保護者）」と生活で子ども達がつまずくポイントを、保護者の方と具体的なエピソードを通して共有出来る強みがある。こういったアプローチは、時に子どもの育てにくさを一人で抱え込んでいた保護者にとって、理解してもらえた感覚や信頼感を高め、子育てへのモチベーションを引き出すことにつながる。一方心理職は、子どもの行動化の背景や心理面について整理することや、実施段階においてそれらを代弁する役割を担うこともある。

このように、多職種が協働して関わることで多層的に子どもと保護者を支えていく体制を構築することができ、それによって実際のミーティングにおける介入もより効果的に機能する。

## 七．理論を活用する

FGMJでは、いくつかの理論や技法、ツールを活用して進めていく。重要な理念は当事者の参画と意思決定プロセスへの関与、ストレングス視点である。理論や実践の方法・技法としては、システムズ・アプローチ、課題中心アプローチ、サイNZ・オブ・セーフティ・アプローチ、ソリューション・フォーカスド・アプローチ、修復的司法（被害者－加害者の対話、ファミリー・グループ・カンファレンス）などを参考に用いている。また具体的な支援のツールを作成しており、それぞれのニーズに合わせて取り組むこ

とができる設定にした。

こうした理論やツールを用いる理由は、誰もが一定の支援を提供できるような体制を作るためである。これまでの児童自立支援施設における家族支援は、マニュアルにならず、個々の個性・独自性・寮の考え方を活かした実践が取り組まれてきたが、支援の一定の質を担保するという点では課題があった。一定の理論やツールを活用した実践は、他の施設や支援者の助けにもなるだろう。

## 八．実践の形

FGMJでは、ホワイトボードを囲むように半円形で参加者全員が座り、やりとりを実施する形式が多い。ホワイトボードが面接記録の役割を果たし、記録者と司会者がそれぞれ位置づけられる。参加者はホワイトボードを囲むように用意された椅子に座る。参加者はホワイトボードを見つめるため、対面形式に比べて、緊張感が低く、難しい話題でも司会者や記録者に話をする形式となるため、家族とシビアナテーマを共有しなければならぬ場合にも話しやすい（鈴木 2011）。また、司会者と記録者が明確に位置づけられているため、ファシリテーターとしての役割を遂行しやすいという実践者側のメリットもある。

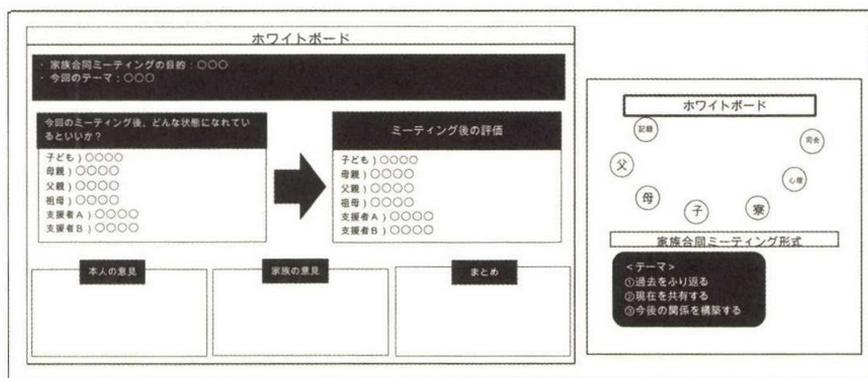


図1. 家族合同ミーティングの形態

## 九. ホワイトボードの活用

FGMJではホワイトボードを活用する（鈴木、2011）。通常の面接では、対象者に記録を見せずに手元の用紙に記載していくことが多いが、当事者の参画と当事者による問題解決を促していくことがこの手法の特徴であるため、参加者の意見は視覚化しながら全員が共有できるように整理を進めることが効果的である。記録者が重要なポイントだと思うことと、参加者が重要だと感じていることが異なっている場合もあるため、ホワイトボードを見ながら「ここは重要なので赤で示してください」などと、意見がでる場合もある。このように、参加者全員から出た意見を視覚化しながら整理していけるメリットがある。

またホワイトボードを介してやりとりする点で、参加者間の緊張緩和の役割を果たすことも多い。対面方式による面接では、目のやり場に困ったり、対立しがちなテーマでは話が硬直したりしがちである。一方でホワイトボードを活用するFGMJでは、テーブルもなく半円形で実施されることから、直接視線を合わせる必要もなく、リラックスした状態で対話もスムーズにやりとりできることが多い。

## 十. フィードバック

FGMJでは一回ごとのフィードバックを重視する。大きな目標の設定とそれを達成するための小さな目標を一回ごとのミーティングで設定するため、必ず達成度や話し合った結果を振り返る。

FGMJの開始時には、全体の目的、大きな目標、今回の目標を確認し、今回のFGMJの終了後、「どのような気持ちになれているとよいか？」という質問を行っているため、終了時には「実際にどうだったか？」という振り返りを行う。これはFGMJに参加した子ども、家族のみではなく、参加した支援者すべてからも意見ももらう。

FGM]終了後には、参加者の意見を記載したホワイトボードを写真に取り、それぞれ持ち帰ってもらうことで、フィードバックを実施している。また話し合った内容をさらに視覚的に図で整理することで、次のカンファレンスのための整理とフィードバックをするツールに活用している。

## 十一・宿題を出す

FGM]の全体計画で設定したテーマや目標を達成するために、参加者に主体的に課題解決に取り組んでもらう必要があるため、宿題に取り組んでもらうこともある。多くの場合、FGM]の最後には、次の目標について設定している。そのため、次のテーマについてワークシートに整理をしてもらうことを宿題とすることが多い。子どもは寮での生活を行っていることから、FGM]に参加する寮支援者、心理職と一緒に宿題に取り組むこともある。これによって、次のFGM]の練習を行うこともできる。

## IV 非行領域における家族合同ミーティングの実施手順

FGM]の開始から終結までの流れについて、ポイントを概観する。

### 【導入】

FGM]の開始に当たり、司会者が以下のように進めていく。

〈本日はお忙しい中、FGM]にお越しいただき、ありがとうございます。このミーティングでは、これまでAとご家族で話せなかったことやすれ違っていたことなどを共有し、現在の成長や今後起こりうること

を準備するためのものです。各回の目標やテーマについて整理ができればと思います。また、FGMを開催する前に、Aやご家族から出してもらったそれぞれの思いや共有したいテーマを整理してきました。回数に限られているため、一回一回を大切な時間にしていければと思います。紹介が遅れましたが、本日の司会を担当する〇〇です。よろしくお願いします。それでは、順番に自己紹介をしていただきしたいと思います。まず、Aから・・・

このように、FGMの全体目標や位置づけを確認しながら、各参加者に自己紹介を促し、話題を展開していく。

### 【目標の設定】

（はて、ではまず、このFGMでどのようなことが達成できるといいでしょうか。全員から話を聴きたいと思います。まず、Aはどうだろう？vなどと、全員にFGMを通して達成したいことを確認する。このとき、記録者はホワイトボードに各参加者の意見のポイントを記載していく。

（はい、ありがとうございます。おおよそ、〇〇の状態になれているとよいということですね。では、次に、〇〇の状態になるために、まず今回どのようなテーマを共有できたらよいでしょうか？vと、本日のテーマを明確化していく。Aはどうだろう？vなどと、必ず子どもや力動的な関係も踏まえて話をふる順番を意図的に変えていくことも必要になる。Aでは、本日のテーマは、△△と言うことでよろしいでしょうか。vなどと、確認したうえで、Aでは、これから一時間くらいミーティングを始めます。一時間後にそれぞれ、どんな気持ちや考えになれていると参加してよかったなと思うでしょうか。まず、A？vなどと、目標設定に対して達成したときの状態をイメージしてもらい、そのことについて語ってもらおう。記録者は、それぞれの発言をホワイトボードに書き込み、ミーティング中はいつでも目にとまるようにしておく。それによって、参加者メンバーの話題が自然と目標の達成に向かうようにする狙いがある。

ここまでで目標設定と一時間後の状態を全体で共有することができた。この過程を丁寧に進めることでFGMJの進行を有意義なものにすることができる。

### 【FGMJG開始】

△それでは、今日の目標の設定と一時間後の状態も共有することができました。これから、具体的な対話を進めていきましょう。まずA、○○のころについて教えてくれる？▽、△それでは、お母さんはどうでしょうか？▽など、家族の思いを引き出し、共有していく時間が始まる。

### 【FGMJG終わり】

△そろそろ終了の時間が迫ってきました。今日は○○について、Aと家族の双方の思いを共有するとう目標で話してきました。そしてはじめに一時間後の状態をうかがいました。どうでしょうか、今話し合った後のご感想をそれぞれ、お話しただけですか？▽などと伝えて、一時間前の目標設定についてどの程度達成できたか振り返る。この場面でも全員から意見を伺い、ホワイトボードに記載していく。

この過程が終わると、△では、本日はこれで閉じたいと思います。次回のテーマは△△になりそうですね。Aには□□、ご家族には☆☆について考えてきてもらいたいと思います。ワークシートを用意していますので、こちらに考えたこと、感じたことなどを書いてきてください。▽などと、次回までの宿題を出して終了する。

### 【FGMJGが終了した後にやること】

FGMJGが終了したら、板書のコピー（写真）を人数分印刷して持ち帰ってもらい、本日のまとめとする。一般的な面会では口頭で振り返るか、支援者だけが見るためのメモを取ることが多く、それを当事者に見

せることは少ない。この手法では、家族が主体的に問題解決に取り組むことをエンパワーするため、最後に、参加者のねぎらいと主体的に参加してくれていることを賞賛する。

### 【次回(FGMJ)の準備】

各回で話し合えたことをよりわかりやすく視覚的に示す資料を作成する。これは次回のFGMJの開始時に参加者全員に、前回のまとめとしてフィードバックするために活用する。板書のみではなく、さらに再整理することで、支援者側の振り返りを可能にし、次回の展開過程をイメージしやすくなる。また参加者にも改めて整理を促すことができる。

## V まとめ

本稿ではFGMJの理論と実際について、目的や様々な特徴、実践的な対話の流れを示した。FGMJは、当事者とその家族の問題解決の力を引き出し、過去・現在・未来を共有し、再犯防止と家族関係の再構築の機会を提供する実践的な取り組みである。特に児童自立支援施設で子ども、保護者、寮職員、関係者が参加するFGMJは、保護者の養育に関する困難さによりせいエンパワメントすることやこれまでとは違った過去のストーリーをつなぎ直し、今後の関係性を再構築する機会を提供している。

このようにFGMJは、施設から家庭への移行を適切に進めるための「なにかよい方法」の一つになるのではないか。

## 注釈

注…本稿における取組みは、寮担当職と心理職、調査課職員、医師らとの協力的な支援を積み重ねてきた経験と先行研究を踏まえて整理したものである。理論や具体的な事例、MGMを進めるためのツール等については、十分に紹介することができなかつた。今後、別紙で紹介したい。

注…なお本稿は、「非行領域における家族合同ミーティングの理論と実際・国立武蔵野学院における家族再統合支援の一形態」(2018) P1-P52としてまとめた冊子を基に、その要点を示したものである。

## 付記

本稿をまとめるにあたり、日頃よりご指導頂いている伊藤富士江先生(上智大学教授)から貴重なご助言をいただきました。ここに深く感謝の意を表します。またこうした取り組みを応援してくださり、日々暖かいご支援やご助言をくださる青木建先生(国立武蔵野学院長)、『FGM』にもご協力いただき日々臨床面でご指導いただきました富田拓先生(北海道家庭学校・児童精神科医)に深く感謝いたします。

## 参考・引用文献

- ・磯貝希久子(2013) ソリューション・フォーカスト・アプローチ, 日本家族研究・家族療法学会編, 家族療法テキストブック, 124-127.
- ・伊藤富士江(1998) 課題中心アプローチの理論と実際, 刑政, 109, 52-61.
- ・伊藤富士江(2004) 少年司法における家族グループ会議ーソーシャルワーク実践からの検討ー社会福祉学, 45(1), 67-67.
- ・伊藤富士江(2005) 犯罪被害者と加害者の対話ソーシャルワーク実践からの検討 社会福祉学, 45(3), 23-32.
- ・伊藤富士江(2015) 修復的司法／正義とその実践, ソーシャルワーク研究4151-57.

- ・伊藤富士江・大原天青(2011)「翻訳メモリー・コノリー著「児童福祉におけるファミリー・グループ・カンファレンス: 修復的司法との一致」上智大学社会福祉研究」(35), 51-65.
- ・Ohara,T. Maturura,N. Tomita,H. Aizawa,M (2017) Psychological and Social Changes in Juvenile Delinquents Admitted to Children, s Self-Reliance Support Facilities(CSRSF):A Comparison between at the Admittance and at the Discharge. The Stockholm Criminology Symposium, 117-120.
- ・遊佐安一郎(1984)家族療法入門ーシステムズ・アプローチの理論と実際ー, 星和書店.
- ・生島 浩(1985) 非行臨床における「家族療法の試み」, 更生保護と犯罪予防76,41-58.
- ・生島 浩(1986) 家族療法の技法と実際, 更生保護と犯罪予防80,41-58.
- ・鈴木浩之(2011) 児童相談所におけるファミリー・グループ・カンファレンスの実際, 林 浩康・鈴木浩之編者, ファミリー・グループ・カンファレンス入門, 明石書店.

## 私的な研究会

### 「小さな会」の活動について

三代目代表 熊本敬一

#### I 「小さな会」について

##### 一 発足

平成五年九月に、廣渡修さん（佐賀県立虹の松原学園）・大川清治さん（大阪市立阿武山学園）両名の呼びかけにより、同年十月二十三日～二十四日に第一回目の会合が、大阪府高槻市で発足した。

のちに、「小さな会」と呼ばれることになるが、本会は『教護院の諸問題について自由に話し合う場』を目的にしている。

##### 第一回の案内文より

『教護院は多難な状況にあります。例えば、在院児童の減少・在院児童の教育権の侵害の疑い・児童の処遇の未確立・職員体制や研修の不備・人権意識の不足・国民への実践報告の怠慢・さらに国民のニーズに对应しているか、などです。これらを打開するためには、今や私たち教護職員が行動する以外に道はないと信じます。』

そのため、先のとおり一晩自由に語り合いました。私の思いにご賛同の方はぜひご出席ください。なお、この会は、今後継続したいと考えております。

『平成五年九月十七日 虹の松原学園 廣渡修』

廣渡さんの提案により、本会に三つの約束事を設定した。

(一) 呼称に「先生」とつけない。何人も〇〇さんで統一する。

(二) 本会での発言は、職場・立場を離れた真に「教護院を愛するがゆえ」のものであり、何者にも制約を受けない意見である。

(三) 参加者など話題提供者（講師含む）も謝礼なし、自前参加である。

## 二 参加者

(一) 第一回会合の参加者は、廣渡修さん（虹の松原）、大川清治さん・野呂昶さん・下川隆士さん（阿武山）、摂津襄さん・打田信彦さん（淡海）、熊本敬一（淇陽）、三好正治さん（精華）、武内悌一さん（徳島）、本多俊次さん（開成）、西嶋嘉彦さん（修徳）、の十一人であった。

(二) 第二回以降は、服部朗さん（愛知学院大）、野田正人さん（花園↓立命館大）、二井仁美さん（大阪教育大）、平戸ルリ子さん（東京家政大）等、学識経験者の順次加入により、これまでの狭い世界にとどまりがちな「教護院の実践」について広く「社会全般」を視野にいれた福祉理論や「やったものではないとわからない」と言った独りよがりうぬぼれ教護について警鐘を受けることになり、本会の社会的立場づけが確立されるにいたる。

(三) 第四回からは、大阪を飛び出して、会場を全国区に求めた結果、開催地ごとに関係機関や大学の参加が加わり、本会は全国区となった。しかし、提唱者廣渡さんの強い意志により本会を設立当初の趣旨を見失わないようにと、『小さな会』と命名し、意を新たに活動していくことになる。

このようにして始まった「小さな会」は平成五年に始まって二十五年、四十回の長きにわたり続いてきた。今回四十回を迎えその経過を多くの教護人（児童自立支援施設職員）や児童相談所・他施設・行政機関・専門学校を含む大学等書ききれないほどの多くの方々の参加をいただいた。この小さな会がこんなに大きく、多くの人に期待され続けたことは、今後も若い人にその情熱が伝われば幸いである。

とりあえず、廣渡さんが非行問題二〇八号（二〇〇二年）執筆の「小さな会」の活動報告の、そのパートⅡとして、十八回から説明をしたい。

#### \*十八回 in 大阪

テーマは「施設等（児童自立支援施設）における児童の権利擁護について」と題して才村眞理さん（帝塚山大学）から（児童自立支援施設における第三者委員の活動（オンブズパーソン制度）について。仁井仁美さん（大阪教育大学）の「福祉実践に関する資料の保存（現状と課題）」児童自立支援施設百年の歴史的資産ともいえる資料の保存・活用あり方について、そして薬師寺順子さん（東大阪子ども家庭センター）から（処遇指針と援助計画」と題して児童相談所からの指針と施設での支援計画について話題提供がなされた。

#### \*十九回 in 高知

高知で武市浩さんのお世話で代表廣渡さんの挨拶に始まり西嶋さん（道場）の（体罰事案から学ぶ、

高知県立希望ヶ丘学園で施設見学と交流会。次の日は天野順造さん（希望ヶ丘学園分校教頭）から〈文部科学省指定「研究開発学校」と学校教育導入の功罪〉について、瀬戸則夫さん（弁護士）〈施設で暮らす子ども達の人権〉、熊本（道場）〈児童自立支援施設の行く末〉と濃密な話題提供に終始した。

高知中央児童相談所の高橋所長はじめ他五人もの参加をいただき施設と児童相談所の連携の良さと武知さん・矢吹了一さん・岩城慎人さんのお三方の協力に感謝したい。

#### \*二十回 in 米子

米子で三月カニのシーズンに代表大川さんの挨拶に始まり武内和さん（鳥取大学医学部生：香川斯道学園武内さんのご息女）〈教護院・夫婦制で育つて〉と題して施設で育つ職員の子弟の貴重な話、山澤由美子さん（NPO法人自立援助ホーム・ピアホーム理事長）の〈自立援助ホームの設立にあたって〉と題して最近増えつつある教護院職員による児童自立援助ホーム設立経過について、平戸ルリ子さん（東京家政大学）〈中国地区専門委員会に係わって〉、熊本（道場）〈児童自立支援施設新しいあり方を巡って〉の中で児童自立支援施設新しいあり方として究極の性向改善目標に個別支援計画に愛着障害の修復を取り上げる等の話題提供がなされた。その夜は当然米子のカニづくしの交流会。

次の日は中国・四国地区の職員含め今回参加の五十人が〈十代少年支援施設の将来像〉と題して意見交換がなされた。

#### \*二十回記念大会 in 高槻 二〇〇三（平成十五）年六月十五日・十六日

米子大会を三月に済ませ二十回記念大会を高槻で開く。

橋本高敏さん（大阪児童福祉事業協会理事）による〈十代少年支援施設の方向〉・伊藤寿彦さん（kk アイアイサービス）から〈福祉施設の課題と展望〉と題して・廣渡さん（道場）の〈児童自立支援施設の

あり方」として話題提供がなされ弁護士が瀬戸さんはじめ五人も参加され、議論に加わっていた。

\*二十一回 in 仙台

この回は初めての仙台の地でおこなう。はじめに花島政三郎さん（元北海道家庭学校・現宮城教育大学）から「いま、児童自立支援施設でできること」と題して、小田東雄さん（元秋山実務学校）が「専門職域の口承とマニュアル」と題した専門職としての夫婦制を考えその閉鎖性を打ち砕く策を語っていた。次の日は熊本司会で野田さん（立命館大学）・才村さん（帝塚山大学）のお二方に「社会的養護のあり方について」や、大川さん（道場）の「[田]小舎夫婦制」について語らい、さわらび学園見学会を閉めた。

\*二十二回 in 大阪（学習会）

テーマは「児童による重大事件を考える」で横川和夫さん（ジャーナリスト）・清水泰雄さん（道場）・藤井美江さん（弁護士）・野田さん（立命館大学）・西嶋さん（道場）・石田雅弘さん（道場）、皆さんからの話題提供と質疑。

二日目は、「長崎児童重大事件ケースより」と題した矢作由美子さん（財団法人法律扶助協会）・阿部恵一郎さん（精神科医）から話題提供を頂き、フリートーキングが長く続いた。

\*二十三回 in 埼玉

この回は埼玉学園の国分光雄さんに大変お世話になった。

「施設退所児童のアフターケアを考える」と題して自立援助ホームの活動について大島康宣さん（ベアーズホーム）・藤川澄代さん（大阪アフターケア事業部協会）、そして、廣渡さん（道場）から「児童自立支

援施設の将来像を読んで」と題して提言をうけた。

二日目は〈子ども達に届く自立支援を考える〉：虐待を受けた子どもものダメージアセスメントを（他機関連携による自立までの継続的な支援）と題して田中康雄さん（北海道大学大学院教育研究科・精神科医）が連携の大切さを語られる。東京都職員はじめ多くの関係機関・施設職員・大学関係者の参加であった。

#### \*二十四回 in 大阪

教護道場が主催で代表の廣渡さんの挨拶に始まり各自自己紹介。

テーマは〈定員不充足問題〉：入所（利用）が低迷を続ける児童自立支援施設の義務設置考：と題して西嶋さん、熊本の報告、そして石田さん、叶原土筆さん・清水さん・平戸さん・廣渡さん達からの話題提供と意見交換。

次の日は〈児童自立支援施設専門職の人権感覚：入所児童の施設不調（暴言・暴力等）をどのように受け止めるか：と題して司会の下川さん（弘済のぞみ園）、話題提供は村山祐介さん（大阪市児童院副院長）・清水さん（道場）・安食義臣さん（阿武山学園）の各話題提供者により議論。

次の日は阿武山学園見学の後施設の教室で司会、熊本で〈少年法改正と支援施設〉をテーマに岩佐嘉彦さん（いぶき法律事務所弁護士）・才村さん（帝塚山大学）ご両名の話題提供で語り合いが続いた。

#### \*二十五回 in 奈良

この回は私にとっても有意義な会であった。テーマは〈少年法改正と十代少年自立支援について〉その当時厚生労働省が『公設民営』問題を熊本司会のもと、瀬戸さん・岩佐さん（いぶき法律事務所弁護士）服部さん（愛知学院大学）による話題提供や、山本保さん（元厚生省専門官・現参議院議員）からも厚生労働省の方向性などの話題に、切実感が会全体に張り詰めたのを思い出す。

二日目も〈自立支援のあり方に関する研究会〉と題して司会、下川さんのもと情報提供を瀬戸さん（いぶき法律事務所弁護士）・服部さん達から詳細が報告されたほか、特に当時、児童自立支援施設の改革にこの会への期待が瀬戸さん・岩佐さん・服部さん・山本さんの皆さんから語られた。

\*二十六回 in 高槻

〈少年への自立支援の今日的態様：対人援助者からの発信：〉のテーマで西嶋敦子さん（元修徳学院寮母）から居場所探しの子ども達（非行・不登校児童等の児童自立支援施設とフリースクール）の話。大島さん（元愛知学園）から児童自立支援施設事情（その存在意義と社会的ニーズと題しての話題提供）。

次の日は津崎哲郎さん（元大阪市立中央児童相談所所長・現花園大学）から〈児童自立支援施設のあり方に関する研究会からの現状報告〉として報告と議論がなされた。

\*二十七回 in 大阪

代表、熊本の挨拶、各人自己紹介に続き摂津さん（元淡海学園）の〈児童自立支援施設への提言（児童自立支援施設が利用しやすい施設であるために）〉・熊本（道場）〈児童福祉法改正に向けて（児童家庭福祉法を見据えて）〉と題して法改正の趣旨・要保護児童対策地域協議会と地域連携の必要性・入所児童の愛着障害の修復を支援の基本において自立支援計画の具体的記入例等の話題提供があった。

\*二十八回 in 徳島

この回は色々な方々からの提言をいただいた。

(一) 下川さん（阿武山学園）〈夫婦制における支援の基本〉

(二) 丸山さん（兵庫県職員）〈今時の子ども達〉

(三) 難波慶弘さん (岡山成徳学校) (全国児童自立支援施設協議会委託研究をまとめて)

(四) 撰津さん (元淡海学園) (児童自立支援施設定年退職後の社会参加)

(五) 大川さん (道場) (土山学園初代園長講話集から) と題して、夫婦制といえは北海道家庭学校のイメージの中、土山学園の光り輝く功績の発掘を少し披露していただいた。

この回では、酒好きで有名な武内さん (徳島学院夫婦制寮長) から趣味の『酒づくり』について米・水・こうじ・うまい酒と講釈いただいたことも良い思い出となった。また、開催担当としてもお世話になった。

#### \*二十九回 in 大阪

初めての大阪北の中央公会堂での小さな会。テーマは〈施設機能を支える環境〉と題して

(一) 食・野村公子さん (道場) の施設入所児童の食生活、食育のあり方

(二) 住・大川さん (道場) の集団とプライバシーの居住空間についてと土山学園の同寝・同浴・同食という夫婦制原点の話

(三) 記・清水さん (道場) の施設での記録保存の大切さ、記録の方法について等々おもしろくも大切な視点からの話。

次の日、石田さん (道場) から〈教員・施設職員の原石を磨く〉として、施設職員養成校と施設のあり方など人材育成の必要性を語られた。次に、鳴海賢三さん (道場) に〈子〇施設のお仕事〉としての提言をいただき、終わりに三十回記念大会の計画について話し合われた。

#### \*三十回 in 高槻記念大会 二〇〇九 (平成二十一) 年十一月十四日・十五日

第一回平成五年から今回平成二十一年の十五年を経て今日に至った。これもみな児童福祉に熱く、関心を持つ心ある皆様のおかげと感謝を持って望む回である。記念大会はゲストスピーカーとして山本保さん

(元厚生省専門官・現参議院議員) から (地方分権改革推進委員会第三勧告：児童自立支援施設の公設民営化論) と題して講演。また、安食さん(阿武山学園)・下川さん(弘済のぞみ園) (現代児童・注意・指示・指導が入りにくい) 中での自立支援考) と題した提言。

夜は大川さんのリードのもと記念祝賀会を第一回開催の旅館亀屋で思い出話に花が咲く。二日目は清水さん(道場) (社会的養護の中の児童福祉施設の立ち位置) の話。辻壽昭さん(弘済のぞみ園)・東野真人さん(四恩学園) (主張「だから児童福祉施設はおもしろい」) と若者からの貴重な意見が出された。

#### \*三十一回 in 愛知

はじめに、大島さん(愛知学園退職後講師として再任用) が (愛知学園最後の「教護」として今伝えたいこと)。山本久美子さん(愛知学園↓児童相談所へ転勤) から (児童相談センター職員として見た愛知学園) と題して児童相談所と施設の課題と非行児童の取り扱いについて。愛知学園若手職員の金山好恵さん・小澤功さん・水野聡子さんから (これからの愛知学園) と題して新米職員の貴重な話を聞くことができた。

次の日は八田次郎さん(元少年院院長) から (施設内虐待について考える) と題して今後増えて行くであろう施設職員における不当な支援(虐待) について話題提供がなされた。今回は元保護観察所の加藤暢夫さん・八田さん・平田佐織さん(弁護士)・丸山雅夫さん(南山大学大学院) 等法務関係の方々参加をいただいた。この回を企画・運営いただいた大島さんに感謝したい。

#### \*三十二回 in 琵琶湖

この回は淡海学園の土橋輝彦さんや打田信彦・絹子夫妻に大変お世話になった。はじめに松嶋秀明さん(滋賀県立大学) 人間の発達特に心理的な障害からの回復過程に興味があり、これまで軽視されていた社会・

文化・歴史的文脈の与える影響を重視し発達上の心理的問題の一つである非行少年の更生、そのための施設や鑑別所といった制度的場面における少年や指導員の語り、相互作用に注目した分析を行っているという方からの講演をいただいた。

打田絹子さん（鹿深の家）はじめパワーある女子職員からの話題提供をいただいた。

\*三十三回 in 浜松

小川恭子さん（鎌倉女子大学）の〈社会的養護の現状と課題：研究者の立場から特に児童自立支援施設・児童養護施設は：〉そして仁井さん（北海道教育大学旭川校）から〈今一度源流を探り確かなものを確認する「留岡幸助と北海道家庭学校」出版にまつわる後日談〉として近代日本感化教育史序説（不二出版）三五〇ページに及ぶ力作について、丁寧な資料発掘・分析そして教育という視点から確固たる信念に満ちた論評がなされた。

次の日は三方原学園の飯田喜神さん・西嶋さん（道場）から〈児童自立支援施設のあり方〉が論ぜられた。

\*三十四回 in 大阪

北野さん（大阪府教育委員会指導主事）から〈施設で暮らす子どもの心を癒やし生きる意欲を育む生活指導〉との話題提供・吉川正美さん（淡海学園寮母）に出席頂き〈児童自立支援施設運営指針手引き書に込める寮母の思い〉と題して・同じワーキンググループ委員の野田さん（立命館大学）に〈第三者評価・手引き書作成に流れ〉と題して話題提供頂き膨大な資料の提供と児童自立支援施設の役割として、

(一) 他の施設では対応が難しいケースの受け皿

(二) 職員の家庭生活からの一貫性・継続性ある支援

(三) 枠のある生活

(四) 都道府県設置義務の意味等の話や第三者評価のあり方、専門的機関充実などが話題となった。

\*三十五回 in 松本

信州松本で印出井達夫さん（元萩山実務学校）の協力で開かれたこの回は前回に続き（運営指針）と題して野田さん（立命館大学）から（福岡での体罰「穴掘り」問題）を議論。第三者評価調査者である印出井さんから（第三者評価調査やその流れとして運営指針照らし合わせて）と題した話題提供を受けた。また、第三者評価調査事業が始まったばかりで新鮮な話題であった。

次の日は西嶋さん（道場）が企画した児童自立支援施設における女子力の発揮で滋賀大学看護学部の古川洋子さん（助産師）をシンポジストに招き（育て直し・育ち直しにおける専門職の役割）同じく滋賀大学学生による、児童自立支援施設岡山成徳学校・児童養護施設南野育成園の見学感想、千葉県在住の古成麻子さんからの里親考や、寮母の世話するおばさんの話や打田さん（鹿深の家）の（養護施設長として）の話などがあった。

\*三十六回 in 大阪

（少年の行動を変容する仕組み…少年鑑別所）と題して豊住伸夫さん（法務関係職員）の話。

松本桂子さん（京都府立淇陽学校寮母）から（子どもと暮らしを共に…小舎夫婦制の場合）と題して楽しくも切ない夫婦制の色々な体験談が話題提供された。これが後に『ボズ2』に記載された「大人と児童の暮らしGirlsパワー」となった。

二日目は（保護者・子どもとの付き合い方）と題して石田さん（道場）・清水さん（道場）・鳴海さん（道

場)達から施設職員経験者独自の支援実践理論の展開に、参加者からもそれぞれ「私の工夫」として色々な困難ケース扱いや、乗り越えてきた経験談が語られる会であった。

\*三十七回 in 東京

平戸ルリ子さん(東京家政大学)のお世話で同校板橋校舎の教室をお借りしての会、阿部さん・相澤仁さん(国立武蔵野学院)・平戸さん・山本さん・印出井さん・大川さん達の論客揃いの中の会。

若い大学博士課程で研究されている藤間公太さん(慶応義塾大学大学院)から(現在日本における子どもとのケアと『家庭』の理論について社会学検討:ある児童自立支援施設にみる『集団性』の機能の検討をととして(仮))と題して、若き理論家が正面から児童自立支援施設に対して提言を述べていただいた。古き教護時代の私たちに大いなる刺激であった。

次の日は第三者評価調査票の作成にあたっていた当時の国立武蔵野学院の相澤さんによる(第三者評価調査項目)を巡って、山本さんから国の動向など大きな話題に活発な議論がなされた。平戸さんのお骨折りに感謝したい。

\*三十八回 in 高槻

阿武山学園のお世話で、今回は若い方の発言をと(施設現場の支援の実際:エピソード紹介と題してここ数年の変化と新たな提言)小規模児童養護施設、四恩学園の東野さん・乳児院、聖母託児院の島谷伸幸さん・母子生活支援施設、佐保山荘の西谷裕梨さんから短い時間であったが楽しくほろ苦いエピソードが紹介された。前段に前阿武山学園長・現田島童園長の下川さんから(家庭的養護を担う施設の現状と課題)と題して講演が行われた。

次の日は施設見学として情緒障害児短期治療施設、希望の杜・児童養護施設分園型ユニットケア型、奈

佐原寮・そしてオプシオンとして母子生活支援施設、東さくら園など、多くの見学施設が用意され若者二十九人（大学院生含む）と若者の集う会であった。

\*三十九回 in 岡山

テーマは、家庭的養護促進計画を担う人に焦点をあて家族ぐるみで社会的養護を必要とする子どもたちの支援に携わる人々の話。岡山成徳学校内で開かれた。学園の見学に始まりゲストハウスにて岡山市里親会会長の河田一郎さん・成徳学校元職員で養育里親の新田満穂さんそして成徳の若手寮長、田邊直巳さんの各人から〈家族ぐるみの子どもの支援を行って〉をテーマに話題提供をいただき、その後自己紹介と情報交換がなされた。

二日目は有名な石井十次の岡山孤児院（現新天地育児院）の見学会。古き歴史の園舎の一室に座すと肌で感動が伝わり、この企画をしていたいただいた成徳の職員・特に中心としてお世話になった難波さん、新天地育児院の説明をいただいた龍尾和幸副院長に感謝したい。

\*四十回 in 大阪（記念大会）二〇一七（平成二十九）年六月十七日

大阪市立社会福祉センターにて四十回記念講演として仁井さん（北海道教育大学旭川校）による〈施設養護一世紀：その変遷と不要なるもの〉と題して、感化院およびその法案審議・少年法制定と国立武蔵野学院・代用感化院・土山学園における宗教教育・教護法制定への流れ等々詳細な資料に基づき全国の感化院の始まりや、歴史的な鎌倉時代・戦国時代の今川・信玄家法などの紹介。

そして感化院という言葉の誕生話等々すばらしい講演に期待して参加された元施設職員十人ほどの方々を古きよき時代に導き感動を新たに、満足された様子で、企画者としても感動の講演であった。その夜は仁井さんを囲んで記念祝賀会が盛大に執り行われた。

## 「小さな会」の変遷

回	開催日	開催	主 な テ ー マ	発表	参加	世話
1	11.10.23 / 10.24	高槻市	本会の設置主旨説明 Free 討論	広渡	12	大川
2	11.6.2.26 / 2.27	大阪市	教護院のリストラ  処遇プログラム 公教育導入	広渡 熊本 西嶋	18	西嶋
3	11.6.10.22 / 10.23	大阪市	教護院の現状認識 教護院の課題解決への方向性	奥田・三好 西嶋・相澤 熊本	17	熊本
4	11.7.2.18 / 2.19	山口	薬物乱用アンケート結果から 情報施設での治療教育の現状 //での学習指導と教護院の比 小舎夫婦制の再生について ボーイズダウンについて 実践（ワークキャンプ・牧場実習）	阿部 高田 坪井 林 服部 桂	22	坪井
5	11.7.10.28 / 10.29	守山市	最近の動向（厚生省） 志賀の都と淡海文化 教護院の現状と課題 最近の動向（教護院の周辺） 教護院の取り組み	阿部 野呂 西嶋 野田 撰津	26	打田
6	11.8.2.10 / 2.11	宝塚市	歴史が教えるもの（感化院） 児童相談所の熟きまなざし 教護職員の息づかい 子どもが見つめた教護院 定員開差：斜見論	二井 堀木 小林 佐久間 西嶋	31	西嶋
7	11.8.10.26 / 10.27	京都市	教護院の現状と将来構想に関する調査研究 教護院における薬物乱用の実態調査 処遇プログラム（案）の標準化	平戸・湯沢 阿部 熊本	23	三好
8	11.9.3.1 / 3.2	福岡市	児童福祉法の改正について・最低基準の見直し 養護施設での指導監査の公開請求について	服部・熊本 広渡	18	広渡
9	11.9.10.18 / 10.19	神戸市	施設生活における子どもの生きがい再発見 少年Aを教護院で処遇できるか 「表現」について考える	原田 阿部 伊藤	31	原田
10	1110.2.28 / 3.1	大阪市	記念講演 「児童福祉援助の組織論と方法・技術論」	竹中	30	西嶋

11	H10. 10. 24 / 10. 25	鳴門市	教護院残像 教護院 40 年を語る 教護院を思う 児童自立支援施設へのエール 児童自立支援施設職員実態調査報告 児童自立支援施設の入所対象 児童自立支援施設のあり方	摂津 佐々木 天満 瀬戸 人友 印山井 熊本	3 9	武内
12	H11. 3. 6 / 3. 7	宮津市	試案「教護単親」 「児童福祉法改正」の流れ	熊本 野田	7	熊本
13	H11. 10. 16 / 10. 17	函館市	ライブストーリーの中の「施設」 今、考えていること 児童自立支援施設に期待するもの ケアー基準 社会教育研究所長 向陽学院の高齢児処遇	佐久間 藤田 家村（児長） 千集 吉田	3 5	高橋
14	H12. 1. 22 / 1. 23	大阪市	非行息子を持った母の闘い 学校教育の実施について	母親Λ 諸氏	3 8	西嶋
15	H12. 9. 30 / 10. 1	岡山市	児童自立支援施設は元気を出して 全国児童自立支援施設の状況 子ども家庭学会部会報告 人との出会い 「児童自立支援施設の歴史」を中心	叶原 西嶋 平戸 湯浅、生徒 藤原	3 8	成徳 学校
16	H13. 3. 10 / 3. 11	福岡市	児童自立支援施設への期待 家成調査官からみた児童自立支援施設 平戸さんの問題提起	橋山 渡辺 麻生・武内 新田	3 4	広渡
17	H13. 10. 27 / 10. 28	府中市	非行防止：法の規制か親の愛か 非行をする理由 少年非行の防波堤	遠藤 西嶋 阿部	2 3	平戸 森 他
18	H14. 3. 2 / 3. 3	大阪市	権利擁護 児童自立支援施設図書の開架 児童援助計画・支援計画	才村 二井 兼師寺	2 8	大川 熊本
19	H14. 11. 16 / 11. 17	高知	S児童自立支援施設の体罰類未 希望が丘学園/学校教育実施経過 近畿弁護士連大会「児童自立支援施設改革10年」	西嶋 分校教頭 瀬戸 熊本	4 5	武市 矢吹 他
20	H15. 3. 1 / 3. 2	米子市	児童自立支援施設の変遷 児童自立支援施設改革10年計画	山澤・武内 熊本・平戸	5 0	山澤 石出
記念	H15. 6. 15	大阪市	記念講演「施設福祉の課題と展望」	伊藤	3 8	西嶋

21	H15. 10. / 2. 8	仙台市	いま、児童自立支援施設でできること 専門職員の口承とマニュアル 社会的養護のあり方	花島 野田 小川 才村 熊本	2 1	斉藤
22	H16. 2. 7 / 2. 8	大阪市	少年重大事件を考える	清水・横川 藤井・野田 西嶋	9 7	西嶋
23	H16. 11. 27 / 11. 28	上尾市	自立援助ホーム 被虐待児童への援助	大島・藤川 田中康雄	5 7	国分
24	H17. 3. 5 / 3. 6	大阪市	児童自立支援施設考 利用率の低さとニーズ対応機能 施設不調児童への対応	熊本・西嶋 岩佐・才村	4 3	大川
25	H17. 10. 22 / 10. 23	奈良市	「児童自立支援施設のあり方」	瀬戸・服部 他	3 1	西嶋
26	H18. 3. 11 / 3. 12	高槻市	厚労省「児童自立支援施設のあり方」報告書編纂まで	津崎 西浪	1 8	道場
27	H19. 12. 1 / 12. 2	大阪市	施設疲労・職員過労のレスパイト ～社会のニーズに応えうる機関	金子（龍谷大） 西嶋	2 6	道場
28	H20. 6. 7 / 6. 8	徳島市	昔・教護院、今・児童自立支援施設	根津 難波 丸山 兵庫 下川 大川	2 2	武内
29	H21. 1. 24 / 1. 25	大阪市	食の工人は自立支援に通じる 生きている居場所に癒される 記録が授けてくれる英知 教員・福祉職員養成校の原石を磨く TITF：施設のお仕事	鳴海 大川 石田 野村 清水 他	2 6	道場
30	H21. 11. 14 / 11. 15	高槻市	記念講演 「児童自立支援施設への思い」 指導の人らない子への処方箋 児童福祉施設はおもしろい 施設見学	山本（社会的養護） 討論 若手職員	3 2	事務局

平成 8 年 4 月 2 0 日 大磯「教護院のあり方を考える有志の会」

阿部 熊本 9 9 岡本  
相澤 西嶋 山本

平成 1 5 年 1 0 月 小倉大婦制シンポジウム

平成 1 8 年 1 1 月 1 8 - 1 9 大阪 児童福祉法改正に向けて（家庭福祉を見据えて）

1 2 熊本

回	開催日	開催	主 な テ ー マ	発 表	参加数	世話
31	H22. 6. 26 / / 6. 27	名古屋市	愛知学園最後の教護 児童相談センター職員としてみた愛知学園 愛知学園のこれから	大島 荒川 水野他	20	愛知 学園
32	H23. 2. 5 / / 2. 6	大津市	児童自立支援施設における女性力 非行少年を関係性の中から考える	打田 明田、野田 松嶋 他	25	打田
33	H23. 11. 19 / / 11. 20	浜松市	社会的養護 北海道家庭学校 三方原（夫婦制⇒交替制） 全児協情報 デンマーク牧場	小川（鎌倉 仁井 飯田 西嶋	26	松田
34	H24. 10. 20 / / 10. 21	大阪市	施設から通学する児童の「生きる意欲」を醸し出す教育力 援助指針、手引き書に込める寮母の心情	北野（修）  吉川（淡）	15	西嶋
35	H25. 6. 1 / / 6. 2	松本市	社会的養護施設 第三者評価	印出井 古川 打田 明田 池田（ ）	18	印出井
36	H25. 12. 7 / / 12. 8	大阪市	「少年の行動を変容するしくみ：少年鑑別所の場合」 「子どもと暮らしを共に：小舎夫婦制施設の場合」 「対人援助の引き出し」	豊住 松本 清水 石田 鳴海	22	教護 道場
37	H26. 7. 10 / / 7. 20	東京	施設養護に求められる大人と子どもの共生を考える 現在日本における子どものケアと「家庭」の 論理についての社会学検討	熊本 相澤 藤間（慶応大 学院）	12	平戸
38	H28. 6. 11 / / 6. 12	高槻市	社会的養護施設の現場からの発信 社会的養護施設の見学 （阿武山学園 希望の社 奈佐原寮 東さくら園）	下川 島谷 東本 西谷	52	教護 道場
39	H29. 1. 28 / / 1. 29	岡山市	社会的養護を必要とする子どもたちの夫婦支援者 見学	新田 田辺 河田（里親）	28	難波
40	H29. 6. 17	大阪市	第40回記念講演「施設養護の1世紀」 ～その変遷と不変なるもの～	二井	30	教護 道場
41	H30. 6. 9 / / 6. 10	大阪市	第三者評価事業から見えてくる社会的養護施設の現状と課題	大社協 第三者評価室 堤祐	22	道場

（代表：教護道場・西嶋）

## II 終わりに

小さな会は平成五年九月に廣渡さんの呼びかけに集い四十回を重ねました。  
約束：

- (一) いかなる大先生でもこの会では全て〇〇さんと呼び、
  - (二) いかなる発言にも制約を受けない、
  - (三) 自己負担（手弁当）で参加、講演や話題提供者も謝礼なし。
- という本当に小さな会が二十五年間も続いた。

ここに至るまでには多くの大学・行政・司法等や児童福祉施設関係者の方々に参加頂き話題提供・提言をいただいた方々にまず感謝とお礼をこの紙面を借りて申し上げます。

私たち小さな会は、子どもの権利主体を中心に子どもに寄り添った支援。それは、子どもの生育歴における愛着障害の確認と、その修復のために支援計画があり施設職員の父性・母性の役割と小舎制施設そこでの生活空間で規則正しい生活の連続性（生活文化）つまり生活を共にする文化これこそ究極の児童自立支援施としての存在役割を求めたい。

そのための理論と実践の検証の場として広く深い議論の場として存在し続けたい。

これからの児童自立支援施設やその他、多くの児童や家庭福祉に関わる方々の中で、「何も知らない・まだまだ未熟」と思われている若者達がどこかで、『小さな会』の開催を知られた時は、まず参加し、新しい感覚で施設を語ってください。お待ちしております。

くまもと  
鳩摩元 敬一

## 第四十三回 資生堂児童福祉海外研修報告

ルーマニア・ドイツを訪れて

沖縄県中央児童相談所 主事

森田修平

はじめに

「海外の児童福祉を知りたい。そしてこの日本、自分が住む沖縄の児童福祉を変えたい」それが今回の研修に応募したきっかけである。当時の指導班長から声をかけて頂いたのは五月であっただろうか。わたしは以前から本研修の存在を知っていたが、「沖縄から選ばれるはずがないし、職場を二週間も空けるなんて無理だ」自分自身でそんな思いを持ち続け、今まで応募しなかつたのだと思う。しかしこの時は心の底から「行きたい。応募したい」という気持ちで何故か込み上げてきて、当時の所属長に行きたい気持ちを話しすることにした。ドキドキしながら研修の内容や目的を話し、自分自身もチャレンジ、スキルアップしたい思いを伝えてみると、所属長はおもむろに数十年前の話しを切り出し、所属長自身も海外に行ってみて色々な経験をし、プラスになったことを話しされ、その後「チャレンジしてみたらどうか」と私の背中を押してくれた。それを受け、わたしは応募用紙に自分の想いを載せた。児童自立支援施設からの研修参加に至るまでにはいくつものハードルがある。まずは各ブロック（全国八つ）で選考される必要があり、また選考されても、その後全国児童自立支援施設協議会内で選考される必要がある。最後に本研

修主催の資生堂社会福祉財団での選考を経て、研修参加の切符を頂くことが出来たのである。

## 一 研修概要

今回訪問させて頂いたルーマニアは公益財団法人資生堂社会福祉事業財団が長年に亘り実施する本研修で初めて訪れる国である。なゼルーマニアに訪問することになったのか。ルーマニア視察での研修には「愛着（アタツチメント）」について、チャウシエスク政権時代に劣悪な環境下で育ってきた子ども達の現在（回復も含め）、そしてその歴史的過去をどのように現在の児童福祉発展のために変化を遂げてきたのかを知り、また我が国日本でも「愛着（アタツチメント）」をどのように捉え、今何が必要かを考える研修になった。また、ドイツ（ベルリン）でも教育、福祉、文化、歴史、移民・難民、そのような背景がある中で児童福祉がどのように考えられており、子ども達の安心と安全をどう提供していく必要があるのかを考えさせられた。

本研修は、公益財団法人資生堂社会福祉事業財団が、今後の児童福祉を担う人材育成を目的に実施されている。今回は久保田まり団長（東洋英和女学院大学 人間科学部教授）の下、川松亮特別講師（子ども虹情報研修センター部長）、全国各地で児童福祉に携わっている十二名の中堅職員、事務局から二名、合計十六名で八月に実施される二日間の事前研修を経て、二〇一七年九月十九日から十月一日までの十三日間、ルーマニア（ブカレスト）、ドイツ（ベルリン）を訪問した。後半でも考察を述べたいと思うが、海外の児童福祉に見て触れることで自分自身の価値観や考え方に変化が生じ、これから児童福祉の発展のために、やりたいことなどがたくさん出てきたように感じている。ぜひ海外の児童福祉に興味や関心がある方々は積極的に応募することを勧めたい。また本研修は今後、段階的に応募年齢の引き下げも実施される（公益財団法人 資生堂社会福祉事業財団 ホームページ参照）。次項からは、今回訪問した研修視察

先を紹介していききたいと思う。

## 二 ルーマニア・ブカレストについて

ヨーロッパ南東部にあり、セルビア、ハンガリー、ウクライナ、モルドバ、ブルガリア、と国境を接し、東は黒海に面する。国のほぼ中央をカルパティア山脈が通り、山脈に囲まれた北西部の平原トランシルヴァニア、ブルガリアに接するワラキア、モルドバに接するモルダヴィア、黒海に面するドブロジャの四つの地方に分かれる。ブカレスト（ブクレシュティ）市と四十一県が行政区である。第二次世界大戦後、共産党政権が権力を握ることとなり、一九五〇年代前半には大学レベルでのソーシャルワーカー養成教育を行わず、学校が閉鎖されていた。チャウシエスクがルーマニア共和党書記長に就任した翌年一九六六年には、人口政策の為、妊娠中絶・避妊を禁止し、五人以上の出産を奨励した。子どもが四人以下の家庭には、「少子税（独身税）」を課されており、また「メンストゥアル・ポリス（月経警察）」と呼ばれる医師が、女性が働く職場に出向き、婦人科検診を行い、きちんと子どもを産んでいるかチェックを行っていた。このような人口政策の中、貧困な中での多産の奨励は、当然のこととして子ども遺棄の増大へと繋がっていった。

唯一の解決策が、共産党の管理下での入所型の集団的な施設養護であった。つまり、多くの子どもたちは、戦災孤児のような親との死別ではなく、政治的・社会的・経済的な要因により捨てられた「社会的孤児」であった。そして、一九八九年、ルーマニア革命により、チャウシエスク政権は崩壊となった。その後、一九九〇年「子どもの権利条約」を批准。次いで、今まで禁止されていたソーシャルワークに関する教育も再開。一九九八年には、里親制度も設立され、二〇〇四年には、現在の児童福祉制度の基盤となる「子どもの権利の保護及び促進に関する法律」、そして「養子縁組に関する法律」が制定された。二〇〇七



ルーマニア / ブカレスト地図



ブカレスト市内のマンホール  
かつてはマンホールチルドレンも多くいたと  
のこと



凱旋門の前にて (43期)

年の四国加盟は、ルーマニアとして大きな節目でもあり、またこの四国加盟を目指す中で、ルーマニアは付帯条件として「入所施設で養護されている児童の状況の改善」を提示され、これらのような国際社会の影響により児童保護の政策を改善せざるを得ない状況ともなった。そして、二〇〇〇年以降、改善に向けた具体的な政策や法的整備が行われ、「脱施設化」への動きが本格的に開始した。現在の国の方針は、二〇二〇年までに大規模施設を廃止し、小規模施設と里親養育による社会的養護の体制整備を目指している。次ページからはルーマニア・ブカレストで訪問した視察先について紹介したい。なお、紙面上の関係で抜粋して紹介する。

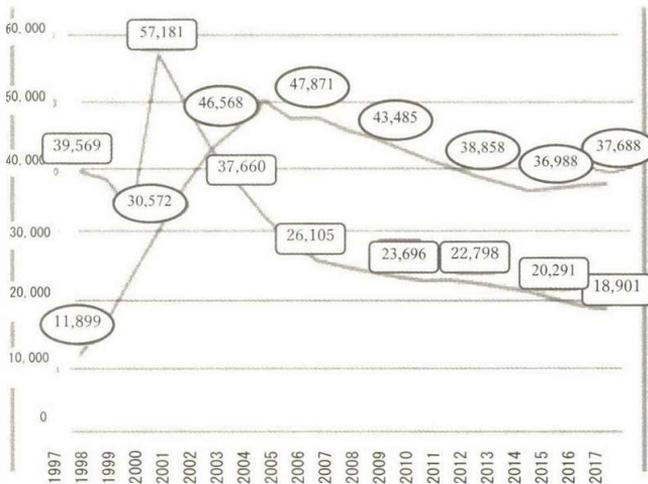
(一) 国、地方自治体

国の機関として制度を運営する「労働社会司法省保護を行う「ブカレスト市第一区社会福祉・児童保護局 児童保護部」の二つを紹介する。

「労働社会司法省 児童保護及び養子縁組局」通称「ANPDCA」は、労働社会司法省の管理下にある政府機関で、制度の運営とともに児童保護・養子縁組分野の活動を実施。日本でいう厚生労働省に当たる場所と言えるであろう。前述したようにルーマニアの歴史から機関は大規模施設を撤廃し、家族が自立して子どもを養育できるようにすることを目標としている。さらに家庭内暴力防止、教育機関との連携、子どもの意見を聞くこと等に力を入れて取り組んでいる。

「ブカレスト市第一区社会福祉・児童保護局 児童保護部」通称「DGASPC-Sect1」。ルーマニアでは四十一の県とブカレストの六区に、この「社会福祉・児童保護局 (GDASPC)」が置かれており、社会福祉に関する広域の業務を担っており、要保護児童対策も、この県・区局であるGDASPCが担

児童保護及び養子縁組庁」と、県・区局として児童



- レジデンシャルサービス (施設)
- ファミリータイプサービス (親族、里親)

ルーマニアにおける社会的養護の推移

当している。児童保護の基本的な考え方に關しては、二歳未満に關しては親族等養育、もしくは里親と考  
えられており、三歳以上に關しても同様の考え方で、最終的にレジデンシャルサービス（施設養育）と考  
えられている。

## （二）セーブ・ザ・チルドレン・ルーマニア

ルーマニアにおける子どもの現状を調査し、その結果を基に子ども  
の権利擁護を推進、支援を行う国際NGOである。政権崩壊翌年  
の一九九〇年四月に活動を開始し、ルーマニア国内には十三支部が  
あり、行政機関とも連携している。

ルーマニアでは若年出産や乳児死亡率がヨーロッパの中で最も高  
くなっており、一歳未満の死亡率も問題となっていた。その状況を  
改善するために、セーブ・ザ・チルドレン・ルーマニアでは、集め  
た資金で病院への医療器材の寄贈を行い、新生児の命を救うための  
プロジェクトを実施している。また都市部と農村部では未だに貧困  
の格差もあり、農村部の子ども達への教育が行き届いていない中、  
宿題援助、勉強をする場所の提供を行っている。そのような子ども  
が置かれている現状や支援状況等を政府へ政策提言としても取り組  
んでいる。

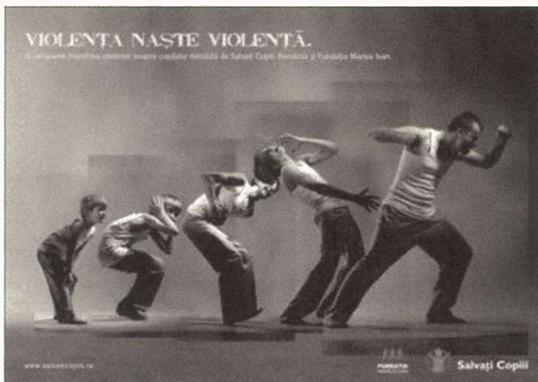


図1 暴力をイメージさせるポスター

### (三) SOS子ども村

SOS子ども村ルーマニアは、二つの機能を有している。一つ目は「biological family (生物学上の家族)」と言われ、村の中にカウンセリングセンターを置き、家族分離を防ぐために継続的に地域に向けてケアを提供している。また二つ目は「substitute family (代替家族)」と呼ばれ、家族からのケアを失った子どもにSOSファミリー(村の中にある家)での暮らしを提供し、子ども一人ひとりの発達、教育および健康の促進が図れるような支援がされている。ここではSOS子どもの村ルーマニア独自で子ども達や家族に支援を提供しているのではなく、政府や他の民間団体、専門家と協働で実施されているところに大きな特徴を持っている。

### (四) ANAIS (家庭内暴力防止)

二〇一一年に活動を開始し、暴力の被害者や、リスクのある女性や子ども、弱い立場にある人々を支援する人権擁護団体で、女性、青少年、若者の権利の向上を目指し、教育、カウンセリング、法律相談、母子支援などの活動を実施。ルーマニアの歴史として未だ残る父権社会について話があった。百年前は、妻を棒で殴っても良いという法律もあったそうだ。そのため、文化的背景が家庭内暴力についての影響を現在もなお、影響を与えている状況がある。家庭内暴力を受けた母子等が避難する緊急保護施設も日本同様であり、視察先団体が有している施設も場所の特定等ができないような配慮がなされているとのことであった。保護期間中は生活全般の支援、心理カウンセリングや医療相談、社会復帰への支援が提供させるが、保護、保護中の生活支援そして復帰までの対応等について、全て民間団体が実施している。

### 三 ドイツ・ベルリンについて

本研修以前にもドイツを訪れていることより、概況等ではなく「子ども」の定義や「子ども虐待」について述べたいと思う。ドイツの児童福祉ではドイツ連邦共和国基本法の下、民法（BGB）と社会法典第八編（SGB IV：児童・青少年援助法とも呼ばれる）を基本的な法規としている。その社会法典第八編では「いじめ」について三つの区分に分けられている。「児童」は満十四歳未満の者、「青少年」は満十四歳以上で満十八歳未満の者、「若者成年者」は満十八歳以上で二十七歳未満の者を言う。ドイツでは日本で課題となっている十八歳以上の者への支援も「若者成年者」という区分があるために、手厚く支援が行き届

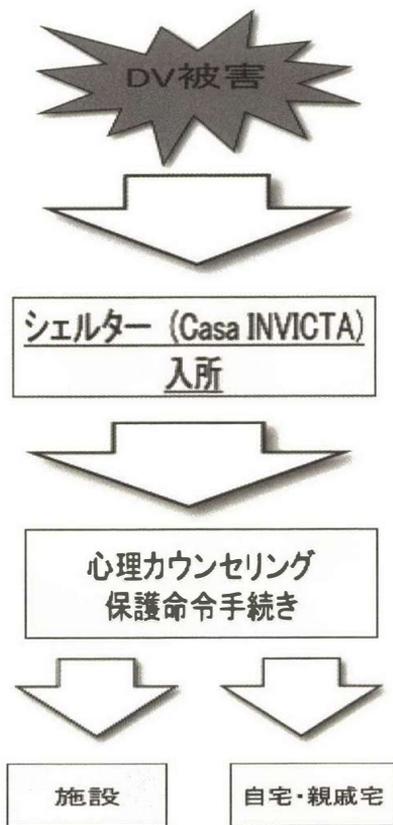


図 2

DV保護の流れ（民間団体が実施）



写真1 ベルリンの壁



写真2 ベルリンの壁跡が街中に  
記されている

いているのが見て取れるであろう。さらに「子ども虐待」の概念も日本とは異なり広い概念で捉えられている。ドイツには「子どもの福祉の危険」という概念があり、その意味内容としては虐待、ネグレクトのみでなく、父母間の葛藤、親子間の葛藤、不登校、摂食障害、非行、発達障害など、子どもの養育上の課題を対象としている。

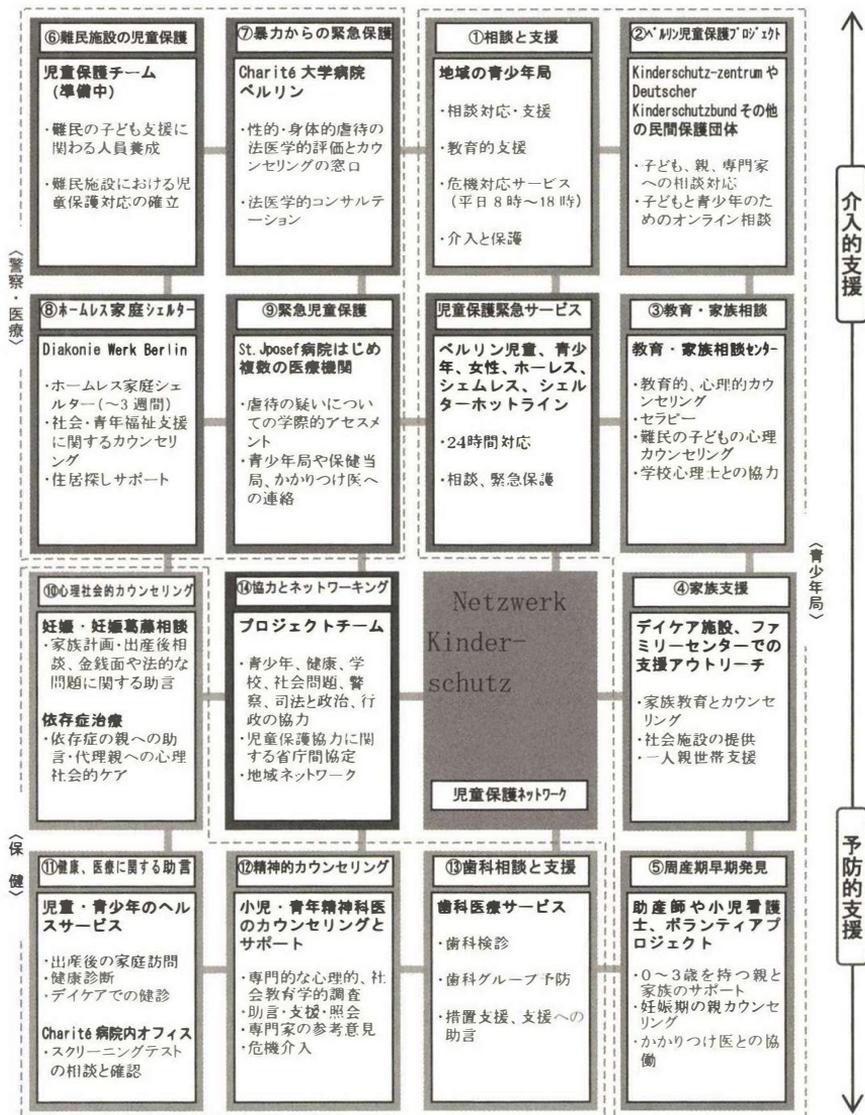
## (一) 国、地方自治体

「ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省 子ども・若者局」は日本で言う厚生労働省にあたる場所である。局での三本柱として、「子どもを保護し支援し、参画させること」としている。またドイツは連邦制で十六各州に州首相が置かれ、国の権限は基本法に記されているが、それ以外の権限については州に帰属しており、「補完性の原理」に基づき一義的任務を州で行われている。例えば、教育施策については「連邦の協力の禁止」が定められており、主権を持つ各州に行政権限がある。

子どもや若者への支援については、「青少年の、青少年による、青少年のための政策」をモットーに子ども、若者の保護、教育支援、子ども・若者の人間発展の場の創出に力点を置いている。近年では、難民を多く受け入れているドイツにおいて「ドイツがドイツでなくなっていく」と民主主義に敵対する勢力台頭が見られるとあった。そこで、民主主義の理解を促し、多様性を深めることで対抗していく力をつけるために、一億ユーロの予算をかけて民主主義徹底の為にパートナーシップやモデル事業、教育分野での民主主義促進等の取り組み等が行われている。

「ベルリン州教育・青少年・家族局」はベルリン十二区に分けた区の中にある青少年局を管轄する州政府部局である。日本で言う都道府県の子ども福祉を司る行政課と言えるであろう。二〇〇七年に子どもをネグレクトや不適切な養育、性的虐待、DVから守る目的として学校・病院・裁判所・警察・保健所などの関係機関でネットワークを構築する法律が策定され、二〇一七年九月に児童保護ネットワークの枠組みが完成した(次ページ参照)。教育と予防に焦点をあて、切れ目のない支援が子ども、家族、妊産婦、移民・難民になされている。

図3 ベルリン州 児童保護ネットワーク



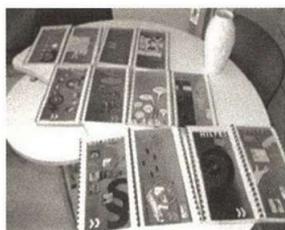
## (1) 保育 (KITA)、女性 (BIG)

「ドイツ児童保護連盟ベルリン支部」は一九五三年、子どもの貧困対策、児童虐待及びネグレクトへの対応、子どもの権利保障を目的に設立されたNGOであり、ベルリン支部は一九五六年に活動を開始し、現在一五〇〇人の子どもの支援がなされている。主な業務内容は電話や面接による相談受付と支援、食事の提供、活動資金を得るためのロビー活動等である。そこが運営する保育所をKITAと呼ばれており、貧困や家庭内暴力、移民・難民家庭の子どもも受け入れている。特色として言語教育、保護者支援、保育体制、創作活動、小学校との連携があげられ、違った言語や異文化理解など、どの取り組みも多様性が尊重されている。又、子どもの成長・発達のみならず、多様な背景がある子どもや家族にとって、家族分離を防ぐ地域支援としてのレスパイト的役割も担っている。

女性への暴力防止、被害者支援組織「BIG」。家庭内暴力の防止、対策や被害者支援を行っている。BIGでは様々な年代、言語に対応できるように、多くのパンフレットが作成されており、小学校での研修、早期教育にも力を入れており、子ども用の教材も充実されていた。



多言語対応の  
パンフレット



子ども用の教材等

### (三) SOS、ホテルロッシン(家族、青年)

SOSルーマニア子ども村(六〇七ページ参照)でも紹介したように、国際機関を母体とする団体である。SOS子どもの村ベルリンでは、地域の子ども、青少年、家族に多様なサービスを提供する複合的施設で、施設内に保育所、出会いの広場、カフェ等が併設されている。一階のカフェテリアは誰でも利用できるよう開放され、二階の出会いの広場は親子で利用できるなど、活動を通して利用者同士のネットワーク構築はもちろんのこと、気になる親子には専門家が気軽に声を掛けて話をし、利用者が必要機関と繋がることで早期発見・早期対応に努めている。また前述したようにドイツには多くの移民・難民が入ってきており、サービスについてのニーズも多種多様であるため、利用者の母語にも対応できるシリア人やトルコ人のスタッフも勤務し、書類や手続きの記入方法を教えたりするなど、移民・難民が社会に溶け込みやすくするよう配慮した支援が提供されている。

「SOS子どもの村 ホテルロッシン」SOS子どもの村ドイツのインシアチブで企画された課題を抱える若者達の職業訓練の場を有しているホテルである。学習能力の低さや生活習慣等に課題のある、決まった生活が難しい、学校を卒業していない等、一般企業で働くのが難しい若者達を受け入れ、ドイツ職業訓練法に基づいて座学や実習を通じて仕事や人間関係構築の仕方を学び、社会参加と社会への統合を目指している。



カフェテリアの玄関(誰でも利用できる雰囲気になっている)

#### (四) 赤ちゃんポスト (妊産婦)

ベルリンで最大のカトリック系総合病院であるセントヨーゼフ病院 (病床数四九五、年間患者数七万四千人越) には、児童青年医療センターがあり、小児科、小児外科、児童精神科、心身医療、精神療法部門を擁し包括的な医療が提供されている。また周産期センターは、早産や疾患のある新生児へも対応しており、WHO\ユニセフによって「赤ちゃんに優しい病院」に世界で初めて認定されている。

赤ちゃんポスト (ベビークラッペ) は同病院に二〇〇一年に設置され、これまでに六十七人の子どもが預けられた。二〇一四年に内密出産法導入で、医療機関に匿名で出産し、子どもの出自を知る権利を保障する体制が整備された。二〇一四年五月から二〇一六年九月までの内密出産制度利用者は三四六名でベビー



ベビークラッペの利用方法を記したポスト



預けられた赤ちゃんのベッド

クラッペを利用された乳児は減少している。ベビークラッペの利用は年々減少しており、二〇一六年は一件のみであった。担当者からは、「産前産後の支援があるため、ベビークラッペの利用に至らないのだろう」という話があった。

#### (五) レーベンスベルト (移民・難民)

「レーベンスベルト」は移民・難民の背景をもつ児童・青少年の支援団体であり、難民自身がドイツ社会に受け入れられていないと感じた経験から団体設立の動機となり、融合していくための支援と青少年保護を目的として活動している民間団体。スタッフの七〇%が移民・難民であり、団体パンフレットのスタッフ紹介ページにも多国籍なスタッフ写真が掲載されている。

移民・難民に焦点をあて、子ども、青少年とその家族の社会的教育支援とケアを提供しており、理念として異文化交流、民主主義的な拓かれた社会教育、エンパワメントに支援活動の三つに重点を置き、そのベースには出身国や人種の違いを強みと捉え、それぞれの個性を引き出すことを大切にしている。

### 四 考察

ルーマニア (ブカレスト) ・ドイツ (ベルリン) という二カ所を訪問し、様々な機関を視察させて頂いた中で、私なりに感じたこと、考えたことを述べたいと思う。

ルーマニアでは、チャウシエスク政権下により、劣悪な環境 (大規模収容施設) で育ち愛着を阻害されてきた子ども達を救う、回復させるために様々な法改正が整えられ、国民の意識も変わっていく中で、児童福祉が目まぐるしく変化を遂げてきた。当時の子ども達がどのように回復してきたか、現在への影響等

については確認することができなかったが、間違いなく過去と現在では子どもを守る意識は高まっているように感じた。どの視察先からも「子どものためにどうにかしたい」という強い思いが伝わってきた。

また、「子ども達のために」という思いを気づいた人が、感じた人が情熱を持って積極的に取り組んでいる姿には感銘を受けた。民間団体でも悲観することなく「国ができないなら民間から」という考えも強く感じた。視察を通していく中で、数値の不明確な部分や細かな配慮等、不十分なところはあったが、子ども達の「今」を感じ、子ども達のために必要なことを真剣に考え、迅速に動いている姿は、私たちも見習う必要があると強く感じさせられた。

ドイツでも子ども達を直接支援している現場からの「子ども達のために」という熱意を感じることができた。ドイツでは、東西統一などの歴史、また現在では、移民・難民問題等があり、子どもや家族を取り巻く環境は様々である。どの視察先でも、常に今いる子ども達、家族のための最善の利益は何かを考えられており、他機関とのネットワーク構築も重要視されていた。子どもの保護は、社会が変わらなければならないという思いも、ドイツでは感じる事ができ、今後の日本でも多くの議論を重ねていく必要があると感じた。もちろんその議論は現場で直接子ども達を見て、感じている私たちが積極的にを行い、「子ども達のために」という思いを形にしていく必要があるのではないだろうか。

最後に二週間という長い期間、海外研修に送り出してくれた職場の皆様、寮の子どもたち、またこのような貴重な機会を提供していただいた資生堂社会福祉事業財団の皆様、全国児童自立支援施設協議会、そして、本研修で共にした全国の仲間たちに感謝の意を表したいと思います。ありがとうございました。

※詳細は公益財団法人 資生堂社会福祉事業財団法人ホームページ (<http://www.zaidan.shiseido.co.jp>)



図4 第43期シンボルイラスト  
ドイツ語、ルーマニア語で「情熱」という意味が込められている

# 全国児童自立支援施設職員研修会報告

## 児童自立支援施設の現実課題への対応

兵庫県立明石学園 課長補佐

重 國 弘太郎

平成三十年度全国児童自立支援施設職員研修会は、十月三日（水）～十月五日（金）にかけ、神戸市総合教育センター（KEC）において、全国から総勢八十七名の参加者のもと開催されました。

### I 第一日目（十月三日 水曜日）

#### 一 開会式

挨拶

全国児童自立支援施設協議会長 大阪市立阿武山学園 園長

林 功三

兵庫県健康福祉部少子高齢局長

上田 賢一

#### 二 行政説明

講師 厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課 社会的養護専門官 河尻 恵

最初に、社会的養護の現状として、対象児童は現在約四万五千人おり、ここ十数年で里親委託児童数は約三・二倍、児童養護施設の入所児童は微増、乳児院が約一割増と年々増加傾向にある。そのため里親委託率も上昇しているが、自治体間の格差は大きい。また、児童虐待についても増加傾向にあり、平成二十九年年度の被虐待児童数は十九万三千七百七十八名で心理的虐待の割合が上昇している。児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化や、被虐待児童への対応として社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

次に、子どもの権利擁護について、被措置児童等虐待の防止という項目では、平成二十年の児童福祉法改正による被措置児童虐待の通報制度や、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づき、施設職員や里親による虐待の防止を徹底している。今後、今まで行ってきた児童指導が「虐待」とみなされる可能性も無いとは言い切れない。

続いて、平成二十八年改正児童福祉法の概要について、国・地方公共団体は、児童が家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援するものとし、家庭養育が適当でない場合は家庭と同様の養育環境で養育されるよう必要な措置を講ずるものとした。また、被虐待児童への自立支援として、親子関係再構築支援や里親委託等の推進、十八歳以上の者に対する支援の継続など個々の児童の状況に応じた支援を実施していく。

この先、乳児院や児童養護施設については、「できる限り良好な家庭的環境」において、高機能化された養育や保護者等への支援を行うとともに、里親や在宅家庭への支援等を行うことなど、施設が多機能化・機能転換を図ることにより、更に専門性を高めていくことが期待されている。また、小規模かつ地域分散化を目標に掲げ、地域の社会的養育を支える専門的な拠点となるよう目指すべきだともいわれている。しかし、児童自立支援施設ではこのような児童養護施設と同等の取り組みは現実的に難しく、求められていないのが現状である。今後検討し考えていく必要があるだろう。

### 三 基調講演

「次世代の児童自立支援施設職員に求められるもの」

講師 国立武蔵野学院長 青木 建

児童自立支援施設の職員として「やりたいことは何なのか」と自問を繰り返し、厚生省時代より現場第一主義を貫いてきた。児童福祉の理念は浮浪児対策が原点であるが、平成二十八年「国は」から「子どもは」に改正されたのはご承知の事と思う。昭和二十年と六十年後の違いは、子どもは親の所有物ではなく個々に権利に処する点である。児童福祉サービスの体系も、児童自立支援施設の措置は生命保持に関わるため行政介入するが保育園などは措置から契約へと移行している。自治体により「措置率」が大きく異なりばらつきもある。だからこそ、児童自立支援施設は有期限、有目的であるべきで心理治療や自立支援が主となる。また入所してくる児童らは児童養護施設の児童に比べて身体的虐待が目立ち、女兒の場合、性的虐待を体験して入所する児童が多い。児童養護施設入所児童の三割は何らかの障害がみられ、大学進学率も低く、今後も児童自立のためのアフターケアの強化に国の支援を要求し、私たち職員は保護者支援の充実に努めていくべきである。

各都道府県に設置義務がある児童自立支援施設であるが、新たに大阪府堺市に五十九番目の施設が加わろうとしている。平成九年に名称変更があり対象児童が拡大しながらも夫婦制は三割に減少し、学校教育が導入されていない施設もある。今後、児童自立支援施設は地域におけるセンター化を実現し、一時保護できる体制を整備していく方向にある。

私たち職員は施設に求められる専門性を向上させるために、様々な施設や現状を知り、時代の流れを認知する必要がある。「三つの目」を例えにすると、「虫の目」（子どもを同じ目線で地をはうように）、「鳥

の目」(他の施設はどうなのか)、「魚の目」(流れ、時代を知っている)となり、幅広く観察する力、洞察する力が求められることになる。その対象である子どもを取り巻く環境に暴力が関与すると、不安定、不信、不満が心を満たすこととなる。しかし、問題児童の言葉や行動を理解し、裏に秘めた本心を見抜き、説明力および表現力を磨くことで、子どもたちを正面から受け止め、負の連鎖を食い止める事ができよう。これにチームワークが不可欠なことは言うまでもない。まさに「W I T H」の精神である。

今年度、国立武蔵野学院が百周年を迎えるにあたり、国立が実践してきたことを地域に広めていきたい。その一つとして子ども食堂との連携、社会的養護出身者をメンバーに加える。又、閉鎖的にならないように第三者の目を入れたり、異文化交流なども今後取り入れたりすることを検討している。

#### 四 講演 I

「発達障がいを考える (発達障がいのある子どもを抱える母親の立場から)」

講師 森山 和泉

双子の女の子の母親として発達障害を考え、二十年間娘たちとどのように関わってきたのか、体験を交えながら発達障害者にどのように向き合っていくのかを伝えたい。

長女はアスペルガー傾向がありマイペース。好きなことには没頭するがそうではないことにはこだわらない性格である。次女はADHDでとにかく偏食がひどく、小松菜を食べた時「砂のようだ」と言った。衝動性が強いと同時に繊細である。双子であってもまったく性格や特性は違っている。

発達障害者は、健常者と違った思考や行動を示すことが多く、その特性も千差万別である。ただし、その根底には「純粋さ・優しさ・正直さ」が存在しているため、その根底部分を見誤らないようにする必要

がある。また、発達障害者はその場に応じた行動がとりにくいため、不都合が生じやすい。それを修正するためには、肯定的な表現をすることが望ましいが、今度は伝え方が難しくなる。このような事が生じないよう、まずは伝える自分自身の感情を落ち着かせ、相手が見通しを立てられるような内容の声掛けを行うことが効果的である。否定的表現をした時も、すぐに訂正すれば問題はない。

発達障害者は、集団に合わせた行動が苦手であったり、感覚が過敏であったりする等の特性により、日常生活に支障が生じやすい。しかしそのことを否定することなく、まずは当人の気持ちを受容し、当人が実現可能な方法で望ましい行動を促していくことが大切である。そして当人に考えさせる時間やチャレンジさせる機会を与えることも大事である。

発達障害の子どもと接していると、日々行き違いが生じる。その中で学んだことは、子どもは相手の期待や真意を読み取るのが苦手であるため、曖昧な質問は避けることだった。曖昧だと子どもはわからない。モヤモヤ感を残してしまうので、子どもと自分の気持ちは違うことを伝えて伝えることが大切である。また、時間の感覚が異なるため、子どもとの間に時間のズレを感じることが多いが、そういう場合でも丁寧に気持ちをおくみ取ることが大切である。時間や空間を視覚的に構造化させる方法は有効であるが、不具合が生じた際は、「先回りして声掛け（誘導）する」という方法で適切な行動を促すことが可能である。完璧な方法論はなく、その場にあった方法を試行錯誤していくことが大切である。

子どもと関わるうえで大切なことは、①「ダメなもののはダメ」とゆずらないこと、②言葉を大切に、丁寧に伝えること、③子どもの「好き」を将来につなげるために、その先に導くことは大人の役目、ということである。特性を理解し、違いを認め、互いに歩み寄る姿勢は大切であるが、社会規範等、妥協できない部分は妥協することなく、反省を促す対応も必要である。そのためには相手と向き合い、見捨てることなくそばにいるという姿勢を示すことが重要である。

『人生のあいさつに感謝する』

あ・「愛」に感謝、い・「命」に感謝、う・「運命」に感謝、え・「縁」に感謝、お・「恩」に感謝「言葉を大切に使う」ことの重要さは、発達障害の子どもと関わる中で、実感したことである。そして、子どもに常に伝えたいことは「私はいつもあなたのそばにいるよ」である。

## Ⅱ 第二日目（十月四日 木曜日）

### 一 講演Ⅱ

「怒りと上手に向き合うためには」

講師 ころろサポート あおいくま 代表 梶原 由美

労働者のストレスチェックをすると、仕事の質量・仕事のミス、責任の他に、対人関係があげられる。対人関係では、上司に怒られた場合が多く、その結果やる気を失ったり、パワハラと感じたりすることも少なくない。労働者だけでなく、学校、子ども、家族、近所、地域などもストレスであふれている。怒りをどう表すか、対処するかで、その後の人生が大きく変わる。

刑務所や少年院も同じで、怒りのコントロールができなかった人が多数である。私自身も子どもがプチトマトを食べなかったことで、怒りをコントロールできなかった。その結果子どもが二歳だったにも関わらず心に傷をつけてしまい、今もそのことを子どもが思い出して話すことがある。

アンガーマネージメントは、1970年代にアメリカで生まれ、2011年に日本アンガーマネージメント協会が設立された。現在は、大企業の研修に取り入れられ、広く知られるようになっていく。アンガーマネージメントとは、怒りで後悔しないことである。怒ってもいいが、怒ることなのか怒らなくていいこ

となのかの線引きができていないことが大切である。線引きの基準は、「後悔」「罪悪感」である。私は、プロトマトの件で「後悔」が残っている。

アンガーマネージメントができるようになると、後悔しない、怒りを上手に表現できる。「怒り」とは、人間の感情（喜怒哀楽）の一つで、身を守るための防衛感情である。トレーニングすれば上手につきあえる。怒りには、四つのパターンがある。①強度、②持続性、③頻度、④攻撃性、⑤四つとも当てはまる、に分けられる。自分の怒りのタイプを知り、他者の怒りのタイプを知ること、コントロールに役立つ。怒りは第二次感情である。それぞれの心の中のコップにネガティブな第一次感情があふれると怒りになる。ネガティブな第一次感情をためないことが大切である。第一次感情をあふれさせない対処法は、第一次感情をうまく抜く、または、心のコップを大きくする。

マネージメントの三つの暗号

① 六秒の衝動コントロール・何もしないで六秒待つのはだめで、何か他の具体的作業に集中する。例えばコーピングマンドラ、その場を離れる、怒りに点数をつけるなど。

② 思考のコントロール・こうあるべき（自分の価値観・信念）と他者がずれていれば、怒りが生じる。対処法は、怒りの境界線を明確にし周囲に知らせる。機嫌や都合で境界線を変えない。また、境界線を広げる努力をする。

③ 行動のコントロール・怒りの行動で状況が改善するのかをまず考える。怒りの連鎖を自分のところで断ち切るように努力する。

三つの暗号で、「怒る」を「叱る」に、「自分の気持ちを伝える」に変えていくことで、アンガーマネージメントできるようになってほしい。

## 二 講演Ⅲ

「非行少年の愛着の問題と発達障がいについて」

講師 三重大学教育学部特別支援教育講座（医学分野）教授 松浦 直己

### 1 戦後の少年非行の動向

昭和二十一年から平成二十六年の少年非行の人口比を表す統計によると、少年非行の年代には三つのピークがある。そして、最大のピーク時でもその数は、世界で最も少ない。近年においては子どもの暴力、非行が減っており、これを裏付けするものに、家庭教育、学校教育、矯正教育が優れている点が挙げられる。おそらく今後でも減っていくであろうが、数が減っても問題が凝縮された子、つまり何年もかけてひどい状態にさらされている子が増加して行くに違いない。

刑法犯罪少年、触法少年、校内暴力の年齢が十三から十六歳に集中しており、これは世界的にも同じでホルモンが影響してきていることがわかってきている。

### 2 脳の成熟と行動との問題

初めての暴力、罪を犯す人は十六歳がピークで二十五歳を過ぎるとほとんどいないという調査結果がある。これには実行機能と注意集中を支配する前頭葉がどのように成熟していくかに関係してくる。これら二つは障害の場合はほぼ100パーセント合併している。脳の成熟により社会性、共感性、冷静判断を身につけられるが二十歳でも未熟で二十五歳になってようやく成熟の域に達する。この成熟に大きく影響するのが教育であり前頭前野の機能を上げていく事ができる。

人間は身体が先に成熟し、内面の成熟が後とされておりこれを成熟ギャップという。精神疾患の初発年齢が十代の場合、学業や対人関係に深刻な負因を抱えるため、早期の治療が必要になってくる。

### 3 愛着形成の重要性

赤ん坊が生活体験する対象であり日常の関わりの深い人の一人である母親は、良し悪しは有るが生後六ヶ月より全体として良い母親となり、赤ん坊に愛着が形成し始める。愛着が形成することで安全基地ができてそこから赤ん坊は自立することが出来る。

愛着形成が信頼のもとに育まれなかった場合、診断基準を満たす人はごく少数としても、反応性アタッチメント障害や脱抑制型対人交流障害になっていく。また、米国疾病管理センターとの共同研究ACES（逆境的児童期体験）が成人期の健康に有害な影響を及ぼし、うつ病、自殺未遂、覚醒剤使用等に関連していくとされている。

これらの報告から、児童虐待ストレスは結果的に将来のストレス耐性を低下させ、脳そのものへのダメージとなり、犯罪へと繋がっていく。それ故に児童自立支援施設のきめ細かな矯正教育が必要になってくる。

### 4 我々の研究

神戸市立若葉学園の入所前後でMRI、WISCを取った結果、FSIQが最大20P上昇し、MRIにも変化が見られた。（データ蓄積中）。

### 5 社会的粹理論

研究者ハーシは「なぜ非行化しないか」に注目し被虐待体験があつたとしても「愛着、努力、多忙、規範意識」を身につけることにより、社会から逸脱しないとされている。

### 6 公衆衛生学

十代の出生率は日本0.5パーセントに対し米英では25パーセントで、婚外子もフランス50パーセント以上なのが現状で、その女子からの子どもが貧困と愛情不足により精神状態も悪く低学力、非行化率は高くなっている。従って女子に対しての支援には、適正な性教育が急務となってくる。

### 7 今後の課題

ごく少数のハイリスクの子どもでも青年期に丁寧な教育を施す事が重要であり、矯正教育のエビデンスが必要である。少年院は「社会的格差是正措置」として役割を担い、児童自立支援施設は「愛情格差是正措置」としての役割を担ってきた。優秀なスタッフや教育費をインテンシブに少ない少年たちに提供できる。今こそ、矯正教育の効果を多面的に実証できるチャンスである。

### 三分科会

#### (一) 第一分科会「性加害・被害児童の生活をとおした支援」

司会	大阪府立修徳学院	企画調査課長	藤村 健司
助言者	大阪府立障がい者自立センター	所長	浅野 恭子

第一分科会のテーマは、「性加害児童の生活をとおした支援」である。二十名が参加した。

事前課題では入所児童の過半数が性加害の問題を抱える児童であり、発達障害の児童が増えている傾向にあり、どの施設もどのような支援を行うべきか悩んでいることがわかった。分科会ではグループワークを通して、職員が性問題行動に関する意識を深め、行動の背景にある子どものニーズを理解・共感し、支援の方法についても意見交換する場とした。

① 性の問題行動のある子どもたちに対して、職員自身はどんな気持ちを感じているか。  
・職員も驚きや不安、何故という気持を持っている事がわかった。どうしたらいいのかわからず職員も悩んでいる大きな問題である。施設にいる間、問題行動を起こさないケースもあり、細かく観察していく必要がある。子どもたちのニーズや背景についての考えを深め、子どもを理解する手立てとしないとい

けない事がわかった。

② 性の問題行動を持つ子どもたちはどのような体験・環境で育ってきたか。

・自分がされたことをモデルとして加害者となってしまうケースがあるため、これらを理解することは大切である。バーチャルな性描写を見て育ち、それが正しいことと認識したり、欲求のコントロールが未発達なこともあったりする。人と繋がる手段がわからないそんな貧しい環境や背景があり、性の問題と複雑に絡み合っていることが理解できた。

③ 子どもの性問題行動は、その子どものどんなニーズを満たしているか。

・八つのニーズが考えられるという。①心の健康、②体の健康、③性的健康、④楽しみ、⑤達成すること、⑥自分らしくあること、⑦目的をもち重要な存在であること、⑧人と関わり繋がる、ことである。子どもは、愛情、思いやりを肌が触れることで安心感が得られたり、人と繋がったりしたいという気持ちゆえに、人を傷つける事だとわかっていても行動化してしまうことがわかった。内的資源を増やしつつ、外的資源を使えるよう考える必要がある。職員も子どもたちはこのようなニーズを抱えていることを知らなくてはならない。

④ 性問題行動の抑止のために、どのような施設支援が役立っているか。

・健全な境界線や被害・トラウマからの保護、養育者による指導と監督、健全な対人関係、気持ちの表出と信頼関係の確立、成功した体験やスキルの獲得、適応的なスキルを得ることが、子どもの性問題行動を抑止することにつながる。

⑤ まとめ

子ども自身がアタッチメントを形成出来るようになったら、人間関係の中で、ある程度の問題を解決出来るようになるという。逆境を体験している児童は、心に何らかのダメージを受けている。人に頼って何とか出来ないことが多いため、不適切な行動で満たそうとしたりする傾向にある。その方法でしか学んできていないからだ。対人面においても安心感を得られないことが多い。そんな彼らが、退所後、抑止力に効力を持たせるためには、外的資源、考え方を広くしたり、モデルとなる大人を見つけたりすることが必要である。大人がどのように感情を落ち着かせているのかを見せたり、ストレスの解消や前向きな考え方をしている所を見せたりすることが、子どもの退所後に役に立つモデルとなる。

施設側は子どもの気持を理解しようと心がけているが、子どもの気持を表面出しやすいかと言えばそうでもないのが現状である。子ども自身と子どもの行動を切り分け、子どもに恥辱感を与える事がないように支援して行く配慮をするなど、細かなケアが求められる。大人のまなざしは、子どもの自己のイメージの一部となり、大人の有り様は子どものモデルになるのである。子どもの生い立ち、環境、子どものニーズを把握した上で、子どもの必要なスキルを育て共に寄り添うことが大切である。

また、私たち職員は、自分の気持ちを仲間と分かち合い、生活の中に意欲的にセルフケアを取り入れて、職員自身がセルフケアのモデルになるように積極的に取り組んでいかなければならない。

(二) 第二分科会「愛着の問題と発達障がい」に焦点化してpart2」

司会 神戸市立若葉学園

自立支援課長 横田 道生

助言者 三重大学教育学部特別支援教育講座(医学分野)

教授 松浦 直己

まず助言者の講話を聴き、事前課題をもとに各々発表、最後はグループに分かれてテーマについて議論する。(以下抜粋)

① 助言者の講話

今度「教室でできる気になる子への認知行動療法 松浦直己著」という本が出版される。

認知行動療法とは、認知(何を考えるか)・感情(どう感じるか)・行動(何をするか)の中の認知に焦点をあてた心理教育である。発達障害の子どもは、認知の歪みから否定的な感情を持ち、ネガティブな行動につながる傾向がある。「褒められたことがない」「いつも俺ばかり」と言うが、実際は褒められているのに、褒められたことより怒られたことだけを頭に残す。この部分にケアが必要である。認知行動療法を行うことで認知の歪みの修正↔学習性無力感の克服↔セルフコントロールの向上へとつながる。

まず、認知の歪みについて理解し適切な行動に変えていく技法について、発達障害の子どもは、全か無かの思考・一般化のしすぎ・心のフィルター・マイナス化思考・結論の飛躍・拡大解釈と過小評価・感情的決めつけ・すべき思考・レッテル貼り・個人化という10パターンの受け取り方をしてしまう。また、その多くの子どもは、自分が何をしても結果が変わらないと学習してしまっている「学習性無力感」を持っており、新しいことをチャレンジしない子どもが多い。寛解の状態にもって行くには、どのように受け止め、どのように考え、どのように行動すればよいか、それらを信頼できる大人が教示していくことが必要である。

次に、感情に働きかける技法では、発達障害の子どもの複雑な感情・怒り・悲しみ・恥辱・落ち込み・焦り・不安・後悔など、大人が教え具体的に言語化させる。今、自分はどのような状況なのか気付かせ、悪いパターンを崩していく必要がある。

最後に、行動に働きかける技法として、聴くスキルを磨く。『聴』という漢字は「耳」と「目（四）」と「心」と「体全体（十）」で話し合うということである。ソーシャルスキルは「聴く」に始まり「聴く」に終わると言われており、聴く姿勢をしっかりと教えることが必要である。また、他の子どもの協力を引き出すことも必要である。

## ② 事前課題に基づいて、参加者一人一分で発表

各々、発達障害の子どもの処遇で困っていることを発表する。中には、助言者の講話を聴き、自分のしてきた指導は間違っていなかったと発表される方もいる。

## ③ ②の発表の中で多かった話題をテーマとしてグループ討議

「こだわりの強い発達障害の子どもに対して、なんで特別扱いなのかと訴えがあった時、どう対応するか？」というテーマをもとに、「周囲に対しての対応」「本人に対しての対応」「チームスタッフは何に気をつけるか」、この三点についてグループで議論し発表する。

(三) 第三分科会「ザ・情報交換」

司会 兵庫県立明石学園

主査

手島 教介

助言者

米子市福祉健康部こども未来局こども相談課 教育委員会事務局

学校教育課

(前 鳥取県米子児童相談所長兼鳥取県立喜多原学園(前) 山澤 重美)

山澤 重美

国立きぬ川学院

相談支援主任

家近 二郎

目的

全国各施設職員が一同に介する貴重な場であるこの会を利用して、全国各施設の独自性のある特徴的な取り組みを、全員参加型による情報発信、情報交換により広範囲に知ることによって刺激を受け、参加者が各施設に戻った後の施設運営の参考、また相互交流のきっかけとする。

事前課題

全参加者が、6つの決められたテーマについて、各施設の取り組みを、左記の様式一枚に簡潔に(20字以内で)記入して事前に提出する。

テーマ①	野球部以外のクラブ活動について	テーマ②	問題行動に対する個別指導について
テーマ③	各施設独自の取り組みについて	テーマ④	地域交流・地域貢献について
テーマ⑤	学習保障について	テーマ⑥	研修、職員育成について

- ・ テーマごとに切り離し、6枚のカードを作る。
- ・ テーマは、各施設の独自性が出やすく、全参加者が発信でき、情報交換が活発になりそうなものを選ぶ。
- ・ 実際に参加者から提出されたものは以下の通りである。

テーマ① テニス、相撲、和太鼓、バトミントン、合唱、木工、ブラバン etc…

テーマ② 個別日課の内容、導入の仕方、普通生活への復帰の仕方、観察寮 etc…

テーマ③ けん玉、エイサー、和太鼓、グッドライフモデル、海岸掃除 etc…

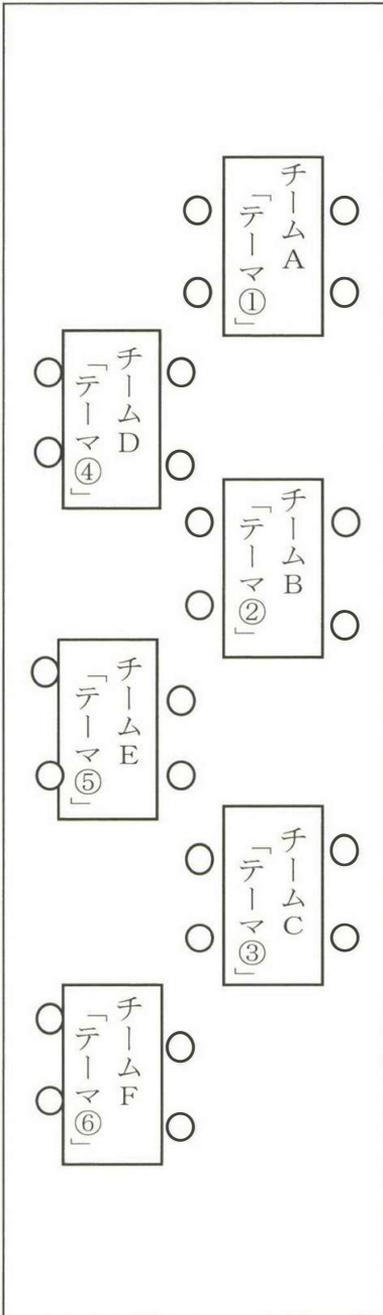
テーマ④ 職場実習、ボランティア、他施設慰問、園内行事への招待 etc…

テーマ⑤ 習熟度別クラス、高校卒業認定試験、試験登校、中卒学級、特別支援学級 etc…

テーマ⑥ 園内研修、近児協次世代育成研究会、他施設見学、自己点検会、施設情報発信 etc…

## 進 行

(1) 参加者24名を、左図のように4名ずつA～Fの6つのチームに分かれて座ってもらおう。  
各チームはそれぞれテーマ①～⑥のうち、一つのテーマにしぼって議論する。



- (2) 各チーム内でアイスブレイク・・・業務内容や実務経験をチーム内で自己紹介してもらおう。さらに、会をポジティブなものにするために、「なんでも自慢話」として、自身の趣味特技、変わった経験、学生時代のクラブ成績自慢、家族自慢など、あえて前向きな自己紹介をしてもらおう。
- (3) KJ法でカードを整理・・・全参加者が提出したカードを、似通ったものでグループ分けし、模造紙の上に置いていく。
- (4) チーム間相互インタビュー・・・より詳しく聞きたいカードを一人一枚ずつ選び、それを書いた人に直接インタビューしに行く。
- (5) チーム内情報交換および模造紙の仕上げ・・・それぞれのチームに戻って、それぞれがインタビューしてきた情報を共有する。
- (6) チームごとに発表および質疑応答
- (7) 助言者による助言

家近氏

「とても活気のあるグループワークとなった。対話があると研修のやる気上がる。発表された内容以外にも膨大な情報量の交換がなされたので、冊子等にまとめて全国に配れば面白いと思う。」

山澤氏

「各施設がそれぞれの方法で運営されている。どの方法が良いのかは、職員目線ではなく、子どもに聞くべきだと思う。組織として大事なものは職員の関係である。愚痴を家に持ち帰らず、お互いに言い合える関係、それを聞いてくれるアンテナの高い上司の存在が必要。」

(8) 閉会 最後には全員で模造紙全てを見回って、気になったカードを持ち帰ってもらい、親睦会の場や各施設に戻った後に連絡を取り合う等、さらなる情報交換、相互交流の材料にしてもらう。

## 感想

このテーマや進行方法を選んだのは、参加者全員が元気になるポジティブな会にしたいと思ったからである。近年入所児童数の減少とともにネガティブになりがちなのこの業界の現状の中、夫婦制交替制に関わらず、自施設と自分の強みをアピールできる前向きな会にしたかった。2時間で一つのテーマを深めていくのは私には荷が重いので、「浅く、広く、ポジティブに、ついでに、相互交流も」を第2のテーマとした。

私自身が受けた事のあるグループワークを参考にしたとは言え、研修のコーディネート自体が初めての経験であり、特に「チーム間相互インタビュー」は、参加者の意欲と積極性を前提としており、面白くなりそうな方法を自分なりに考えてみたものだったので、始まる前はいくら準備しても不安は尽きなかった。しかし、いざ始まってみると、私の司会の声が届かないほど、参加者の議論の音が廊下まで大きく響き、活気で室内の体感温度がどんどん上がって暑くてたまらないような状態になった。盛り上がっている議論を途中で切る心苦しさや戦いながらのタイムキープが私の一番苦労した仕事だった。

感想として、全国のみなさんが「他施設の良い取り組みを知りたい、受け入れたい」という柔軟な向上心と、「自施設の頑張りを知ってもらいたい」という誇りを持って仕事をされていることが嬉しひと伝わってきた。

この分科会が、研修を終えて各施設に戻られた先生方の前向きな刺激と、相互交流の一助になれば幸いである。

#### 四 講演Ⅲ

「スマホ時代への対応について」

講師

兵庫県立大学環境人間学部准教授

竹内 和雄

これからの時代、子どもたちがスマホを使わないという選択肢はない。しかし、スマホにはパソコンではごく当たり前に導入されている「ウイルスソフト」が入っておらず、詐欺サイトに引っかかる可能性や個人情報の漏洩などたくさんさんの危険が伴う。そのため、まずは大人が正しい知識を持ち、それを子どもたちに伝えていくことが求められている。

今のこどもの現状として、「低年齢化」があげられる。子どものスマホ所持率を見ると、小学一年生で21パーセントと五人に一人はすでにスマホ所持しているのが現状だ。また、ネット接続はスマホだけでなくパソコンやゲーム機でも出来ることから、ほとんどの子どもが毎日ネットに接続している。主にゲーム機でのネット接続、YouTubeなどの動画サイト、中学生になるとLINEやツイッターといったSNSの利用が急激に増えていき、高校一年生の四人に一人は一日四時間以上もの時間をネットに費やしている。

このような現状から浮上してくるのが「ネットいじめ」の問題だ。メッセージアプリの「LINE」を例にあげる。大人はLINEをメールがわりに使用することが多いが、子どもたちはそうではない。クラスや仲良しメンバーで「グループトーク」を作成し、その中で複数人間が会話のかわりとしてやりとりをする。文字のやりとりから生じる細かいニュアンスの食い違いがトラブルの原因となり、無視や仲間はずれなどのいじめに繋がっていく。こういう場合、いじめの対象は短い期間で変わっていくため、大人に相談せずに我慢してしまう子どもが多い。「大人に言うとな事が大きくなるから」、「大人は暴走するから」

というのが子どもたちの言い分だ。大人の知らないところでエスカレートしてしまったネットいじめは、時に子どもたちを自殺にまで追い込んでしまう。また、ネットに依存してしまふ子どものほとんどが「リアル」の世界で上手くいかず、しんどさや寂しさを感じている。そのしんどさから逃れるために「ネット」の世界を求め、満たされようと次第に依存してしまふ。その中には出会い系サイトに登録したり、SNSを利用し売春行為に及んだりして実際に被害に遭っている子どもたちもいる。このような被害をなくすためにも、ネットいじめやネット依存の実態を知り、子どもたちがスマホに助けを求める前に、相談しようと思える大人の存在が必要とされている。

全国の児童自立支援施設のほとんどが施設内でスマホを使用することを禁止としているが、今後そうはいかない時代が来るかもしれない。その際に有効なのが、有害アプリや使用時間を制限することができる「フィルタリング機能」である。様々なルールや工夫は必要だが、この機能を活用すればスマホの使用を許可する時間を設けることも出来るのではないかと考える。また、退園後は確実にスマホを所持するだろう。そうなった時、ネットいじめや犯罪に巻き込まれないよう正しい使い方を私たち大人が伝えていかなければならない。

今、スマホ時代への対応について求められていることは、有害アプリや使用時間の制限を行うなどフィルタリング機能を活用した「機械の対策」と、大人が正しい知識を持つという「人間の対策」である。スマホ時代の子どもの心の問題に寄り添い、ともに学ぶ姿勢を示していきたい。

Ⅲ 第三日目 (十月五日 金曜日)

一 分科会報告

二 閉会式

挨拶

全国児童自立支援施設協議会

会長

林 功三

次回開催地挨拶

愛媛県立えひめ学園

園長

徳永 隆典

謝辞

兵庫県立明石学園

園長

柏原 俊朗

三 施設見学

閉会式終了後、兵庫県立明石学園の見学には五十七名の方が参加されました。施設見学の後、体育館にてNHK全国学校音楽コンクール出場メンバーによる男声合唱、女子全児童による創作エイサーの演舞に続き、学園全児童五十二名による手話歌「窓の外には」の披露をさせていただきました。

Ⅳ 終わりに

本年度の全国研修は「児童自立支援施設職員の現状課題への対応」というテーマを掲げ、近年の児童自立支援施設にて確実に増加傾向にある発達障害・愛着障害問題への再考、多様化する入所児童対応の中で、アンガーマネージメント、昨今のスマホ時代におけるスマホ使用への理解と対応などを研修内容とし、理解認識を深めるとともに各施設に持ち帰っていたいただき実施対応出来る場にしたと考えました。

発達障害・愛着障害問題では各施設で支援に苦慮する場面が日々の生活で多く見受けられる事案であり、児童の個別指導・個別支援の充実の為、支援困難児童への対応の理解を深める必要性を、改めて再認識する機会になったのではと感じております。また、保護者対応・支援困難児童対応・関係機関との対応と様々な対応の中で生まれる苛立ちや怒りとの付き合い方、スマホ時代の今日、一般ユーザーが知らずに使用している事柄・スマホの持つ影響力など、児童指導面から生活ツール変化への対応と再考が出来ました。

最後に本研修の開催に際してご協力賜りました関係機関の皆様、講演や分科会でお世話になりました講師、助言者等の皆様、研修にご参加していただきました皆様にはこの場をお借りしてお礼申し上げます。

新時代への移り変わりとなる平成最後の本年度研修が、児童自立支援施設の職員の皆様・入所児童の皆さんの力になることを願いまして、平成三十年全国児童自立支援施設職員研修会（兵庫大会）の報告とさせていただきます。

## 歴史から学ぶこと

社会福祉法人 南野育成園理事長 叶原土筆

教護院と呼ばれていた時代に、児童相談所に勤務をしていた筆者は、県立保育園に勤めていた妻を説得して、岡山県立成徳学校に異動をした。以来、およそ30年間勤め、定年退職してから20年余りの月日が流れていった。

同校では、男子寮10年、女子寮20年にわたって、教護院の伝統的な運営形態である小舎夫婦制の家庭舎に住みついて、子ども達と暮らしを共にしてきた。そのような大家族の賑やかな生活の中で、3人の我が子は大勢の兄ちゃん、姉ちゃんに子守りなどの手をかけられて成長していき、社会人となっていった。筆者も、満4才時に両親に連れられて広島県立広島学園の家庭舎に住み、大勢の子ども達のなかで生活をして成人となった者である。

退職後の新築の我が家には、老いた私共夫婦の2人きりの静かな生活が始まろうとしていた。自宅にひきこもるのはまだ早いであろうと、自宅から約10キロ余りの地にある児童養護施設に勤めることになった。

同施設は、成徳学校とは異なって、職員は通勤となっており、筆者はリフレッシュしてサラリーマンの気分ですぐに自宅から通い始めた。

数か月過ぎたある日の夕方、帰宅しようとして車に向かっていった時、5才の男児が近寄って来て「園長先生

はエエナー、僕は帰るところが無い……」と言って肩を落として寂しそうに去って行った。

ところで、職員は出勤すると室内外の掃除、洗濯など黙々とよく働いていた。たまに居合わせた子どもに、「先生の仕事を手伝わないの？」と声をかけると「先生は給料を貰って仕事をしとるんだろ、だから働くのは当たり前でしょう……」と。

その一言は、私の胸に少しづつ重くのしかかっていった。

様々な理由で家庭から離れて施設で生活をせざるを得ない子どもにとって、施設は家庭であるので、可能な限り家庭に近づけたいという思いが強くなっていった。

そこで、職員会議で子どもの養育に関わる保育士、児童指導員の未婚者は、子どもと暮らしをとにもする住み込みを提案。検討を重ね、住み込みを前提とした職員を採用して年度が変わって実施をすることになった。

そして、衣・食・住に関わる中で、特に動物・植物の命をいただき、自分の命や心を育てる食事は大切であるということから、朝食と弁当は、各グループで作ることにした。

子どもに限らず、大人にとっても朝起きは苦手なもの。目覚まし時計や職員、当番の声がけで起床は辛いものである。

そのようなことから、食事当番や職員の朝食づくりの中での野菜などの食材をまな板で刻む音、炊飯の何とも言えない甘い匂いを感じて目覚めるようになって欲しい……と始めたことでもある。

そのような生活が続いていく中で、子どもの意見箱に「先生は働きすぎ、少しはやすませてあげたい……」と書かれていた。

子どもと暮らしを共にして、触れ合いが増していくことで信頼関係は深まっていく。それは、子どもを天からの授かりものとして無条件に受けとめ、子どもの立場になり切って寄り添うことによつて、思いやりや優しさなどの「情」が深まっていき、指示や命令、叱責などは薄れていくものであろう。

「人は言葉では動かない。情で動かせ」ということなのであろうか。

また、問題を起こした子どもや、職員の気持ちを理解してもらえない子どもに対しては、子どもを責めるより理解をしてもらえない職員自らの非力を自問する姿を知って、子どもは変わっていくものではないだろうか。

それは「情」で叱るといふことでもあろう。

そのような人間愛に満ちた家庭的な施設づくりを目指していた頃、児童福祉法改正が行われた。

最も関心が強かったのは教護院の名称のことであり、児童自立支援施設と変わった事は誠に意外であった。

それは、筆者が全国教護院協議会の運営に関わっていた頃の事である。かねてからの課題となっていたのは、入所児童の減少問題、つまり、定員開差の問題であった。

教護院入所の該当ケースがあっても、イメージが暗くて理解されにくいなどから、名称変更を検討することになった。そこで、全国の教護院に名称についてのアンケート調査をしたところ、「家庭学校」への変更が最多であった。

その理由としては、非行などの様々な問題行動を起こす子どもには、親の虐待など子どもにとって不適切な養育環境におかれている子どもも対象であるため、施設は子どもにとっては最も家庭に近い環境の中で預かって教育や訓練などの学校教育を行って社会復帰を目指すという意味を示すという意味で一般的には理解が得られやすいという事であった。

筆者は、その名称を当時の厚生省児童家庭局育成課長に伝えたのである。

一方、教護院の現場では伝統的な運営形態である小舎夫婦制は、後継者不足や労務管理上の問題などか

ら、通勤交代制へと移行する施設が増していった。

そこで、小舎夫婦制については労働基準法適応除外とならないか。また、小舎夫婦制は労働時間を前提としては成立しないものである。小舎夫婦制に最も近いのは里親さんであるので、「教護里親」としての位置づけを考えて欲しいと要望したことがある。それは、勤務時間があるようでないような「特別職」として位置づけることなどを提案したが、一笑されてしまった。

今になって考えてみると、教護里親の発想は、現在では専門里親の位置づけであろうが、しっかりと強く要望すべきであったと思う。

筆者は、時代が多様に移りゆく中で、創設者である留岡幸助（1864～1934）の理念は、該当の子ども達にとっては、最良の運営形態であると、忠実に実践されている北海道家庭学校及び、児童福祉を学ぶ者が孤児の父、あるいは、児童福祉の祖として尊敬している石井十次（1865～1914）の愛の実践を踏襲されている石井十次記念友愛社の児童福祉施設を原点として学んで欲しいと願う者である。家庭学校の創設者である留岡幸助は施設に預かる子どもには親の愛に満ち溢れた家庭であることが重要と考え、自ら子どもと暮らしを共にして支援をしていた。

石井十次は、措置費など公的な資産援助が無い時代、明治20年（1887年）に岡山孤児院を創設しているが、明治41年（1908年）に岡山孤児院の教育法を発表、12則の中で第一番目を小舎制で家族主義の生活としている。そして、乳幼児は委託主義として里親に養育を委託していた。

その十次の精神は、彼の古里である宮崎県児湯郡木城町で十次の曾孫である児島草次郎氏によって児童養護施設や、乳児院、保育園などが複数にわたって運営され、脈々と継承されている。

歴史はもとに戻らないと言われていわれているが、施設を利用せざるを得ない子ども達にとって、施設に出会って良かった、今の私があるのは施設のおかげであると言えるようになることを期待したい。

## 折にふれ思うこと

高知県立希望が丘学園 自立支援第二担当チーフ 石原早織

平成元年、私が県に新規採用され初めての職場が『希望が丘学園』でした。当時は四十数名の児童がおり、小舎併立制の四つの寮がフル稼働し、職員ほとんどが住み込んでおり、それぞれの寮長・寮母のカラーで寮舎運営がなされ学園全体に活気があったように思います。

子どもたちの在園年数は現在より長く、中学卒業が卒園の時期という子どもがほとんどで、小学生の頃から学園で生活しているという一八歳の高校生もおり、二十歳そこそだった私は、支援者と児童の線引きが難しく、当時の子どもたちと周りの職員に支えられてただただ必死に学園生活を共にしていました。

保護者や対外的なやりとりはほとんど寮長が担ってくれており、恥ずかしながら私自身に保護者支援という観点はなく、たまの連絡がどちらかというくらいと良くない報告になってしまうことも多く、自分の親ほどの年齢の保護者から「先生には子どもはいるんですか?」「連絡が事務的だ」と言われたこともありました。当時は返す言葉も見つからず落ち込んだものですが、離れて暮らす我が子の話が、面白くない報告ばかりだと親として切ないものなんだと、そんな当たり前のことが、その後自分が親になって初めて気がついたものです。今思えば、支援者と言うにはあまりに未熟過ぎて何とも申し訳ない気持ちしかありませんでした。

仕事を始めて三年程して、住み込みゆえの仕事の楽しさと困難さを味わいました。寮の子どもたちが幼

いわが子を抱っこしてあやしたり遊んでくれたりし寮の雰囲気を和らげてくれたことは言うまでもありません。その和やかな雰囲気に心癒されたものです。

ただ、ひとつ歯車が狂い、職員と子どもたちとの間に溝ができ、子どもの心も荒れてくると、寮の中になんとも形容しがたいびりびりした空気が漂ってきました。教護院では当然のことですが、悪い時は負の連鎖ですぐには好転しないものです。あがいてもあがいても学園は落ち着かず、関係はこじれるばかりの状況に、その中で子育てすることに疲れ始め、新採の頃の「ずっと学園でやっていくんだ！」との熱い思いが崩れ始めました。

そして、なんともやり切れない思いのまま、八年間過ごした学園から去ることになったのです。「しんどいことから逃げてしまった」という後味の悪い異動でした。

平成二十一年、二度目の赴任でした。学園は小舎併立制から通勤交代制に変わり、分校の教育も導入され、職員も学園運営も教育も様変わりしていました。十数年のブランクで、教護院時代の感覚から、児童自立支援施設として、新しい考えや支援方法に馴染むのには随分と時間がかかったものです。

再び学園生活が始まると、子どもたちの母親の年齢になっていた私は、少し気持ちにゆとりを持っていました。「子どもやもん、そんなことあるよね」「カッコつけても甘えたいよね」と、少々のことには動じないとまではいかないけれど、大人だって不完全なのに子どもたちが未熟で当然と、子どもを許せる気持ち、受け入れる気持ち自然と湧いてきていました。とは言え、学園は荒れに荒れた時代でもあり、職員も疲弊しそんなこと言っていられない状況でした。

我々にとって日常の当たり前前の生活が当たり前として送られてこれなかった多くの子どもたち。「朝起きた、しかも毎日定時に」「決まった時間にちゃんとしたご飯が食べられる」「自分で食器洗って、自分で洗濯して、自分で掃除して整理整頓」「学校行けてなかった子が毎日ちゃんと机に向かっている」「自然に

ありがとうが言える」。昔は気づきませんでしたでしたが、当たり前を当たり前にするって、それってすごいことなんじゃないかと思うようになりました。基本的な生活が整って初めて自分自身の課題だったり、家族との関係だったり考えられるようになるのだと気づきました。

決して学園で落ち着いていたとは言えないのに、調子のいい日も悪い日も毎朝の起床が一番で、洗濯干しや掃除もきっちりやる、そこだけはぶれない子どもに、「学園生活で一番しんどいことは何？」と聞いたことがあります。その答えが意外にも「朝起きること」とでした。大人から見れば、「いやいや、もつともつとしんどいこと他にあるでしょ」と思うですが、彼が一番得意とすると思っていた「朝」が一番苦手だったとは……。一番苦手なことを毎日手抜きせずやっていたと言うことは、彼の相当な覚悟と努力が継続的であつてこそで、その何気に見落としがちな部分にも目と心を向ける細やかな視点が必要だと痛感したことでした。

現在、三度目の学園勤務となっています。

保護者の立場に立つことも、信頼関係の取り方もわからず、十分な支援ができなかった若かりし頃。今なら、親としての思い、子どもの親に対する思いも、私なりにではありますが理解しつなぐことができるようになってきました。

また、ステージ制（昨年度の非行問題で紹介させていただいています）での取り組みの中、支援が進み子どもたちが成長をすればするほど「期待するが故、過度に要求が大きくなってはいないか？」「小さなことでも見落としなく頑張りへの評価は返せているか？」と考え、「子どもたちがやっていることは当然じゃない。どんな些細なことでも努力の上に成り立っている」というところに私は常に立ち返るようにしています。自分自身が、子どもの毎日の頑張りの上の安定に、あぐらをかいてはいけないという気持ちをお忘れずに持ち続けるためです。

近年、当学園でも児童自立支援専門員の採用が増え、皆誇りを持って働いています。私が亀の歩みのように十四年かかって気付いたことの何歩も先を進んでくれています。彼らの頼もしい姿を見ながら、私もまだまだ成長し、大切なことを見落とさないように一歩ずつ進んで行かなければなと思っています。

## 甲陽学園桜木分校

## 甲陽学園と桜木分校の連携

桜木分校教務主任

仲沢 一雄

桜木分校の教育計画

## I 分校の性格

桜木分校は、児童自立支援施設「山梨県立甲陽学園」に併設されている小学校と中学校が一体となった公立学校である。甲陽学園に入所している児童（児童福祉法では十八歳未満の児童）に普通教育を保証するという目的で、甲府市立中道南小学校並びに甲府市中央市中学校組合立笛南中学校の分校として平成二十年四月に開設された。（平成二十二年より甲府市立笛南中学校）

児童自立支援施設が担う指導業務のうち、学習指導（学校教育）を全面的に分校が担当し、学園職員と連携をとりながらその目的の達成を図っている。学園と分校は、福祉と教育、あるいは県と市という管轄上の違いがあり、指導領域や役割分担が異なるため、児童・生徒への関わり方や指導方法を共通理解しながら、連携した指導体制を構築していくことが必要である。両者が連携した教育活動を展開していくために、その基盤として、学園、分校それぞれが担うべき役割を明確にし、かつその役割遂行において責任を持つ

ことが求められる。そのため、両者で常日頃より連絡、調整、協議を十分行いながら業務の円滑な推進に努めている。

## Ⅱ 学校教育目標

「自己を見つめ、心豊かに正しく生きる児童生徒」

- ・ けじめをつけ、決まりを守る児童生徒
- ・ 目標に向かって努力する児童生徒
- ・ まわりの仲間を思いやる児童生徒

## Ⅲ 重点目標

- ・ 基礎学力を確実に定着し、個性の伸長を図る。  
〔学びの支援〕
- ・ 自他とのかかわりを見直し、共に成長しようとする態度を身につける。  
〔暮らしの支援〕
- ・ 自分を大切にし、他者を思いやる心を育てる。  
〔心の支援〕
- ・ 働く喜びと貴さを学び、将来への意欲と希望を高める。  
〔働く支援〕

## Ⅳ 分校経営の努力目標

教職員一人一人が主体性と個性を生かし、教育理念に基づいた信念と教育愛を持って、児童生徒の自立支援に向け、豊かな教育活動を日々実践できるよう努力する。

- (一) 全教職員が教職員としての使命と責務を自覚し、時代を超えて価値あるものを大切にしながら社会の変化に対応した教育活動の実践に向け、絶えず研修に努め、自らの資質向上を指す。
- (二) 全教職員が学校経営に参画する一人としての自覚を持ち、厳しさと優しさを持って児童生徒の自立を支援し、活気ある学校づくりに努める。
- (三) 創意ある教育課程の編成と実施に努め、「わかりやすく学びの充実感を得られる授業」を目指し、児童生徒一人一人の実態に応じた学習を展開する中で、評価と支援のあり方や授業の反省、改善に努め、基礎・基本の確実な定着を図る。
- (四) 愛情と信頼に基づいた教育活動を展開する中で、自己肯定感を高める指導を目指し、学園と分校の指導を両輪とした真の自立に向けての教育を推進する。
- (五) 学園職員や関係機関の職員と連携を図りながら、児童生徒の内面の理解に努め、生命尊重、人権尊重、倫理観と規範意識の育成を推進し、カウンセリングやガイダンス機能を充実する。
- (六) 児童生徒相互、児童生徒と教職員、教職員同士との望ましい人間関係の醸成に努め、毎日が楽しく充実した学校生活がおくれるようにする。
- (七) 児童生徒の実態や課題を適確に捉え、自立に向けた教育活動を展開して、一人一人のよさや可能性を伸ばす個に応じた指導の推進・充実に努める。
- (八) 施設・設備の活用を工夫するとともに、児童生徒と教職員がともに働き、学習の場にふさわしい環境づくりに努める。
- (九) 保護者、学園、前籍校、地域、関係機関との連携を密にしながら、それぞれの立場を理解して、互いに敬愛できる環境づくりに努め、開かれた学校、特色のある学校づくりに努める。
- (十) 主として環境面の諸事情から問題行動を起こし、集団生活の場での不適応状態となった児童・生徒の安定を図るよう努め、社会適応力を高めていく。

(十一) 個々の児童・生徒の特性を充分理解し、自主的な生活・学習態度の確立を目指し、家庭、前籍校及び地域社会へ復帰できるよう適切な教育を推進する。

## V 組織・運営

甲陽学園との連携では、甲陽学園側（園長・副園長・課長）、桜木分校側（教頭・教務主任）との連携に努めている。児童生徒の情報交換も含めて五人を中心に情報交換を行っている。ただし、細かい内容、検討する時間のないような場合には、教務主任と課長とで綿密な連絡調整を行う。

次に、あらゆる場面での情報交換を次のように行っている。

(一) 調整会議（月に一回、月の終日に行う）

参加者（園長・副園長・課長・教頭・教務主任・男女寮リーダー・総務リーダー）  
次の月の合同職員全体会議を行うための会議である。合同職員全体会議を円滑に行うために、前もって会議に出される内容を検討・確認する機関である。

(二) 合同職員全体会議（月に一回、月の初日に行う）

学園分校全員で会議を行っている。内容とすれば、前月の児童生徒の様子、今月のケース処遇予定、今月の行事の提案検討、処遇検討などを中心に行っている。

(三) 朝の打ち合わせ

参加者（園長・副園長・課長・分校教務主任・前日の当直職員・今日の日勤職員）

前日の児童生徒の様子を前日の当直職員より報告、教務主任より今日の予定確認を行う。分校職員は、児童生徒が登校してきているため、教務主任のみ参加し、前日の児童生徒の様子は、昼の打ち合わせで分校職員に報告する。ただし、朝のうちに担任に伝えておいたほうがよい情報は、朝の会終了後、担任（学

年主任)に報告する。

(四) 昼の打ち合わせ

参加者 (分校職員全員・男子寮から一名、女子寮から一名)

教務主任より、朝の打ち合わせで出た内容を (前日の児童生徒の様子) 報告し、それから各担任より、午前中の授業や休み時間の様子を報告する。次に寮職員より昼食時と昼休みの児童生徒の様子を報告する。

(五) 夕方の打ち合わせ

参加者 (分校職員全員、学園職員は、寮指導なので参加できない) 午後の児童生徒の様子を報告する。その内容については、打ち合わせ終了後、生徒指導主事が寮に内線電話で報告する。また分校内では明日の予定を確認する。

## VI 行事について

行事管理区分表を作成し、学園・分校どちらが主で起案をして行事を進めていくのかを決めて、お互いに協力しながら進めている。四月からの共催行事を載せておく。この十年で行事の精選も行われたが、学園としては、児童生徒を中心とした楽しい行事は残したいとの考えであった。

四月 着任式 (起案・学園)、花見の会 (起案・学園)

五月 校外学習 (職場体験学習を含む) (起案・分校)

六月 ゴミ0運動 (環境整備時) (起案・学園)、前籍校連絡会 (起案・分校)

七月 東海地区野球大会 (起案・学園)、三者懇談 (起案・分校)

九月 フェスタ甲陽 (学園祭) (起案・分校)

十月 秋の遠足 (起案・学園)

十一月 小学校・中学校修学旅行（起案…分校）、前籍校連絡会（起案…分校）

十二月 クリスマス会（起案…学園）、三者（四者）懇談（起案…分校）

一月 どんど焼き（起案…学園）、四者懇談（中三）（起案…分校）、スキー教室（起案…学園）

二月 園遊会（起案…学園）、分校運営連絡協議会（起案…分校）

三月 三者懇談（起案…分校）、卒業証書授与式（起案…分校）、退園式・離任式（起案…学園）

## Ⅶ まとめ

桜木分校に勤務するようになり、情報交換の必要性を常にかけている。いかに素早く全員に伝えるかというところである。児童生徒の登校前には、昨日の寮における様子（夜の様子）を、分校全職員知っておきたいところであるが、児童生徒が登校してしまふと分校全職員がかかわらなければならないので無理がある。では、登校する前に寮に聞きに行けばよいが、そうなると今度は、寮職員が児童生徒の登校まで面倒を見なければならぬので無理がある。また、学園との朝の打ち合わせに学年主任・担任が参加する取り組みをしたこともあったが、その時は、教頭・教務主任が児童生徒の朝読書・朝学習の取り組みを見ていた。しかし、児童生徒が取り組みをせずに飛び回り廊下に出してしまうなど、收拾がつかなくなってしまう、すぐに取りやめてしまった。そこで、今のような三回の情報交換になり、児童生徒の情報がお互いに風通しよく流れていくようになった。

行事では、お互いに管理区分を決めて、取り組みをしている。行事に関しても、うまく機能しているように思う。ただ、一学期の野球の取り組みについては、学園行事であるが分校職員の負担が大きい。それは、学園職員の勤務が不規則であり、昨日参加した職員が今日は出勤していないという、それも仕方のないことだと思う。そこでお互いの協力・協働というものが必要である。

協力・協働とは、お互いの立場・勤務・教育・福祉を理解して、協力して取り組むこと、問題解決に向けて取り組むことだと考えている。また、決められた時間ではなく、分校職員の授業の空き時間に学園職員と児童生徒のことについて情報交換をしていくことも大切である。

## 甲陽学園における食育支援について

山梨県立甲陽学園 給食委員会

### I はじめに

近年、特に子ども達に対して「食育」の大切さが叫ばれるようになってきている。言葉にするのは難しい食育だが、農林水産省では「生きる上での基本」とし、食に関する知識や食を選択する力を習得すること、健全な食生活を実現することができる人間を育てること、という指針を出している。呼吸や睡眠と同様に、食べることは生きる上での基本であり、当たり前のことである。「食」をわざわざ重要視する理由は、近年食に関連した問題が多く増えてきたからだと思われる。生活習慣病や外食による栄養の偏り、ダイエツトによる低栄養など、食が豊かになったからこそ問題が多い。そこで食への知識習得、自分にとって必要な食を選択する力を育てることに注目が集まり、食育という概念が生まれたとされている。特に近年目立ってきた問題として、全体的に「こ食」が多い点が挙げられる。こ食の「こ」とは、ひとりで食べる「孤」食、自分が好きな物を別々で食べる「個」食、好きな物しか食べない「固」食、食べる量が少な過ぎる「小」食、パンやパスタなど粉を使った主食だけ食べる「粉」食…。このような「こ食」が日常的に行われることで、それが普通のことのようになってしまっているような気がしている。

## Ⅱ 食育の取り組み

当学園においては、近年の児童虐待等の増加に伴い、恵まれない家庭環境の中で育てられた児童が多く入所している。すなわち、「食」に対しても十分な理解を得られないまま生活していたことが窺えており、そのような児童に対して、「食への楽しみ」「食への体験」を深めることを大切にしている。

### 一 共食・献立

「食への楽しみ」においては、「共食(ききょうしょく)」をまずは大事にしている。どの施設も同じだと思われるが、学園においても、みんなで一緒にテーブルを囲んで食べることで家庭的な雰囲気味わい、食事の楽しさを実感できるようにしている。また、より家庭的な暖かい雰囲気が出るように、一人ひとりの食器の下にランチョンマットを敷く工夫をしたり、お茶碗や箸などにおいても、外出時に自分で好みの柄や好みの色を選んで購入したりして、より一層、食事への興味・関心を高められるように工夫している。食事時間においても、食べるペースがゆっくりな児童が、周囲を気にせず、焦らずに落ち着いて食べられるように、「ごちそうさま」の挨拶は、早くても終了時間の5分前に設定して対応している。そのようにすることは、よく噛んで食べたり、周囲が焦らせるような雰囲気を作らせないようにしたりする目的もある。

献立では、年1回の嗜好調査を通じ、児童一人ひとりの嗜好や現在の食事に対する不満等の状況を確認し、献立作成・調理方法・食事提供方法へのフィードバックを実施し、食事に対する満足度を向上するように努めている。また、アンケートに併せて、児童自身が食べたい物や栄養バランスを考えてメニューを提案する「マイメニュー」も取り入れている。毎回どの児童も「何がいいかな」と真剣に考える姿がと

ても印象的である。とは言うものの、食べ盛りの子ども達なので、どちらかと言えば、栄養バランスよりも食べたい物を選択する児童が多いように感じている。

## 二 調理実習・食事マナー

各寮で、調理実習も定期的に行っている。五感をフルに働かせる「感じる力」、料理の作業や段取りを考える「組み立てる力」、料理を仕上げる「表現する力」。食事を作り上げること、小さな達成感や自信を積み重ねながら、食の知識・技術の習得はもちろん、協力し合うこと、約束を守ること、命の大切さを知り、感謝の気持ちを持つことなど、今後、自立して社会の中で生きていく上で大切な力を身につけられるように支援している。また、児童自らが食材と向き合うことで、食への興味関心が引き出され、食べることへの積極性や児童間や職員とのコミュニケーションを生み出す要因にも繋がっているように感じている。

食事マナーにおいては、これまでの家庭環境の中で基本的なマナーが身につけていない児童が多く入所している実情があるため、毎日の食事場面で習慣化できるように努めている。それに加え、メニューに応じて、ナイフとフォークを使用するテーブルマナーについても支援している。和食のマナーを学ぶことは多いかもしれないが、洋食のマナーを中学生のうちに学ぶことは少なく、入所前まで未経験の児童も少ない。そこで社会に出てから、食事に合ったマナーに適應できるようにこのような工夫もしている。

## 三 社会への対応

普段の食事マナーがより実践できるように、外出を通しての支援も行っている。習慣化されたことでも、

環境が異なると違う行動をとってしまふこともあるので、児童がどのような環境におかれてもマナー良く、食事できるように努めている。もちろん食事マナー以外にも、児童自らが食べ物を選択し、注文をとり、会計を済ませる一連の流れについても身につけられるように支援している。

### Ⅲ おわりに

このように、施設で食べる食事そのものが栄養教育（食育）に繋がりが、児童にとって1回1回の食事が楽しみの場・学習の場であると感じている。食物を見、匂いを感じ、手で触り、口の中で感じ、味わうといった体験を通じ、食べる行為そのものに「幸せ」を感じ、経験の幅を広げることにおいて受容できる食物を増やすことにも繋がっている。また、食事中の姿勢や道具の扱い方などの継続的な体験が発達を促し、望ましい食習慣の形成の基礎が作られると考えている。さらに、農作物を通じて季節（旬）を感じることを、行事を通じて日本の文化に触れることなどから、食べ物の恵みに感謝する気持ちを育み、食べることへの意欲や感心を高め、将来に繋がる望ましい食態度が形成されると思われる。

これからも「食育」を通じ、児童一人ひとりが「食への楽しみ」「食への体験」を深められるような支援を継続していくと共に、新たな工夫も積極的に取り入れて児童の食育に努めていきたいと考えている。

## 施設見学報告

生活クラブ風の村はぐくみの杜君津

赤ちゃんの家を訪ねて

千葉県生実学校

児童自立支援専門員

税 所 栄理子

原稿を書くということを任された。文章を書くということにはあまり自信はないが、児童自立支援施設への入校理由として、施設からの措置変更により入校する子どもが多くなっている状況の中、児童の生い立ちを追って、乳幼児期にどんな環境で育ってきたのか、家庭から「分離」され、措置変更の度に「分離」経験をしてくる子どもに対して、児童自立支援施設にできることはなにかと、改めて考える時間となるかもしれないということ、自分の気持ちを整理するきっかけになるかもしれないと思い引き受けた。そんな思いを持ちながら乳児院を見学し、乳児院の施設長、併設されている養護施設の施設長と話しをする機会を設けてもらうこととなった。

見学に伺った乳児院は、一年前に開設となったばかりの施設であり、一見大きな家のような二階建てであり、定員十五名の乳幼児が、家庭的な雰囲気の中で伸びのび生活できる環境となっている。並びには、五年前に造られた六棟の児童養護施設がある。隣接にこだわった思いとして、乳幼児期に特定の大人との関係を築いてきた子どもを、同じ地域の中で育てていく切れ目のない支援を目指す、高橋施設長の暖かい

思いが込められているからこそその事であった。

年齢によって活動や、欲求が大きく変わる乳幼児期は、子どもの発育に合わせ活動ができるように、部屋を分けて生活をしているということであり、職員も、部屋ごとで分かれた勤務体制をとっているのとどった。しかし、満床に達したのが最近の事であるため、スタートを切った状態であるということであった。今は、状況に合わせて対応ができるように工夫しているとのこと。また、交代制勤務で直接話をするのが少なくなってしまう状況を補うために、業務上のシステム内に、職員の「つぶやき」を書くことができることや、みんなが集まる会議の場を有効に使い、職員同士のコミュニケーションを大事にしている工夫があった。基本的に健康管理や情報の伝達はPCで行っているが、実際の動きとしては、手書きでチェックした方がいいという意見もあるということもあり、柔軟に対応しているということも伺った。職員が、書類などを書く部屋は、ガラス窓などで仕切られていて各部屋を見渡せるようになっており、厨房も、ドアがガラス張りになっているため、まさに家庭の風景、台所の匂いに触れることができる作りになっている。大人の動きと子どもの動きの動線の工夫があらゆる場所に施されているため、子どもの事故防止と、職員の作業の効率化の両方を叶える利点が多いように思えた。

職員の若い力をどう生かしていくかということについても、両施設長に意見をいただいた。施設という場であるが、子どもと一緒に生活をする場であるため、職員個々の家庭のやり方ではなく、施設のやり方としてのマニュアルを職員に渡していることや、A4の紙を持ち歩き、ホームの気になるところをピックアップして、意見を出し合うことを実践しているということも伺った。細かいルールではあるが、職員同士のいさかイヤ、ちよつとしたズレを改善できる方法であると私は思う。施設で働いていると当たり前のルールが曖昧になってしまふことが多く、その延長線できちんと大きくなってしまうことも少なくないが、些細な事から見直していくという姿勢は、子どもと一緒に生活を送るうえでとても大切なことであると話を聞いて気づかされた。

近年、児童相談所に相談ケースとして挙がってくる児童虐待相談対応件数が、十二万件を超え児童相談所の福祉司の増員や体制の見直しが行われているのが現状だ。同時に子どもの養育の場を家庭的養育すなわち少人数での養育の場を増やしていくという流れが見られているが、家庭的養育の場で生活ができる子どもばかりでなく、施設で生活を送らなければならない子どもも少なからずいる。もう一つの施設の役割としては、里親や、ファミリーホームの中核として、研修を行うことや、アドバイスを与えることができるということだ。地域に点在している里親が孤立しないように、結んでいく役割も担っている。地域で生活をしている里親、ファミリーホーム、施設が互いの良いところを出し合い、足りないところは補っていくことのできる形を整えるのも、子どもを育てていく上では大事なことだと思う。

冒頭にあげた、「分離」についても、たくさんの意見を交わすことができた。家庭での養育が整わないことで、子どもは、家庭から離され、親以外の大人との関係を築くことになる。乳児院として、職員の第一の業務は子どもをケアすること。職員がケアに専念できるように、他の作業にかかる職員の負担を軽減するための工夫などが行われていることや、上記に書いたようなことをもとに、職員同士の関係を結んでいく工夫がされている。乳幼児期に大人との愛着関係を結ぶことで、子どもは大人への信頼関係を結び、子どもが成長する過程で、目には見えないところでの心強いサポートになるのではないかと思っている。乳児院の措置期間は年齢の定めがあるが、措置されてから、大人との関係を築く期間、同じ場所で同じ職員でケアをするということが子どもの愛着を育てていく上で望ましいという思いを聞く機会ともなった。家庭の中であれば、いくつになっても大人は変わらずに存在し、子どもが育つ過程であるならばいつでも育て直しは出来る。しかし、社会的養育が必要な子どもは、必要に応じて関わる大人が変わる場面がしばしばある。大人が、子どもの養育されてきた過程を知ることや、育つ過程の中で何が必要な事を考えていくということはもちろんだが、子ども自身がかかわってきた大人の思いを知ること、大切なことであるように思えた。

私が勤める児童自立支援施設という場所は、子どもが社会のルールの逸脱、またそのおそれがあるということで入校してくる。子ども自身に課題があり、大人との関係を築き直し、また地域で生活が送れる力を養っていく場所になる。子どもが培ってきた大人との関係、友達との関係を切る「分離」の目的で入校する所ではない。枠がある生活の中で、子どもが育ち直ししていくのであれば、おそらくここで、乳幼児期とおなじように、大人との関係を作り直している場なのかもしれない。身体は大きいことから、乳幼児期のような、抱っこなどの身体的な関わりは困難なのだが……。子どもが安心できることを一から見直していく、その中で、子どもの可能性を引き出していき、再び地域社会での生活が送れるようになることが、児童自立支援施設の職員の思いだ。ここでの生活は、「分離」ではなく、「目的」を通して、地域と子ども、家庭と子どもを、改めて繋ぎなおしていくということだ。児童自立支援施設は「築き直しの場所」であるという視点をもつきっかけとなる訪問だった。今回、忙しい中施設見学、そして時間を忘れるくらい長時間質問に答えていただいたはぐくみの杜の施設長、赤ちゃんの家の施設長、本当に暖かい時間を頂き、ありがとうございました。



落ち葉集め



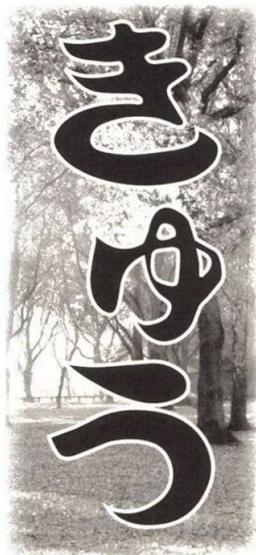
堆肥作り



薪作り



門松作り



## 外部の声

## ① これまでの生活を振り返って

福島県福島学園退園生

N・T

まず初めに、私が学園に入所することになった理由についてお話します。私の大きな問題点として、父親とのコミュニケーションがうまくいかず、深夜徘徊や家出を繰り返していました。確かに、家出をすれば怒るのは当たり前のことだと思います。しかし、父親が「出て行け。」という一言で済ませようとしているのか、出て行った後のことまで考えて発しているのかなど、色々な疑問や不満が生まれていました。一時的に家に帰っても次から次へと父親からの暴言があり、「家にいたくない」と思う気持ちが強くなり、家出を続けました。

そんなある日、児童相談所に一時保護されました。本来であれば「最悪だ」と思うのが本当なのかもしれませんが、一時保護された時、心の中で「やったあ」と思っていました。その理由は、家にいても楽しくないし、暴言を吐かれ続けていて自分自身が限界を迎えていたからです。

保護されている間は、家で生活しているより楽しく感じました。二ヶ月くらい経つ頃、児相の先生から

家に帰るか施設に入るかの選択を迫られました。もちろん、「家に帰るより施設に入った方がマシ」と思っていた私は、「施設に入ります。」と答え、両親も施設入所を了承し、福島学園に入園が決定しました。

学園に入園してからは、日課に沿って生活することができました。普通の人にとっては施設生活が大変だと思いますが、私にとっては楽でした。なぜなら、一日の日課が決まっており、日課に沿って行動することができるようになったからです。家にいる時は常に緊張して生活しており、寝に付くまで気が抜けませんでした。

また、好きなスポーツを通して、体やメンタル面を鍛えることができました。特に野球では、ピッチャーのポジションを任せられ、プレッシャーに打ち勝つ経験ができました。練習では、走り込みや体力作りの際に手を抜きたくなる時が何度かありました。しかし、周りも必死に練習している姿を見て、自分も頑張らなければと思い練習しました。

退園が近くなると、一人での園内実習が始まりました。実習では、草刈りや剪定作業を初め、園内の環境整備を行いました。この作業をいつまでに終わらせるといった納期が決まっていて、作業効率が悪いと納期内に作業が終了しないため、どの様にすれば期限内に終わらせることができるのかを自分で考え、責任を持ってやることの大切さを学びました。

園内で様々な体験をする他に、家族との交流もありました。その中で、自分に足りないものは何なのかや、家族にどのように接すれば良いのかなどを深く考えさせられました。

そして、退園することとなりました。色々と自分の考えを持つことができるようになり、その考えを言葉で表せるまでになりました。私の希望を学園の先生も尊重してくれ、アルバイトをしながら通信制の高校に通うことで進路を決定しました。生活する場所は自宅になりました。学園での生活で、以前の自分になかった人との接し方や、家族との折り合いをうまくできるようになったと判断していただき、挑戦してみることになりました。

退園後は高校も仕事もうまくいっていましたが、それと同時に両立が大変だということがわかりました。高校は通信制の高校なのでリポートがあり、月に二〜三回ほどのスクーリングがあります。仕事は一日八時間働き、外での立ち仕事のため、暑くても寒くても外で接客をしなければなりません。高校と仕事を両立して続けるのは、本当に大変でうまくいかないことが多いです。

また、家庭においても、初めは父親とも程良い距離を持って生活できていましたが、だんだんと帰宅時間や仕事のことで揉めるようになり、一時的に家を出て生活することもありました。そのような中、父母が離婚することになり、私は母と暮らすことになりました。今は、母と弟たちと楽しく暮らしています。現在、仕事と高校の両立が大変ですが、学園で学んだことなどを思い出しながら頑張っています。それに、私には母や弟たち、もっと多くいえば彼女や友達など、多くの応援してくれる人がいて楽しいです。なので、これからも応援してくれる方々を大切にし、仕事と勉強の両立を頑張りながら家族の力になっていきたいと思っています。

## ② 実習生を受け入れて

社会福祉法人オリーブの樹 オリーブ鎌取福祉作業所 施設長

浅見 有理子

私のいる事業所は就労継続支援B型事業所で知的・身体に障害のある方たちが通所しながら紙漉き・機織り・畑作業・受注作業を行っている。生実学校の先生から実習受け入れの依頼連絡を頂き、福祉に興味のある子であるということもあり何のためらいもなく受け入れのお返事をした。どんな子が来られるのか楽しみだった。

一人目の子はとても大人しそうで何があつて生実学校にいるのか？と疑問に思うほど静かな女の子だった。どうして福祉の仕事に興味を持っているか等を語ってくれ、希望や夢があるっていいなと感じ何か力になりたいと職員全員で話し合い、トイレ掃除から一緒に始めた。地味な作業も嫌がることなく関わってくれた。

二人目も真面目そうな男の子で真剣に作業に向きあつてくれ、利用者にも優しく声を掛けることが出来、利用者みんなが彼の来る日を待ち望むほどの人気者となった。確かに二人とも苦手なことがあつて生きにくさを感じているだろうと思う部分はあつたが、周りの環境が合えば今後の人生を楽しく笑顔で暮らしていけると感じた。また、学校行事に呼んでいただけの機会があり、体育祭・文化祭に参加させていた。どちらも先生と生徒が一丸となって作り上げた素晴らしい行事で、どの生徒もいきいきしており特に感動したのは体育祭の競技の合間に放送された生徒全員の作文だった。みんな将来の夢をしっかりと持っていて家族への思いや周りで支えてくださっている先生への感謝を語っていた。自宅から地域の学校に通い家族と一緒に暮らすのが当たり前の幸せかもしれないが、少し寄り道をしている生実学校の子どもたちが将来仕事につき家庭を持ち、今の貴重な経験を活かして社会に出て毎日を生き生き暮らしてくれることを願いながら今後も実習の受け入れを行い関わっていききたいと思う。

### ③ 「縁」あつて

特定非営利活動法人 五輪福祉会 理事長 津田良和

生粋の博多っ子の私が、高校卒業後、紆余曲折を経て東京の大学へ進学。そして大学卒業後、ふとした

きっかけで国立武蔵野学院看護職員養成所に入り、卒業後はそれまで何のつながりもなかった島根県に採用されたことから、わかたけ学園（当時は八雲学院）との「ご縁」が始まりました。

島根では、ことあるごとに「ご縁」という言葉を耳にしますが、私の人生は「ご縁」あったものだったなど、過去の履歴を振り返る度に思います。わかたけ学園を皮切りに、障がい児（者）施設や児童相談所の職員等を歴任し、平成一五年三月、三十二年間の県職員生活に終止符を打ちました。

定年後は自分の好きなこと、やりたいことだけやって、悠々自適の生活をしてやろうと甘い夢を思い描いていたのですが、現実には思うに任せないものです。地元・宍道町からは公民館の館長を委嘱され、また複数の医療・福祉系の専門学校から講師を依頼され、加えて家裁の家事調停員までお鉢が回ってくるなど、現役の時より多忙になる始末です。言い訳を並べて辞退するなど性に合わぬとばかり、言われるがままに引き受けていたら、いよいよ二進も三進もいかなくなりました。そこで意を決して、それまでの経緯から看護学校の講師と家庭裁判所の調停員だけを残し、平成二〇年度末で身を引くことにしました。

というのも私には、以前から胸中秘かに温めていた夢があったからです。

平成七年からの二年間、身体障害者授産施設で勤務する機会がありました。それまでは、行政機関と施設の違いはあっても、基本的に児童福祉の枠組みの中で過ごしてきた私にとって、障がい者施設、それも「働く施設」での勤務は新鮮で、驚きに満ちたものでした。そんな環境の中で私は（指導課長という肩書にもかかわらず）、暇さえあれば作業室に入り、利用者の皆さんと一緒に、段ボールを折ったり貼ったりしての、家電品梱包用の緩衝材づくりに初めて取り組んだのです。これがやってみるとなかなか面白く、また仕事を通じて業者さんとの人的なパイプもつくることができました。

二年間、見よう見まねでやってみて思ったのは、「大きな施設ではなくて、地域の小さな作業所でこれできないものだろうか」ということでした。わかたけ学園の所在地であり、私の住む松江市宍道町には当時、障がい者の作業所が少なく、働く機会に恵まれない方がたくさんおられました。地元で障がい者が

通える作業所をつくってほしい、という声も多く、私の中でいつしか「作業所での福祉的就労の機会を提供したい。家や家族と離れ、施設に入所するのではなく、障がいを持つ人たちが住み慣れた地域で活動できる場を保障してあげたい」という思いが次第に具体性を帯びていきました。また一方で、わかたけ学園の子どもたちが職場体験の場として、通えるような作業所を持ちたいということもまた、若い頃からずっと考え続けていたことでした。

私の思いが結実したのは忘れもしません、平成二二年一〇月のことでした。学園にほど近い縫製工場の跡地を利用して、地域で暮らす障がい者のための通所作業所「特定非営利活動法人・五輪福祉会」がついに産声をあげました。産みの苦しみはあったものの、これで地域の障がい者の皆さんに働く場を提供できると思うと、感無量でした。授産施設時代の業者さんとのつながりも役立ちました。その後、念願だった、わかたけ学園からの実習生の受け入れも実現し、職場体験学習や職業前訓練の一環としての実習に、例年十名程度を受け入れていきます。皆まじめでよく働く子どもたちです。子どもたちの書いた実習日誌を読むと、私との何気ない会話の内容を实によく覚えていて驚かされます。職員以外の人とのやりとりが新鮮なのかもしれません。

初めての赴任以来、何度か異動もしましたが、学園での生活だけは格別で、今も懐かしく思い出されます。退職後、すでに十五年の歳月が流れましたが、いまだに学園との「ご縁」は続いていて、内心秘かに学園の私設応援団長を自任しています。ありがたいことに行事の度にご案内もいただきますし、学園から第三者委員を拜命し、昨年まで務めさせていただきました。近年、加齢もあって次第に健康に自信がなくなってきたはしましたが、気力、体力の続く限り、わかたけ学園の応援団長であり続けたいと願っています。

#### ④ 淡海学園と私

甲賀市立土山中学校布引分教室（滋賀県立淡海学園）

森 真紀子

私の淡海学園とのかかわりは、大きく三つの時期に分けられます。

まず、平成一六年から一八年までの三年間、分教室で勤務したことです。それまでも、淡海学園の存在は知ってはいましたが、児童自立支援施設というものに初めて接したと言っている三年間で、驚きの連続でした。

寮に住み込んで、子どもと生活を共にしてくださる学園の先生方の姿、「withの精神」で、毎日ともに作業をし、クラブに汗を流しておられる先生方の姿に敬服しました。寮母さんは、食事の時には、小学生の隣に座り、魚の骨を丁寧にとっておられました。作業に自信のある子どもは、週一回の環境整備で、私をずいぶん助けてくれました。「衣食足りて礼節を知る」という言葉がありますが、子どもは、衣食足りて、安心して生活できる寮という住む場所ができて、やっと勉強に目を向けることができるようになったのだと感じていました。私は今まで、地元で四〇人近い学級の生徒に指導する時に、わからなくても黙っている、机に伏して放棄している生徒を、放置してきたのではないかと、振り返っていました。

このころ、少しずつ高校進学希望の生徒が増えつつあり、学習に力を入れなくてはならないとも感じていました。子どもは、丸暗記をしてよい点数を取りたい、という気持ちが強かったように思います。では、暗記するに足るものは何か、暗記して役に立つものは何かということを考え、当時使われていた斎藤孝の音読教材の暗唱などもしました。また、学年の枠を越えて基礎学習の時間を取ったり、進学に向け補習をしたりしました。自分にできることは、丁寧な学習指導なのだと感じていました。

その後、地元中学校に戻って、Aという生徒を担当しました。Aは、児童養護施設で生活していま

だが、実母と義父に引き取られたということで、中二の夏に転校してきました。母にもAにも、やっといっしょに暮らせることになり、嬉しい気持ちがあったでしょうが、徐々に生活は乱れ、学校から足が遠のき、携帯電話が手放せず、夜に友達と遊ぶようになっていきました。人に言葉で気持ちを伝えるのがあまり得意ではなく、喧嘩やもめごともありました。母とも、帰宅時間や携帯電話の料金を巡って口論になることもあり、夜中二時、三時に泣きながら助けを求めて電話をしてくたり、私に迎えに来て欲しいと言うこともあったりしました。中三になる頃には、担任である私に「一日一回会う」ということだけに、ふらりと学校に登校して話を少ししては帰るといふ状態でした。

Aがそのような状況になり、私はケースワーカーさんと話を進めるようになり、淡海学園にお世話になりたいという気持ちになりました。母やAに淡海学園での生活について前向きな話ができしたのは、私に学園での経験があったからだと思います。本人の行動だけではなく家庭環境の不安定な子どもがいる時、淡海学園という選択肢を持てたことは、ありがたいことだと思います。

Aが入所してからは、折を見ては学園に面会にきました。Aが規則正しく生活し、作業にクラブにがんばっている姿を見るにつけても、親子が離れて冷却期間を設けてよかったと思います。現在は成人していますが、元気で過ごしてくれることを祈っています。

そして前回より九年後、平成二八年度から再び分教室に赴任することとなりました。今回、特に強く感じるのは発達障害のことです。地元の学校も状況は同じですが、人とかかわりが苦手であまり気持ちを伝えられない子どもは増えたように感じました。発達の気になる子ども、そんな気になる生徒を気にしすぎる子ども、かまってしまう子どもが多くいます。寮や学級など集団生活で学ぶことはとても多いけれど、個別にその子に応じた対応をしなくてはならないことも増えていきます。

子どもも大人もユニバーサルデザインの視点を取り入れようという動きの中で、たくさん褒めることだけでなく、「よくにもできた」「わたしにもできる」という学習体験を積み重ね、自己肯定感を高めるため

の工夫が必要です。学ぶ側の立場に立ったユニバーサルデザインを研究、実践していくことが求められています。と同時に、自分だけを見てほしいと願う子どもに、指導する側の「従来どおり」にこだわらない対応、声かけの一つ一つが試されているのだと強く感じています。子どもの心に寄り添い、生活に寄り添い、そうして生まれた信頼関係の上でのみ、教科指導の言葉は子どもの心に届くのだと思います。

九年前に比べて、高校進学希望はより一層強くと感じています。改めて自分にできることは何かと考えると、子どもにも原籍校復帰後や進路実現のための基礎学力をつけることにつぎると思います。四〇分という授業時間の中で、本来に必要なことを精選し、簡潔でわかりやすい学習指導、きめ細かいかわりを心がけていき、少しでも子どもの力になりたいと思います。

私自身が心身共に健やかで、子どもとともに楽しく毎日を送れる今に、心から感謝をしています。

## ⑤ある試験観察事例

宮崎家庭裁判所都城支部 主任家庭裁判所調査官

小川 光 長

家庭裁判所は、保護処分を決定するため必要があると認めるときは、決定をもって、相当の期間、少年を家庭裁判所調査官（以下、「調査官」という）の観察に付することができる（少年法25条1項）。これが試験観察であり、観察期間の少年の行状が終局決定の重要な資料となる。

試験観察に際しては、裁判官が遵守事項を定めて、履行を命ずる。遵守事項は、違反すれば重たい終局処分（少年院送致など）の理由となり、守れば重たい処分を回避する理由となる。遵守事項に加えて、約束事項を調査官が定めることが多い。約束事項は、遵守事項ほどの重みはないが、違反の有無が終局決定

の資料になる。

不遇な生い立ちのA君は、小学校低学年から逸脱行為を繰り返し、中学1年のとき、家庭裁判所で児童自立支援施設送致の決定を受けた。入所後は職員に反発し、他児童をいじめ、寮の備品を壊すなどしていた。中学2年のとき、施設から無断外出してバイクを盗み、在宅事件として家庭裁判所に送致された。事件後も施設内で問題行動を続けていた。

施設職員に連れられて裁判所に出頭したA君は、調査官に対して、なめられないようにと気構えていた。調査官との数回の面接を経てから審判が開かれ、試験観察となった。

A君の遵守事項は①再非行をしない、②施設から無断外出しない、③裁判所の呼出しに応じる、と定められた。また、調査官との約束事項として④施設職員の指導に従う、⑤いじめをしない、⑥物を壊さない、と定めた。これらを守りさえすれば、重たい処分（少年院送致）にならないことをA君に理解させた。

調査官と少年は、互いの役割としての関係性（処分を決める側と決められる側）においては、圧倒的な力関係がある。一方、調査官個人と少年個人との関係性においては、力関係にしばられない交流が可能である。役割としての関係性と、個人としての関係性は、並行して展開していく。

遵守事項や約束事項には、役割としての関係性を明確にする機能があり、それが土台となって個人としての関係性が活性化される。それを守りさえすれば、調査官個人に本音を言っても、悪態をついても、重たい処分を受けないという安心感につながるのである。少年がイライラ、不安など、自らの不快な感情をありのまま語り、それを焦点に対話がなされると、少しずつではあるが、行動をコントロールする力や他者の感情に共感する力につながる。

個人としての関係性が活性化すると、役割としての関係性の内面化につながり、それがさらに個人としての関係性を活性化させる。すなわち、処分を決められる側の役割の浸透（遵守事項や約束事項を守るなど、期待される役割の内面化）と、調査官個人との交流における自己開示は、促進し合いながら展開する。

A君は、試験観察が始まると、少年院に行きたくない一心で遵守事項や約束事項を守った。特に約束事項は、イライラを我慢して無理して守った。寮生活でムカついたことなど、調査官に本音を漏らすようになった。そのうちに中学3年に進級し、紆余曲折がありながらも、約束事項を無理なく守れるようになり、寮での役割や活動を率先して行うようになった。施設職員の親身な関わりに支えられて、A君の気つきや意欲が日常生活に定着していった。

施設はA君の退所を検討し始めたが、地元中学校に受け入れを拒否されたことなどから、延び延びになった。以前のA君であれば自棄になって荒れていただろうが、このときのA君は、施設職員の支えを得ながら意欲的に日常生活を送り続けた。

児童自立支援施設でのA君の大きな成長を確認して、試験観察を終えた。その後、A君が家庭に引き取られたのは、中学卒業の間際だった。もし事件送致段階で少年院送致となっていたら、より早く家庭に引き取られていたことになる。(事例が特定されないよう、また、事例の本質を損なわない程度に加工した。)

## 全児協転退職者交友会の報告

### 第四十一回 全児協転退職者交友会報告

全児協転退職者交友会 会長 長 嶺 耕 次

はじめに

第四十一回全児協転退職者交友会総会は、奈良観光の中心地に最も近い、奈良県奈良市高畑町にある、ホテルサンルートで、平成三十年十月三十日（火）・三十一日（水）の二日間にわたって開催されました。観光シーズンでもあり心配事には絶えませんでした。天候にも恵まれ、無事総会二日間が終わり安堵しました。

第一日目は、役員会、総会が開かれ、平成二十九年度の事業報告や決算報告、監査報告、平成三十年度の事業計画案、予算案、諸案の検討を行い、のち、夕食を兼ねて一年ぶりの再会を祝い懇親会を開き交流を深めました。

第二日目は、予定していた第七十回正倉院展の見学に出かけました。混雑は予想していましたが、思っていた以上にスムーズに会場に入れ、天平時代の国際的交流を想像しながら技術の高い工芸品の数々を見て回りました。

開催に当たり、大変お忙しい中、全国児童自立支援施設協議会 林功三会長（大阪市立阿武山学園長）、奈良県立精華学園 廣岡幸夫園長、大阪府立修徳学院 宮崎浩院長さんたちにも参加していただき、会が

盛り上がったことに感謝申し上げます。

## 一 役員会

### ○協議題

- (一) 平成二十九年事業報告
- (二) 平成二十九年決算報告
- (三) 監査報告
- (四) 平成三十年事業計画(案)について
- (五) 平成三十年度予算(案)について
- (六) 会則改正(案)について
- (七) 副会長の変更について
- (八) 平成三十一年度開催地について
- (九) その他

会長より、平成二十九年事業報告、決算報告があり承認される。

平井光治監事より、監査報告が行われ承認される。

平成三十年事業計画(案)、予算(案)の説明と提案がなされ、審議して承認される。

会則の改正(会則第十八条 会員の身分喪失の項に、3 会費の納入が三年間ない会員は、会員の身分を失う)を加える。その他、句読点など少々省略したり、加えたり)について、審議し承認される。

副会長兼関東支部長である長沼友兄氏より、副会長を磯員和子氏へ、関東支部長は長沼氏が引き続き行

うとの申し出があり、審議の上承認される。

平成三十一年度総会開催地は関東支部担当で、関東よりの箱根（予定）にて開催する事を決定する。

## 二 総会

役員会に引き続き総会が開かれました。

長嶺会長挨拶、廣岡精華学園長による歓迎の挨拶―奈良は、今が一番の観光シーズンで正倉院展、興福寺の国宝館・中金堂の再建記念特別展開催と目白押しです。鹿せんべいをもろうためお辞儀をする鹿も本来の姿を見せる時期でもあり、泥をかぶって一頭のオスが数頭のメスを囲うハーレム性の鹿を見ることが出来ます。精華学園も夫婦が一組欠員状態ですが、対象児童の状況を見ている次第です。学校も少人数の職員で対応しています。児童は、無断外出も計画もなく落ち着いています。明日、正倉院展見学と聞いています。橿原の考古学者によると、展覧物の名称が分かりにくいときは、英語表記の最後の部分を読んでもらった方がわかりやすいとのこと。今後も、レジエンドのご指導お願いしたいと思います。等々。そして、会長による物故者の方々への追悼を捧げました。

また、林全児協会長にも祝辞を頂き、併せて全国の児童自立支援施設の非行少年が劇的に減少している影響を大きく受け、野球大会でも九名そろわない施設が増えており七名のチームまで正式参加と認める流れになっています。人数の減少にともない児童自立支援施設も集団支援の機会が減少する施設が増えていく、集団支援スキルが弱体化していくのではないかと懸念しています。昨年発表された「新しい社会的養育ビジョン」でも児童自立支援施設の将来像に触れています。詳細については厚労省のEで確認ください。今年度も各施設に三つのお願いをしました。一つは、入所児童の確保に努力を、二つに児童相談所との信頼関係強化を、三つに専門員から良きリーダーの育成を。子どもたちの非行内容は変わ

り、昔、言ってた「ヤンキー」はいなく、性問題の増加傾向が止まりません。時代時代の非行少年に対応してきた力で、使命感を持ち今後も邁進していきたいと思えます。等々。

最後に、転退職者交友会の皆様に出身施設の現状を感じ取っていただき、ご支援をよろしくとのお願いもありました。

そして、協議題に入り、会長より役員会の報告があり、全議題とも承認されました。

その後、長沼副会長より挨拶があり、無事閉会しました。

### 三 懇親会

ホテルに会議室がなく、レストランを会議室に利用したため、懇親会準備に少々時間をとりご不自由かれましたが、平林義夫幹事による開会宣言に始まり三好正治近畿支部長の挨拶、叶原土筆中国支部長による乾杯により懇親会に入りました。顧問の田中幹夫先生はじめ、大阪府立修徳学院 宮崎浩院長、神戸市立若葉学園 前田誠次前園長さんたちも駆けつけて、皆さんと和やかに楽しく歓談させていただきました。また、大阪歴史博物館百周年記念で開催される「米騒動と方面委員の誕生」にご尽力された長沼先生より、方面委員の誕生の中で、大阪府立修徳学院二代目院長 武田慎治郎先生のご紹介されているという情報と併せて入場チケットを頂きました。加えて、同学院 宮崎院長より武田慎治郎院長の説明と紹介がありました。

その後、長沼関東支部長より次回開催地の紹介と挨拶、最後に平井光治顧問の終わりの挨拶で幕を閉じました。

#### 四 第二日目 第七十回正倉院展見学

正倉院と聞けば、校倉造とか高床式とか東大寺、聖武天皇、光明皇后ぐらいいいか思い出せませんでした。また、東西交易としてのシルクロードといえば、NHKの番組か喜多郎のシンセサイザーの曲「シルクロード」を思い出すぐらいでした。

今回、いい機会だと思ひ少し勉強しました。

正倉院とは、奈良時代の官庁や大寺院は収蔵施設として正倉を設け、この正倉が幾つも集まった区画を正倉院と呼んでいたそうです。しかし年月とともに東大寺の正倉を除き他の正倉はなくなり、正倉院といえはこの一棟のみになり、東大寺の一棟を指すようになったそうです。

宝物を守るための湿気対策が「校倉造」で定説だったらしいですが、最近では否定され、湿気を吸ったり吐いたりするヒノキや宝物を痛めるヤニの少ない杉の「二重の木箱」、建材自体が持つ優れた能力の箱によって守られてきたらしいです。勿論、高床式建築も湿気がこもりにくいという工夫はされているそうです。また、過去に幾度も地震などに見舞われましたが、直径六十センチメートルの太さの束柱四十本、これらが四百六十トンもの建物を「傾斜復元力」の強さで守ってきたそうです。

光明皇后が、亡くなった聖武天皇の愛用品を東大寺の大仏に献納したのが始まりで、その後も皇后や貴族らも献納したらしく、現在約九千件あるといわれています。今回その宝物の内、五十六点が出展されています。

各宝物には難しい名称がついており、例えば、平螺鈿背八角鏡とか犀角如意、沈香木画箱、磁鼓、新羅琴、白銅剪子等々。また、仏具か鏡、調度品、楽器か武器、祭儀用か等々、用途についても事前の学習が必要のように感じました。五十六点全てご紹介できないのが残念ですが、新羅や唐、はるか遠くはペルシャやインド等の工芸品やその素材などが中国・唐に集まり、遣唐使によって日本にも伝わりました。大陸文

化の影響を受けた宝物が多いですが、九割が国内製だそうです。天平時代の技術力も見ることが出来、国際性豊かな宝物に平和な時代が感じ取れます。

私のおすすめは、聖武天皇ご愛用の螺鈿かざりの鏡 平螺鈿背八角鏡です。コウヤガイを磨いて作った螺鈿、隙間にトルコ石の粒、赤い琥珀の花の周りで鳥たちが優雅に遊ぶ、見る角度によって輝きを変える緑や青、白色のトルコ石が彩を添える技術の高い見事な工芸品です。もう一つ工芸品をご紹介させていただきますと、仏具で僧侶が儀式を行うとき、手にもって威厳を整えるといわれている犀角如意です。細い棒の中に草花や蝶、鳥が犀角や象牙、水晶、真珠、金など貴重な素材を用いて描かれた豪華な如意です。また、高松塚古墳の壁画「飛鳥美人」が身に着けているものと同じような巻スカートや天平時代の戸籍や税、借書など細かに記載された公文書類が今でも残され、日本人の誠実さや勤勉さには感心します。まだまだ新羅琴などたくさん紹介したい物がありますが、切りがないのでこの辺りでやめますが、ぜひ、来年も皆様おこしください。

## 五 やこしい

今回、総会を奈良で行うにあたって、三好近畿支部長、平林監事には幾度となく奈良まで足を運んでいただき、大変ご苦勞をお掛けしました。今年度、近畿のOB会の担当が奈良県、全国のOB会担当が近畿支部と重なったことで、同時に奈良で行うことを決めました。

十月は観光シーズンでもあり宿と料金と観光と頭を悩ませるものでした。奈良・京都については、ほとんどの人が一度は訪れているだろうし、奈良の見どころといえば、吉野・橿原から明日香村、法隆寺、唐招提寺・東大寺等々南北に広がり、とても一日で回るのは難しく、思いついたのが正倉院展でした。勿論見学された方もいるでしょうが、年一回毎年違う展示物ということでお許しがいただけるだろうとの思

いで決めさせてもらいました。ただ正倉院展がいつからいつまで開催されるのか、国立博物館も翌年の七月末か八月初旬の「宮内庁の発表までわかりません」とのことです（昨年、正倉院展の開催が例年より一週間遅く開催）、総会の日程は、ある意味、賭けでした。八月に宮内庁から開催日程の発表があり、総会もその開催期間に当たりホッとしました。後は、当日の天候と皆さんに楽しんでもらえるよう祈るばかりでした。

幸い、国立博物館内は混雑していましたが、思った以上に長時間並ぶこともなくスムーズに入館でき、十分とはいかなかったかもしれませんが、天平時代の文化に堪能していただけたのではないかと思います。ただ、見学を終えた後の集合場所について、担当者の手違いにより皆さんにはご迷惑をおかけしました。何とか皆さんと連絡が取れ、昼食場所へ移動できホッとしました。

最後に、今回の学習ではじめて知った一つに、聖武天皇が大仏造立を発願したのは、河内国大県郡の智識寺で廬舎那仏を拝したのがきっかけとか。なんと、その智識寺は、今でこそ近くの神社に塔の心礎しか残っていないようですが、大阪府立修徳学院から離れること二キロメートル前後のところにあるということです。確かに、柏原市に大県や大平寺という地名がありますが全然知りませんでした。一度訪れてみたいと思います。



# 文 献 賞

平成三十年度 文献賞

## 文献賞選考経緯

平成三十年度文献賞は、第二二四号に掲載されている論文が対象になりました。今回は、選考委員の票も割れました。その中から二つの論文を優秀賞の受賞いたしました。なお、今年度の『最優秀賞』は「該当なし」となりました。

全国児童自立支援施設協議会 会長 林 功三

## 優秀賞

### 「高校生支援の復活

『やってみよう』から『支援できる』へ』

熊本県清水が丘学園 主任主事 松田杏里

年長児支援（特に高校通学）は様々なハードルがありますが、再トライする職員や施設の迷い、戸惑いを乗り越えるプロセスがよく伝わってきて、主体的かつ積極的に取り組もうとする姿勢に大きな可能性や期待感を持ちました。

## 優秀賞

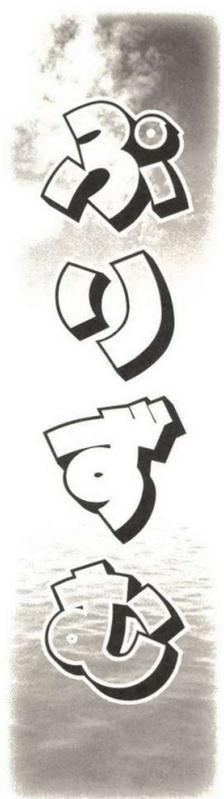
### 「高児童自立支援施設における人材育成について考える」

埼玉県埼玉学園 指導課長 佐藤雄介

児童自立支援施設における人材育成を、方法や仕組み作りの中で、具体的な事例を挙げながらアプローチした論文になっており、他の施設でも気付きにつながる内容になっています。

#### 選考委員

- |       |          |              |
|-------|----------|--------------|
| 林 功三  | (全児協会会長) | 大阪市立阿武山学園長   |
| 平倉 秀夫 | (全児協副会長) | 東京都立萩山実務学校校長 |
| 廣岡 幸夫 | (全児協副会長) | 奈良県立精華学院長    |
| 青木 建  | (全児協顧問)  | 国立武蔵野学院長     |
| 相澤 孝子 | (全児協顧問)  | 国立きぬ川学院長     |



ぷりすむ

## 社会的養護の課題と将来像

### 児童養護施設等の社会的擁護の課題に関する検討委員会・

### 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ

私は、本年四月から児童自立支援施設である当施設に配置替えとなった。県職員になって二十数年の間、教育委員会や消防学校教官としての勤務経験があるものの、県立の児童自立支援施設が存在し、しかもその中に小・中学校の分教室が設置されていることを、初めて知った。このように児童福祉に携わることとは初めてであり、本稿を書いている九月時点においても、学生時代に専攻した数学を始めとする学習を通じて入所児と交流を持つことができてきたに過ぎない。

本とりまとめは、このような私が、近年どのような経過を経て現在の児童福祉政策に至ったのかをも含めた現在の児童自立支援施設の根柢やその課題と解決策を説明した資料を探していたときに出会ったもの

で、専門用語の定義を明確にし、施設の課題のほか最近の児童福祉法や関係省令などの改正の背景が取り上げられており、手離せない資料となっている。

本とりまとめでは、社会的養護を必要とする児童の数では増加しており、虐待など児童の抱える背景は多様化・複雑化しているとし、児童養護施設等の児童が健やかに育ち、一般家庭の子どもと平等に社会のスタートラインに立つことができるよう、社会的養護を充実することが必要とされていると述べる。

平成二十三年一月、厚生労働省に「児童養護施設等の社会的養護の課題と将来像」が設置され、同年七月には、同検討委員会のとりまとめとして「社会的養護の課題と将来像」が公表され、そこでは基本的考え方とともに、社会的養護の施設等、社会的養護の共通課題（施設の運営の質の向上、施設職員員の専門性の向上、親子関係の再構築支援の充実等）、施設の人員配置、社会的養護の整備量といった課題と将来像がとりまとめられている。

ところで、社会的養護を必要とする児童（要保護児童）については、児童福祉法において「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当である認められる児童」と定義されている。具体的には、保護者が死亡あるいは行方不明、保護者が拘留中、保護者が病気療養中、経済的理由による養育困難、保護者が子どもを虐待している場合が該当する。なお、ここで「社会的養護」とは、要保護児童を公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことと定義されている。

児童は、家庭における愛情の下で養育されることが望ましいが、児童の中には、保護者がいない、あるいはいても保護者に養育させることが適当でないなどの理由により、家庭での養育が困難な場合がある。このような児童については、家庭に代わる環境を与え健全な育成を図り、その自立を支援することが重要である。その方法には、乳児院、児童養護施設などへの入所措置、里親への委託によるものがあるという。また、家庭環境上の理由により施設入所となった児童の割合が増加傾向にあることを踏まえ、平成

二十二年から二十三年にかけて、社会的養護の在り方の見直しについて、児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会などで検討が進められていたが、当面早急な改正が必要な事項として、平成二十三年六月に児童福祉施設最低基準等の改正が行われた。職員配置基準関係では、家庭支援専門相談員や個別対応職員など加算職員の配置の義務化が行われ、設備関係基準では、居室面積の下限が引き下げられる（一人当たり三・三㎡から四・九五㎡へ）とともに居室定員の上限が引き下げられ（十五人以下から四人以下へ）、相談室の設置が義務化されている。なお、児童福祉施設最低基準は、平成二十四年四月には、児童福祉施設・サービスの人員・設備・運営基準を都道府県等の条例に委任する（本県では「青森県児童福祉法施行条例」として整備された。）などの改正が行われるに際し、その名称が「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」へと改められている。本とりまとめで提言された内容によって、今後の子ども・子育て支援施策の重要な分野として社会的養護の各般の施策の推進がどのようになっていくのか注目したい。なお、厚生労働省の「新しい社会的養育ビジョン」（新たな社会的養育の在り方に関する検討会、平成二十九年八月二日）において、本とりまとめの見直しの必要性が提示されており、今後の見直し内容についても注視したい。

（青森県立子ども自立センターみらい 小笠原 信行）

# 必死のパッチ

桂雀々 著 幻冬舎

学園長に勧められ手にとった。「児童自立支援施設とどのような関連があるのか」と、阪神タイガースを連想させる「必死のパッチ」というタイトルを見つめながら、そんなことを考えた。ページめくると、そこには一人の落語家の幼少期が描かれていた。

私は今年で三三歳を迎えたが、これまでの人生で落語に触れた機会はほとんどない。父親が聞いていたものがたまに耳から入ってきた程度。今回、本稿を執筆するに当たって初めて桂雀々氏の落語を聞いた。面白い。人生初めてまともにも聞いた落語が、こんなに面白いものとは。

こんな面白い落語をつくりだす人は、それはきつと豊かな人生を送ってきたに違いない。と思いきや、桂氏の幼少期を知って驚かされた。小学六年生の五月、三者面談の帰りに遊びに行こうとする自分に「氣い付けて帰っておいでや」という言葉を最後に、母親は家を出て行った。その一年後、父親までもが家を出て行くことに。ギャンブル依存の父親に愛想を尽かして家を出た母親。そして、多額の借金のために借金取りから逃れるために家を出た父親。そして、中学一年生でありながら、家に取り残された自分。ガスや水道、電気を止められることへの不安、ヤクザにも似た借金取りが戸を蹴り破り、土足で家に踏み込んでくる恐怖に耐え忍びながらの一人暮らし。そんな生活が続く中、桂少年は色々な人に支えられながら生きていく。そして、ある時ラジオから流れてきた落語と運命の出会いを果たし、落語で生きていくことを決意するのだ。

中学生という、まだまだ幼い時期に桂少年は両親を失った。というよりも「捨てられる」体験をしたわ

けだ。その時の、同年代の生徒に対しての思いを次のように語っている。

「思春期を迎え、周りには親や世間に反抗したり、口を開けば文句を言うヤツらが多かった。でも、ボクの中から見れば『うらやましいな』と思う家庭のヤツばかり。『片っぴらだけでも親がおるやんか』『反抗できる人間が側におるやんか』と思えてしまうのだ。」

両親がおり、経済的にも困窮した経験がない私にとって、それは未知の世界である。些細なことで両親に反抗した思春期。今でさえ、顔を合わせる時昔のように反抗してしまう幼い私がいる。どれだけ恵まれた環境で育てられたのか。そんなことを考えさせられる。

学園には、父親、母親との生活をほとんど経験してこなかった子どもが入園してくることもある。ひとり親家庭の入園児童は六割を示す。他の子どもが家族に迎えられ帰省する場面、他の子どもが体育祭の親子ゲームに父母と一緒に参加している場面、彼らの心境も桂少年と同じなのだろうか。多くを考えさせられる。

桂少年は落語家になった今、自身の過去をおもしろおかしく語っている。その中で特に印象的であったのが次の箇所。

「二人になりたくなかったから、無理におもしろい子を演じ、その無理がたたって笑われるのがイヤになり、笑われなくなったら友達を失いそうになり、失いそうな友達を取り戻すためにバカになり、バカになったせいで先輩に罵られ、罵った先輩にひと泡吹かせようと考えていた時に落語に出会い、落語に出会ったおかげで一人の時間が楽しくなった。」

桂少年の心情に触れる中で、学園で生活している「あの子」や「あの子」の顔が浮かび上がってきた。他者に関わりたい思いを人一倍強く抱いている、けれど他者との関わり方が人一倍下手糞な彼ら。心理的にも物理的にも他者との距離のとり方を知らないからこそその関わり方なのだろう。幼少期に一番かまっていたほしい相手である父親や母親にかまってもらえず、他者との適切な関わり方を教えてもらえなかったから

こそその姿である。

学園で生活する子どもに「こんな人生を辿った人もいるんだよ」と伝えたい。彼らに関わる私は「目の前にいる子どもには想像を越える過去があるかもしれない」ことを再認識した。子ども、大人、両者に一読して欲しい一冊である。

「すごい遠回りをしたけれど、ボクは落語と出会うために親に捨てられたんじゃないか？ 落語の神様が、

ボクを落語に出会わせるために仕組んだ試練だったんじゃないか？」

苦しい境遇にありながら、こんなポジティブな気持ちを抱ける人は多くはない。桂氏の人柄なのかなんなのか、周囲の人を惹きつける魅力を身につけるための努力を「必死」にしてきたに違いない。

寮長を務める私は、彼ら子どもの人生の一端を共に過ごさせてもらっている。学園生活は彼らの長い人生から見れば、ごくわずかな期間でしかない。彼らにとつては「しんどい試練の日々」となっているかもしれない。そんな彼らに私は何ができるのか。学園を巣立った後、彼らが自分の過去を振り返り「若葉学園にいたこと」がただの試練となるのではなく、何かしらの意味を持てる日がくるように、今日も目の前の子どもと一緒に生活をしていきたい。

(神戸市立若葉学園 崎本 翔)

# 発達障害と少年犯罪

著者 田淵俊彦 NNNドキュメント取材班  
 発行 新潮新書 二〇一八年五月二十日発行

題名にひかれて読み始めて既視感を覚えた。この本は以前に観たドキュメンタリー番組を書籍化したものだった。放映された番組は触法障害者受入れのために前勤務先の知的障害者施設に私が導入したコグトレも紹介しており良い番組であったが、放送直後は批判も多かったという。(もちろん好意的な意見もあった。その後この番組は優秀な番組を表彰するギャラクシー賞を受賞した。)そこで「番組の中で描き切れなかった事柄、語りつくせなかった真実を改めて紐解き、考え直し、書籍としてまとめ」たらしい。

この新書本は、しっかりと自閉症スペクトラム障害について記載されている。発達障害の特性を十分に理解して支援する必要性がある際に、その特性の理解に自信がない場合、情報を得るためには非常にとっつきやすい。例えば、自閉症スペクトラム障害の「三つ組の障害」特徴についても、具体例をあげて理解しやすいように書かれている。読み進めると「ああ、あの子の行動はこういうことなのか」と入所児童に当てはめることができるであろう。

聞くと児童自立支援施設入所児童に発達障害児が増えてきたという。しかしその割には、発達障害児に対する支援が専門性を持ったものではないのではないかと懸念がある。これは私が三月まで勤務していた知的障害児入所施設でも同様であった。発達障害のそれぞれの特性に合わせた支援というより、「発達障害児には視覚的支援が有効」というステレオタイプの、しかも非常に安易な考えでの支援をしがちに

なる。さらに「この行動は障害特性なのだから仕方ない」というのに、職員が感情的に反応してしまふ。また彼らの多くは自尊心が低いため、ほめて自己肯定感を向上させるよう指示すると、職員のほめるスキルが非常に低いので閉口した。中には「社会に出たらいつでも褒められるとは限らない」「ほめてもらえなかったら何もしない子になるのではないか」と反発する職員も少なくなかった。

問題行動についても、氷山モデルを利用して障害特性と置かれた環境から考えようと、環境調整を行うことで改善できる可能性は非常に大きくなる。しかし、その障害特性を十分把握・理解できておらず、結果支援方法があいまいなものになり、問題行動はやまず、感情的に叱ることで児童の自尊心は低下し、問題行動が多発するという悪循環におちいる。このことはひよっとすると児童自立支援施設でもありうるのかもしれない。著者は本書の中で、自己肯定感が低くなる原因を次の五つにまとめているが、入所児童のケース記録を読み返すとその中にこの五つの原因がふんだんにちりばめられているのがわかるであろう。本は、当時コグトレを導入し始めた阿武山学園のエピソードも描く。「もつと基礎の『認知をするという部分』が欠けているから学力がつかない」という講演を聞いて「これだ」と思ったという。実際にコグトレを試してみれば実感できるのだが、入所児童の「認知」能力の低さには、驚かされることが多い。「これまでさぞ生きづらかったであろう」と悲しくなる。

一般校でコグトレを導入している国府小学校の井阪特別支援教育士は「自尊心を持っていうものがすごく大事なようになって感じています。『認められる』ってことが、『できる』『わかる』『認められる』というのを私は子どもに日々感じさせたいなと思っっているんな取り組みをしているんです。できて、楽しくて、力が伸びて、自尊心も向上する。そういう経験を積んでおくと、犯罪には繋がらないのかな。」と言う。

学園の枠のある生活は、これまで地域で叱責され否定され続けてきた児童が、「できる」「認められる」ことを経験できるものである。そして分校では、地域の学校で無視され、わからないから受けなかった授業ではなく、「わかる」ことを経験できる教育を受けられる機会がある。その時に重要なのは「わかる」

ために必要な「認知能力」の向上を行い、「できた」時に褒められ認められる経験を重ね、崩壊した自尊心を再構築することである。同時に障害特性に合わせて環境調整を行い、認知能向上のための支援を組み立てる。これは児童自立支援施設と併設分校だからできることである。

この本は、発達障害がある子どもに「虐待」という要因が加わることで、非行・犯罪へ向かう可能性が多い現状を論じているだけではなく、その子どもたちにどうアプローチすればよいかという方法論も述べている。私たちは、発達障害の二次障害として表出した「非行」「暴力」等という課題をどう解決していくかを、その特性に合わせて考えていかなければならない。この本はその際の一助になるのは間違いない。

(香川県立斯道学園 沼田 章)

## 編集後記

非行問題編集事務局 福島県福島学園

東日本大震災と原発事故から八年が経ちます。福島県の中通りにある福島学園で生活していると震災の名残は感じられませんが、浜通りのニュースを見聞きすると、復興は道半ばと感じさせられます。前号の非行問題編集事務局であった熊本県立清水が丘学園の編集後記にもあったように、我々の携わる児童自立支援とは、震災復旧・復興のような地道な作業の積み重ねと同様であると思えます。いつか成果が出ると信じて子どもに向き合い、声をかけ、その成長を見守っているのです。

今年度の特集テーマは「これからの社会的養育に向けた、児童自立支援施設における支援のあり方とは」です。社会的養育ビジョンには、子どもは家庭的な環境で養育されなければならないと記されています。児童福祉司として働いているときには至極当然と思われることが、児童自立支援専門員という立場では私たちの子どもたちが世間から見捨てられたような寂しさを覚えます。これから先、二律背反とも言える社会的養育ビジョンに児童自立支援施設は挑戦していくことになると思われます。今回の非行問題がその先駆けとなり、各施設の先生方のお役に立てれば幸いです。

最後になりましたが、本誌の発刊にあたり、各ブロックの編集委員・執筆者をはじめ、多くの関係者の方々のご協力を編集事務局一同感謝申し上げます。また、東日本大震災と原発事故では全国の皆様からたくさんのご支援をいただきました。この場を借りて改めて感謝申し上げます。

## 会員外の読者の皆様へ

全国児童自立支援施設協議会  
会長 林 功 三

全国児童自立支援施設協議会は、全国58か所の児童自立支援施設（国立2、公立54、社会福祉法人2）による7つの地区協議会から構成され、児童自立支援事業の振興を図ることを目的として、児童自立支援施設の相互協力、事業の企画や調査研究、機関誌の発行等の活動を行う全国組織です。

この「非行問題」は、当協議会が、児童自立支援に関係する皆様から寄せられた実践記録、研修結果、研究成果等をもとに、編集・発行しているもので、本年度の第225号では、「これからの社会的養育に向けた、児童自立支援施設における支援のあり方とは」を特集テーマに取り上げました。

なお、本誌の「きゅう」コーナーは、会員外の皆様からのご提言やご助言、感想などの発表の場として用意しております。ぜひ、事務局あてに、投稿をお寄せいただきますようお願いいたします。

また、当協議会では、ホームページを開設しており、本誌についても、バックナンバーを含めてホームページから購買申込みができます。

全国児童自立支援施設協議会事務局  
〒569-1041

大阪府高槻市大字奈佐原956

大阪市立阿武山学園内

Tel 072-696-0331

Fax 072-696-0332

E-mail [zenjikyoku@city.osaka.lg.jp](mailto:zenjikyoku@city.osaka.lg.jp)

(全児協HP) <http://zenjikyoo.org/>

編集委員

編集長 福島学園

鈴木 敦

編集委員 福島学園

植田 浩一

安齊 満

高橋 仁

生実学校

岡山 史

甲陽学園

小池 涼子

萩原 拓也

若葉学園

崎本 翔

わかたけ学園

戸山 裕一

えひめ学園

佐藤 俊一

みやざき学園

四位 智亮

編集事務局

〒九六二—〇〇〇—一

福島県須賀川市森宿字中新田一二八

TEL 〇二四八—七三—二五一四

FAX 〇二四八—七三—二五二三



# 非行問題

非行問題 第二三五号

平成三十一年三月 発行

編集人 鈴木 敦

発行人 林 功三

印刷所 (株) 信勝堂